

官報

号外

昭和二十九年三月二十七日

○第十九回 衆議院會議録第二十八号附録(その一)

〔参照〕
所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律
所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

- 所得税法目次
- 第一章 総則(第一条―第八条)
 - 第二章 課税標準及び税率
 - 第一節 所得金額の計算(第九条―第十一條)
 - 第二節 所得控除(第十二條―第十三條)
 - 第三節 税率及び税額の計算(第十四條―第十五條)
 - 第四節 税額控除(第十六條―第十八條)
 - 第五節 税率及び税額計算の特例(第十九條―第二十條)
- 第三章 予定納税及び予定申告
- 第一節 予定納税(第二十一條―第二十二條)
 - 第二節 予定申告(第二十三條―第二十四條)
 - 第三節 予定納税額の更正及び修正(第二十五條―第二十六条)
- 第四章 確定申告及び申告納税
- 第一節 確定申告(第二十六條―第二十九條)
 - 第二節 確定申告に係る納税及

- び還付(第三十條―第三十六條)
 - 第五章 源泉徴収(第三十七條―第四十三條)
 - 第六章 更正及び決定(第四十四條―第四十七條)
 - 第七章 再調査、審査及び訴訟(第四十八條―第五十二條)
 - 第八章 雑則(第五十三條―第六十八條)
 - 第九章 罰則(第六十九條―第七十三條)
- 左に掲げる各条の前に、それぞれ下欄に掲げる見出しを附する。
- 第三條の二 (実質課税の原則)
 - 第四條 (信託利益の課税)
 - 第五條 (配当所得とみなす場合)
 - 第七條 (合同運用信託等の定義)
 - 第十條の三 (減価償却の方法)
 - 第十一條 (公社債の利子等の所得の帰属)
 - 第十九條 (信託財産について納付した所得税額の控除)
 - 第二十條 (重要財産の製造等についての特例)
 - 第四十三條 (源泉徴収所得税の徴収)
 - 第五十條 (訴訟法の適用)
 - 第五十一條 (訴訟)
 - 第五十二條 (証拠提出の順序)
 - 第五十八條 (公社債等の募集書類)
 - 第六十條 (給与支払者の申告)
 - 第六十一條の二 (株式の消却等の場合の通知)

- 第六十一條の三 (積立金の資本組入の場合の通知)
 - 第六十一條の四 (証券投資信託の終了等の場合の通知)
 - 第六十二條 (源泉徴収票)
 - 第六十二條の二 (給与の支払明細書等)
 - 第六十四條 (収税官吏の諮問)
 - 第六十五條 (納税地)
 - 第六十六條 (納税管理)
 - 第六十八條 (附加税の禁止)
 - 第一條に見出しとして「(納税義務者)」を附し、同条第一項中「個人」の下に「(以下居住者という。)」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「個人」の下に「(以下非居住者という。)」を加え、同条第一号中「所得」の下に「(第二号乃至第九号に該当するものを除く。)」を加え、同条第八号中「前各号」を「第二号乃至前号」に改め、同条を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。
- 八 この法律の施行地にある不動産、当該不動産の上に存する権利若しくは採石法による採石権の貸付(地上権又は採石権の設定その他他人をして不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用せしめる一切の場合を含む。)(又は鉱業法による租鉱権の設定に因る所得
- 第一條第五項中「左の各号」を「第二項第二号乃至第四号又は第六号乃至第九号」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

- 第二條に見出しとして「(課税所得の範囲)」を附し、同条第一項中「前条第一項の規定に該当する個人」を「居住者に改め、同条第二項中「前条第二項の規定に該当する個人」を「非居住者に改め、同条第三項中「前条各号」に改め、同条第三項中「前条第一項の規定に該当する個人が同条第二項の規定に該当することとなつたとき又は同条第二項の規定に該当することとなつたとき又は居住者が非居住者となつたとき又は非居住者が居住者となつたとき」に、同条第二項各号」を「前条第二項各号」に改める。
- 第三條に見出しとして「(非課税法人)」を附し、同条第一項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号中「日本放送協会」の下に「損害保険料率算出団体」を加え、同項第八号の次に次の一号を加える。
- 九 弁護士会及び日本弁護士連合会並びに弁理士会
- 第五條の二に見出しとして「(時価による譲渡とみなす場合)」を附し、同条第一項中「相続人に対する遺贈」を「包括遺贈及び相続人に対する遺贈」に、「第九條第一項」を「第九條」に、「同項」を「同条」に改め、同条第二項中「第九條第一項」を「第九條」に改める。
- 第六條に見出しとして「(非課税所得)」を附し、同条第五号及び第十二号中「第九條第一項」を「第九條」に改め、同条第十四号中「第一條第一項の規定に該当する個人が外国において勤務する居住者」に改める。
- 第七條の次に次の一号を加える。
- (特別農業所得者の定義)
- 第七條の二 この法律において特別農業所得者とは、その年において特別農業所得(米、麦、たばこ、果実、野菜又は花の栽培、養蚕その

- 他これらに類する事業で命令で定めるものから生ずる所得をいう。
- 以下本条において同じ。の金額が総所得金額の十分の七に相当する金額をこえ、且つ、その年九月一日以後に生ずる農業所得の金額がその年の農業所得の金額の十分の七をこえる者をいう。
- 第八條に見出しとして「(扶養親族等の定義)」を附し、同条第一項中「第九條の下」乃至「第九條の三」を加え、「及び退職所得の金額」を「退職所得の金額及び山林所得の金額」に、「三万五千円」を「四万円」に改め、同条第五項中「第九條第一項」を「第九條」に、「六万円」を「七万円」に、「第九條の規定」を「第九條乃至第九條の三の規定」に、「及び退職所得の金額」を「退職所得の金額及び山林所得の金額」に改める。
- 第九條の前に次の節名を加える。
- 第一節 所得金額の計算
- 第九條に見出しとして「(所得の種類及び山林所得の金額の計算)」を附し、同条第一項各号列記以外の部分中「第六号を除く」を「第六号及び第七号を除く」に改め、「(第三項の規定により当該金額から控除すべき損失の金額がある場合には控除後の金額)」を削り、「第六号に規定する所得については、同号の規定により計算した金額」を「第六号又は第七号に規定する所得については、それぞれ当該各号の規定により計算した金額(第九條の三第一項第五号又は第六号の規定の適用がある場合においては、当該各号の規定による控除後の金額。以下それと退職所得の金額又は山林所得の金額という。)」に改め、同項第六号中「二十万円」の下に「(命令の定めるところにより計算した勤続年数が十年をこえる場合には、そのこえる年数を二万円に乘じて得た額を加算した金額(当該金額が五十万円をこえることとなるとき

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その一)

は、五十万円とする。)を加え、同項第七号中「(以下山林所得という。)」を「(山林をその取得の日から一年以内に伐採又は譲渡することによる所得を除く。以下山林所得という。)」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第九条の二に見出しとして「純損失又は損失の繰越控除」を附し、同条第一項中「第二十九条第三項」を「第二十九条第四項」に、「第十四条の二第一項第一号の規定により特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除された純損失の金額及び」を削り、「前条の総所得金額」を「第九条の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「第十四条第一項」を「第十四条」に、「金額は、前条の総所得金額の計算上これを控除し、前年以前三年内の各年に生じた第十一号の三の規定により控除を認められた損失の金額で前年以前において控除されなかつた部分に相当する金額は、前条の総所得金額又は退職所得の金額」を「金額又は前年以前三年内の各年に生じた第十一号の三に規定する雑損失の金額で前年以前において控除されなかつた部分に相当する金額は、第九条の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額」に改め、同項後段を削り、同条第四項中「第十一号の三の規定により控除を認められた損失」を「第十一号の三に規定する雑損失の金額」に、「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改め、同条第五項中「第十一号の三の規定により控除を認められた損失」を「第十一号の三に規定する雑損失」に改め、同条を第九条の四とする。

第九条の次に次の二条を加える。
(非課税所得に係る損失の計算除外)

第九条の二 左に掲げる不足額は、

前条各号に規定する所得の計算上、なかつたものとみなす。

一 営利を目的とする継続的行為による場合を除き、第六号第五号に規定する資産の譲渡に因る収入金額が当該資産の取得価額及び譲渡に因る経費の額の合計額に満たない場合におけるその不足額

二 株式の消却若しくは資本の減少に因り株主が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額若しくは退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻として社員若しくは出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額又は当該株式若しくは出資に係る資本金額等から成る部分の金額のうちいづれか低い金額が、株主、社員又は出資者が当該株式又は出資を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

三 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が、株主、社員又は出資者が解散法人の株式又は出資を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

四 被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から合併に因り取得する株式又は出資の価額及び金銭の額の合計額が、株主、社員又は出資者が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

五 証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約に因り証券投資信託の受益証券を有する者に対し支払われる金額と

証券投資信託について信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が、その者が当該受益証券を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

(損益の通算及び純損失の意義)

第九条の三 第九条の規定により総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を計算する場合において、同条第二号乃至第四号、第七号、第八号又は第十号に規定する所得の計算上損失を生じたときは、左の各号に定めるところに従い、これを他の所得の金額から控除し、控除後の同条第一号乃至第五号及び第八号乃至第十号の所得の金額、第六号の所得の金額又は第七号の所得の金額により、それぞれ総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を計算するものとする。この場合において、左の各号の規定によるものおける、左の各号の損失の金額があるときは、当該金額の合計額を、以下純損失の金額という。

一 第九条第二号乃至第四号又は第十号に規定する所得の計算上損失を生じたときは、これをまず同条第九号に規定する所得の金額から控除する。

二 第九条第八号に規定する所得の計算上損失を生じたときは、これをまず同条第九号に規定する所得の金額から控除する。

三 第一号に規定する場合において、同号の規定によるものおける、同号の損失の金額があるときは、これを第九号第八号及び第九号に規定する所得の金額(前号の規定による控除が行われる場合には、同号の規定による控除後の金額)の合計額が十五万円をこえる場合を限り、その

こえる金額の範囲内において、当該所得の金額から控除する。

四 第二号に規定する場合において、同号の規定によるものおける、同号の損失の金額があるときは、これを第九号第一号から第五号まで及び第十号に規定する所得の金額(第一号の規定による控除が行われる場合には、同号の規定による控除後の金額)から控除する。

五 第一号又は第二号に規定する場合において、前各号の規定によるものおける、同号の損失の金額があるときは、当該金額を、まず第九号第七号に規定する所得の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該金額を同条第六号に規定する所得の金額から控除する。

六 山林所得の計算上損失を生じたときは、これをまず第九号第一号乃至第五号及び第十号に規定する所得の金額(第一号又は第四号の規定による控除が行われる場合には、当該各号の規定による控除後の金額)から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、同条第八号及び第九号に規定する所得の金額(第二号又は第三号の規定による控除が行われる場合には、当該各号の規定による控除後の金額)の合計額が十五万円をこえる場合を限り、そのこえる金額の範囲内において、当該所得の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、同条第六号に規定する所得の金額(前号の規定による控除が行われる場合には、同号の規定による控除後の金額)から控除する。

第十四条に規定する変動所得の金額又は、変動所得の計算上

の損失の金額がある場合における前項の規定の適用に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十条に見出しとして「(収入金額、必要経費等の計算)」を附し、同条第一項中「第九条第一項」を「第九条」に、「同項」を「同条」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第九条」に、「第五十七号第四項又は第五十七号の二」を「第五十六号第四項又は第五十七号」に、「第三十号乃至第三十四号、第四十五号及び第四十七号」を「第三章、第四章又は第六章」に改め、同条第三項中「第九条第一項」を「第九条」に、「同項」を「同条」に改め、同条第四項中「第九条第一項」を「第九条」に、「相続又は被相続人からの遺贈」を「相続、包括遺贈又は被相続人からの遺贈」に、「同項」を「同条」に、「相続人」を「相続人又は包括受遺者」に、「遺贈(被相続人からの遺贈を除く)」を「遺贈(包括遺贈及び被相続人からの遺贈を除く)」に改め、同条第五項中「前二条」を「前四条」に改める。

第十條の二に見出しとして「(たな卸資産の評価方法)」を附し、同条第四項中「前年十二月三十一日」を「三月十五日」に改める。

第十條の四に見出しとして「(山林所得又は譲渡所得の計算の特例)」を附し、同条中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

第十條の五に見出しとして「(家屋等の譲渡所得の計算)」を附し、同条中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

第十一條の二に見出しとして「(親族が事業に従事する場合の所得の計算及び専従者控除)」を附し、同条第二項中「当該納税義務者の配偶者及び」を削り、「六万円」を「七万円」に改める。

第十一條の三の前の節名を加える。

第二節 所得控除

第十一條の三に見出しとして「(雑損控除)を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に、「その個人の総所得金額及び退職所得金額」を「その者の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額」に改め、超過額の下に「(以下雑損損失の金額という)を加え、その個人の総所得金額又は退職所得金額を「その者の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は山林所得金額」に改め、同条第二項第一号の規定に該当する個人」を「この法律の施行地に事業を有する資産の所得若しくは同項第八号に規定する所得を有する非居住者(以下事業等を有する非居住者という)に改め、同様とする」の下に「(本条の規定による控除額を雑損控除額という)を加える」。

第十一條の四に見出しとして「(医療費控除)を附し、同条第一項中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に、「その個人の総所得金額及び退職所得金額」を「その者の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額」に改め、超過額の下に「(この控除額を医療費控除額という)を加える」。

第十一條の五に見出しとして「(社会保険料控除)を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に、「その個人の総所得金額及び退職所得金額」を「その者の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額」に改め、超過額の下に「(この控除額を社会保険料控除額という)を加える」。

第十一條の六に見出しとして「(生命保険料控除)を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に、「八千円」を「一万二千円」に、「その個人の総所得金額又は退職所得金額」を「その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額」に改め、超過額の下に「(この控除額を生命保険料控除額という)を加える」。

第十三條の二に見出しとして「(扶養控除)を附し、同条第一項中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に、「その個人の総所得金額及び退職所得金額」を「その者の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は山林所得金額」に改め、同条第二項中「個人の総所得金額又は退職所得金額」を「納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額」に改め、超過額の下に「(本条の規定による控除額を扶養控除額という)を加え、二万五千円を二万五千円に改める」。

第十二條の二に見出しとして「(基礎控除)を附し、同条中「第一条第一項又は第二条第一号の規定に該当する個人」を「居住者又は事業等を有する非居住者」に、「又は退職所得金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、超過額の下に「(この控除額を基礎控除額という)を加える」。

第十二條の三に見出しとして「(所得控除の順序)を附し、同条中「第一条第一項の規定による控除」を「雑損控除の控除」に、「第一条第一項の四から前条までの規定による控除」を「医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、超過額又は基礎控除の控除」に、「まず総所得金額から控除し、なお不足額がある場合において、これを退職所得金額から控除し、これを退職所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次に改め、同条後段を削る」。

第十三條の二に見出しとして「(税率)を附し、同条中「前七条の規定による控除後の総所得金額(以下課税総所得金額という)又は当該控除後の退職所得金額(以下課税退職所得金額という)を、それぞれ、左の各級に区分して、通次に各税率を適用して計算した金額の合計額を「課税総所得金額又は課税退職所得金額」とし、各税率を適用して計算した金額の合計額を「課税山林所得金額の五分の一に相当する金額を左の各級に区分して通次に各税率を適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額」に改め、同条に次の一項を加える。

第十三條の二に見出しとして「(税率)を附し、同条中「前七条の規定による控除後の総所得金額(以下課税総所得金額という)又は当該控除後の退職所得金額(以下課税退職所得金額という)を、それぞれ、左の各級に区分して、通次に各税率を適用して計算した金額の合計額を「課税総所得金額又は課税退職所得金額」とし、各税率を適用して計算した金額の合計額を「課税山林所得金額の五分の一に相当する金額を左の各級に区分して通次に各税率を適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額」に改め、同条に次の一項を加える。

前項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とは、それぞれ、前七条の規定による控除後の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を、当該控除後の山林所得金額をいふ。

第十三條の二を削る。

第十四條を次のように改める。

第十四條 その年において、漁獲から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬に因る所得又は著作権の行使に因る所得(以下変動所得と総称する)の金額が総所得金額の百分二十以上である場合(前年以前二年内に生じた変動所得の金額があるときは、その年の変動所得の金額が、前年以前二年内に生じた変動所得の金額の合計額の二分の一に相当する金額をこえる場合に限る)においては、納税義務者の選択により、総所得金額に対する所得税の税額は、左の各号に掲げる金額の合計額によることことができる。

一 課税総所得金額から変動所得の超過額(前年以前二年内に生じた変動所得の金額がないときは、その年の変動所得の金額をいふ)、前年以前二年内に生じた変動所得の金額があるときは、その合計額の二分の一に相当する金額をその年の変動所得の金額から控除した金額をいふ)を、課税山林所得金額の五分の一に相当する金額との合計額に五を乗じて得た金額との合計額に改め、同条に次の一項を加える。

二 前号に掲げる金額の調整所得金額に対する割合を、変動所得の超過額の五分の四に相当する金額(課税総所得金額が変動所得の超過額に満たないときは、課税総所得金額の五分の四に相当する金額)に五を乗じて計算した金額に改める。

第十四條の二を削る。

第十五條に見出しとして「(簡易税額表)を附し、同条第一項中「第一条第一項又は第二条第一号の規定に該当する個人」を「居住者又は事業等を有する非居住者」に、「第十三條の二又は第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において、調整所得金額、第十四條の二第一項の規定の適用がある場合においては第二次調整所得金額及び第十三條の二又は第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額、第十四條の二第一項の規定の適用がある場合においては、第二次調整所得金額を「第十四條に規定する選択がなされた場合においては、調整所得金額」に改め、同条後段を削る」。

第十四條の二に見出しとして「(不具者控除)を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に、「その個人の第十三條乃至第十四條の二をその者の第十三條若しくは第十四條に改め、六千円」を「控除する」の下に「(本条の規定による控除額を不具者控除額という)を加える」。

第十四條の二に見出しとして「(老年者控除)を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に、「その個人の第十三條乃至第十四條の二をその者の第十三條若しくは第十四條に改め、六千円」を「控除する」の下に「(本条の規定による控除額を老年者控除額という)を加える」。

第十五條の四に見出しとして「(寡婦控除)を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に、「その個人の第十三條乃至第十四條の二をその者の第十三條若しくは第十四條に改め、六千円」を「控除する」の下に「(本条の規定による控除額を寡婦控除額という)を加える」。

第十四條の二に見出しとして「(不具者控除)を附し、同条中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に、「その個人の第十三條乃至第十四條の二をその者の第十三條若しくは第十四條に改め、六千円」を「控除する」の下に「(本条の規定による控除額を不具者控除額という)を加える」。

は第十四条に改め、「控除する。」の下に「(この控除額を基礎控除額という。)」を加える。

第十五条の五に見出しとして「(勤労学生控除)」を附し、同条中「第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に、「その個人の第十三条乃至第十四条の二」を「その者の第十三条若しくは第十四条に改め、「控除する。」の下に「(この控除額を勤労学生控除額という。)」を加える。

第十五条の六に見出しとして「(配当控除)」を附し、「その個人の第十三条乃至第十四条の二」を「その者の第十三条若しくは第十四条に改め、「控除する。」の下に「(この控除額を配当控除額という。)」を加える。

第十五条の七に見出しとして「(税額控除の順序)」を附し、同条中「まず総所得金額に対する所得税の税額から控除し、なお不足額がある場合において、これを退職所得の金額に對する所得税の税額から、山林所得の金額に對する所得税の税額、退職所得の金額に對する所得税の税額を」と山林所得の金額に改め、「当該税額又は」を削る。

第十五条の八に見出しとして「(外国税額の控除)」を附し、同条第一項中「第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に改め、「控除する。」の下に「(この控除額を外国税控除額という。)」を加え、同条第二項中「まず総所得金額に對する所得税の税額からこれをなし、なお不足額がある場合においては、これを退職所得の金額に對する所得税の税額から」を「総所得金額に對する所得税の税額、山林所得に對する所得税の税額又は退職所得に對する所得税の税額から順次に改める。

第十六条の前に次の節名を加える。

第五節 税率及び税額計算の特例

第十六条に見出しとして「(確定申告書の提出がない場合の年税額)」を附し、同条中「又は第二十六條第二項の規定により確定申告書の提出を必要としない者」を削り、「所得税額によらず」の下に「第二十一條、第二十三條の二又は第二十四條の二の規定により納付すべき税額」を加え、「若しくは第二項」を「乃至第三項に改める。

第十七条に見出しとして「(事業を有しない非居住者に対する特別税率)」を附し、同条中「第一條第二項の規定に該当する個人の同項第二号乃至第五号に規定する所得又は同項の規定に該当する個人で同項第一号乃至第八号に規定する所得をこの法律の施行地に事業を有しない非居住者の第一條第二項第二号乃至第七号又は第九号に規定する所得に、第九條第一項」を「第九條に改める。

第十八条に見出しとして「(法人に對する特別税率)」を附し、同条第一項中「第九條第一項」を「第九條に改め、同条第二項中「同項各号」を「同項に、第九條第一項」を「第九條に改める。

第三章 申告
第一節 申告
第二十一條の前に次の章名及び節名を加える。

第三章 予定納税及び予定申告

第一節 予定納税

第二十一條 予定納税の納付

第二十一條 居住者又は事業等を有する非居住者で前年分の総所得金額に對する所得税に對して第二十六條第一項の規定により確定申告書を提出する義務があつたものは、予定納税基準額の三分の一に

相當する金額の所得税を、左の二期において、それぞれ政府に納付しなければならない。

第一期 その年七月一日から同月三十一日まで

第二期 その年十一月一日から同月三十一日まで

前項に規定する者が前年において特別農業所得者であつた場合(第二十三條第三項の規定による申告書を提出した場合を除く。)又はその年において特別農業所得者であることと認められることについては、第二十一條の規定による政府の承認があつた場合(以下特別農業所得者の場合と総称する。)においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する第二期において、予定納税基準額の二分の一に相當する金額の所得税を、政府に納付しなければならない。

前二項の規定の適用については、第一項に規定する予定納税基準額の三分の一に相當する金額又は前項に規定する予定納税基準額の二分の一に相當する金額に十四未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該金額が十四未満であるときは、これを零とする。

第二十一條の二に見出しとして「(予定納税基準額)」を附し、同条第十項中「前年分の総所得金額に乘すべき調整比率」を「前年分の総所得金額に對する同年分の所得税の税額に乘すべき調整比率に、第一項、第六項、第七項及び第十項中「前年分の総所得金額」とあるのは、前年分の総所得金額に調整比率を乘した額」とし、前項の規定の適用については、前年分の総所得金額から山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得の金額を控除した金額に調整比率を乘した額による。」を「前項中「控除した金額」とあるのは、控除した金額に調整比率を乘した額」と読み替えて同項の規定を適用する。」に改め、同

条第二項から第十二項まで及び第十四項を削り、同条第一項を次のように改める。

前条に規定する予定納税基準額とは、納税義務者の前年分の総所得金額に對する同年分の所得税の税額(前年分の総所得金額のうち、譲渡所得、一時所得又は雑所得の金額があつたときは、命令の定めるところにより、これらの金額を除外して計算したところにより、同年分の所得税に對する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二條の規定の適用があつたときは、当該規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。)から、同年分の所得につき第三十七條、第三十八條、第四十條、第四十一條第一項又は第四十二條の規定により徴収された又は徴収されるべき税額及び第四十一條第二項の規定により納付された税額の合計額(第四十七條に規定する所得、退職所得又は雑所得に係るものを除く。)を控除した金額による。

第二十一條の二の次に次の三條を加える。

(予定納税基準額等の判定の時期)
第二十一條の三 第二十一條及び前條の規定を適用する場合において、納税義務者が前年において特別農業所得者であつたかどうかの判定は、その年五月一日において確定しているところにより、前年分の総所得金額に對する所得税に對して第二十六條第一項の規定により確定申告書を提出する義務があつたかどうかの判定及び予定納税基準額の計算については、その年六月一日(特別農業所得者の場合にあつては、その年十月一日)において確定しているところにより、居住者又は事業等を有する非居住者であるかどうかの判定は、その年七月一日(特別農業所得者の

場合にあつては、その年十一月一日)の現況によるものとする。但し、その年六月二日から七月三十一日まで(特別農業所得者の場合にあつては、その年十月二日から十一月三十日まで)の間に、予定納税基準額が減少することとなつた場合においては、その減少した最低の金額による。

(予定納税額等の通知)
第二十一條の四 政府は、その年六月一日(特別農業所得者の場合にあつては、その年十月一日)の現況により、第二十一條の二に規定する予定納税基準額を計算し、当該予定納税基準額及び第一期又は第二期において納付すべき所得税額(以下予定納税額という。)を、その年六月十五日(特別農業所得者の場合にあつては、その年十月十五日)までに、納税義務者に通知するものとする。

政府は、前条但書の場合においては、前項の規定による通知を訂正する。

第一項に規定する通知を納税義務者の前年分の所得税に係る確定申告書、修正確定申告書又は第四十四條第七項の規定による決定の通知に記載されたその納税地(納税地の変更があつた場合において新納税地が知られていないときは、新納税地)にあててなした場合には、当該通知が到達しなかつたときは、当該通知に代えて公告をすることが出来る。この場合においては、公告の初日から起算して七日を経過したときは、当該通知があつたものとみなす。

(特別農業所得者の申請)
第二十一條の五 前年において特別農業所得者でなかつた者は、その年の五月一日の現況においてその年において特別農業所得者であると見込まれる場合においては、そ

の見込について、政府の承認を求めようとする者は、その年五月十五日までに、命令の定めるところにより、申請書を政府に提出しなければならない。

政府は、前項の規定による申請があつた場合において、承認又は却下の処分をなしたときは、申請者に対し、理由を附してこれを通知する。

第十條の二第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第二十二條から第二十五條までは、次のように改める。

(予定納税額の減額の申請)

第二十二條 その年分の総所得金額及び山林所得の金額に対する所得税の税額からその年分の所得につき第三十七條、第三十八條、第四十條、第四十一條第一項又は第四十二條の規定により徴収される税額及び第四十一條第二項の規定により納付される税額の合計額(第十七條に規定する所得又は退職所得に係るものを除く。)を控除した残額の見積額(以下申告納税見積額という。)が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合において、政府の承認を受けたときは、第二十一條第一項又は第二十二條の規定により納付すべき予定納税額は、政府が認め、又は定めた申告納税見積額の三分の一に相当する金額(特別農業所得者の場合にあつては、二分の一に相当する金額)による。

(予定納税額の減額申請の手続)

第二十二條の二 前条の規定による政府の承認を求めようとする者は、命令の定めるところにより、申告納税見積額を計算し、同月三十日まで(特別農業所得者の場合

にあつては、その年十月一日の現況により、同月三十一日までに)、申請書を政府に提出しなければならない。

政府が第二十一條の四第一項の規定による通知を六月十五日以前(特別農業所得者の場合にあつては、十月十六日以前)になさなかつたときは、第三項の規定により申請書を提出することができ、場合を除き、前項の申請書の提出期限は、当該通知をなした日から起算して十五日を経過した日まで延期されるものとする。

その年六月二日から七月一日までの間(特別農業所得者の場合にあつては、十月二日から十一月一日までの間)に生じた事業の全部若しくは一部の廃止、休止若しくは転換、失業、震災、風水害その他これらに類する災害若しくは盗難に因る損害又は医療費の支出に因り、七月一日(特別農業所得者の場合にあつては、十一月一日)の現況においてあらたに前条に規定する場合に該当するに至つたとき(前条に規定する場合に該当して第一項の規定による申請書を提出した場合においては、当該申請に係る申告納税見積額が減少するに至つたと認められるとき)は、命令の定めるところにより、七月一日の現況により申告納税見積額を計算し、七月十五日まで(特別農業所得者の場合にあつては、十一月十五日まで)に、申請書(前に第一項の規定による申請書を提出したときは、その修正の申請書)を政府に提出することができる。

政府が第二十一條の四第一項の規定による通知を六月三十日以前(特別農業所得者の場合にあつては、十月三十一日以前)になさなかつたときは、前項の申請書の提出期限は、当該通知をなした日か

ら起算して十五日を経過した日まで延期されるものとする。

第一項又は第三項の規定による申請書(この申請書を予定納税額減額申請書という。)には、申請者の見積に係る申告納税見積額、第九條の四の規定による控除、雑控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額、不具者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額、配当控除額又は外国税控除額の控除に関する事項その他必要な事項を記載し、且つ、取引の記録等に基づいて、当該申告納税見積額の計算の基礎となる事実を証明する書類を添付しなければならない。

(予定納税額の減額の承認)

第二十二條の三 政府は、予定納税額減額申請書の提出があつた場合においては、その調査により、申請に係る申告納税見積額を認め、若しくは申告納税見積額を定めて承認をなし、又は申請を却下する。

政府は、予定納税額減額申請書の提出があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、前項の規定による承認を与えなければならない。

一 申請に係る申告納税見積額の算定の基準となる日までに生じた事業の全部若しくは一部の廃止、休止若しくは転換、失業又は医療費の支出に因り、同日の現況において申告納税見積額が予定納税基準額に満たなくなると認められるとき

二 申請に係る申告納税見積額の算定の基準となる日までに生じた震災、風水害、火災その他これらに類する災害若しくは盗難に因り資産(商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他命令で定める資産を除く。)について損害を受けたため、同日の現況

において申告納税見積額が予定納税基準額に満たなくなると認められるとき

三 前二号に掲げる場合を除く算、申請に係る申告納税見積額の算定の基準となる日の現況において、申告納税見積額が予定納税基準額の七割に相当する金額以下となると認められるとき

政府は、第一項の処分を行つた場合においては、申請者に対し、その認めた申告納税見積額及び当該申告納税見積額に基き計算した予定納税額を通知し、又は理由を附して、その定めた申告納税見積額及び当該申告納税見積額に基き計算した予定納税額若しくは却下の旨を通知する。

第十條の二第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第一項の規定による承認があつた場合において、政府の認め、又は定めた申告納税見積額が第二十一條の三但書の規定による予定納税基準額をこえることとなつたときは、同項の規定による処分は、なかつたものとみなす。

政府は、予定納税額減額申請書の提出があつた場合において、やむを得ない事由があるとき、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

第二節 予定申告

第二十三條 居住者又は事業等を有する非居住者が第二十一條の規定により予定納税額を納付する義務がないものは、その年一月一日以後この法律の施行地においてあらたに商業、工業その他命令で定める事業を開始した場合(相続に伴い事業を承継した場合を含む。以下第二項において同じ。)において、その年七月一日の現況において、その年中における総所得金額

(山林所得の金額があるときは、当該金額を加算した金額)が基礎控除額と扶養控除額との合計額をこえ、且つ、そのこえる額に對し第十三條の規定を適用して計算した所得税額(第十五條の規定の適用があるときは、同条の規定による税額)が配当控除額をこえるとき(以下第二項において総所得金額に対する所得税額があるときと同一)は、命令の定めるところにより、同日の現況により、第五項各号に規定する事項を記載した申告書を、同日から同月三十一日までに、政府に提出しなければならない。

居住者又は事業等を有する非居住者が第二十一條の規定により予定納税額を納付する義務がないものは、その年一月一日以後この法律の施行地においてあらたに商業、工業その他前項に規定する命令で定める事業を開始した場合において、その年七月一日の現況において、総所得金額に対する所得税額があるときと同一は、同項の規定による申告書を提出すべきであつた場合を除き、命令の定めるところにより、同日の現況により、第五項各号に規定する事項を記載した申告書を、同日から

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その一)

同月三十一日まで、政府に提出することができる。

居住者又は事業等を有する非居住者は、第二項の規定による申告書を提出する義務がない場合においても、第一期分の予定納税額(第二十三条の二又は第二十四条の二の規定により納付すべき所得税額を含む。以下同じ。)の納付の義務がある場合を除き、その年十一月一日の現況において、申告納税見積額が予定納税基準額をこえるときは、命令の定めるところにより、同日の現況により、第五項各号に規定する事項を記載した申告書を、同日から同月三十一日まで、政府に提出することができる。

第一項若しくは第三項の規定による申告書(以下七月予定申告書という。)又は第二項若しくは前項の規定による申告書(以下十一月予定申告書という。)の記載事項は、左の各号に定めるところによる。

一 その年分の総所得金額及び山林所得の金額並びに課税総所得金額及び課税山林所得金額の見積額

二 第二十四条に規定する選択をし、かつその場合においては、その年分の変動所得の金額及び変動所得の超過額の見積額

三 第一号に規定する課税総所得金額及び課税山林所得金額の見積額について、第二十三条乃至第十五条の八及び第二十条の規定により計算した所得税額の見積額

四 その年分の所得につき第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収される税額及び第四十一条第二項の規定により納付される税額の合計額(第十七条に規定する所得又は

退職所得に係るものを除く。)の見積額

五 第三号に規定する所得税額の見積額から前号に規定する税額の見積額を控除した金額に相当する申告納税見積額

六 七月予定申告書にあつては、前号に掲げる金額の三分の一に相当する金額、十一月予定申告書にあつては、同号に掲げる金額の二分の一に相当する金額

七 第九条の四第一項の規定によりその年中において控除しようとする純損失の金額又は同条第三項の規定によりその年中において控除しようとする変動所得に係る純損失の金額若しくは雑損失の金額

八 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額、不具者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額、配当控除額及び外国税控除額の控除に関する事項

九 予定納税基準額その他命令で定める事項

第二十一条第三項の規定は、前項第六号の金額を計算する場合に、(予定申告による納税)

第二十三条の二 七月予定申告書を提出した者は、当該申告書に記載された前条第五項第六号に規定する申告納税見積額の三分の一に相当する金額(第二十一条の規定により納付すべき予定納税額があるときは、当該予定納税額を控除した残額。以下本条において同じ。)の所得税を、第一期及び第二期において、それぞれ政府に納付しなければならない。

十一月予定申告書を提出した者は、当該申告書に記載された前条第五項第六号に規定する申告納税見積額の二分の一に相当する金額

の所得税を、第二期において、政府に納付しなければならない。

七月予定申告書又は十一月予定申告書がその提出期限後に提出された場合においては、前二項の規定により納付すべき第一期又は第二期分の予定納税額で既にその納期限を経過したものは、当該申告書を提出した日に、政府に納付しなければならない。

(予定申告に係る更正及び決定) 第二十四条 政府は、第二十三条第一項の規定による七月予定申告書又は同条第二項の規定による十一月予定申告書の提出があつた場合において、申告に係る同条第五項第一号乃至第六号に規定する金額が政府の調査したところと異なるときは、その調査により、これらの各号に規定する金額の更正をなすことができる。同条第三項の規定による七月予定申告書又は同条第四項の規定による十一月予定申告書に記載された同条第五項第五号に規定する金額を基礎とする同条第六号に規定する金額の計算に誤がある場合における当該金額についても、また同様とする。

政府は、第二十三条第一項の規定による七月予定申告書又は同条第二項の規定による十一月予定申告書の提出をなす義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかつたときは、その調査により、同条第五項第一号乃至第六号に規定する金額の決定をなすことができる。

政府は、第一項又は第二項の規定により、第二十三条第五項第一号乃至第六号に規定する金額の更正又は決定をなしたときは、これを納税義務者に通知する。

第十條の二第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

(予定申告に係る更正又は決定による納税) 第二十四条の二 七月予定申告書について前条第一項又は第二項の規定による政府の更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定を受けた者は、当該更正に係る第二十三条第五項第六号に規定する申告納税見積額の三分の一に相当する金額から七月予定申告書に記載された同号に規定する金額を控除して得た金額又は当該決定に係る同号に規定する申告納税見積額の三分の一に相当する金額の所得税を、第一期及び第二期分の予定納税額として政府が前条第三項の規定により通知をなした日から起算して二十日を経過した日(第二期の納期限が同日後となるときは、第二期分の予定納税額について、その納期限)までに、それぞれ政府に納付しなければならない。

十一月予定申告書について前条第一項又は第二項の規定による政府の更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定を受けた者は、当該更正に係る第二十三条第五項第六号に規定する申告納税見積額の三分の一に相当する金額から十一月予定申告書に記載された同号に規定する金額を控除して得た金額又は当該決定に係る同号に規定する申告納税見積額の三分の一に相当する金額の所得税を、第二期分の予定納税額として、政府が前条第三項の規定により通知をなした日から起算して二十日を経過した日(第二期の納期限が同日後となるときは、第二期分の予定納税額について、その納期限)までに、それぞれ政府に納付しなければならない。

十一月予定申告書について前条第一項又は第二項の規定による政府の更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定を受けた者は、当該更正に係る第二十三条第五項第六号に規定する申告納税見積額の三分の一に相当する金額から十一月予定申告書に記載された同号に規定する金額を控除して得た金額又は当該決定に係る同号に規定する申告納税見積額の三分の一に相当する金額の所得税を、第二期分の予定納税額として、政府が前条第三項の規定により通知をなした日から起算して二十日を経過した日(第二期の納期限が同日後となるときは、第二期分の予定納税額について、その納期限)までに、それぞれ政府に納付しなければならない。

十一月予定申告書について前条第一項又は第二項の規定による政府の更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定を受けた者は、当該更正に係る第二十三条第五項第六号に規定する申告納税見積額の三分の一に相当する金額から十一月予定申告書に記載された同号に規定する金額を控除して得た金額又は当該決定に係る同号に規定する申告納税見積額の三分の一に相当する金額の所得税を、第二期分の予定納税額として、政府が前条第三項の規定により通知をなした日から起算して二十日を経過した日(第二期の納期限が同日後となるときは、第二期分の予定納税額について、その納期限)までに、それぞれ政府に納付しなければならない。

十一月予定申告書について前条第一項又は第二項の規定による政府の更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定を受けた者は、当該更正に係る第二十三条第五項第六号に規定する申告納税見積額の三分の一に相当する金額から十一月予定申告書に記載された同号に規定する金額を控除して得た金額又は当該決定に係る同号に規定する申告納税見積額の三分の一に相当する金額の所得税を、第二期分の予定納税額として、政府が前条第三項の規定により通知をなした日から起算して二十日を経過した日(第二期の納期限が同日後となるときは、第二期分の予定納税額について、その納期限)までに、それぞれ政府に納付しなければならない。

十一月予定申告書について前条第一項又は第二項の規定による政府の更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定を受けた者は、当該更正に係る第二十三条第五項第六号に規定する申告納税見積額の三分の一に相当する金額から十一月予定申告書に記載された同号に規定する金額を控除して得た金額又は当該決定に係る同号に規定する申告納税見積額の三分の一に相当する金額の所得税を、第二期分の予定納税額として、政府が前条第三項の規定により通知をなした日から起算して二十日を経過した日(第二期の納期限が同日後となるときは、第二期分の予定納税額について、その納期限)までに、それぞれ政府に納付しなければならない。

政府は、前条第三項の規定により、第二十三条第五項第一号乃至第六号に規定する金額の更正又は決定をなしたときは、これを納税義務者に通知する。

第十條の二第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

により第一期分の予定納税額を納付する義務がある者は、その年十一月一日の現況において計算した申告納税見積額が、第一期分の予定納税額の計算の基礎となつた予定納税基準額又は申告納税見積額に比し減少することとなつた場合においては、同日から同月十五日までの間に、政府に対し、第二期分の予定納税額を、同月一日の現況における申告納税見積額から第一期分の予定納税額を控除した残額の二分の一に相当する金額に更正することを、請求することができる。

前項の規定による更正を受けようとする者は、命令の定めるところにより、その見積に係る申告納税見積額、第九条の四の規定による控除、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額、不具者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額、配当控除額又は外国税控除額の控除に関する事項その他必要な事項を記載した更正の請求書に、取引の記録等に基づいて当該申告納税見積額の計算の基礎となる事実を証明する書類を添付して、これを政府に提出しなければならない。(この請求書を予定納税額更正請求書という。)

政府は、予定納税額更正請求書の提出があつた場合においては、その調査により、請求に係る申告納税見積額を認め、若しくはその年十一月一日の現況における申告納税見積額を定めて、これらの申告納税見積額に基き第二期分の予定納税額の更正をなし、又は請求を却下する。

政府は、前項の処分を行った場合においては、請求に係る申告納税見積額を認めた旨及び更正に係る第二期分の予定納税額若しくは

により第一期分の予定納税額を納付する義務がある者は、その年十一月一日の現況において計算した申告納税見積額が、第一期分の予定納税額の計算の基礎となつた予定納税基準額又は申告納税見積額に比し減少することとなつた場合においては、同日から同月十五日までの間に、政府に対し、第二期分の予定納税額を、同月一日の現況における申告納税見積額から第一期分の予定納税額を控除した残額の二分の一に相当する金額に更正することを、請求することができる。

前項の規定による更正を受けようとする者は、命令の定めるところにより、その見積に係る申告納税見積額、第九条の四の規定による控除、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額、不具者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額、配当控除額又は外国税控除額の控除に関する事項その他必要な事項を記載した更正の請求書に、取引の記録等に基づいて当該申告納税見積額の計算の基礎となる事実を証明する書類を添付して、これを政府に提出しなければならない。(この請求書を予定納税額更正請求書という。)

政府は、予定納税額更正請求書の提出があつた場合においては、その調査により、請求に係る申告納税見積額を認め、若しくはその年十一月一日の現況における申告納税見積額を定めて、これらの申告納税見積額に基き第二期分の予定納税額の更正をなし、又は請求を却下する。

政府は、前項の処分を行った場合においては、請求に係る申告納税見積額を認めた旨及び更正に係る第二期分の予定納税額若しくは

により第一期分の予定納税額を納付する義務がある者は、その年十一月一日の現況において計算した申告納税見積額が、第一期分の予定納税額の計算の基礎となつた予定納税基準額又は申告納税見積額に比し減少することとなつた場合においては、同日から同月十五日までの間に、政府に対し、第二期分の予定納税額を、同月一日の現況における申告納税見積額から第一期分の予定納税額を控除した残額の二分の一に相当する金額に更正することを、請求することができる。

政府の定めた申告納税見積額及び更正に係る第二期分の予定納税額を請求者に通知し、又は却下の旨を請求者に通知する。

第十條の二第七項並びに第二十二條の三第二項及び第六項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

（予定納税額の修正申告）

第二十五條の二 第二十一條、第二十三條の二又は第二十四條の二の規定により第一期分の予定納税額を納付する義務がある者は、その年十一月一日の現況において計算した申告納税見積額が、第一期分の予定納税額の計算の基礎となつた予定納税見積額又は申告納税見積額より増加した場合においては、同日から同月三十日まで、命令の定めるところにより、政府に対し第二期分の予定納税額を増額する申告書を提出することができ、（この申告書を予定納税額修正申告書という。）

予定納税額修正申告書には、その年十一月一日の現況において計算した申告納税見積額その他必要な事項を記載しなければならぬ。

予定納税額修正申告書が提出されたときは、第二十一條、第二十三條の二又は第二十四條の二の規定により第二期において納付すべき予定納税額は、当該申告書に記載された申告納税見積額から第一期分の予定納税額を控除した金額の二分の一に相当する金額となるものとする。

第四節 予定納税に関する通則

（予定納税額の納期限等の延期）
第二十五條の三 政府は、通信、交通その他の状況によりやむを得ない事由があると認めるときは、命令の定めるところにより、予定納税額の納期限又は第二十一條の五の

規定による申請書、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書若しくは予定納税額修正申告書の提出期限を延期することができ、（予定申告がない場合等の控除等の不適用）

第二十五條の四 第九條の四の規定による控除、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額、不具者控除額、勤労学生控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額若しくは外国税控除額の控除に関する規定又は第十四條の規定は、予定納税額減額申請書、第二十三條第一項の規定による七月予定申告書、同条第二項の規定による十一月予定申告書若しくは予定納税額更正請求書に、これらの控除に関する事項の記載がない場合、第十四條の規定による選択の記載がない場合又は第二十三條第一項の規定による七月予定申告書若しくは同条第二項の規定による十一月予定申告書がその提出期限後に提出された場合において、申告納税見積額の計算上、これを適用しない。但し、政府においてやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（予定納税額の徴収）

第二十五條の五 納税義務者が本章の規定により納付すべき所得税を納期限までに完納しなかつたときは、政府は、国税徴収法第九條の規定により、これを督促する。但し、政府が第二十一條の四第一項の規定による通知を第一期又は第二期の納期限の二十日前までになしたかつた場合における第二十一條の規定については、当該通知をなした日から起算して二十日を経過した日までは、この限りでない。

本章の規定により納付すべき所得税については、国税徴収法第三章の規定により滞納処分を行ふ場合においても、確定申告書、損失申告書又は第二十九條第一項乃至第三項に規定する申告書の提出期限（その年分の所得税について第三十一條（第三十二條第三項第三十四條第三項及び第四十七條第三項）において準用する場合を含む。）の規定により還付すべき金額がある場合においては、当該金額が還付又は充当される日までは、同法第二十四條の規定による公売は、これをなすことができない。

第四章 確定申告及び申告納税

第一節 確定申告

第二十六條を次のように改める。

（確定申告）
第二十六條 居住者又は事業等を有する非居住者は、その年中における総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額（第九條の四の規定を適用しないで計算した金額による。）が基礎控除額と扶養控除額との合計額をこえ、且つ、そのこえる額に對し第十三條の規定を適用して計算した所得税額（第十五條の規定の適用があるときは、同条の規定による税額）が配当控除額をこえると認められる場合においては、損失申告書を提出する場合を除き、翌年二月十六日から三月十五日までに、命令の定めるところにより、第三項各号に規定する事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。（この申告書を確定申告書という。）但し、第一号又は第二号に該当する場合においては、総所得金額に對する所得税及び山林所得の金額に對する所得税について、

第三号又は第四号に該当する場合においては、退職所得の金額に對する所得税については、確定申告書を提出することを要しない。

一 一の給与の支払者から給与所得の支払を受ける場合（第三十八條の規定により所得税を徴収する義務がない者から給与所得の支払を受ける場合を除く。）であつて、その他の所得の金額（退職所得の金額を除く。）以下第二号において同じ。）が三万円に満たない場合

二 二以上の給与の支払者から給与所得の支払を受ける場合（第三十八條の規定により所得税を徴収する義務がない者から給与所得の支払を受ける場合を除く。）であつて、その年中における給与所得の収入金額が二十万円と社会保険料控除額、生命保険料控除額及び扶養控除額との合計金額以下、且つ、その他の所得の金額が三万円に満たない場合

三 その年中の支給に係る退職所得のすべてについて第三十八條の二第一項の規定による所得税の徴収を受けた又は受くべき場合

四 前号に該当する場合を除く外、その年中の支給に係る退職所得の金額に對する所得税額が、退職所得について第三十八條の二若しくは第四十一條第一項の規定により徴収された又は徴収すべき所得税額及び退職所得について同条第二項の規定により納付された所得税額をこえない場合

居住者又は事業等を有する非居住者は、第三項第六号及び第七号に規定する所得税額の合計額が同項第三号に規定する所得税額をこえるときは、第二十六條の二の規定により損失申告書を提出することのできる場合を除き、第三十一

条又は第三十六條の二の規定による還付を受けるため、前項に規定する期間内に、確定申告書を政府に提出することができ、

確定申告書の記載事項は、左の各号に定める事項その他命令で定める事項とする。

一 その年分の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額及び課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額第二十四條に規定する選択をなす場合においては、その年分の変動所得の金額及び変動所得の超過額

三 第一号に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき、第十三條乃至第十五條の八及び第二十二條の規定により計算した所得税額

四 第一号に規定する総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額及び課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の計算の基礎、第二号に規定する変動所得の金額及び変動所得の超過額の計算の基礎並びに前号に規定する所得税額の計算の基礎

五 所得の基因たる資産若しくは事業の所在地又は所得の生ずる場所

六 その年中における所得につき第三十七條乃至第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は第四十二條の規定により徴収された又は徴収さるべき所得税額及び第四十一條第二項の規定により納付された所得税額（第十七條に規定する所得に係るものを除く。）

七 その年中における所得につき納付した又は納付すべき予定納税額（第五十四條に規定する利子税額を除く。）

八

九 第九条の四第一項の規定によ

社会保険料控除額、生命保険料

十二 その年分の総所得金額のう

十二 その年において特別農業所

確定申告書を提出すべき者が当

第二十五条の三の規定は、確定

第二十六条の二に見出しとして

第二十六條の二に見出しとして「(損失申告)」を附し、同条第一項中「第一条第一項又は第二項第一号の

額」を「総所得金額、退職所得の金額」

人がその年に係る退職所得を有する

の総所得金額」の下に「退職所得

九号」を「第二十六条第三項第六号

額、配当控除額又は外国税控除額の

第二十六条の二第三項中「前条第

第二十六条の三に見出しとして

第二十六条の三に見出しとして「(青色申告)」を附し、同条第四項中「前年十二月三十一日まで(その年の

項」に改め、同条第八項中「第五項」

おいてあらたに事業を開始した場

第二十七条に見出しとして「**修正**」

若しくは第四号」を「同項第三号」に、

「第二十六条第三項各号」に改め、同

第八号」に、「第十一条の三の規定に

「総所得金額」の下に「退職所得の

「総所得金額」の下に、「退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額」を加え、「又は当該更正に係る第二十

一第十五条の八の規定による控除の

第六項中第二十六條第一項第十號

れる損失の金額が過少である場合差

過少である場合に、「第二十六条第

規定する損失の額又は同項第七号に

加える。

むを得ない事由があると認めると

むを得ない事由があると認めるときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

乃至第十五条の六及び第十五条の八の空余に関する規定」を「職員空余

又は第十四条の規定」に「第二十

出がなかった場合」を加える

を「損失申告書」に、「乃至第四

同条第一項を次のように改める。

を提出しなければならない場合に

事項を記載した申告書を政府に提出

事項を記載した申告書を政府に出さなければならない。

第二十九条第二項中「第一条第

項又は第二項第一号の規定に該当する個人に居住者又は事業等を有する非居住者に、若しくは退職所得の金額又は純損失の金額若しくは第十一号の三の規定により控除を認められる損失の額を、退職所得の金額又は山林所得の金額に、又は第二十六号の二第一項の規定に該当するときは、その規定により確定申告書提出しなければならない場合に該当するときは、第二十六号第一項又は第二十六号の二第一項の規定に準じて、第二十六号第三項、第四項及び第六項の規定に準じて改め、同条第三項中「第一項又は第二項を、前項に、第二十六号第三項第七項を、第二十六号第三項第八項に改め、同条第四項中「第一項又は第二項を、第一項乃至第三項に改め、同条第五項中「第一項又は第二項を、第一項乃至第三項に、第九号の二、第十一号の三乃至第十五号の七、第十五号の二乃至第十五号の六及び第十五号の八を、第九号の四の規定による控除、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額、不具者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額及び外国税控除額に改め、同条第六項中「第一項第二号第一号の規定に該当しない個人が同項第五号の規定に該当する場合において」を「非居住者(事業等を有する非居住者を除く)」が第一号第二号第五号に規定する所得を有する場合において」に、「当該個人」を「当該非居住者」に、「第二十六号第一項第一号、第三号、第六号又は第七号」を「第二十六号第三項第一号、第三号乃至第五号」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

の金額若しくは山林所得の金額又は純損失の金額については、第二十六号第二項又は第二十六号の二第一項の規定により確定申告書又は損失申告書提出することができ、損失申告書提出するときは、命令の定めるところにより、第二十六号第三項乃至第六項又は第二十六号の二の規定に準じて、必要な事項を記載した申告書を、政府に提出することができ、前項に規定する者が、その年一月一日以後その住所及び居所を有しないこととなる日までの総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額又は純損失の金額については、第二十六号第二項又は第二十六号の二第一項の規定により確定申告書又は損失申告書提出することができ、損失申告書提出するときは、また同様とする。

第四章 納付
第一節 申告納税及び還付
第二節 確定申告に係る納税及び還付
第三十条から第三十二条までを次のように改める。

第三十条 第二十六号第一項の規定により確定申告書提出した者は、同条第三項第八号に規定する不足額があるときは、当該不足額に相当する所得税を、その提出の日から三月十五日までの納期に、政府に納付しなければならない。(この納期を第三期という。)

第二十六号第五項の規定により確定申告書提出した者は、同条第三項第八号に規定する不足額があるときは、命令の定めるところにより、命令で定める期間内に、当該不足額に相当する所得税を政府に納付しなければならない。

(徴収猶予)
第三十条の二 前条第一項の規定により納付すべき所得税額が、第二項の予定納税額に相当する金額と当該予定納税額の計算の基礎となつた予定納税基準額又は申告納税見積額の十分の二に相当する金額との合計額をこえ、且つ、当該所得税額を第三期の納期限までに完納することができなかつた認められる場合において、納税義務者が当該納期限までに徴収猶予の申請書を政府に提出したときは、政府は、そのこえる額のうち当該納期限までに納付することができないと認める金額について、納税義務者が当該所得税額のうち当該金額以外の部分の税額の全部を当該納期限までに納付した場合に限り、その納付した年の五月三十一日までの期間、その徴収を猶予することができる。

前項の申請書には、徴収の猶予を受けようとする所得税額、徴収の猶予を受けようとする期間その他命令で定める事項を記載しなければならない。

(確定申告等による還付)
第三十一条 確定申告書又は損失申告書の提出があつた場合において、第二十六号第三項第八号に規定する超過額又は第二十六号の二第一項第七号に規定する所得税額があるときは、政府は、命令の定めるところにより、当該超過額又は所得税額に相当する金額(第二十六号第三項第六号に規定する税額(第二十六号の二第一項第七号に規定する税額を含む。以下本条において同じ)でその納付がなされてない額があるときは、当該額を控除した残額)を還付する。

政府は、前項の規定により還付をなす場合において、予定納税額について第五十四条の規定により

あわせて納付又は徴収された利子税額があるときは、当該還付すべき所得税額に係る利子税額として命令の定めるところにより計算した金額を、あわせて還付する。

政府は、第一項の規定により還付をなす場合においては、還付すべき所得税額(未納の予定納税額があるときは、当該未納の予定納税額に相当する金額を控除した金額)につき、命令の定めるところにより、確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日(納付又は徴収された予定納税額に相当する金額については、納付又は徴収の日(納付の日が納期限前であるときは、納期限)の翌日)から当該還付のため支出をなす日又は第四項の規定により充当をなす日までの期間に及び、第五十四条の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額を、加算しなければならない。但し、還付をなすべき所得税額のうち第四項の規定により当該年分の未納の所得税額に充当される金額については、この限りでない。

政府は、第一項又は第二項の規定により所得税額(前項の規定により加算すべき金額を含む。)の還付をなす場合において、未納の国税及び滞納処分費があるときは、命令の定めるところにより、当該還付すべき金額を、これに充当する。

(修正確定申告による納税等)
第三十二条 修正確定申告書又は修正損失申告書提出した者は、左の各号に規定する場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額(当該各号に規定する場合のいずれにも該当するときは、当該金額の合計額)に相当する所得税を、当該申告書の提出の日、政府に納付しなければならない。

一 修正に因り第二十六号第三項

第八号に規定する不足額が増加した場合においては、その増加した額

二 修正に因り第二十六号第三項第八号に規定する超過額又は第二十六号の二第一項第七号に規定する所得税額が減少した場合においては、その減少した額

第三十六号第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)又は第三十六号の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により還付する場合を含む。所得税額の還付を受けた者が、当該請求の基礎となつた純損失の金額について第二十七号第五項において準用する同条第一項の規定による申告書を提出した場合又は第三十六号の二第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)第六項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による修正に係る申告書に第三十六号の二第一項に規定する超過額が過大であることを附記した場合においては、その者は、当該申告書の提出の日、その還付を受けた所得税額のうち、当該申告に因り過大となつた税額(第三十六号第七項(第三十六号の二第三項において準用する場合を含む。))の規定により加算される金額のうち当該過大となつた税額に対応する部分の金額を含む。を、政府に納付しなければならない。

前条の規定は、第二十七号第六項の規定による請求に基き更正があつた場合における第二十六号第三項第八号に規定する超過額若しくは第二十六号の二第一項第七号に規定する所得税額又はこれらの額の増減額があるときについてこれを準用する。

第三十三条に見出しとして「(第三期の納期の特例)」を附し、同条第一項中「第二十四号(第二十六号第五項において準用する場合を含む。)」を「第二十六号第六項において準用す

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その一)

第二十五條の三に、「提出期限の延長」を「提出期限の延期」に、「提出期限まで延長」を「提出期限まで延期」に改め、同条第二項中「七月予定申告書、十一月予定申告書、修正予定申告書」及び「第二十一條の第二項(第二十二條第三項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。の規定により申告書を提出したもの」とみなされた者を除く。」を削り、同条第三項中「第九條の二、第十四條の三乃至第十一條の七、第十四條、第十五條の二乃至第十五條の六、第十五條の八、第三十六條、第三十六條の二及び第三十六條の三」を「第三十六條及び第三十六條の二」に改め、同条第四項を削る。

第三十四條に見出しとして「(死亡又は出国の場合の納税)」を附し、同条第三項中「第四項及び第五項」を削り、「第二十九條第四項」を「第二十九條第五項」に、「又は第五項」を「第五項又は第六項」に、「提出した場合は」を「提出し、又は更正の請求をした場合」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第三十一條の規定は、第二十九條第一項乃至第三項の規定による申告書を提出した場合について、これを準用する。

第三十四條の二に見出しとして「(事業等を有しない非居住者の申告納税)」を附し、同条中「第二十九條第六項」を「第二十九條第七項」に改める。

第三十五條に見出しとして「(確定申告による税額の督促)」を附し、同条第三項中「前六條」を「第三十條、第三十條の二又は前四條」に改め、同条第二項を削る。

第三十六條に見出しとして「(純損失の繰戻による還付)」を附し、同条第一項中「課税総所得金額(第十三條の二又は第十四條第一項の規定により、所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額、第十四條

の第二項の規定の適用がある場合においては、第二次調整所得金額以下本条において同じ。に)に対し第十三條乃至第十四條の二を「課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に対し第十三條又は第十四條」に、「当該課税総所得金額を」を「当該合計額」に、「控除して第十三條乃至第十四條の二を」を「第十三條又は第十四條」に改め、「その前年分の繰戻所得金額」の下に、「退職所得の金額又は山林所得の金額」を加え、「又は第三十三條第三項」を削り、同条第五項中「前四項」を「第五項」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第七項」を「第八項」に、「第五十五條第一項」を「第五十四條」に改め、同条第七項中「第三項第五項」を「第四項(第六項)」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の場合において、課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額のうちいずれか、及び前年において第十四條の規定の適用があつた場合において調整所得金額と課税総所得金額から調整所得金額を控除した金額とのうちいずれかから先に純損失の金額を控除する場合は、命令でこれを定める。

第一項の規定により還付の請求をなす者は、純損失の金額を生じた年の前年分の繰戻所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額に對する所得税額及び控除を受けようとする純損失の金額その他命令で定める事項を記載した書類を、政府に提出しなければならぬ。

第三十六條の二を削る。

第三十六條の三に見出しとして「(外国税控除額の還付)」を附し、同条第一項中「同条の規定により控除すべき金額」を「外国税控除額」に、「又は課税退職所得金額」を、「課税

退職所得金額又は課税山林所得額」に改め、同条第二項中「第三十六條第五項」を「前六條第六項」に、「若しくは第二項」を「乃至第三項」に改め、同条第三項中「第三十六條第三項乃至第七項」を「前六條第四項乃至第八項」に改め、同条を第三十六條の二とする。

第三十六條の四に見出しとして「(過納税額の源泉徴収税額への充当)」を附し、同条第一項中「第二十六條第一項第十号に規定する過不足額又は第二十六條の二第一項第七号に規定する所得税額について過納税額」を「第三十一條の規定により還付を受けるべき金額」に、「当該過納税額(当該過納税額について更正を受けたときは、当該更正後の過納税額)」を「当該金額」に改め、同条を第三十六條の三とする。

第二節 源泉徴収を削り、第三十七條の前に次の章名を加える。

第五章 源泉徴収

第三十七條に見出しとして「(利子所得及び配当所得についての源泉徴収)」を附し、同条中「第一條第一項の規定に該当する個人を」を「居住者」に改める。

第三十八條に見出しとして「(給与所得についての源泉徴収)」を附し、同条第一項各号列記以外の部分中「第一條第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に改め、同項第一号中「第三十九條第一項又は第二項の規定による申告書」を「第三十九條第一項又は第二項の規定による給与所得者の扶養控除等申告書」に改め、「扶養親族の下に」を「第三十九條第三項の規定による従たる給与についての扶養控除申告書に記載された扶養親族を除く。以下第二号乃至第四号及び第七号並びに第四項において同じ。」を加え、「別表第二」を「別表第三」に改め、同項第二号から第四号まで中「第三十九條第一項又は第二項の規定による申告書」を「第三十九

條第一項又は第二項の規定による給与所得者の扶養控除等申告書」に、「別表第二」を「別表第三」に改め、同項第五号中「第三十九條第一項又は第二項の規定による申告書」を「第三十九條第一項又は第二項の規定による給与所得者の扶養控除等申告書」に改め、「給与については、」の下に「従たる給与についての扶養控除申告書に記載の有無並びに当該申告書に記された扶養親族の数に」を加え、「別表第二」を「別表第三」に改め、同項第六号中「別表第二」を「別表第三」に改め、同項第七号中「第三十九條第一項又は第二項の規定による申告書」を「第三十九條第一項又は第二項の規定による給与所得者の扶養控除等申告書」に改め、「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第四項中「第一條第一項の規定に該当する個人」を「第三十九條第一項又は第二項の規定による扶養控除等申告書を提出した居住者」に、「別表第二」を「別表第三」に改め、「別表第三」を「別表第四」に改める。

第三十八條の二に見出しとして「(退職所得についての源泉徴収)」を附し、同条第一項を次のように改める。

居住者に対し、この法律の施行地において退職所得の支払をなす者(前条第一項に規定する命令で定める者を除く)は、左の各号に規定する場合に該当するときは、その支払の際、当該各号に掲げる額の所得税を徴収し、その徴収の日(属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならぬ)。

一 第三十九條第五項の規定による申告書に、その年中の支給に係る他の退職所得の支払を前に受けたことがない旨の記載がなされている場合においては、その支払うべき退職所得の収入金額から二十万円(命令で定める

ところにより計算した勤続年数が十年をこえる場合には、そのこえる年数を二万円に乘じて得た額を加算した金額(当該金額が五十万円をこえることとなるときは、五十万円)とする。以下第二号において退職所得の特別控除額という。を控除した金額に、別表第五に定める税額。

二 第三十九條第五項の規定による申告書に、その年中の支給に係る他の退職所得の支払を前に受けたことがある旨の記載がなされている場合においては、前に支払がなされた退職所得の収入金額とその支払うべき退職所得の収入金額との合計額から退職所得の特別控除額を控除した金額に、別表第五に定める税額を求め、当該税額から前に支払がなされた退職所得につき本条の規定により徴収される所得税額を控除した残額。

第三十八條の二第二項中「第三十九條第四項」を「第三十九條第五項」に、「とき、又はその者が同項の規定により提出した申告書にその年中において他の退職所得の支払を受けたことがあつた旨の記載がなされているときは、」を「前項の規定にかかわらず、」に改める。

第三十九條に見出しとして「(給与所得者の源泉徴収に関する申告書)」を附し、同条第二項中「提出しなければならぬ」の下に「(前項及び本項の規定による申告書を給与所得者の扶養控除等申告書という。を加え、同条第三項中「提出しなければならぬ」の下に「(この申告書を給与所得者の保険料控除申告書という。を加え、同条第四項中「第一條第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に改め、「申告書を、」の下に「命令の定めるところにより、」を加え、同条第五項中「前四

項」を「前五項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

この法律の施行地において二以上の給与の支払者から給与所得の支払を受ける者は、主たる給与の支払者から受けるその年中の給与所得の収入金額につき命令の定めるところにより第九条第五号及び第三十八条第二項の規定に準じて計算した金額が、基礎控除額と扶養控除額との合計額に満たないと思込まれるときは、命令の定めるところにより、従たる給与の支払者から受ける給与所得につき同条の規定により徴収される所き得税額の計算上、その扶養親族の全部又は一部につき扶養控除額の控除を受けるべき旨の申告書を、当該支払者を經由し、政府に提出することができる。(この申告書を従たる給与についての扶養控除申告書という。この場合において、命令の定めるところにより、給与所得者の扶養控除申告書に、当該扶養親族の氏名その他必要事項を附記しなければならぬ。

第四十条に見出しとして「年末調整」を附し、同条第一項各号列記に該外の部分中「第一条第一項の規定に該人とする個人を「居住者」に、「当該個人を当該居住者」に、「前条の規定による申告書」を給与所得者の扶養控除等申告書」に改め、同項第二号中「別表第五の附表により当該給与所得の収入金額に應じて求めた金額（以下給与所得控除後の給与の金額）」といひ、当該支払者から受ける場から控除される社会保険料がある場合にはその社会保険料の金額を、前条第三項の規定による申告書の提出がなされている場合にはその申告に依り第十一条の規定により控除を認められる社会保険料（給与から控除されるものを除く。）の金額及び前条第一項の規定により控除を認

められる生命保険料の金額を、それ
ぞれ給与所得控除後の給与の金額か

得控除、社会保険料控除及び生命保
得控除した金額とする。」を給与所
得控除、社会保険料控除及び生命保
險料控除後の給与の金額（別表第六
の附表により当該給与所得の収入金
額に應じて求めた金額（以下給与所
得控除後の給与の金額という。）か
ら、当該支払者から受ける給与から
控除される社会保険料がある場合に
おけるその社会保険料の金額並び
に給与所得者の保険料控除申告書の
提出がなされている場合におけるそ
の申告に應ずる第十一条の五の規定
により控除を認められる社会保険料
（給与から控除されるものを除く）
の金額及び第十一条の規定による
控除を認められる生命保険料の金
額を控除した金額をいう。以下同
じ。）に改め、扶養親族の下に（「従
じ。」に改め、扶養親族を除く。以下
第六項において同じ。）」を加え、別
表第五に掲げる税額を「別表第六に
掲げる税額」に改め、同条第六項各
号列記以外の部分中「第一条第一項
の規定に該当する個人」を「居住者

に、「当該個人」を「当該居住者」に、「前条の規定による申告書」を「給与所得者の扶養控除等申告書」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 当該給与所得に係る給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額につき、申告された扶養親族の数及び並びその扶養親族についての第十四条の七第二項各号の順位に同じ同項の規定に準じて控除のないした残額を扶養控除を受けない者に係る給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額とみなした場合における第一項第二号に掲げる税額

第四十一条に見出しとして「非居住者又は法人の所得に対する源泉徴

収及び代位納付」を附し、同条第一項中「第十七条若しくは第十八条に規

この法律の施行地において第一条第二項第一号の規定に該当する個人に對して同項第六号乃至第八号に規定する所得若しくは同条第五項第二号に掲げる所得につき支払をなす者又は「非居住者に對して第一条第二項第二号乃至第八号に規定する所得につき支払をなす者又はこの法律の施行地において第一条第二項第一号の規定に該当する個人に對して同条第四項若しくは第五項の規定に該当する法人に對して当該各項に規定する所得につき支払をなす者」に改め、同条第二項中「第一条第二項の規定に該当する個人の同項第二号乃至第八号若しくは同条第五項第二号を「非居住者の第一条第五項第二号乃至第九号に」、「同項の規定に該当する法人を「同条第五項の規定に該当する法人」に、翌月十日」を「翌月末日」に改める。

第四十二条に見出しとして「(報酬又は料金についての源泉徴収)」を附し、同条第一項中「第一条第一項の規定に該当する個人を「居住者」に」改め、同条第二項中「第一条第一項

あるものに、「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に改め、同条第三項中「第一条第一項の規定に該当する個人」を「居住者」に改める。

第四十四条の前の章名中「第五章」を「第六章」に改める。

第四十四条及び第四十五条を削る。

第四十六条に見出しとして「(確定申告に係る更正及び決定)を附し、同条第一項中「第二十六条第一項第一号乃至第五号、第十号及び第十二号」を「第二十六条第三項第一号乃至第三号、第六号乃至第八号及び第十号乃至第十二号」に、「及び第八号に規定する額」を、「第七号及び第八号に規定する事項」に改め、同条第二

「退職所得の金額若しくは山林所

得の金額に、「第二十六条第一項第一号乃至第五号及び第十号に規定する額を、第二十六条第三項第一号乃至第三号、第六号乃至第八号及び第十号乃至第十二号に規定する事項」に改め、同条第三項中「同条第五項」を同条第六項に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第四項中「第二十六条第一項第一号乃至第五号及び第八号乃至第十号に規定する額を、第二十六条第三項第一号乃至第三号、第六号乃至第八号、第十一号及び第十二号に規定する事項」に改め、同条第五項中「第二十九条第一項、第二項又は第六項」を「第二十九条第一項乃至第三項、第五項又は第七項」に改め、同条第六項中「第二十六条第一項第一号乃至第五号及び第十号若しくは第二十六条の第二項第一号、第三号及び第四号」を「第二十六条第三項第一号乃至第三号及び第六号乃至第八号若しくは第二十六条の第二項第一号及び第三号」に、「第二十六条第一項第十号」を「第二十六条第三項第八号」に、「第

十一條の三の規定により控除を認められる損失」を「雑損失」に改め、「若しくは第四号」を削り、「第二十六條第三項第一號第十二号」を「第二十六條第三項第十号」に、「第十五條の八の規定による控除の額が」を「外國税控除額若しくは同項第七号に規定する所得税額が」に改め、同條第七項中「第二十六條第一項第一号若しくは第二十二号」を「第二十六條第三項第一号」に、「第九條第一項を「第九條」に改め、同條を第四十四條とする。第四十六條の二に見出しとして「更正又は決定のための調査」を附し、同條を第四十五條とする。第四十六條の三に見出しとして「營業所の所得の歸属の推定」を附し、同條中第四十六條を「第四十四條」に改め、同條を第四十六條とする。

第四十六條の四に見出しとして「更正又は決定の期間」を附し、同

条第百項中「第二十九條第一項に規定する申告書を」「第二十九條第一項に規定する申告書」に改め、「第四十四條又は」を削り、「第四十六條」を「第四十四條」に、「第二十九條第一項に規定する損失申告書」を「第二十九條第三項に規定する損失申告書」に、「第九十六條の二」を「第九條の四」に、「第三十六條乃至第三十六條の三」を「第三十六條又は第三十六條の二」に改め、同条を第四十六條の二とする。

第四十七條に見出しとして「(追徴税額の徴収)」を附し、同条第一項中「第四十六條」を「第四十四條」に改め、「その不足税額又はその決定による税額をいう。以下同じ。」を削り、同条第二項中「第四十六條」を「第四十四條」に、「第三十六條第三項(同条第五項)を」「第三十六條第四項(同条第六項)に、」同条第六項を「同条第七項に改め、同条第四項中「第四十六條」を「第四十四條」に、「第三十六條の三」を「第三十六條の二」に、「第三十六條第五項」を「第三

項を「第三十六條第七項」に改め、同条第三項を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項において追徴税額とは、更正の場合にあつては、左の各号に規定する場合に当該するときの当該各号に掲げる金額（当該各号に規定する場合のいずれにも該当するときは、当該金額の合計額）に相当する所得税額をいい、決定の場合にあつては、決定に係る第二十六條第三項第八号に規定する不足額に相当する所得税額をいう。

一 更正に因り第二十六條第三項第八号に規定する不足額が増加した場合においては、その増加した額

二 更正に因り第二十六條第三項

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その一)

第八号に規定する超過額又は第二十六条の第二項第七号に規定する所得税額が減少した場合においては、その減少した額第三十一条の規定は、更正又は決定があつた場合における第二十六条第三項第八号に規定する超過額若しくは第二十六条の第二項第七号に規定する所得税額又はこれらの額の増減額があるときに、これを適用する。

第四十八条の前の章名中「第六章」を「第七章」に改める。

第四十八条に見出しとして「(再調査)」を附し、同条第一項中「第二十三条第四項」を「第二十四条第三項、第二十五条第四項」に、「第二十九條第四項」を「第二十九條第五項」に、「第三十六條第三項(同条第五項)」を「第三十六條第四項(同条第六項)」に改め、「及び第三十六條の第三項」を削り、「第四十四條第四項、第四十六條第七項、第五十七條第七項又は第五十七條の二第七項」を「第四十五條第七項、第五十六條第七項又は第五十七條第七項」に、「第二十三條第二項」を「第二十三條第五項第一号乃至第六号に規定する額、第二十五條第一項」に、「第三十六條第三項に規定する」を「第三十六條第四項に規定する」に、「第二十一條第一項第一号乃至第五号、第十号若しくは第十二号に規定する額」を「第二十六條第三項第一号乃至第三号、第六号乃至第八号若しくは第十号乃至第十六号に規定する事項」に、「若しくは第八号」を「第七号若しくは第八号」に、「第五十七條第一項」を「第五十六條第一項」に、「第五十七條の二第二項」を「第五十七條第一項」に改め、同条第二項中「第二十三條第六項及び第二十四條」を「第二十五條の三及び第二十七條第九項」に、「第三十六條第二項(同条第五項)」を「第三十

六条第三項(同条第六項)に、「第四十六條」を「第四十四條」に改め、同条第三項中「第二十一條の二第九項、第二十六條の三第九項(第二十九條第三項)」を「第二十一條の二第五項、第二十二條の三第三項、第二十六條の三第十項(第二十九條第四項)」に改める。

第四十九條に見出しとして「(審査)」を附し、同条第二項中「第三十六條第三項(同条第五項)」を「第三十六條第三項(同条第六項)」に、「第四十六條」を「第四十四條」に改め、同条第三項中「第二十三條第六項、第二十四條」を「第二十五條の三、第二十七條第九項」に改める。

第五十三條の前の章名中「第七章」を「第八章」に改める。

第五十三條に見出しとして「(申告書の公示)」を附し、同条中「総所得金額の下に、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額」を加える。

第五十四條を削る。

第五十五條に見出しとして「(利子税額)」を附し、同条第一項各号列記以外の部分中「計算した金額の下に」を「当該所得税額で第三十條第一項の規定により納付すべきもののうち」に第三十條の二の規定により徴収を猶予された税額がある場合において、当該徴収を猶予された税額について、その徴収を猶予された期間に於いては、当該期間に於いて、当該徴収を猶予された税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額」を加え、同項各号列記の部分に次のように改める。

一 予定納税額が第一期又は第二期の納期限後に納付される場合においては、当該納期限後に納付される予定納税額について、当該納期限の翌日から当該所得税額が納付される日までの期間(政府が第二十一條の四第一項の規定による通知を第一期又は第二期の納期限の二十日前までに

になさなかつたときは、第二十三條第一項の規定による七月予定申告書又は同条第二項の規定による十一月予定申告書を提出する義務がある場合を除き、当該通知をなした日から起算して二十日を経過した日(当該経過した日が確定申告書の提出期限後となるときは、当該期限までの期間を除くものとし、同条第三項の規定による七月予定申告書又は同条第四項の規定による十一月予定申告書が提出された場合における第二十三條の二の規定により納付すべき金額及び予定納税額修正申告書が提出された場合における第二十二條の二の二の規定による七月予定申告書が提出された場合を除くものとし、確定申告書の提出期限までの期間を除くものとし、)

二 第四章の規定により納付すべき所得税額が、確定申告書又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限後に納付される場合においては、当該提出期限後に納付される所得税額について、当該提出期限(第三十六條又は第三十六條の二の規定により還付された金額を納付する場合においては、当該金額の還付のための支出があつた日)の翌日から、当該所得税額が納付される日までの期間

第五十五條第二項中「前項」を「第一項」に、「第三十一條第一項の規定により納付すべき第二二期分の所得税額」を「第二二期分の所得税額」を「予定納税額の二の二の規定により納付すべき第二二期分の所得税額」に改め、第二十三條の二の二の規定により納付すべき第二二期分の所得税額を「第二十三條の二の二の規定により納付すべき第二二期分の所得税額」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第四

項中「前三項」を「前四項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項中「第一項第二号乃至第四号の規定に該当する場合で当該各号に規定する申告書若しくは修正に係る申告書を提出した者又は当該更正若しくは決定を受けた者が、第三十二條第四項若しくは第五項(第三十四條第三項)において準用する場合を含む」、第三十三條第二項若しくは第四項又は第三十三條第三項に規定する納期日までに利子税額を完納しなかつた場合及び第一項第一号の規定に該当する場合においては、」を「第三章又は第四章の規定により納付すべき所得税額の納期限(第二十三條の二、第二十四條の二、第三十二條(第三十四條第四項)において準用する場合を含む)又は第三十三條第二項の規定により納付すべき所得税額について、」後

は、当該各条に規定する納期日において当該所得税額に係る利子税額の全部又は一部が納付されてない場合においては、」に、「第三十五條第二項の規定は、この場合について、これを準用する。」を「この場合において、第三十條の二第一項の規定により徴収を猶予された税額に係る利子税額については、その徴収を猶予された期間後に限りその納付を督促することができるとし、予定納税額に係る利子税額については、第二十五條の五第二項の規定は、第二十五條の五第二項の規定を準用する。」に改め、同条第六項中「同条第二項乃至第四項」を「同条第三項乃至第五項」に、「第一項第四項若しくは第五項」を「第一項第三号又は第四号及び第二項乃至第四項」を「第一項第二号及び第三項乃至第五項」に改め、「徴収する」の下に「この場合において、第四十四條第七項の規定による通知をなした日」が申告後一年経過日以後となるときは、第四十六條の二第一項但書の規定に該当する場合を除く外、申告後一年経過日から当該通知をなした日まで

の期間を、利子税額計算の基礎となる期間から控除して、利子税額を計算するものとする。」を加え、同条第七項中「第四十七條第二項乃至第四項」を「第四十七條第二項乃至第四項」に、「第三項を第四項に改め、同条第八項中「第三項及び第六項」を「第四項及び第七項」に改め、同条第九項中「第六項」を「第七項」に、「第三十條乃至第三十四條若しくは第三十五條第三項」を「第三十條乃至第三十五條第三項」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

第三十一條第一項(第三十二條第三項(第三十四條第四項)において準用する場合を含む)、第三十四條第三項又は第四十七條第三項において準用する場合を含む)の規定により還付をなす場合において、その還付をなすべき金額を当該年分の未納の所得税額に充当するときは、政府は、当該充当に係る所得税額については、同条の規定による利子税額を免除する。

第五十五條第一項の次に次の一項を加え、同条第五十四條とする。

確定申告書、損失申告書又は第二十九條第一項乃至第三項の規定による申告書がその提出期限前に提出された場合においては、当該提出期限(の翌日から起算して一年を経過した日(以下本条において申告後一年経過日といふ))以後に修正確定申告書、修正損失申告書、第二十七條第五項において準用する同条第一項の規定による申告書又は第二十九條第五項において準用する第二十七條の規定による申告書を提出した場合において、これらの申告書の提出に因り納付すべき所得税額については、申告後一年経過日からこれらの申告書の提出の日までの期間を、前項第二号に掲げる期間から控除して、同項の規定を適用する。

の期間を、利子税額計算の基礎となる期間から控除して、利子税額を計算するものとする。」を加え、同条第七項中「第四十七條第二項乃至第四項」を「第四十七條第二項乃至第四項」に、「第三項を第四項に改め、同条第八項中「第三項及び第六項」を「第四項及び第七項」に改め、同条第九項中「第六項」を「第七項」に、「第三十條乃至第三十四條若しくは第三十五條第三項」を「第三十條乃至第三十五條第三項」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

第三十六條に見出しとして「源泉徴収義務者の利子税額」を附し、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「第三十五條第一項並びに前条第二項乃至第四項及び第七項乃至第九項」を「第三十五條並びに前条第三項乃至第五項、第八項、第九項及び第十一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第五十五條とする。

第三十七条、第三十八条、第三十八條之二、第四十条第四十一条第一項若しくは第四十二条の規定により徴収して納付すべき所得税額又は第四十一条第二項の規定により納付すべき所得税額で、これらの規定による納期限の翌日から起算して一年を経過した日（以下本条において納期限後一年経過日という。）以後納付されるものについては、前項に規定する期間から、納期限後一年経過日以後当該納付の日（当該所得税額につき第四十三条第一項の規定により国税徴収法の例による納税の告知がなされた場合においては、その告知がなされた日）までの期間を控除して、前項の規定を適用する。但し、当該納税の告知がなされた場合において、所得税額をその納期限までに納付しなかつたことについて詐偽その他不正の行為があるときは、この限りでない。

第五十七条に見出しとして「過少申告加算税額、無申告加算税額及び源泉徴収加算税額」を附し、同条第一項中「第二十九条第一項若しくは第二項を」第二十九条第一項乃至第三項に、「第五十七条の二を」第五十七條に、「第二十九条第一項又は第二項を」第二十九条第三項に、「第四十六条を」第四十四条に、「第二十九条第四項を」第二十九条第五項に改め、「当該更正又は修正前の申告又は修正申告に係る額に誤があつたことについて正当な事由がない

と認めるときは、」を削り、「所得税
と認めるときは、」を削り、「これらの税額の計算の
基礎」と下に「これらの税額の計算の基礎となつた事実のうちに、当該更正又は修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な事由があると認められるものがあるときは、その正当な事由があると認められる事実に基づく税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額」を加え、同
条第二項中「第三十六条第三項（同
条第五項）」を「第三十一条（第三十二
条第三項（第三十四条第四項におい
て適用する場合を含む。）、第三十四
条第三項又は第四十七条第三項にお
いて適用する場合を含む。）、第三十六
条第四項（同条第六項）に、第三十六
条の二第二項（同条第三項において準
用する第三十六条第五項において準
用する場合を含む。）又は第三十六条の
第三項（同条第五項）」を「又は第三十六
条の二第二項（同条第三項において準
用する第三十六条第六項）に、第四十
六条を第四十四条に、第二十九条第
三項を第二十九条第五項に、第二十
九条第六項を第二十九条第五項に、
第三十六条の二第二項（同条第三項
において準用する第三十六条第五項
において準用する場合を含む。）若し
くは第三十六条の三第二項（同条第
三項において準用する第三十六条第
五項において準用する場合を含む。）
を、若しくは第三十六条の二第二項
（同条第三項において準用する第三十
六条第六項において準用する場合を
含む。）」に改め、「当該更正又は修正
前の申告又は修正申告に係る額に誤
があつたことについて正当な事由が
ない」と認めるときは、」を削り、「第
四十七條第二項乃至第四項」を「第
四十七條第四項若しくは第五項」に、「第
三十二條第五項（第三十四條第三項
を「第三十二條第二項第三十四條第
四項」に改め、「納付すべき税額」の
下に「（当該税額の計算の基礎となつ
た事実のうちに、当該更正又は修正

申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な事由がある」と認められるとき
は、その正当な事由があると認められる事実に基づく税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額」を加え、同条第三項中「第二十六条第一項第十号」を「第二十六條第三項第八号」に改め、同条第四十六條に「第四十四條」に改め、同条第四項中「第五十七條の二」を「第五十七條」に改め、同条第五項中「第三十六條の二第二項又は第三十六條の三第二項の規定による附記をなしたものを含む」を削り、「第三十六條」を「第四十四條」に、「第三十二條第五項（第三十四條第三項）を第三十二條第二項（第三十四條第四項）に」、「第二十六條第一項第十号」を「第二十六條第三項第八号」に、「所得税額に」を「所得税額で、前四項の規定により過少申告加算税額、無申告加算税額又は源泉徴収加算税額を加算せらるべきものに」に改め、同条第六項中「第五十五條第三項及び第四項」を「第五十四條第四項及び第五項」に、「第五十六條第二項」を「第五十五條第三項」に改め、同条第五十六條とする。
第五十七條の二に見出しとして「（重加算税額）を附し、同条第二項中「第三十六條の三の規定」を「第三十六條の二の規定」に、「第二十九條第四項を第二十九條第五項」に、「第三十六條第五項において準用する場合を含む」若しくは第三十六條の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む）を「第三十六條第六項において準用する場合を含む」を「第三十六條第六項において準用する場合を含む」に改め、同条第六項中「第五十五條第三項及び第四項」を「第五十四條第四項及び第五項」に、「第五十六條第二項」を「第五十五條第三項」に改め、同条を第五十七條とする。
第五十九條に見出しとして「（無記名公社債の利子等の受領者の告知）

を附し、同条第一項中「住所」の下に「又は居所を加ふる」と改める。

第六十一条に見出しとして「支払調書等」を附し、同条第一項第三号中「役務」を「給与若しくは役務」に、「同条第五項第二号に掲げる所得」を「同項第九号の所得」に改める。

第六十三条に見出しとして「(収税官吏の質問検査権)」を附し、同条第一号中「第二十九条第一項又は第二項」を「第二十九条第三項」に改める。

第六十六条の二に見出しとして「(開廃業等の申告)」を附し、同条中「第一條第一項又は第二條第一號の規定に該當する個人を」居住者又は非居住者に改める。

第六十七条に見出しとして「(同族会社等の行為又は計算の否認)」を附し、同条第一項中「第四十四条第一項乃至第三項又は第四十六條」を「第四十四條第一項若しくは第二項又は第四十四條」に、「第二十一條第一項第一號乃至第五號に規定する額若しくは予定納税額又は第二十六條第一項第一號乃至第五號及び第十號乃至第六號、第二十六條第五項第一號乃至第六號及び第六號乃至第八號又は」に改める。

第六十九條の前の章名中「第八章」を「第九章」に改める。

第六十九條第一項中「第二十六條第一項第三號乃至第五號」を「第二十六條第三項第三號」に、「第三十六條第三項」を「同条第五項において準用する場合を含む」、第三十六條の第二項(同条第三項において準用する場合を含む)若しくは第三十六條の第三項第一項(同条第三項において準用する場合を含む)を「第三十六條第四項(同条第六項において準用する場合を含む)若しくは第三十六條の第二項第一項(同条第三項において準用する場合を含む)」に改め、同条第三項中「第三十六條第六項」を「第三

十六条第三項に改め、又は第三十六条第三項を削る。
第六十九條の二第二項中「第三十九條第四項」を「第三十九條第五項」に改める。
第六十九條の四中「第六項」を「第七項」に改める。
第七十條中第一号を削り、同条第二号中「第二十一條の二第二項及び第三項」と「第二十二條の二第二項又は第三項及び同条第五項」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。
二 第二十三條第一項の規定による七月予定申告書又は同条第二項の規定による十一月予定申告書に虚偽の記載をなしてこれを政府に提出した者
第七十三條を削り、第七十四條を第七十三條とする。
同条第一の條文中「第十五條第一項及び第三項又は第十五條第一項及び第四項」を「同条第一、第二、第三次調査所得金額」と改め、同条の趣旨を次のように改める。
(備考) 課税総所得金額とは、繰上所得金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額とは、第十四條第一号に規定する調整所得金額をいい、課税退職所得金額とは、退職所得の収入金額から200,000円(勤続年数が10年をこえる場合には、そのこえる年数を20,000円に乘じて得た金額を加算した金額(当該金額が500,000円をこえることとなるときは、500,000円とする))を控除した金額の50%に相当する金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいふ。

別表第二の二の別表第五の次のように改める。

別表第二 山林所得に対する所得税の簡易税額表(第十五条第二項の規定による所得税額表)

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
500円未満		0	45,000	46,000	6,750	95,000	96,000	14,250
500	1,000	75	46,000	47,000	6,900	96,000	97,000	14,400
1,000	1,500	150	47,000	48,000	7,050	97,000	98,000	14,550
1,500	2,000	225	48,000	49,000	7,200	98,000	99,000	14,700
2,000	2,500	300	49,000	50,000	7,350	99,000	100,000	14,850
2,500	3,000	375	50,000	51,000	7,500	100,000	102,000	15,000
3,000	3,500	450	51,000	52,000	7,650	102,000	104,000	15,400
3,500	4,000	525	52,000	53,000	7,800	104,000	106,000	15,800
4,000	4,500	600	53,000	54,000	7,950	106,000	108,000	16,200
4,500	5,000	675	54,000	55,000	8,100	108,000	110,000	16,600
5,000	6,000	750	55,000	56,000	8,250	110,000	112,000	17,000
6,000	7,000	900	56,000	57,000	8,400	112,000	114,000	17,400
7,000	8,000	1,050	57,000	58,000	8,550	114,000	116,000	17,800
8,000	9,000	1,200	58,000	59,000	8,700	116,000	118,000	18,200
9,000	10,000	1,350	59,000	60,000	8,850	118,000	120,000	18,600
10,000	11,000	1,500	60,000	61,000	9,000	120,000	122,000	19,000
11,000	12,000	1,650	61,000	62,000	9,150	122,000	124,000	19,400
12,000	13,000	1,800	62,000	63,000	9,300	124,000	126,000	19,800
13,000	14,000	1,950	63,000	64,000	9,450	126,000	128,000	20,200
14,000	15,000	2,100	64,000	65,000	9,600	128,000	130,000	20,600
15,000	16,000	2,250	65,000	66,000	9,750	130,000	132,000	21,000
16,000	17,000	2,400	66,000	67,000	9,900	132,000	134,000	21,400
17,000	18,000	2,550	67,000	68,000	10,050	134,000	136,000	21,800
18,000	19,000	2,700	68,000	69,000	10,200	136,000	138,000	22,200
19,000	20,000	2,850	69,000	70,000	10,350	138,000	140,000	22,600
20,000	21,000	3,000	70,000	71,000	10,500	140,000	142,000	23,000
21,000	22,000	3,150	71,000	72,000	10,650	142,000	144,000	23,400
22,000	23,000	3,300	72,000	73,000	10,800	144,000	146,000	23,800
23,000	24,000	3,450	73,000	74,000	10,950	146,000	148,000	24,200
24,000	25,000	3,600	74,000	75,000	11,100	148,000	150,000	24,600
25,000	26,000	3,750	75,000	76,000	11,250	150,000	152,000	25,000
26,000	27,000	3,900	76,000	77,000	11,400	152,000	154,000	25,400
27,000	28,000	4,050	77,000	78,000	11,550	154,000	156,000	25,800
28,000	29,000	4,200	78,000	79,000	11,700	156,000	158,000	26,200
29,000	30,000	4,350	79,000	80,000	11,850	158,000	160,000	26,600
30,000	31,000	4,500	80,000	81,000	12,000	160,000	162,000	27,000
31,000	32,000	4,650	81,000	82,000	12,150	162,000	164,000	27,400
32,000	33,000	4,800	82,000	83,000	12,300	164,000	166,000	27,800
33,000	34,000	4,950	83,000	84,000	12,450	166,000	168,000	28,200
34,000	35,000	5,100	84,000	85,000	12,600	168,000	170,000	28,600
35,000	36,000	5,250	85,000	86,000	12,750	170,000	172,000	29,000
36,000	37,000	5,400	86,000	87,000	12,900	172,000	174,000	29,400
37,000	38,000	5,550	87,000	88,000	13,050	174,000	176,000	29,800
38,000	39,000	5,700	88,000	89,000	13,200	176,000	178,000	30,200
39,000	40,000	5,850	89,000	90,000	13,350	178,000	180,000	30,600
40,000	41,000	6,000	90,000	91,000	13,500	180,000	182,000	31,000
41,000	42,000	6,150	91,000	92,000	13,650	182,000	184,000	31,400
42,000	43,000	6,300	92,000	93,000	13,800	184,000	186,000	31,800
43,000	44,000	6,450	93,000	94,000	13,950	186,000	188,000	32,200
44,000	45,000	6,600	94,000	95,000	14,100	188,000	190,000	32,600

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その一)

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その一)

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
190,000	192,000	33,000	305,000	308,000	56,000	460,000	464,000	92,500
192,000	194,000	33,400	308,000	311,000	56,600	464,000	468,000	93,500
194,000	196,000	33,800	311,000	314,000	57,200	468,000	472,000	94,500
196,000	198,000	34,200	314,000	317,000	57,800	472,000	476,000	95,500
198,000	200,000	34,600	317,000	320,000	58,400	476,000	480,000	96,500
200,000	203,000	35,000	320,000	324,000	59,000	480,000	485,000	97,500
203,000	206,000	35,600	324,000	328,000	59,800	485,000	490,000	98,750
206,000	209,000	36,200	328,000	332,000	60,600	490,000	495,000	100,000
209,000	212,000	36,800	332,000	336,000	61,400	495,000	500,000	101,250
212,000	215,000	37,400	336,000	340,000	62,200	500,000	505,000	102,500
215,000	218,000	38,000	340,000	344,000	63,000	505,000	510,000	103,750
218,000	221,000	38,600	344,000	348,000	63,800	510,000	515,000	105,000
221,000	224,000	39,200	348,000	352,000	64,600	515,000	520,000	106,250
224,000	227,000	39,800	352,000	356,000	65,500	520,000	525,000	107,500
227,000	230,000	40,400	356,000	360,000	66,500	525,000	530,000	108,750
230,000	233,000	41,000	360,000	364,000	67,500	530,000	535,000	110,000
233,000	236,000	41,600	364,000	368,000	68,500	535,000	540,000	111,250
236,000	239,000	42,200	368,000	372,000	69,500	540,000	545,000	112,500
239,000	242,000	42,800	372,000	376,000	70,500	545,000	550,000	113,750
242,000	245,000	43,400	376,000	380,000	71,500	550,000	555,000	115,000
245,000	248,000	44,000	380,000	384,000	72,500	555,000	560,000	116,250
248,000	251,000	44,600	384,000	388,000	73,500	560,000	565,000	117,500
251,000	254,000	45,200	388,000	392,000	74,500	565,000	570,000	118,750
254,000	257,000	45,800	392,000	396,000	75,500	570,000	575,000	120,000
257,000	260,000	46,400	396,000	400,000	76,500	575,000	580,000	121,250
260,000	263,000	47,000	400,000	404,000	77,500	580,000	585,000	122,500
263,000	266,000	47,600	404,000	408,000	78,500	585,000	590,000	123,750
266,000	269,000	48,200	408,000	412,000	79,500	590,000	595,000	125,000
269,000	272,000	48,800	412,000	416,000	80,500	595,000	600,000	126,250
272,000	275,000	49,400	416,000	420,000	81,500	600,000	605,000	127,500
275,000	278,000	50,000	420,000	424,000	82,500	605,000	610,000	129,000
278,000	281,000	50,600	424,000	428,000	83,500	610,000	615,000	130,500
281,000	284,000	51,200	428,000	432,000	84,500	615,000	620,000	132,000
284,000	287,000	51,800	432,000	436,000	85,500	620,000	625,000	133,500
287,000	290,000	52,400	436,000	440,000	86,500	625,000	630,000	135,000
290,000	293,000	53,000	440,000	444,000	87,500	630,000	635,000	136,500
293,000	296,000	53,600	444,000	448,000	88,500	635,000	640,000	138,000
296,000	299,000	54,200	448,000	452,000	89,500	640,000	645,000	139,500
299,000	302,000	54,800	452,000	456,000	90,500	645,000	650,000	141,000
302,000	305,000	55,400	456,000	460,000	91,500	650,000円		142,500

(備考) 課税山林所得金額とは、山林所得の金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をなした後の金額をいう。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表 (第三十八条 第一項第一号及び 第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表)

イ 月 額 表 (一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人
以上	未満	税 額										円	
円 3,000	円 未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		円 0
3,000	7,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 の12%に相当 する金額
7,000	7,200	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 の14%に相当 する金額
7,200	7,400	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円 1,112
7,400	7,600	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,155
7,600	7,800	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,197
7,800	8,000	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,240
8,000	8,200	144	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,282
8,200	8,400	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円 1,325
8,400	8,600	195	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,367
8,600	8,800	221	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,410
8,800	9,000	246	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,452
9,000	9,200	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,495
9,200	9,400	314	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円 1,537
9,400	9,600	348	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,580
9,600	9,800	382	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,622
9,800	10,000	416	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,665
10,000	10,200	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円 1,707
10,200	10,400	484	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,750
10,400	10,600	518	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,792
10,600	10,800	552	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,835
10,800	11,000	586	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,877
11,000	11,200	620	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円 1,920
11,200	11,400	654	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,962
11,400	11,600	688	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,005
11,600	11,800	722	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,047
11,800	12,000	756	129	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,090
12,000	12,200	790	154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円 2,134
12,200	12,400	824	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,185
12,400	12,600	858	205	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,236
12,600	12,800	892	231	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,287
12,800	13,000	926	259	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,347
13,000	13,200	960	293	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円 2,416
13,200	13,400	994	327	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,485
13,400	13,600	1,028	361	20	0	0	0	0	0	0	0	0	2,554
13,600	13,800	1,062	395	46	0	0	0	0	0	0	0	0	2,623
13,800	14,000	1,099	429	71	0	0	0	0	0	0	0	0	2,692
14,000	14,200	1,141	463	97	0	0	0	0	0	0	0	0	円 2,761
14,200	14,400	1,184	497	122	0	0	0	0	0	0	0	0	2,830
14,400	14,600	1,226	531	148	0	0	0	0	0	0	0	0	2,899
14,600	14,800	1,269	565	173	0	0	0	0	0	0	0	0	2,968
14,800	15,000	1,311	599	199	0	0	0	0	0	0	0	0	円 3,037
15,000	15,500	1,354	633	224	0	0	0	0	0	0	0	0	3,106
15,500	16,000	1,460	718	301	0	0	0	0	0	0	0	0	円 3,175
16,000	16,500	1,566	803	386	39	0	0	0	0	0	0	0	3,347
16,500	17,000	1,672	888	471	103	0	0	0	0	0	0	0	3,520
17,000	17,500	1,779	973	556	167	0	0	0	0	0	0	0	円 3,692

イ 月 額 表 (二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額
		扶 養 親 族 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以 上	未 満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
17,500	18,000	1,885	1,058	641	230	43	0	0	0	0	0	0	4,037	
18,000	18,500	1,991	1,158	726	309	107	0	0	0	0	0	0	4,224	
18,500	19,000	2,097	1,264	811	394	170	0	0	0	0	0	0	4,425	
19,000	19,500	2,219	1,370	896	479	234	47	0	0	0	0	0	4,627	
19,500	20,000	2,347	1,476	981	564	314	110	0	0	0	0	0	4,828	
20,000	20,500	2,474	1,583	1,066	649	399	174	0	0	0	0	0	5,029	
20,500	21,000	2,602	1,689	1,168	734	484	238	50	0	0	0	0	5,230	
21,000	21,500	2,729	1,795	1,274	819	569	319	114	0	0	0	0	5,432	
21,500	22,000	2,857	1,901	1,380	904	654	404	178	0	0	0	0	5,633	
22,000	22,500	2,984	2,008	1,487	989	739	489	242	54	0	0	0	5,834	
22,500	23,000	3,112	2,114	1,593	1,074	824	574	324	118	0	0	0	6,035	
23,000	23,500	3,239	2,239	1,699	1,178	909	659	409	182	0	0	0	6,237	
23,500	24,000	3,367	2,367	1,805	1,284	994	744	494	245	58	0	0	6,438	
24,000	24,500	3,494	2,494	1,912	1,391	1,079	829	579	329	122	0	0	6,639	
24,500	25,000	3,622	2,622	2,018	1,497	1,184	914	664	414	185	0	0	6,840	
25,000	25,500	3,749	2,749	2,124	1,603	1,291	999	749	499	249	62	0	7,042	
25,500	26,000	3,899	2,899	2,274	1,728	1,416	1,103	849	599	349	137	0	7,242	
26,000	26,500	4,049	3,049	2,424	1,853	1,541	1,228	949	699	449	212	24	7,442	
26,500	27,000	4,212	3,199	2,574	1,978	1,666	1,353	1,049	799	549	299	99	7,642	
27,000	27,500	4,387	3,349	2,724	2,103	1,791	1,478	1,166	899	649	399	174	7,842	
27,500	28,000	4,562	3,499	2,874	2,249	1,916	1,603	1,291	999	749	499	249	8,042	
28,000	28,500	4,737	3,649	3,024	2,399	2,041	1,728	1,416	1,103	849	599	349	8,242	
28,500	29,000	4,912	3,799	3,174	2,549	2,174	1,853	1,541	1,228	949	699	449	8,442	
29,000	29,500	5,087	3,949	3,324	2,699	2,324	1,978	1,666	1,353	1,049	799	549	8,642	
29,500	30,000	5,262	4,099	3,474	2,849	2,474	2,103	1,791	1,478	1,166	899	649	8,842	
30,000	30,500	5,437	4,270	3,624	2,999	2,624	2,249	1,916	1,603	1,291	999	749	9,042	
30,500	31,000	5,612	4,445	3,774	3,149	2,774	2,399	2,041	1,728	1,416	1,103	849	9,242	
31,000	31,500	5,787	4,620	3,924	3,299	2,924	2,549	2,174	1,853	1,541	1,228	949	9,442	
31,500	32,000	5,962	4,795	4,074	3,449	3,074	2,699	2,324	1,978	1,666	1,353	1,049	9,642	
32,000	32,500	6,137	4,970	4,241	3,599	3,224	2,849	2,474	2,103	1,791	1,478	1,166	9,842	
32,500	33,000	6,312	5,145	4,416	3,749	3,374	2,999	2,624	2,249	1,916	1,603	1,291	10,042	
33,000	33,500	6,487	5,320	4,591	3,899	3,524	3,149	2,774	2,399	2,041	1,728	1,416	10,242	
33,500	34,000	6,662	5,495	4,766	4,049	3,674	3,299	2,924	2,549	2,174	1,853	1,541	10,442	
34,000	34,500	6,837	5,670	4,941	4,211	3,824	3,449	3,074	2,699	2,324	1,978	1,666	10,642	
34,500	35,000	7,012	5,845	5,116	4,386	3,974	3,599	3,224	2,849	2,474	2,103	1,791	10,842	
35,000	36,000	7,208	6,020	5,291	4,561	4,124	3,749	3,374	2,999	2,624	2,249	1,916	11,042	
36,000	37,000	7,608	6,370	5,641	4,911	4,474	4,049	3,674	3,299	2,924	2,549	2,174	11,442	
37,000	38,000	8,008	6,720	5,991	5,261	4,824	4,386	3,974	3,599	3,224	2,849	2,474	11,842	
38,000	39,000	8,408	7,074	6,341	5,611	5,174	4,736	4,299	3,899	3,524	3,149	2,774	12,242	
39,000	40,000	8,808	7,474	6,691	5,961	5,524	5,086	4,649	4,211	3,824	3,449	3,074	12,642	
40,000	41,000	9,208	7,874	7,041	6,311	5,874	5,436	4,999	4,561	4,124	3,749	3,374	13,042	
41,000	42,000	9,608	8,274	7,441	6,661	6,224	5,786	5,349	4,911	4,474	4,049	3,674	13,442	
42,000	43,000	10,008	8,674	7,841	7,011	6,574	6,136	5,699	5,261	4,824	4,386	3,974	13,858	
43,000	44,000	10,408	9,074	8,241	7,407	6,924	6,486	6,049	5,611	5,174	4,736	4,299	14,308	
44,000	45,000	10,808	9,474	8,641	7,807	7,307	6,836	6,399	5,961	5,524	5,086	4,649	14,758	
45,000	46,000	11,208	9,874	9,041	8,207	7,707	7,207	6,749	6,311	5,874	5,436	4,999	15,208	
46,000	47,000	11,608	10,274	9,441	8,607	8,107	7,607	7,107	6,661	6,224	5,786	5,349	15,658	
47,000	48,000	12,008	10,674	9,841	9,007	8,507	8,007	7,507	7,011	6,574	6,136	5,699	16,108	
48,000	49,000	12,408	11,074	10,241	9,407	8,907	8,407	7,907	7,407	6,924	6,486	6,049	16,558	
49,000	50,000	12,808	11,474	10,641	9,807	9,307	8,807	8,307	7,807	7,307	6,836	6,399	17,008	
50,000	51,000	13,208	11,874	11,041	10,207	9,707	9,207	8,707	8,207	7,707	7,207	6,749	17,458	
51,000	52,000	13,608	12,274	11,441	10,607	10,107	9,607	9,107	8,607	8,107	7,607	7,107	17,908	
52,000	53,000	14,008	12,674	11,841	11,007	10,507	10,007	9,507	9,007	8,507	8,007	7,507	18,358	
53,000	54,000	14,495	13,074	12,241	11,407	10,907	10,407	9,907	9,407	8,907	8,407	7,907	18,808	
54,000	55,000	14,945	13,474	12,641	11,807	11,307	10,807	10,307	9,807	9,307	8,807	8,307	19,258	

イ 月 額 表 (三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額	
		扶 養 親 族 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未満	税 額											税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
55,000	56,000	15,395	13,894	13,041	12,207	11,707	11,207	10,707	10,207	9,707	9,207	8,707	19,708	
56,000	57,000	15,845	14,344	13,441	12,607	12,107	11,607	11,107	10,607	10,107	9,607	9,107	20,158	
57,000	58,000	16,295	14,794	13,857	13,007	12,507	12,007	11,507	11,007	10,507	10,007	9,507	20,608	
58,000	59,000	16,745	15,244	14,307	13,407	12,907	12,407	11,907	11,407	10,907	10,407	9,907	21,058	
59,000	60,000	17,195	15,694	14,757	13,819	13,307	12,807	12,307	11,807	11,307	10,807	10,307	21,508	
60,000	61,000	17,645	16,144	15,207	14,269	13,707	13,207	12,707	12,207	11,707	11,207	10,707	21,958	
61,000	62,000	18,095	16,594	15,657	14,719	14,156	13,607	13,107	12,607	12,107	11,607	11,107	22,408	
62,000	63,000	18,545	17,044	16,107	15,169	14,606	14,044	13,507	13,007	12,507	12,007	11,507	22,858	
63,000	64,000	18,995	17,494	16,557	15,619	15,056	14,494	13,931	13,407	12,907	12,407	11,907	23,308	
64,000	65,000	19,445	17,944	17,007	16,069	15,506	14,944	14,381	13,819	13,307	12,807	12,307	23,758	
65,000	66,500	19,895	18,394	17,457	16,519	15,956	15,394	14,831	14,269	13,707	13,207	12,707	24,208	
66,500	68,000	20,570	19,069	18,132	17,194	16,631	16,069	15,506	14,944	14,381	13,819	13,307	24,883	
68,000	69,500	21,245	19,744	18,807	17,869	17,306	16,744	16,181	15,619	15,056	14,494	13,931	25,558	
69,500	71,000	21,920	20,419	19,482	18,544	17,981	17,419	16,856	16,294	15,731	15,169	14,606	26,233	
71,000	72,500	22,595	21,094	20,157	19,219	18,656	18,094	17,531	16,969	16,406	15,844	15,281	26,908	
72,500	74,000	23,270	21,769	20,832	19,894	19,331	18,769	18,206	17,644	17,081	16,519	15,956	27,583	
74,000	75,500	23,945	22,444	21,507	20,569	20,006	19,444	18,881	18,319	17,756	17,194	16,631	28,258	
75,500	77,000	24,620	23,119	22,182	21,244	20,681	20,119	19,556	18,994	18,431	17,869	17,306	28,933	
77,000	78,500	25,295	23,794	22,857	21,919	21,356	20,794	20,231	19,669	19,106	18,544	17,981	29,608	
78,500	80,000	25,970	24,469	23,532	22,594	22,031	21,469	20,906	20,344	19,781	19,219	18,656	30,283	
80,000	81,500	26,645	25,144	24,207	23,269	22,706	22,144	21,581	21,019	20,456	19,894	19,331	30,958	
81,500	83,000	27,320	25,819	24,882	23,944	23,381	22,819	22,256	21,694	21,131	20,569	20,006	31,633	
83,000	84,500	27,995	26,494	25,557	24,619	24,056	23,494	22,931	22,369	21,806	21,244	20,681	32,308	
84,500	86,000	28,670	27,169	26,232	25,294	24,731	24,169	23,606	23,044	22,481	21,919	21,356	33,041	
86,000	87,500	29,345	27,844	26,907	25,969	25,406	24,844	24,281	23,719	23,156	22,594	22,031	33,791	
87,500	89,000	30,020	28,519	27,582	26,644	26,081	25,519	24,956	24,394	23,831	23,269	22,706	34,541	
89,000	90,500	30,695	29,194	28,257	27,319	26,756	26,194	25,631	25,069	24,506	23,944	23,381	35,291	
90,500	92,000	31,370	29,869	28,932	27,994	27,431	26,869	26,306	25,744	25,181	24,619	24,056	36,041	
92,000	93,500	32,045	30,544	29,607	28,669	28,106	27,544	26,981	26,419	25,856	25,294	24,731	36,791	
93,500	95,000	32,749	31,219	30,282	29,344	28,781	28,219	27,656	27,094	26,531	25,969	25,406	37,541	
95,000	96,500	33,499	31,894	30,957	30,019	29,456	28,894	28,331	27,769	27,206	26,644	26,081	38,291	
96,500	98,000	34,249	32,582	31,632	30,694	30,131	29,569	29,006	28,444	27,881	27,319	26,756	39,041	
98,000	99,500	34,999	33,332	32,307	31,369	30,806	30,244	29,681	29,119	28,556	27,994	27,431	39,791	
99,500	101,000	35,749	34,082	33,040	32,044	31,481	30,919	30,356	29,794	29,231	28,669	28,106	40,541	
101,000	102,500	36,499	34,832	33,790	32,748	32,186	31,624	31,061	30,499	29,936	29,374	28,811	41,291	
102,500	104,000	37,249	35,582	34,540	33,498	32,936	32,374	31,811	31,249	30,686	30,124	29,561	42,041	
104,000	105,500	37,999	36,332	35,290	34,248	33,686	33,124	32,561	31,999	31,436	30,874	30,311	42,791	
105,500	107,000	38,749	37,082	36,040	34,998	34,436	33,874	33,311	32,749	32,186	31,624	31,061	43,541	
107,000	108,500	39,499	37,832	36,790	35,748	35,186	34,624	34,061	33,499	32,936	32,374	31,811	44,291	
108,500	110,000	40,249	38,582	37,540	36,498	35,936	35,374	34,811	34,249	33,686	33,124	32,561	45,041	
110,000 円		40,999	39,332	38,290	37,248	36,623	35,998	35,373	34,748	34,123	33,498	32,873	45,791	
110,000円をこ え177,000円に 満たない金額	110,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 110,000 円 をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額													45,791 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 110,000 円を こえる金額の 50% に相当す る金額を加算 した金額
177,000 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	74,536	72,832	71,790	70,748	70,123	69,498	68,873	68,248	67,623	66,998	66,373		79,808	
177,000円をこ え260,000円に 満たない金額	177,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 177,000 円 をこえる金額の 55% に相当する金額を加算した金額													79,808 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 177,000 円を こえる金額の 55% に相当す る金額を加算 した金額

イ 月 額 表 (四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額
	扶 養 親 族 の 数												
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以 上	税 額												税 額
260,000 円	120,207	118,482	117,440	116,398	115,773	115,148	114,523	113,898	113,273	112,648	112,023	125,958	
260,000 円を	260,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 260,000 円												125,958 円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 260,000 円をこえる金額の 60% に相当する金額を加算した金額
こえる金額	をこえる金額の 60% に相当する金額を加算した金額												をこえる金額の 60% に相当する金額を加算した金額
扶養親族の数が 10 人をこえる 場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の 税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 334 円を控除した金額													従たる給与に、その月の扶養控除申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族の数に、扶養親族 1 人ごとに 334 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 334 円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、500 円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者 1 人につき 334 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													

(備考 税額の求め方)

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(以下に該当しない者)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 334 円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、500 円)を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 334 円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。)は、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に、扶養親族 1 人ごとに 334 円を控除した金額)が、その求める税額である。

(二) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第 1 順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が 3 人以下で、(イ)に該当するもの及び第 4 順位又は第 4 順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が 4 人以上で、(イ)に該当するもの、第 2 順位の扶養親族のないもの又は第 3 順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(一)の(イ)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に、扶養親族 1 人につき 350 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表(第三十八条第一項 第一号及び 第五号並びに同条
第四項の規定による所得税源泉徴収額表)

口 週 額 表 (一)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条 第一項 第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
円 700円未満	円	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その週の社会 保険料控除後 の給与の金額 の12%に相当 する金額
700	1,650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その週の社会 保険料控除後 の給与の金額 の14%に相当 する金額
1,650	1,700	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円 262
1,700	1,750	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	273
1,750	1,800	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	283
1,800	1,850	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	294
1,850	1,900	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	305
1,900	1,950	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315
1,950	2,000	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	326
2,000	2,050	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	337
2,050	2,100	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	347
2,100	2,150	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	358
2,150	2,200	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	368
2,200	2,250	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	379
2,250	2,300	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	390
2,300	2,350	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400
2,350	2,400	107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	411
2,400	2,450	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	422
2,450	2,500	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	432
2,500	2,550	132	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	443
2,550	2,600	141	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	453
2,600	2,650	149	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	464
2,650	2,700	158	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	475
2,700	2,750	166	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	485
2,750	2,800	175	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	496
2,800	2,850	183	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	509
2,850	2,900	192	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	521
2,900	2,950	200	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	534
2,950	3,000	209	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	550
3,000	3,050	217	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	567
3,050	3,100	226	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	584
3,100	3,150	234	78	1	0	0	0	0	0	0	0	0	601
3,150	3,200	243	87	7	0	0	0	0	0	0	0	0	619
3,200	3,250	251	95	13	0	0	0	0	0	0	0	0	636
3,250	3,300	262	104	20	0	0	0	0	0	0	0	0	653
3,300	3,350	272	112	26	0	0	0	0	0	0	0	0	670
3,350	3,400	283	121	32	0	0	0	0	0	0	0	0	688
3,400	3,450	294	129	39	0	0	0	0	0	0	0	0	705
3,450	3,500	304	138	45	0	0	0	0	0	0	0	0	722
3,500	3,550	315	146	52	0	0	0	0	0	0	0	0	739
3,550	3,600	325	155	58	0	0	0	0	0	0	0	0	757
3,600	3,650	336	163	66	0	0	0	0	0	0	0	0	774
3,650	3,700	347	172	74	0	0	0	0	0	0	0	0	791
3,700	3,750	357	180	83	4	0	0	0	0	0	0	0	808
3,750	3,800	368	189	91	10	0	0	0	0	0	0	0	826
3,800	3,900	379	197	100	17	0	0	0	0	0	0	0	843
3,900	4,000	400	214	117	30	0	0	0	0	0	0	0	877

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その一)

口 週 額 表 (二)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額	
		扶 養 親 族 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未 満	税 額											税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,000	4,100	421	231	134	42	0	0	0	0	0	0	0	0	912
4,100	4,200	442	248	151	55	11	0	0	0	0	0	0	0	946
4,200	4,300	464	269	168	71	24	0	0	0	0	0	0	0	985
4,300	4,400	485	290	185	88	37	0	0	0	0	0	0	0	1,025
4,400	4,500	508	311	202	105	49	6	0	0	0	0	0	0	1,065
4,500	4,600	533	333	219	122	63	18	0	0	0	0	0	0	1,105
4,600	4,700	559	354	236	139	80	31	0	0	0	0	0	0	1,146
4,700	4,800	584	375	253	156	97	44	0	0	0	0	0	0	1,186
4,800	4,900	610	396	275	173	114	57	13	0	0	0	0	0	1,226
4,900	5,000	635	418	296	190	131	73	26	0	0	0	0	0	1,266
5,000	5,100	661	439	317	207	148	90	38	0	0	0	0	0	1,307
5,100	5,200	686	460	338	224	165	107	51	7	0	0	0	0	1,347
5,200	5,300	712	481	360	241	182	124	65	20	0	0	0	0	1,387
5,300	5,400	737	504	381	259	199	141	82	33	0	0	0	0	1,427
5,400	5,500	763	529	402	280	216	158	99	46	2	0	0	0	1,468
5,500	5,600	788	555	423	302	233	175	116	58	15	0	0	0	1,508
5,600	5,700	814	580	445	323	250	192	133	75	27	0	0	0	1,548
5,700	5,800	839	606	466	344	271	209	150	92	40	0	0	0	1,588
5,800	5,900	865	631	487	365	292	226	167	109	53	9	0	0	1,629
5,900	6,000	893	660	514	389	316	245	186	128	70	23	0	0	1,669
6,000	6,100	923	690	544	414	341	268	206	148	90	38	0	0	1,709
6,100	6,200	953	720	574	439	366	293	226	168	110	53	9	0	1,749
6,200	6,300	988	750	604	464	391	318	246	188	130	71	24	0	1,789
6,300	6,400	1,023	780	634	489	416	343	270	208	150	91	39	0	1,829
6,400	6,500	1,058	810	664	518	441	368	295	228	170	111	54	0	1,869
6,500	6,600	1,093	840	694	548	466	393	320	248	190	131	73	0	1,909
6,600	6,700	1,128	870	724	578	491	418	345	272	210	151	93	0	1,949
6,700	6,800	1,163	900	754	608	520	443	370	297	230	171	113	0	1,989
6,800	6,900	1,198	930	784	638	550	468	395	322	250	191	133	0	2,029
6,900	7,000	1,233	960	814	668	580	493	420	347	274	211	153	0	2,069
7,000	7,100	1,268	995	844	698	610	522	445	372	299	231	173	0	2,109
7,100	7,200	1,303	1,030	874	728	640	552	470	397	324	251	193	0	2,149
7,200	7,300	1,338	1,065	904	758	670	582	495	422	349	276	213	0	2,189
7,300	7,400	1,373	1,100	934	788	700	612	525	447	374	301	233	0	2,229
7,400	7,500	1,408	1,135	964	818	730	642	555	472	399	326	253	0	2,269
7,500	7,600	1,443	1,170	999	848	760	672	585	497	424	351	278	0	2,309
7,600	7,700	1,478	1,205	1,034	878	790	702	615	527	449	376	303	0	2,349
7,700	7,800	1,513	1,240	1,069	908	820	732	645	557	474	401	328	0	2,389
7,800	7,900	1,548	1,275	1,104	938	850	762	675	587	500	426	353	0	2,429
7,900	8,000	1,583	1,310	1,139	969	880	792	705	617	530	451	378	0	2,469
8,000	8,200	1,618	1,345	1,174	1,004	910	822	735	647	560	476	403	0	2,509
8,200	8,400	1,694	1,415	1,244	1,074	972	882	795	707	620	532	453	0	2,589
8,400	8,600	1,774	1,485	1,314	1,144	1,042	942	855	767	680	592	504	0	2,669
8,600	8,800	1,854	1,555	1,384	1,214	1,112	1,010	915	827	740	652	564	0	2,749
8,800	9,000	1,934	1,625	1,454	1,284	1,182	1,080	977	887	800	712	624	0	2,829
9,000	9,200	2,014	1,702	1,524	1,354	1,252	1,150	1,047	947	860	772	684	0	2,909
9,200	9,400	2,094	1,782	1,594	1,424	1,322	1,220	1,117	1,015	920	832	744	0	2,989
9,400	9,600	2,174	1,862	1,667	1,494	1,392	1,290	1,187	1,085	983	892	804	0	3,069
9,600	9,800	2,254	1,942	1,747	1,564	1,462	1,360	1,257	1,155	1,053	952	864	0	3,149
9,800	10,000	2,334	2,022	1,827	1,634	1,532	1,430	1,327	1,225	1,123	1,021	924	0	3,233
10,000	10,200	2,414	2,102	1,907	1,713	1,602	1,500	1,397	1,295	1,193	1,091	989	0	3,323
10,200	10,400	2,494	2,182	1,987	1,793	1,676	1,570	1,467	1,365	1,263	1,161	1,059	0	3,413
10,400	10,600	2,574	2,262	2,067	1,873	1,756	1,640	1,537	1,435	1,333	1,231	1,129	0	3,503
10,600	10,800	2,654	2,342	2,147	1,953	1,836	1,719	1,607	1,505	1,403	1,301	1,199	0	3,593
10,800	11,000	2,734	2,422	2,227	2,033	1,916	1,799	1,682	1,575	1,473	1,371	1,269	0	3,683

ロ 週 額 表 (三)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人
以上	未満	税 額											
円 11,000	円 11,200	円 2,814	円 2,502	円 2,307	円 2,113	円 1,996	円 1,879	円 1,762	円 1,645	円 1,543	円 1,441	円 1,339	円 3,773
11,200	11,400	2,894	2,582	2,387	2,193	2,076	1,959	1,842	1,725	1,613	1,511	1,409	3,863
11,400	11,600	2,974	2,662	2,467	2,273	2,156	2,039	1,922	1,805	1,689	1,581	1,479	3,953
11,600	11,800	3,054	2,742	2,547	2,353	2,236	2,119	2,002	1,885	1,769	1,652	1,549	4,043
11,800	12,000	3,134	2,822	2,627	2,433	2,316	2,199	2,082	1,965	1,849	1,732	1,619	4,133
12,000	12,200	3,216	2,902	2,707	2,513	2,396	2,279	2,162	2,045	1,929	1,812	1,695	4,223
12,200	12,400	3,306	2,982	2,787	2,593	2,476	2,359	2,242	2,125	2,009	1,892	1,775	4,313
12,400	12,600	3,396	3,062	2,867	2,673	2,556	2,439	2,322	2,205	2,089	1,972	1,855	4,403
12,600	12,800	3,486	3,142	2,947	2,753	2,636	2,519	2,402	2,285	2,169	2,052	1,935	4,493
12,800	13,000	3,576	3,225	3,027	2,833	2,716	2,599	2,482	2,365	2,249	2,132	2,015	4,583
13,000	13,200	3,666	3,315	3,107	2,913	2,796	2,679	2,562	2,445	2,329	2,212	2,095	4,673
13,200	13,400	3,756	3,405	3,187	2,993	2,876	2,759	2,642	2,525	2,409	2,292	2,175	4,763
13,400	13,600	3,846	3,495	3,276	3,073	2,956	2,839	2,722	2,605	2,489	2,372	2,255	4,853
13,600	13,800	3,936	3,585	3,366	3,153	3,036	2,919	2,802	2,685	2,569	2,452	2,335	4,943
13,800	14,000	4,026	3,675	3,456	3,237	3,116	2,999	2,882	2,765	2,649	2,532	2,415	5,033
14,000	14,200	4,116	3,765	3,546	3,327	3,196	3,079	2,962	2,845	2,729	2,612	2,495	5,123
14,200	14,400	4,206	3,855	3,636	3,417	3,286	3,159	3,042	2,925	2,809	2,692	2,575	5,213
14,400	14,600	4,296	3,945	3,726	3,507	3,376	3,244	3,122	3,005	2,889	2,772	2,655	5,303
14,600	14,800	4,386	4,035	3,816	3,597	3,466	3,334	3,203	3,085	2,969	2,852	2,735	5,393
14,800	15,000	4,476	4,125	3,906	3,687	3,556	3,424	3,293	3,165	3,049	2,932	2,815	5,483
15,000	15,300	4,566	4,215	3,996	3,777	3,646	3,514	3,383	3,251	3,129	3,012	2,895	5,573
15,300	15,600	4,701	4,350	4,131	3,912	3,781	3,649	3,518	3,386	3,255	3,132	3,015	5,708
15,600	15,900	4,836	4,485	4,266	4,047	3,916	3,784	3,653	3,521	3,390	3,259	3,135	5,843
15,900	16,200	4,971	4,620	4,401	4,182	4,051	3,919	3,788	3,656	3,525	3,394	3,262	5,978
16,200	16,500	5,106	4,755	4,536	4,317	4,186	4,054	3,923	3,791	3,660	3,529	3,397	6,113
16,500	16,800	5,241	4,890	4,671	4,452	4,321	4,189	4,058	3,926	3,795	3,664	3,532	6,248
16,800	17,100	5,376	5,025	4,806	4,587	4,456	4,324	4,193	4,061	3,930	3,799	3,667	6,383
17,100	17,400	5,511	5,160	4,941	4,722	4,591	4,459	4,328	4,196	4,065	3,934	3,802	6,518
17,400	17,700	5,646	5,295	5,076	4,857	4,726	4,594	4,463	4,331	4,200	4,069	3,937	6,653
17,700	18,000	5,781	5,430	5,211	4,992	4,861	4,729	4,598	4,466	4,335	4,204	4,072	6,788
18,000	18,300	5,916	5,565	5,346	5,127	4,996	4,864	4,733	4,601	4,470	4,339	4,207	6,923
18,300	18,600	6,051	5,700	5,481	5,262	5,131	4,999	4,868	4,736	4,605	4,474	4,342	7,058
18,600	18,900	6,186	5,835	5,616	5,397	5,266	5,134	5,003	4,871	4,740	4,609	4,477	7,193
18,900	19,200	6,321	5,970	5,751	5,532	5,401	5,269	5,138	5,006	4,875	4,744	4,612	7,328
19,200	19,500	6,456	6,105	5,886	5,667	5,536	5,404	5,273	5,141	5,010	4,879	4,747	7,463
19,500	19,800	6,591	6,240	6,021	5,802	5,671	5,539	5,408	5,276	5,145	5,014	4,882	7,601
19,800	20,100	6,726	6,375	6,156	5,937	5,806	5,674	5,543	5,411	5,280	5,149	5,017	7,751
20,100	20,400	6,861	6,510	6,291	6,072	5,941	5,809	5,678	5,546	5,415	5,284	5,152	7,901
20,400	20,700	6,996	6,645	6,426	6,207	6,076	5,944	5,813	5,681	5,550	5,419	5,287	8,051
20,700	21,000	7,131	6,780	6,561	6,342	6,211	6,079	5,948	5,816	5,685	5,554	5,422	8,201
21,000	21,300	7,266	6,915	6,696	6,477	6,346	6,214	6,083	5,951	5,820	5,689	5,557	8,351
21,300	21,600	7,401	7,050	6,831	6,612	6,481	6,349	6,218	6,086	5,955	5,824	5,692	8,501
21,600	21,900	7,536	7,185	6,966	6,747	6,616	6,484	6,353	6,221	6,090	5,959	5,827	8,651
21,900	22,200	7,682	7,320	7,101	6,882	6,751	6,619	6,488	6,356	6,225	6,094	5,962	8,801
22,200	22,500	7,832	7,455	7,236	7,017	6,886	6,754	6,623	6,491	6,360	6,229	6,097	8,951
22,500	22,800	7,982	7,593	7,371	7,152	7,021	6,889	6,758	6,626	6,495	6,364	6,232	9,101
22,800	23,100	8,132	7,743	7,506	7,287	7,156	7,024	6,893	6,761	6,630	6,499	6,367	9,251
23,100	23,400	8,282	7,893	7,649	7,422	7,291	7,159	7,028	6,896	6,765	6,634	6,502	9,401
23,400	23,700	8,432	8,043	7,799	7,557	7,426	7,294	7,163	7,031	6,900	6,769	6,637	9,551
23,700	24,000	8,582	8,193	7,949	7,706	7,561	7,429	7,298	7,166	7,035	6,904	6,772	9,701
24,000	24,300	8,732	8,343	8,099	7,856	7,710	7,564	7,433	7,301	7,170	7,039	6,907	9,851
24,300	24,600	8,882	8,493	8,249	8,006	7,860	7,714	7,568	7,436	7,305	7,174	7,042	10,001
24,600	24,900	9,032	8,643	8,399	8,156	8,010	7,864	7,718	7,571	7,440	7,309	7,177	10,151
24,900	25,200	9,182	8,793	8,549	8,306	8,160	8,014	7,868	7,722	7,576	7,444	7,312	10,301
25,200	25,500	9,332	8,943	8,699	8,456	8,310	8,164	8,018	7,872	7,726	7,580	7,447	10,451
25,500 円		9,482	9,093	8,849	8,606	8,460	8,314	8,168	8,022	7,876	7,730	7,584	10,601

ロ 週 額 表 (四)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額
	扶 養 親 族 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											
25,500 円をこ え 41,500 円に 満たない金額	25,500 円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 25,500 円を こえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額											10,801 円に、 その週の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 25,500 円をこえる金 額の 50 % に相 当する金額を 加算した金額
41,500 円	17,501 ^円	17,093 ^円	16,849 ^円	16,606 ^円	16,460 ^円	16,314 ^円	16,168 ^円	16,022 ^円	15,876 ^円	15,730 ^円	15,584 ^円	18,732 ^円
41,500 円をこ え 61,000 円に 満たない金額	41,500 円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 41,500 円を こえる金額の 55 % に相当する金額を加算した金額											18,732 円に、 その週の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 41,500 円をこえる金 額の 55 % に相 当する金額を 加算した金額
61,000 円	28,247 ^円	27,818 ^円	27,574 ^円	27,331 ^円	27,185 ^円	27,039 ^円	26,893 ^円	26,747 ^円	26,601 ^円	26,455 ^円	26,309 ^円	29,590 ^円
61,000 円をこ える金額	61,000 円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 61,000 円を こえる金額の 60 % に相当する金額を加算した金額											29,590 円に、 その週の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 61,000 円をこえる金 額の 60 % に相 当する金額を 加算した金額
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえ る 1 人ごとに 78 円を控除した金額												
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 78 円(これ らの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、 117 円)を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者 1 人につき 78 円を、上の各欄によつ て求めた税額から控除した金額												

(備考 税額の求め方)

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(二)に該当しない者)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)のその週の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 78 円(これらの控除が認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、117 円)を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 78 円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。)は、その者のその週の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族 1 人ごとに 78 円を控除した金額)が、その求める税額である。

(二) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第 1 順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が 4 人以上で、(イ)に該当するもの、第 2 順位の扶養親族のないもの又は第 3 順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(一)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族 1 人につき 80 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号及び第六号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

ハ 日 額 表 (一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による 税 額	
		扶 養 親 族 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以 上	未 満	税 額											税 額	税 額	
円 100	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その日の社会 保険料控除後 の給与の金額 の12%に相当 する金額	円 0
100	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会 保険料控除後 の給与の金額 の14%に相当 する金額	0
240	250	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円 39	0
250	260	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0
260	270	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0
270	280	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
280	290	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
290	300	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0
300	310	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
310	320	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
320	330	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
330	340	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
340	350	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
350	360	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
360	370	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
370	380	20	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
380	390	22	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
390	400	24	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
400	410	26	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	0
410	420	27	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0
420	430	29	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0
430	440	31	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	0
440	450	32	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85	0
450	460	34	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	0
460	470	37	13	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92	0
470	480	39	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	0
480	490	41	17	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0
490	500	43	18	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102	0
500	510	45	20	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105	0
510	520	47	22	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109	0
520	530	49	24	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112	0
530	540	51	25	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	116	0
540	550	54	27	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	119	0
550	560	56	29	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	123	0
560	570	58	30	16	4	0	0	0	0	0	0	0	0	126	0
570	580	60	32	18	5	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
580	590	62	34	20	6	0	0	0	0	0	0	0	0	133	0
590	600	64	35	21	8	1	0	0	0	0	0	0	0	137	0
600	620	66	38	23	9	3	0	0	0	0	0	0	0	140	0
620	640	71	43	27	13	5	0	0	0	0	0	0	0	148	0
640	660	75	47	30	16	8	1	0	0	0	0	0	0	156	0
660	680	80	51	33	19	11	4	0	0	0	0	0	0	164	0
680	700	85	55	38	23	14	7	0	0	0	0	0	0	172	0
700	720	91	60	42	26	18	9	3	0	0	0	0	0	180	0
720	740	96	64	46	30	21	13	5	0	0	0	0	0	189	0
740	760	101	68	51	33	25	16	8	2	0	0	0	0	197	3
760	780	106	72	55	37	28	20	11	4	0	0	0	0	205	0

ハ 日 額 表 (二)

その日の社会		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八條第一項第六号の規定による税額
保険料控除後の給与の金額		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
780	800	111	77	59	42	31	23	15	7	0	0	0	218	8
800	820	116	82	63	46	35	26	18	10	3	0	0	221	10
820	840	121	88	68	50	40	30	21	13	6	0	0	229	13
840	860	127	93	72	55	44	33	25	17	8	2	0	237	17
860	880	133	99	78	60	49	39	29	21	12	5	0	245	20
880	900	139	105	84	65	54	44	33	25	16	8	2	253	24
900	920	146	111	90	70	59	49	38	29	20	12	5	261	27
920	940	153	117	96	75	64	54	43	33	24	16	8	269	30
940	960	160	123	102	81	69	59	48	38	28	20	11	277	34
960	980	167	129	108	87	74	64	53	43	32	24	15	285	37
980	1,000	174	135	114	93	80	69	58	48	37	28	19	293	41
1,000	1,020	181	141	120	99	86	74	63	53	42	32	23	301	44
1,020	1,040	188	148	126	105	92	80	68	58	47	37	27	309	47
1,040	1,060	195	155	132	111	98	86	73	63	52	42	31	317	52
1,060	1,080	202	162	138	117	104	92	79	68	57	47	35	325	56
1,080	1,100	209	169	145	123	110	98	85	73	62	52	41	333	60
1,100	1,120	216	176	152	129	116	104	91	79	67	57	46	341	64
1,120	1,140	223	183	159	135	122	110	97	85	72	62	51	349	69
1,140	1,160	230	190	166	141	128	116	103	91	78	67	56	357	73
1,160	1,180	237	197	173	148	134	122	109	97	84	71	61	365	78
1,180	1,200	245	204	180	155	140	128	115	103	90	77	66	373	83
1,200	1,220	253	211	187	162	148	134	121	109	96	83	71	381	88
1,220	1,240	261	218	194	169	155	140	127	115	102	89	77	389	93
1,240	1,260	269	225	201	176	162	147	133	121	108	95	83	397	98
1,260	1,280	277	232	208	183	169	154	139	127	114	101	89	405	104
1,280	1,300	285	240	215	190	176	161	146	133	120	107	95	413	110
1,300	1,320	293	248	222	197	183	168	153	139	126	113	101	421	116
1,320	1,350	301	256	229	204	190	175	160	146	132	119	107	429	122
1,350	1,380	313	268	240	215	200	185	171	156	141	128	116	441	131
1,380	1,410	325	280	252	225	211	196	181	167	152	137	125	453	140
1,410	1,440	337	292	264	236	221	206	192	177	162	148	134	465	149
1,440	1,470	349	304	276	248	232	217	202	188	173	158	143	479	158
1,470	1,500	361	316	288	260	243	227	213	198	183	169	154	492	167
1,500	1,530	373	328	300	272	255	238	223	209	194	179	164	506	176
1,530	1,560	385	340	312	284	267	250	234	219	204	190	175	519	185
1,560	1,590	397	352	324	296	279	262	245	230	215	200	185	533	195
1,590	1,620	409	364	336	308	291	274	257	241	225	211	196	546	205
1,620	1,650	421	376	348	320	303	286	269	253	236	221	206	560	216
1,650	1,680	433	388	360	332	315	298	281	265	248	232	217	573	226
1,680	1,710	445	400	372	344	327	310	293	277	260	243	227	587	237
1,710	1,740	456	412	384	356	339	322	305	289	272	255	238	600	247
1,740	1,770	470	424	396	368	351	334	317	301	284	267	250	614	258
1,770	1,800	483	436	408	380	363	346	329	313	296	279	262	627	268
1,800	1,830	497	448	420	392	375	358	341	325	308	291	274	641	279
1,830	1,860	510	460	432	404	387	370	353	337	320	303	286	654	289
1,860	1,890	524	472	444	416	399	382	365	349	332	315	298	668	300
1,890	1,920	537	487	456	428	411	394	377	361	344	327	310	681	310
1,920	1,950	551	500	469	440	423	406	389	373	356	339	322	695	321
1,950	1,980	564	514	482	452	435	418	401	385	368	351	334	708	333
1,980	2,010	578	527	496	464	447	430	413	397	380	363	346	722	345
2,010	2,040	591	541	509	478	459	442	425	409	392	375	358	735	357
2,040	2,070	605	554	523	491	472	454	437	421	404	387	370	749	369
2,070	2,100	618	568	536	505	486	467	449	433	416	399	382	762	381
2,100	2,130	632	581	550	518	499	480	461	445	428	411	394	776	393
2,130	2,160	645	595	563	532	513	494	475	456	440	423	406	789	405

ハ 日 額 表 (三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八條第 一項第五 号の規定 による 税 額	丙 第三 十八條第 一項第六 号の規定 による 税 額	
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額										税 額	税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,160	2,190	659	608	577	545	526	507	488	470	452	435	418	803	417
2,190	2,220	672	622	590	559	540	521	502	483	464	447	430	816	429
2,220	2,250	686	635	604	572	553	534	515	497	478	459	442	830	441
2,250	2,300	699	649	617	586	567	548	529	510	491	472	454	843	453
2,300	2,350	722	671	640	608	589	570	551	533	514	495	476	866	473
2,350	2,400	744	694	662	631	612	593	574	555	536	517	498	888	493
2,400	2,450	767	716	685	653	634	615	596	578	559	540	521	911	513
2,450	2,500	789	739	707	676	657	638	619	600	581	562	543	933	533
2,500	2,550	812	761	730	698	679	660	641	623	604	585	566	956	553
2,550	2,600	834	784	752	721	702	683	664	645	626	607	588	978	573
2,600	2,650	857	806	775	743	724	705	686	668	649	630	611	1,001	593
2,650	2,700	879	829	797	766	747	728	709	690	671	652	633	1,023	613
2,700	2,750	902	851	820	788	769	750	731	713	694	675	656	1,046	634
2,750	2,800	924	874	842	811	792	773	754	735	716	697	678	1,068	656
2,800	2,850	947	896	865	833	814	795	776	758	739	720	701	1,092	679
2,850	2,900	969	919	887	856	837	818	799	780	761	742	723	1,117	701
2,900	2,950	992	941	910	878	859	840	821	803	784	765	746	1,142	724
2,950	3,000	1,014	964	932	901	882	863	844	825	806	787	768	1,167	746
3,000	3,050	1,037	986	955	923	904	885	866	848	829	810	791	1,192	769
3,050	3,100	1,059	1,009	977	946	927	908	889	870	851	832	813	1,217	791
3,100	3,150	1,082	1,031	1,000	968	949	930	911	893	874	855	836	1,242	814
3,150	3,200	1,107	1,054	1,022	991	972	953	934	915	896	877	858	1,267	836
3,200	3,250	1,132	1,076	1,045	1,013	994	975	956	938	919	900	881	1,292	859
3,250	3,300	1,157	1,101	1,067	1,036	1,017	998	979	960	941	922	903	1,317	881
3,300	3,350	1,182	1,126	1,091	1,058	1,039	1,020	1,001	983	964	945	926	1,342	904
3,350	3,400	1,207	1,151	1,116	1,081	1,062	1,043	1,024	1,005	986	967	948	1,367	926
3,400	3,450	1,232	1,176	1,141	1,106	1,085	1,065	1,046	1,028	1,009	990	971	1,392	949
3,450	3,500	1,257	1,201	1,166	1,131	1,110	1,089	1,069	1,050	1,031	1,012	993	1,417	971
3,500	3,550	1,282	1,226	1,191	1,156	1,135	1,114	1,093	1,073	1,054	1,035	1,016	1,442	994
3,550	3,600	1,307	1,251	1,216	1,181	1,160	1,139	1,118	1,097	1,076	1,057	1,038	1,467	1,016
3,600	3,650	1,332	1,276	1,241	1,206	1,185	1,164	1,143	1,122	1,101	1,080	1,061	1,492	1,039
3,650	3,700	1,357	1,301	1,266	1,231	1,210	1,189	1,168	1,147	1,126	1,105	1,084	1,517	1,061
3,700	3,750	1,382	1,326	1,291	1,256	1,235	1,214	1,193	1,172	1,151	1,130	1,109	1,542	1,084
3,750	3,800	1,407	1,351	1,316	1,281	1,260	1,239	1,218	1,197	1,176	1,155	1,134	1,567	1,106
3,800円		1,432	1,376	1,341	1,306	1,285	1,264	1,243	1,222	1,201	1,180	1,159	1,592	1,129
3,800円をこえ 5,880円に満た ない金額	3,800円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与のうち3,800円 をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額												1,592円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち3,800円 をこえる金 額の50%に 相当する金 額を加算し た金額	1,129円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち3,800円 をこえる金 額の50%に 相当する金 額を加算し た金額
5,880円		2,473	2,416	2,381	2,346	2,325	2,304	2,283	2,262	2,241	2,220	2,199	2,649	2,130
5,880円をこえ 8,660円に満た ない金額	5,880円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与のうち5,880円 をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額												2,649円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち5,880円 をこえる金 額の55%に 相当する金 額を加算し た金額	2,130円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち5,880円 をこえる金 額の55%に 相当する金 額を加算し た金額

ハ 日 額 表 (四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による 税 額
	扶 養 親 族 の 数												
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以 上 未 満	税 額											税 額	税 額
8,660 円	4,002 ^円	3,945 ^円	3,910 ^円	3,875 ^円	3,854 ^円	3,833 ^円	3,812 ^円	3,791 ^円	3,770 ^円	3,749 ^円	3,728 ^円	4,178 ^円	3,536 ^円
8,660 円 を こ え る 金 額	8,660 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与のうち 8,660 円 をこえる金額の 60% に相当する金額を加算した金額											4,178 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 のうち 8,660 円をこえる 金額の 60% に 相当する金 額を加算し た金額	3,536 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 のうち 8,660 円をこえる 金額の 60% に 相当する金 額を加算し た金額
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人 をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額													
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 12 円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける 者であるときは、17 円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者 1 人につき 12 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													

(備考 税額の求め方)

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(以下に該当しない者)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 12 円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、17 円)を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。)は、

(イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族 1 人ごとに 12 円を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 日雇労働者の受ける給与(第三十八条第一項第六号の給与をいう。)については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(二) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第 1 順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が 3 人以下で、(イ)に該当するもの及び第 4 順位又は第 4 順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が 4 人以上で、(イ)に該当するもの、第 2 順位の扶養親族のないもの又は第 3 順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(一)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族 1 人につき 10 円を控除した金額が、その求める税額である。

並びに同条第四項の規定による賞与の金額に乗すべき率の表)

規 定 の 適 用 が あ る 場 合										乙 第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合	
族 の 数											
6 人		7 人		8 人		9 人		10 人以上			
除 後 の 給 与 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
16,000円	16,000円未満	17,200円	17,200円未満	18,400円	18,400円未満	19,600円	19,600円未満	20,800円	20,800円未満	100円	100円未満
16,000	16,700	17,200	17,800	18,400	19,000	18,600	19,700	20,600	21,100	100	600
16,700	17,400	17,800	18,500	19,000	19,700	19,700	19,900	21,100	21,500	600	1,200
17,400	17,600	18,500	18,800	19,700	19,800	19,900	20,000	21,500	21,700	1,200	1,500
17,600	19,000	18,800	19,500	19,800	20,000	20,000	21,000	21,700	22,000	1,500	3,900
19,000	20,400	19,500	20,700	20,000	21,900	21,000	22,900	22,000	23,900	3,900	6,200
20,400	21,300	20,700	22,300	21,900	23,300	22,900	24,300	23,900	25,300	6,200	7,800
21,300	22,600	22,300	23,600	23,300	24,600	24,300	25,600	25,300	26,600	7,800	9,100
22,600	24,600	23,600	25,600	24,600	26,600	25,600	27,600	26,600	28,600	9,100	11,100
24,600	27,800	25,600	28,800	26,600	29,800	27,600	30,800	28,600	31,800	11,100	13,100
27,800	30,000	28,800	31,000	29,800	32,000	30,800	33,000	31,800	34,000	13,100	14,500
30,000	32,600	31,000	33,600	32,000	34,600	33,000	35,600	34,000	36,600	14,500	15,900
32,600	36,600	33,600	37,600	34,600	38,600	35,600	39,600	36,600	40,600	15,900	20,000
36,600	44,600	37,600	45,600	38,600	46,600	39,600	47,600	40,600	48,600	20,000	27,900
44,600	50,000	45,600	51,000	46,600	52,000	47,600	53,000	48,600	54,000	27,900	33,300
50,000	63,300	51,000	64,300	52,000	65,300	53,000	66,300	54,000	67,300	33,300	46,600
63,300	83,300	64,300	84,300	65,300	85,300	66,300	86,300	67,300	87,300	46,600	66,600
83,300	123,300	84,300	124,300	85,300	125,300	86,300	126,300	87,300	127,300	66,600	106,600
123,300	150,000	124,300	151,000	125,300	152,000	126,300	153,000	127,300	154,000	106,600	133,300
150,000	176,600	151,000	177,600	152,000	178,600	153,000	179,600	154,000	180,600	133,300	159,900
176,600	216,600	177,600	217,600	178,600	218,600	179,600	219,600	180,600	220,600	159,900	200,000
216,600	296,600	217,600	297,600	218,600	298,600	219,600	299,600	220,600	300,600	200,000	279,900
296,600	350,000	297,600	351,000	298,600	352,000	299,600	353,000	300,600	354,000	279,900	333,300
350,000円以上		351,000円以上		352,000円以上		353,000円以上		354,000円以上		333,300円以上	

別表第四 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表(第三十八条第一項第七号イ及びロ)

賞与の 金額に 乗ずべ き率	第 三 十 八 条 第 一 項 第 七 号 イ の											
	扶 養 親											
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	5,500円	未 満	8,600円	未 満	10,500円	未 満	12,500円	未 満	13,700円	未 満	14,800円	未 満
5	5,500	6,100	8,600	9,200	10,500	11,200	12,500	13,200	13,700	14,300	14,800	15,500
10	6,100	6,800	9,200	9,900	11,200	11,900	13,200	13,800	14,300	14,900	15,500	16,200
12	6,800	7,100	9,900	10,200	11,900	12,100	13,800	14,100	14,900	15,200	16,200	16,400
15	7,100	9,500	10,200	12,500	12,100	14,900	14,100	16,400	15,200	17,600	16,400	18,500
18	9,500	11,800	12,500	14,900	14,900	16,500	16,400	18,400	17,600	19,300	18,500	20,100
20	11,800	13,400	14,900	16,400	16,500	17,500	18,400	19,200	19,300	19,600	20,100	20,300
22	13,400	14,900	16,400	17,800	17,500	18,500	19,200	20,100	19,600	20,800	20,300	21,600
25	14,900	17,200	17,800	20,000	18,500	20,800	20,100	21,600	20,800	22,600	21,600	23,600
28	17,200	19,500	20,000	22,100	20,800	23,900	21,600	24,800	22,600	25,800	23,600	26,800
30	19,500	21,000	22,100	23,600	23,900	25,300	24,800	27,000	25,800	28,000	26,800	29,000
32	21,000	23,600	23,600	26,200	25,300	27,900	27,000	29,600	28,000	30,600	29,000	31,600
35	23,600	27,600	26,200	30,300	27,900	32,000	29,600	33,600	30,600	34,600	31,600	35,600
38	27,600	35,600	30,300	38,200	32,000	39,900	33,600	41,600	34,600	42,600	35,600	43,600
40	35,600	41,000	38,200	43,600	39,900	45,300	41,600	47,000	42,600	48,000	43,600	49,000
42	41,000	54,300	43,600	56,900	45,300	58,600	47,000	60,300	48,000	61,300	49,000	62,300
45	54,300	74,300	56,900	77,000	58,600	78,600	60,300	80,300	61,300	81,300	62,300	82,300
48	74,300	114,300	77,000	116,900	78,600	118,600	80,300	120,300	81,300	121,300	82,300	122,300
50	114,300	141,000	116,900	143,600	118,600	145,300	120,300	147,000	121,300	148,000	122,300	149,000
52	141,000	167,600	143,600	170,200	145,300	171,900	147,000	173,600	148,000	174,600	149,000	175,600
55	167,600	207,600	170,200	210,300	171,900	212,000	173,600	213,600	174,600	214,600	175,600	215,600
58	207,600	287,600	210,300	290,200	212,000	291,900	213,600	293,600	214,600	294,600	215,600	295,600
60	287,600	341,000	290,200	343,600	291,900	345,300	293,600	347,000	294,600	348,000	295,600	349,000
62	341,000円以上		343,600円以上		345,300円以上		347,000円以上		348,000円以上		349,000円以上	

(備考 賞与の金額に乘ずべき率の求め方)

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(ロ)に該当しないについては、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から、当該給与から控除された

(ロ) 次に、その者の申告された扶養親族の数と(イ)による控除後の給与の金額とに応じ、甲欄の「前月の社会保険

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わる場所に記載されている率が、その求める率

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出され

(イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、

(ロ) (イ)による控除後の給与の金額に応じ、乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄において該当する

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わる場所に記載されている率が、その求める率

(3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつたとき及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額から当該給与及びロの規定により税額を計算する。

(ロ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が4人以上で、(ハ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位である。(イ)の(3)と同様の場合には、(ロ)の(3)に準じて税額を計算する。)

別表第五 退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第三項の規定による所得税額表
又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

退職所得の特 別控除後の 金 額		税 額	退職所得の特 別控除後の 金 額		税 額	退職所得の特 別控除後の 金 額		税 額	退職所得の特 別控除後の 金 額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 1,000	円 未満	円 0	円 50,000	円 51,000	円 4,000	円 140,000	円 142,000	円 13,000	円 260,000	円 264,000	円 28,500
1,000	2,000	75	51,000	52,000	4,100	142,000	144,000	13,250	264,000	268,000	29,100
2,000	3,000	150	52,000	53,000	4,200	144,000	146,000	13,500	268,000	272,000	29,700
3,000	4,000	225	53,000	54,000	4,300	146,000	148,000	13,750	272,000	276,000	30,300
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,400	148,000	150,000	14,000	276,000	280,000	30,900
5,000	6,000	375	55,000	56,000	4,500	150,000	152,000	14,250	280,000	284,000	31,500
6,000	7,000	450	56,000	57,000	4,600	152,000	154,000	14,500	284,000	288,000	32,100
7,000	8,000	525	57,000	58,000	4,700	154,000	156,000	14,750	288,000	292,000	32,700
8,000	9,000	600	58,000	59,000	4,800	156,000	158,000	15,000	292,000	296,000	33,300
9,000	10,000	675	59,000	60,000	4,900	158,000	160,000	15,250	296,000	300,000	33,900
10,000	11,000	750	60,000	62,000	5,000	160,000	162,000	15,500	300,000	304,000	34,500
11,000	12,000	825	62,000	64,000	5,200	162,000	164,000	15,750	304,000	308,000	35,100
12,000	13,000	900	64,000	66,000	5,400	164,000	166,000	16,000	308,000	312,000	35,700
13,000	14,000	975	66,000	68,000	5,600	166,000	168,000	16,250	312,000	316,000	36,300
14,000	15,000	1,050	68,000	70,000	5,800	168,000	170,000	16,500	316,000	320,000	36,900
15,000	16,000	1,125	70,000	72,000	6,000	170,000	172,000	16,750	320,000	324,000	37,500
16,000	17,000	1,200	72,000	74,000	6,200	172,000	174,000	17,000	324,000	328,000	38,100
17,000	18,000	1,275	74,000	76,000	6,400	174,000	176,000	17,250	328,000	332,000	38,700
18,000	19,000	1,350	76,000	78,000	6,600	176,000	178,000	17,500	332,000	336,000	39,300
19,000	20,000	1,425	78,000	80,000	6,800	178,000	180,000	17,750	336,000	340,000	39,900
20,000	21,000	1,500	80,000	82,000	7,000	180,000	182,000	18,000	340,000	344,000	40,500
21,000	22,000	1,575	82,000	84,000	7,200	182,000	184,000	18,250	344,000	348,000	41,100
22,000	23,000	1,650	84,000	86,000	7,400	184,000	186,000	18,500	348,000	352,000	41,700
23,000	24,000	1,725	86,000	88,000	7,600	186,000	188,000	18,750	352,000	356,000	42,300
24,000	25,000	1,800	88,000	90,000	7,800	188,000	190,000	19,000	356,000	360,000	42,900
25,000	26,000	1,875	90,000	92,000	8,000	190,000	192,000	19,250	360,000	364,000	43,500
26,000	27,000	1,950	92,000	94,000	8,200	192,000	194,000	19,500	364,000	368,000	44,100
27,000	28,000	2,025	94,000	96,000	8,400	194,000	196,000	19,750	368,000	372,000	44,700
28,000	29,000	2,100	96,000	98,000	8,600	196,000	198,000	20,000	372,000	376,000	45,300
29,000	30,000	2,175	98,000	100,000	8,800	198,000	200,000	20,250	376,000	380,000	45,900
30,000	31,000	2,250	100,000	102,000	9,000	200,000	202,000	20,500	380,000	384,000	46,500
31,000	32,000	2,325	102,000	104,000	9,200	202,000	204,000	20,750	384,000	388,000	47,100
32,000	33,000	2,400	104,000	106,000	9,400	204,000	206,000	21,000	388,000	392,000	47,700
33,000	34,000	2,475	106,000	108,000	9,600	206,000	208,000	21,250	392,000	396,000	48,300
34,000	35,000	2,550	108,000	110,000	9,800	208,000	210,000	21,500	396,000	400,000	48,900
35,000	36,000	2,625	110,000	112,000	10,000	210,000	212,000	21,750	400,000	404,000	49,500
36,000	37,000	2,700	112,000	114,000	10,200	212,000	214,000	22,000	404,000	408,000	50,200
37,000	38,000	2,775	114,000	116,000	10,400	214,000	216,000	22,250	408,000	412,000	50,900
38,000	39,000	2,850	116,000	118,000	10,600	216,000	218,000	22,500	412,000	416,000	51,600
39,000	40,000	2,925	118,000	120,000	10,800	218,000	220,000	22,750	416,000	420,000	52,300
40,000	41,000	3,000	120,000	122,000	11,000	220,000	224,000	23,000	420,000	424,000	53,000
41,000	42,000	3,100	122,000	124,000	11,200	224,000	228,000	23,500	424,000	428,000	53,700
42,000	43,000	3,200	124,000	126,000	11,400	228,000	232,000	24,000	428,000	432,000	54,400
43,000	44,000	3,300	126,000	128,000	11,600	232,000	236,000	24,500	432,000	436,000	55,100
44,000	45,000	3,400	128,000	130,000	11,800	236,000	240,000	25,000	436,000	440,000	55,800
45,000	46,000	3,500	130,000	132,000	12,000	240,000	244,000	25,500	440,000	444,000	56,500
46,000	47,000	3,600	132,000	134,000	12,200	244,000	248,000	26,100	444,000	448,000	57,200
47,000	48,000	3,700	134,000	136,000	12,400	248,000	252,000	26,700	448,000	452,000	57,900
48,000	49,000	3,800	136,000	138,000	12,600	252,000	256,000	27,300	452,000	456,000	58,600
49,000	50,000	3,900	138,000	140,000	12,800	256,000	260,000	27,900	456,000	460,000	59,300

昭和二十九年三月二十七日 衆議院会議録第二十八号附録(その一)

(二)

退職所得の特 別控除後の 金		税 額	退職所得の特 別控除後の 金		税 額	退職所得の特 別控除後の 金		税 額	退職所得の特 別控除後の 金		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
460,000	464,000	60,000	610,000	616,000	86,500	790,000	796,000	122,500	970,000	976,000	158,500
464,000	468,000	60,700	616,000	622,000	87,700	796,000	802,000	123,700	976,000	982,000	159,700
468,000	472,000	61,400	622,000	628,000	88,900	802,000	808,000	124,900	982,000	988,000	160,900
472,000	476,000	62,100	628,000	634,000	90,100	808,000	814,000	126,100	988,000	994,000	162,100
476,000	480,000	62,800	634,000	640,000	91,300	814,000	820,000	127,300	994,000	1,000,000	163,300
480,000	484,000	63,500	640,000	646,000	92,500	820,000	826,000	128,500	1,000,000	2,000,000	退職所得の特 別控除後の金 額に22.5%を 乗じて算出し た金額から 60,500円を控 除した金額
484,000	488,000	64,200	646,000	652,000	93,700	826,000	832,000	129,700			
488,000	492,000	64,900	652,000	658,000	94,900	832,000	838,000	130,900			
492,000	496,000	65,600	658,000	664,000	96,100	838,000	844,000	132,100			
496,000	500,000	66,300	664,000	670,000	97,300	844,000	850,000	133,300			
500,000	504,000	67,000	670,000	676,000	98,500	850,000	856,000	134,500	2,000,000	4,000,000	退職所得の特 別控除後の金 額に25%を 乗じて算出し た金額から 110,500円を 控除した金額
504,000	508,000	67,700	676,000	682,000	99,700	856,000	862,000	135,700			
508,000	512,000	68,400	682,000	688,000	100,900	862,000	868,000	136,900			
512,000	516,000	69,100	688,000	694,000	102,100	868,000	874,000	138,100			
516,000	520,000	69,800	694,000	700,000	103,300	874,000	880,000	139,300			
520,000	526,000	70,500	700,000	706,000	104,500	880,000	886,000	140,500	4,000,000	6,000,000	退職所得の特 別控除後の金 額に27.5%を 乗じて算出し た金額から 210,500円を 控除した金額
526,000	532,000	71,550	706,000	712,000	105,700	886,000	892,000	141,700			
532,000	538,000	72,600	712,000	718,000	106,900	892,000	898,000	142,900			
538,000	544,000	73,650	718,000	724,000	108,100	898,000	904,000	144,100			
544,000	550,000	74,700	724,000	730,000	109,300	904,000	910,000	145,300			
550,000	556,000	75,750	730,000	736,000	110,500	910,000	916,000	146,500	6,000,000	10,000,000	退職所得の特 別控除後の金 額に30%を乗 じて算出し た金額から 960,500円を 控除した金額
556,000	562,000	76,800	736,000	742,000	111,700	916,000	922,000	147,700			
562,000	568,000	77,850	742,000	748,000	112,900	922,000	928,000	148,900			
568,000	574,000	78,900	748,000	754,000	114,100	928,000	934,000	150,100			
574,000	580,000	79,950	754,000	760,000	115,300	934,000	940,000	151,300			
580,000	586,000	81,000	760,000	766,000	116,500	940,000	946,000	152,500	10,000,000円以上		退職所得の特 別控除後の金 額に32.5%を 乗じて算出し た金額から 610,500円を 控除した金額
586,000	592,000	82,050	766,000	772,000	117,700	946,000	952,000	153,700			
592,000	598,000	83,100	772,000	778,000	118,900	952,000	958,000	154,900			
598,000	604,000	84,150	778,000	784,000	120,100	958,000	964,000	156,100			
604,000	610,000	85,300	784,000	790,000	121,300	964,000	970,000	157,300			

(備考 税額の求め方)

(一) まず、退職所得の収入金額から、

(イ) 退職の日までの勤続年数が10年以下のときは、200,000円

(ロ) 退職の日までの勤続年数が10年をこえ25年以下のときは、10年をこえる当該年数を20,000円に乘じて得た金額と200,000円との合計額

(ハ) 退職の日までの勤続年数が25年をこえるときは、500,000円

を控除した金額(退職所得の特別控除後の金額という。)を求める。

(二) 次に、退職所得の特別控除後の金額に応じ「退職所得の特別控除後の金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

族		の		数	
5人	6人	7人	8人	9人	10人
除及び生命保険料控除後の給与の金額					
以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円
190,500	円未満	205,500	円未満	220,500	円未満
190,500	191,000	205,500	206,000	220,500	221,000
191,000	191,500	206,000	206,500	221,000	221,500
191,500	192,000	206,500	207,000	221,500	222,000
192,000	192,500	207,000	207,500	222,000	222,500
192,500	193,000	207,500	208,000	222,500	223,000
193,000	193,500	208,000	208,500	223,000	223,500
193,500	194,000	208,500	209,000	223,500	224,000
194,000	194,500	209,000	209,500	224,000	224,500
194,500	195,000	209,500	210,000	224,500	225,000
195,000	196,000	210,000	211,000	225,000	226,000
196,000	197,000	211,000	212,000	226,000	227,000
197,000	198,000	212,000	213,000	227,000	228,000
198,000	199,000	213,000	214,000	228,000	229,000
199,000	200,000	214,000	215,000	229,000	230,000
200,000	201,000	215,000	216,000	230,000	231,000
201,000	202,000	216,000	217,000	231,000	232,000
202,000	203,000	217,000	218,000	232,000	233,000
203,000	204,000	218,000	219,000	233,000	234,000
204,000	205,000	219,000	220,000	234,000	235,000
205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	236,000
206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	237,000
207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	238,000
208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	239,000
209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	240,000
210,000	211,000	225,000	226,000	240,000	241,000
211,000	212,000	226,000	227,000	241,000	242,000
212,000	213,000	227,000	228,000	242,000	243,000
213,000	214,000	228,000	229,000	243,000	244,000
214,000	215,000	229,000	230,000	244,000	245,000
215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000
216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000
217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000
218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000
219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000
220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000
221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000
222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000
223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000
224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000
225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000
226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000
227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000
228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000
229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000
230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000
231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000
232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000
233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000
234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000
235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000
236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000
237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000
238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000
239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000
240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000
241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000
242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000
243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000
244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000
245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000
246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000
247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000
248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000
249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000
250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000
251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000
252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000
253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000
254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000
255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000
256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000
257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000
258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000
259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000
260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000
261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000
262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000
263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000
264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000
265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000
266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000
267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000
268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000
269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000
270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000
271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000
272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000
273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000
274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000
275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000
276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000
277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000
278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000
279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000
280,000	281,000	295,000	296,000	310,000	311,000
281,000	282,000	296,000	297,000	311,000	312,000
282,000	283,000	297,000	298,000	312,000	313,000
283,000	284,000	298,000	299,000	313,000	314,000
284,000	285,000	299,000	300,000	314,000	315,000

別表第六 年末調整のための簡易税額表(第四十条の規定による所得税額表)

(一)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除、社会保険料控									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	70,500	71,000	110,500	111,000	135,500	136,000	160,500	161,000	175,500	176,000
75	70,500	71,000	110,500	111,000	135,500	136,000	160,500	161,000	175,500	176,000
150	71,000	71,500	111,000	111,500	136,000	136,500	161,000	161,500	176,000	176,500
225	71,500	72,000	111,500	112,000	136,500	137,000	161,500	162,000	176,500	177,000
300	72,000	72,500	112,000	112,500	137,000	137,500	162,000	162,500	177,000	177,500
375	72,500	73,000	112,500	113,000	137,500	138,000	162,500	163,000	177,500	178,000
450	73,000	73,500	113,000	113,500	138,000	138,500	163,000	163,500	178,000	178,500
525	73,500	74,000	113,500	114,000	138,500	139,000	163,500	164,000	178,500	179,000
600	74,000	74,500	114,000	114,500	139,000	139,500	164,000	164,500	179,000	179,500
675	74,500	75,000	114,500	115,000	139,500	140,000	164,500	165,000	179,500	180,000
750	75,000	76,000	115,000	116,000	140,000	141,000	165,000	166,000	180,000	181,000
900	76,000	77,000	116,000	117,000	141,000	142,000	166,000	167,000	181,000	182,000
1,050	77,000	78,000	117,000	118,000	142,000	143,000	167,000	168,000	182,000	183,000
1,200	78,000	79,000	118,000	119,000	143,000	144,000	168,000	169,000	183,000	184,000
1,350	79,000	80,000	119,000	120,000	144,000	145,000	169,000	170,000	184,000	185,000
1,500	80,000	81,000	120,000	121,000	145,000	146,000	170,000	171,000	185,000	186,000
1,650	81,000	82,000	121,000	122,000	146,000	147,000	171,000	172,000	186,000	187,000
1,800	82,000	83,000	122,000	123,000	147,000	148,000	172,000	173,000	187,000	188,000
1,950	83,000	84,000	123,000	124,000	148,000	149,000	173,000	174,000	188,000	189,000
2,100	84,000	85,000	124,000	125,000	149,000	150,000	174,000	175,000	189,000	190,000
2,250	85,000	86,000	125,000	126,000	150,000	151,000	175,000	176,000	190,000	191,000
2,400	86,000	87,000	126,000	127,000	151,000	152,000	176,000	177,000	191,000	192,000
2,550	87,000	88,000	127,000	128,000	152,000	153,000	177,000	178,000	192,000	193,000
2,700	88,000	89,000	128,000	129,000	153,000	154,000	178,000	179,000	193,000	194,000
2,850	89,000	90,000	129,000	130,000	154,000	155,000	179,000	180,000	194,000	195,000
3,000	90,000	91,000	130,000	131,000	155,000	156,000	180,000	181,000	195,000	196,000
3,200	91,000	92,000	131,000	132,000	156,000	157,000	181,000	182,000	196,000	197,000
3,400	92,000	93,000	132,000	133,000	157,000	158,000	182,000	183,000	197,000	198,000
3,600	93,000	94,000	133,000	134,000	158,000	159,000	183,000	184,000	198,000	199,000
3,800	94,000	95,000	134,000	135,000	159,000	160,000	184,000	185,000	199,000	200,000
4,000	95,000	96,000	135,000	136,000	160,000	161,000	185,000	186,000	200,000	201,000
4,200	96,000	97,000	136,000	137,000	161,000	162,000	186,000	187,000	201,000	202,000
4,400	97,000	98,000	137,000	138,000	162,000	163,000	187,000	188,000	202,000	203,000
4,600	98,000	99,000	138,000	139,000	163,000	164,000	188,000	189,000	203,000	204,000
4,800	99,000	100,000	139,000	140,000	164,000	165,000	189,000	190,000	204,000	205,000
5,000	100,000	101,000	140,000	141,000	165,000	166,000	190,000	191,000	205,000	206,000
5,200	101,000	102,000	141,000	142,000	166,000	167,000	191,000	192,000	206,000	207,000
5,400	102,000	103,000	142,000	143,000	167,000	168,000	192,000	193,000	207,000	208,000
5,600	103,000	104,000	143,000	144,000	168,000	169,000	193,000	194,000	208,000	209,000
5,800	104,000	105,000	144,000	145,000	169,000	170,000	194,000	195,000	209,000	210,000
6,000	105,000	106,000	145,000	146,000	170,000	171,000	195,000	196,000	210,000	211,000
6,200	106,000	107,000	146,000	147,000	171,000	172,000	196,000	197,000	211,000	212,000
6,400	107,000	108,000	147,000	148,000	172,000	173,000	197,000	198,000	212,000	213,000
6,600	108,000	109,000	148,000	149,000	173,000	174,000	198,000	199,000	213,000	214,000
6,800	109,000	110,000	149,000	150,000	174,000	175,000	199,000	200,000	214,000	215,000
7,000	110,000	111,000	150,000	151,000	175,000	176,000	200,000	201,000	215,000	216,000
7,200	111,000	112,000	151,000	152,000	176,000	177,000	201,000	202,000	216,000	217,000
7,400	112,000	113,000	152,000	153,000	177,000	178,000	202,000	203,000	217,000	218,000
7,600	113,000	114,000	153,000	154,000	178,000	179,000	203,000	204,000	218,000	219,000
7,800	114,000	115,000	154,000	155,000	179,000	180,000	204,000	205,000	219,000	220,000
8,000	115,000	116,000	155,000	156,000	180,000	181,000	205,000	206,000	220,000	221,000
8,200	116,000	117,000	156,000	157,000	181,000	182,000	206,000	207,000	221,000	222,000
8,400	117,000	118,000	157,000	158,000	182,000	183,000	207,000	208,000	222,000	223,000
8,600	118,000	119,000	158,000	159,000	183,000	184,000	208,000	209,000	223,000	224,000
8,800	119,000	120,000	159,000	160,000	184,000	185,000	209,000	210,000	224,000	225,000

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
除 及 び 生 命 保 險 料 控 除 後 の 給 与 の 金 額											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000	315,000	316,000
241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000	316,000	317,000
242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000	317,000	318,000
243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000	318,000	319,000
244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000	319,000	320,000
245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000	320,000	321,000
246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000	321,000	322,000
247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000	322,000	323,000
248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000	323,000	324,000
249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000	324,000	325,000
250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000	310,000	311,000	325,000	326,000
251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000	311,000	312,000	326,000	327,000
252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000	312,000	313,000	327,000	328,000
253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000	313,000	314,000	328,000	329,000
254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000	314,000	315,000	329,000	330,000
255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000	315,000	316,000	330,000	331,000
256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000	316,000	317,000	331,000	332,000
257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000	317,000	318,000	332,000	333,000
258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000	318,000	319,000	333,000	334,000
259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000	319,000	320,000	334,000	335,000
260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000	320,000	321,000	335,000	336,000
261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000	321,000	322,000	336,000	337,000
262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000	322,000	323,000	337,000	338,000
263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000	323,000	324,000	338,000	339,000
264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000	324,000	325,000	339,000	340,000
265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000	310,000	311,000	325,000	326,000	340,000	341,000
266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000	311,000	312,000	326,000	327,000	341,000	342,000
267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000	312,000	313,000	327,000	328,000	342,000	343,000
268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000	313,000	314,000	328,000	329,000	343,000	344,000
269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000	314,000	315,000	329,000	330,000	344,000	345,000
270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000	315,000	316,000	330,000	331,000	345,000	346,000
271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000	316,000	317,000	331,000	332,000	346,000	347,000
272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000	317,000	318,000	332,000	333,000	347,000	348,000
273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000	318,000	319,000	333,000	334,000	348,000	349,000
274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000	319,000	320,000	334,000	335,000	349,000	350,000
275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000	320,000	321,000	335,000	336,000	350,000	351,000
276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000	321,000	322,000	336,000	337,000	351,000	352,000
277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000	322,000	323,000	337,000	338,000	352,000	353,000
278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000	323,000	324,000	338,000	339,000	353,000	354,000
279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000	324,000	325,000	339,000	340,000	354,000	355,000
280,000	281,000	295,000	296,000	310,000	311,000	325,000	326,000	340,000	341,000	355,000	356,000
281,000	282,000	296,000	297,000	311,000	312,000	326,000	327,000	341,000	342,000	356,000	357,000
282,000	283,000	297,000	298,000	312,000	313,000	327,000	328,000	342,000	343,000	357,000	358,000
283,000	284,000	298,000	299,000	313,000	314,000	328,000	329,000	343,000	344,000	358,000	359,000
284,000	285,000	299,000	300,000	314,000	315,000	329,000	330,000	344,000	345,000	359,000	360,000
285,000	286,000	300,000	301,000	315,000	316,000	330,000	331,000	345,000	346,000	360,000	361,000
286,000	287,000	301,000	302,000	316,000	317,000	331,000	332,000	346,000	347,000	361,000	362,000
287,000	288,000	302,000	303,000	317,000	318,000	332,000	333,000	347,000	348,000	362,000	363,000
288,000	289,000	303,000	304,000	318,000	319,000	333,000	334,000	348,000	349,000	363,000	364,000
289,000	290,000	304,000	305,000	319,000	320,000	334,000	335,000	349,000	350,000	364,000	365,000
290,000	292,000	305,000	307,000	320,000	322,000	335,000	337,000	350,000	352,000	365,000	367,000
292,000	294,000	307,000	309,000	322,000	324,000	337,000	339,000	352,000	354,000	367,000	369,000
294,000	296,000	309,000	311,000	324,000	326,000	339,000	341,000	354,000	356,000	369,000	371,000
296,000	298,000	311,000	313,000	326,000	328,000	341,000	343,000	356,000	358,000	371,000	373,000
298,000	300,000	313,000	315,000	328,000	330,000	343,000	345,000	358,000	360,000	373,000	375,000

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その一)

(二)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除、社会保険料控									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
9,000	120,000	121,000	160,000	161,000	185,000	186,000	210,000	211,000	225,000	226,000
9,200	121,000	122,000	161,000	162,000	186,000	187,000	211,000	212,000	226,000	227,000
9,400	122,000	123,000	162,000	163,000	187,000	188,000	212,000	213,000	227,000	228,000
9,600	123,000	124,000	163,000	164,000	188,000	189,000	213,000	214,000	228,000	229,000
9,800	124,000	125,000	164,000	165,000	189,000	190,000	214,000	215,000	229,000	230,000
10,000	125,000	126,000	165,000	166,000	190,000	191,000	215,000	216,000	230,000	231,000
10,200	126,000	127,000	166,000	167,000	191,000	192,000	216,000	217,000	231,000	232,000
10,400	127,000	128,000	167,000	168,000	192,000	193,000	217,000	218,000	232,000	233,000
10,600	128,000	129,000	168,000	169,000	193,000	194,000	218,000	219,000	233,000	234,000
10,800	129,000	130,000	169,000	170,000	194,000	195,000	219,000	220,000	234,000	235,000
11,000	130,000	131,000	170,000	171,000	195,000	196,000	220,000	221,000	235,000	236,000
11,200	131,000	132,000	171,000	172,000	196,000	197,000	221,000	222,000	236,000	237,000
11,400	132,000	133,000	172,000	173,000	197,000	198,000	222,000	223,000	237,000	238,000
11,600	133,000	134,000	173,000	174,000	198,000	199,000	223,000	224,000	238,000	239,000
11,800	134,000	135,000	174,000	175,000	199,000	200,000	224,000	225,000	239,000	240,000
12,000	135,000	136,000	175,000	176,000	200,000	201,000	225,000	226,000	240,000	241,000
12,200	136,000	137,000	176,000	177,000	201,000	202,000	226,000	227,000	241,000	242,000
12,400	137,000	138,000	177,000	178,000	202,000	203,000	227,000	228,000	242,000	243,000
12,600	138,000	139,000	178,000	179,000	203,000	204,000	228,000	229,000	243,000	244,000
12,800	139,000	140,000	179,000	180,000	204,000	205,000	229,000	230,000	244,000	245,000
13,000	140,000	141,000	180,000	181,000	205,000	206,000	230,000	231,000	245,000	246,000
13,250	141,000	142,000	181,000	182,000	206,000	207,000	231,000	232,000	246,000	247,000
13,500	142,000	143,000	182,000	183,000	207,000	208,000	232,000	233,000	247,000	248,000
13,750	143,000	144,000	183,000	184,000	208,000	209,000	233,000	234,000	248,000	249,000
14,000	144,000	145,000	184,000	185,000	209,000	210,000	234,000	235,000	249,000	250,000
14,250	145,000	146,000	185,000	186,000	210,000	211,000	235,000	236,000	250,000	251,000
14,500	146,000	147,000	186,000	187,000	211,000	212,000	236,000	237,000	251,000	252,000
14,750	147,000	148,000	187,000	188,000	212,000	213,000	237,000	238,000	252,000	253,000
15,000	148,000	149,000	188,000	189,000	213,000	214,000	238,000	239,000	253,000	254,000
15,250	149,000	150,000	189,000	190,000	214,000	215,000	239,000	240,000	254,000	255,000
15,500	150,000	151,000	190,000	191,000	215,000	216,000	240,000	241,000	255,000	256,000
15,750	151,000	152,000	191,000	192,000	216,000	217,000	241,000	242,000	256,000	257,000
16,000	152,000	153,000	192,000	193,000	217,000	218,000	242,000	243,000	257,000	258,000
16,250	153,000	154,000	193,000	194,000	218,000	219,000	243,000	244,000	258,000	259,000
16,500	154,000	155,000	194,000	195,000	219,000	220,000	244,000	245,000	259,000	260,000
16,750	155,000	156,000	195,000	196,000	220,000	221,000	245,000	246,000	260,000	261,000
17,000	156,000	157,000	196,000	197,000	221,000	222,000	246,000	247,000	261,000	262,000
17,250	157,000	158,000	197,000	198,000	222,000	223,000	247,000	248,000	262,000	263,000
17,500	158,000	159,000	198,000	199,000	223,000	224,000	248,000	249,000	263,000	264,000
17,750	159,000	160,000	199,000	200,000	224,000	225,000	249,000	250,000	264,000	265,000
18,000	160,000	161,000	200,000	201,000	225,000	226,000	250,000	251,000	265,000	266,000
18,250	161,000	162,000	201,000	202,000	226,000	227,000	251,000	252,000	266,000	267,000
18,500	162,000	163,000	202,000	203,000	227,000	228,000	252,000	253,000	267,000	268,000
18,750	163,000	164,000	203,000	204,000	228,000	229,000	253,000	254,000	268,000	269,000
19,000	164,000	165,000	204,000	205,000	229,000	230,000	254,000	255,000	269,000	270,000
19,250	165,000	166,000	205,000	206,000	230,000	231,000	255,000	256,000	270,000	271,000
19,500	166,000	167,000	206,000	207,000	231,000	232,000	256,000	257,000	271,000	272,000
19,750	167,000	168,000	207,000	208,000	232,000	233,000	257,000	258,000	272,000	273,000
20,000	168,000	169,000	208,000	209,000	233,000	234,000	258,000	259,000	273,000	274,000
20,250	169,000	170,000	209,000	210,000	234,000	235,000	259,000	260,000	274,000	275,000
20,500	170,000	172,000	210,000	212,000	235,000	237,000	260,000	262,000	275,000	277,000
21,000	172,000	174,000	212,000	214,000	237,000	239,000	262,000	264,000	277,000	279,000
21,500	174,000	176,000	214,000	216,000	239,000	241,000	264,000	266,000	279,000	281,000
22,000	176,000	178,000	216,000	218,000	241,000	243,000	266,000	268,000	281,000	283,000
22,500	178,000	180,000	218,000	220,000	243,000	245,000	268,000	270,000	283,000	285,000

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
除 及 び 生 命 保 險 料 控 除 後 の 給 与 の 金 額											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
300,000	302,000	315,000	317,000	330,000	332,000	345,000	347,000	360,000	362,000	375,000	377,000
302,000	304,000	317,000	319,000	332,000	334,000	347,000	349,000	362,000	364,000	377,000	379,000
304,000	306,000	319,000	321,000	334,000	336,000	349,000	351,000	364,000	366,000	379,000	381,000
306,000	308,000	321,000	323,000	336,000	338,000	351,000	353,000	366,000	368,000	381,000	383,000
308,000	310,000	323,000	325,000	338,000	340,000	353,000	355,000	368,000	370,000	383,000	385,000
310,000	312,000	325,000	327,000	340,000	342,000	355,000	357,000	370,000	372,000	385,000	387,000
312,000	314,000	327,000	329,000	342,000	344,000	357,000	359,000	372,000	374,000	387,000	389,000
314,000	316,000	329,000	331,000	344,000	346,000	359,000	361,000	374,000	376,000	389,000	391,000
316,000	318,000	331,000	333,000	346,000	348,000	361,000	363,000	376,000	378,000	391,000	393,000
318,000	320,000	333,000	335,000	348,000	350,000	363,000	365,000	378,000	380,000	393,000	395,000
320,000	322,000	335,000	337,000	350,000	352,000	365,000	367,000	380,000	382,000	395,000	397,000
322,000	324,000	337,000	339,000	352,000	354,000	367,000	369,000	382,000	384,000	397,000	399,000
324,000	326,000	339,000	341,000	354,000	356,000	369,000	371,000	384,000	386,000	399,000	401,000
326,000	328,000	341,000	343,000	356,000	358,000	371,000	373,000	386,000	388,000	401,000	403,000
328,000	330,000	343,000	345,000	358,000	360,000	373,000	375,000	388,000	390,000	403,000	405,000
330,000	332,000	345,000	347,000	360,000	362,000	375,000	377,000	390,000	392,000	405,000	407,000
332,000	334,000	347,000	349,000	362,000	364,000	377,000	379,000	392,000	394,000	407,000	409,000
334,000	336,000	349,000	351,000	364,000	366,000	379,000	381,000	394,000	396,000	409,000	411,000
336,000	338,000	351,000	353,000	366,000	368,000	381,000	383,000	396,000	398,000	411,000	413,000
338,000	340,000	353,000	355,000	368,000	370,000	383,000	385,000	398,000	400,000	413,000	415,000
340,000	342,000	355,000	357,000	370,000	372,000	385,000	387,000	400,000	402,000	415,000	417,000
342,000	344,000	357,000	359,000	372,000	374,000	387,000	389,000	402,000	404,000	417,000	419,000
344,000	346,000	359,000	361,000	374,000	376,000	389,000	391,000	404,000	406,000	419,000	421,000
346,000	348,000	361,000	363,000	376,000	378,000	391,000	393,000	406,000	408,000	421,000	423,000
348,000	350,000	363,000	365,000	378,000	380,000	393,000	395,000	408,000	410,000	423,000	425,000
350,000	352,000	365,000	367,000	380,000	382,000	395,000	397,000	410,000	412,000	425,000	427,000
352,000	354,000	367,000	369,000	382,000	384,000	397,000	399,000	412,000	414,000	427,000	429,000
354,000	356,000	369,000	371,000	384,000	386,000	399,000	401,000	414,000	416,000	429,000	431,000
356,000	358,000	371,000	373,000	386,000	388,000	401,000	403,000	416,000	418,000	431,000	433,000
358,000	360,000	373,000	375,000	388,000	390,000	403,000	405,000	418,000	420,000	433,000	435,000
360,000	362,000	375,000	377,000	390,000	392,000	405,000	407,000	420,000	422,000	435,000	437,000
362,000	364,000	377,000	379,000	392,000	394,000	407,000	409,000	422,000	424,000	437,000	439,000
364,000	366,000	379,000	381,000	394,000	396,000	409,000	411,000	424,000	426,000	439,000	441,000
366,000	368,000	381,000	383,000	396,000	398,000	411,000	413,000	426,000	428,000	441,000	443,000
368,000	370,000	383,000	385,000	398,000	400,000	413,000	415,000	428,000	430,000	443,000	445,000
370,000	372,000	385,000	387,000	400,000	402,000	415,000	417,000	430,000	432,000	445,000	447,000
372,000	374,000	387,000	389,000	402,000	404,000	417,000	419,000	432,000	434,000	447,000	449,000
374,000	376,000	389,000	391,000	404,000	406,000	419,000	421,000	434,000	436,000	449,000	451,000
376,000	378,000	391,000	393,000	406,000	408,000	421,000	423,000	436,000	438,000	451,000	453,000
378,000	380,000	393,000	395,000	408,000	410,000	423,000	425,000	438,000	440,000	453,000	455,000
380,000	382,000	395,000	397,000	410,000	412,000	425,000	427,000	440,000	442,000	455,000	457,000
382,000	384,000	397,000	399,000	412,000	414,000	427,000	429,000	442,000	444,000	457,000	459,000
384,000	386,000	399,000	401,000	414,000	416,000	429,000	431,000	444,000	446,000	459,000	461,000
386,000	388,000	401,000	403,000	416,000	418,000	431,000	433,000	446,000	448,000	461,000	463,000
388,000	390,000	403,000	405,000	418,000	420,000	433,000	435,000	448,000	450,000	463,000	465,000
390,000	393,000	405,000	408,000	420,000	423,000	435,000	438,000	450,000	453,000	465,000	468,000
393,000	396,000	408,000	411,000	423,000	426,000	438,000	441,000	453,000	456,000	468,000	471,000
396,000	399,000	411,000	414,000	426,000	429,000	441,000	444,000	456,000	459,000	471,000	474,000
399,000	402,000	414,000	417,000	429,000	432,000	444,000	447,000	459,000	462,000	474,000	477,000
402,000	405,000	417,000	420,000	432,000	435,000	447,000	450,000	462,000	465,000	477,000	480,000
405,000	408,000	420,000	423,000	435,000	438,000	450,000	453,000	465,000	468,000	480,000	483,000
408,000	411,000	423,000	426,000	438,000	441,000	453,000	456,000	468,000	471,000	483,000	486,000
411,000	414,000	426,000	429,000	441,000	444,000	456,000	459,000	471,000	474,000	486,000	489,000
414,000	417,000	429,000	432,000	444,000	447,000	459,000	462,000	474,000	477,000	489,000	492,000
417,000	420,000	432,000	435,000	447,000	450,000	462,000	465,000	477,000	480,000	492,000	495,000

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その一)

(三)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除、社会保険料控									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
23,000	180,000	182,000	220,000	222,000	245,000	247,000	270,000	272,000	285,000	287,000
23,500	182,000	184,000	222,000	224,000	247,000	249,000	272,000	274,000	287,000	289,000
24,000	184,000	186,000	224,000	226,000	249,000	251,000	274,000	276,000	289,000	291,000
24,500	186,000	188,000	226,000	228,000	251,000	253,000	276,000	278,000	291,000	293,000
25,000	188,000	190,000	228,000	230,000	253,000	255,000	278,000	280,000	293,000	295,000
25,500	190,000	192,000	230,000	232,000	255,000	257,000	280,000	282,000	295,000	297,000
26,100	192,000	194,000	232,000	234,000	257,000	259,000	282,000	284,000	297,000	299,000
26,700	194,000	196,000	234,000	236,000	259,000	261,000	284,000	286,000	299,000	301,000
27,300	196,000	198,000	236,000	238,000	261,000	263,000	286,000	288,000	301,000	303,000
27,900	198,000	200,000	238,000	240,000	263,000	265,000	288,000	290,000	303,000	305,000
28,500	200,000	202,000	240,000	242,000	265,000	267,000	290,000	292,000	305,000	307,000
29,100	202,000	204,000	242,000	244,000	267,000	269,000	292,000	294,000	307,000	309,000
29,700	204,000	206,000	244,000	246,000	269,000	271,000	294,000	296,000	309,000	311,000
30,300	206,000	208,000	246,000	248,000	271,000	273,000	296,000	298,000	311,000	313,000
30,900	208,000	210,000	248,000	250,000	273,000	275,000	298,000	300,000	313,000	315,000
31,500	210,000	212,000	250,000	252,000	275,000	277,000	300,000	302,000	315,000	317,000
32,100	212,000	214,000	252,000	254,000	277,000	279,000	302,000	304,000	317,000	319,000
32,700	214,000	216,000	254,000	256,000	279,000	281,000	304,000	306,000	319,000	321,000
33,300	216,000	218,000	256,000	258,000	281,000	283,000	306,000	308,000	321,000	323,000
33,900	218,000	220,000	258,000	260,000	283,000	285,000	308,000	310,000	323,000	325,000
34,500	220,000	222,000	260,000	262,000	285,000	287,000	310,000	312,000	325,000	327,000
35,100	222,000	224,000	262,000	264,000	287,000	289,000	312,000	314,000	327,000	329,000
35,700	224,000	226,000	264,000	266,000	289,000	291,000	314,000	316,000	329,000	331,000
36,300	226,000	228,000	266,000	268,000	291,000	293,000	316,000	318,000	331,000	333,000
36,900	228,000	230,000	268,000	270,000	293,000	295,000	318,000	320,000	333,000	335,000
37,500	230,000	232,000	270,000	272,000	295,000	297,000	320,000	322,000	335,000	337,000
38,100	232,000	234,000	272,000	274,000	297,000	299,000	322,000	324,000	337,000	339,000
38,700	234,000	236,000	274,000	276,000	299,000	301,000	324,000	326,000	339,000	341,000
39,300	236,000	238,000	276,000	278,000	301,000	303,000	326,000	328,000	341,000	343,000
39,900	238,000	240,000	278,000	280,000	303,000	305,000	328,000	330,000	343,000	345,000
40,500	240,000	242,000	280,000	282,000	305,000	307,000	330,000	332,000	345,000	347,000
41,100	242,000	244,000	282,000	284,000	307,000	309,000	332,000	334,000	347,000	349,000
41,700	244,000	246,000	284,000	286,000	309,000	311,000	334,000	336,000	349,000	351,000
42,300	246,000	248,000	286,000	288,000	311,000	313,000	336,000	338,000	351,000	353,000
42,900	248,000	250,000	288,000	290,000	313,000	315,000	338,000	340,000	353,000	355,000
43,500	250,000	252,000	290,000	292,000	315,000	317,000	340,000	342,000	355,000	357,000
44,100	252,000	254,000	292,000	294,000	317,000	319,000	342,000	344,000	357,000	359,000
44,700	254,000	256,000	294,000	296,000	319,000	321,000	344,000	346,000	359,000	361,000
45,300	256,000	258,000	296,000	298,000	321,000	323,000	346,000	348,000	361,000	363,000
45,900	258,000	260,000	298,000	300,000	323,000	325,000	348,000	350,000	363,000	365,000
46,500	260,000	262,000	300,000	302,000	325,000	327,000	350,000	352,000	365,000	367,000
47,100	262,000	264,000	302,000	304,000	327,000	329,000	352,000	354,000	367,000	369,000
47,700	264,000	266,000	304,000	306,000	329,000	331,000	354,000	356,000	369,000	371,000
48,300	266,000	268,000	306,000	308,000	331,000	333,000	356,000	358,000	371,000	373,000
48,900	268,000	270,000	308,000	310,000	333,000	335,000	358,000	360,000	373,000	375,000
49,500	270,000	273,000	310,000	313,000	335,000	338,000	360,000	363,000	375,000	378,000
50,550	273,000	276,000	313,000	316,000	338,000	341,000	363,000	366,000	378,000	381,000
51,600	276,000	279,000	316,000	319,000	341,000	344,000	366,000	369,000	381,000	384,000
52,650	279,000	282,000	319,000	322,000	344,000	347,000	369,000	372,000	384,000	387,000
53,700	282,000	285,000	322,000	325,000	347,000	350,000	372,000	375,000	387,000	390,000
54,750	285,000	288,000	325,000	328,000	350,000	353,000	375,000	378,000	390,000	393,000
55,800	288,000	291,000	328,000	331,000	353,000	356,000	378,000	381,000	393,000	396,000
56,850	291,000	294,000	331,000	334,000	356,000	359,000	381,000	384,000	396,000	399,000
57,900	294,000	297,000	334,000	337,000	359,000	362,000	384,000	387,000	399,000	402,000
58,950	297,000	300,000	337,000	340,000	362,000	365,000	387,000	390,000	402,000	405,000

族		の		数	
5人	6人	7人	8人	9人	10人
除及び生命保険料控除後の給与の金額					
以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円
420,000	423,000	435,000	438,000	450,000	453,000
423,000	426,000	438,000	441,000	453,000	456,000
426,000	429,000	441,000	444,000	456,000	459,000
429,000	432,000	444,000	447,000	459,000	462,000
432,000	435,000	447,000	450,000	462,000	465,000
435,000	438,000	450,000	453,000	465,000	468,000
438,000	441,000	453,000	456,000	468,000	471,000
441,000	444,000	456,000	459,000	471,000	474,000
444,000	447,000	459,000	462,000	474,000	477,000
447,000	450,000	462,000	465,000	477,000	480,000
450,000	453,000	465,000	468,000	480,000	483,000
453,000	456,000	468,000	471,000	483,000	486,000
456,000	459,000	471,000	474,000	486,000	489,000
459,000	462,000	474,000	477,000	489,000	492,000
462,000	465,000	477,000	480,000	492,000	495,000
465,000	468,000	480,000	483,000	495,000	498,000
468,000	471,000	483,000	486,000	498,000	501,000
471,000	474,000	486,000	489,000	501,000	504,000
474,000	477,000	489,000	492,000	504,000	507,000
477,000	480,000	492,000	495,000	507,000	510,000
480,000	483,000	495,000	498,000	510,000	513,000
483,000	486,000	498,000	501,000	513,000	516,000
486,000	489,000	501,000	504,000	516,000	519,000
489,000	492,000	504,000	507,000	519,000	522,000
492,000	495,000	507,000	510,000	522,000	525,000
495,000	498,000	510,000	513,000	525,000	528,000
498,000	501,000	513,000	516,000	528,000	531,000
501,000	504,000	516,000	519,000	531,000	534,000
504,000	507,000	519,000	522,000	534,000	537,000
507,000	510,000	522,000	525,000	537,000	540,000
510,000	514,000	525,000	528,000	540,000	543,000
514,000	518,000	529,000	532,000	543,000	546,000
518,000	522,000	533,000	537,000	546,000	549,000
522,000	526,000	537,000	541,000	549,000	552,000
526,000	530,000	541,000	545,000	552,000	555,000
530,000	534,000	545,000	549,000	555,000	558,000
534,000	538,000	549,000	553,000	558,000	561,000
538,000	542,000	553,000	557,000	561,000	564,000
542,000	546,000	557,000	561,000	564,000	567,000
546,000	550,000	561,000	565,000	567,000	570,000
550,000	554,000	565,000	569,000	570,000	573,000
554,000	558,000	569,000	573,000	573,000	576,000
558,000	562,000	573,000	577,000	576,000	579,000
562,000	566,000	577,000	581,000	579,000	582,000
566,000	570,000	581,000	585,000	582,000	585,000
570,000	574,000	585,000	589,000	585,000	589,000
574,000	578,000	589,000	593,000	589,000	593,000
578,000	582,000	593,000	597,000	593,000	597,000
582,000	586,000	597,000	601,000	597,000	601,000
586,000	590,000	601,000	605,000	601,000	605,000
590,000	594,000	605,000	609,000	605,000	609,000
594,000	598,000	609,000	613,000	609,000	613,000
598,000	602,000	613,000	617,000	613,000	617,000
602,000	606,000	617,000	621,000	617,000	621,000
606,000	610,000	621,000	625,000	621,000	625,000
610,000	614,000	625,000	629,000	625,000	629,000
614,000	618,000	629,000	633,000	629,000	633,000
618,000	622,000	633,000	637,000	633,000	637,000
622,000	626,000	637,000	641,000	637,000	641,000
626,000	630,000	641,000	645,000	641,000	645,000
630,000	634,000	645,000	649,000	645,000	649,000
634,000	638,000	649,000	653,000	649,000	653,000
638,000	642,000	653,000	657,000	653,000	657,000
642,000	646,000	657,000	661,000	657,000	661,000
646,000	650,000	661,000	665,000	661,000	665,000
650,000	654,000	665,000	669,000	665,000	669,000
654,000	658,000	669,000	673,000	669,000	673,000
658,000	662,000	673,000	677,000	673,000	677,000
662,000	666,000	677,000	681,000	677,000	681,000
666,000	670,000	681,000	685,000	681,000	685,000
670,000	674,000	685,000	689,000	685,000	689,000
674,000	678,000	689,000	693,000	689,000	693,000
678,000	682,000	693,000	697,000	693,000	697,000
682,000	686,000	697,000	701,000	697,000	701,000
686,000	690,000	701,000	705,000	701,000	705,000
690,000	694,000	705,000	709,000	705,000	709,000
694,000	698,000	709,000	713,000	709,000	713,000
698,000	702,000	713,000	717,000	713,000	717,000
702,000	706,000	717,000	721,000	717,000	721,000
706,000	710,000	721,000	725,000	721,000	725,000

(四)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除、社会保険料控									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
60,000	300,000	303,000	340,000	343,000	365,000	368,000	390,000	393,000	405,000	408,000
61,050	303,000	306,000	343,000	346,000	368,000	371,000	393,000	396,000	408,000	411,000
62,100	306,000	309,000	346,000	349,000	371,000	374,000	396,000	399,000	411,000	414,000
63,150	309,000	312,000	349,000	352,000	374,000	377,000	399,000	402,000	414,000	417,000
64,200	312,000	315,000	352,000	355,000	377,000	380,000	402,000	405,000	417,000	420,000
65,250	315,000	318,000	355,000	358,000	380,000	383,000	405,000	408,000	420,000	423,000
66,300	318,000	321,000	358,000	361,000	383,000	386,000	408,000	411,000	423,000	426,000
67,350	321,000	324,000	361,000	364,000	386,000	389,000	411,000	414,000	426,000	429,000
68,400	324,000	327,000	364,000	367,000	389,000	392,000	414,000	417,000	429,000	432,000
69,450	327,000	330,000	367,000	370,000	392,000	395,000	417,000	420,000	432,000	435,000
70,500	330,000	333,000	370,000	373,000	395,000	398,000	420,000	423,000	435,000	438,000
71,550	333,000	336,000	373,000	376,000	398,000	401,000	423,000	426,000	438,000	441,000
72,600	336,000	339,000	376,000	379,000	401,000	404,000	426,000	429,000	441,000	444,000
73,650	339,000	342,000	379,000	382,000	404,000	407,000	429,000	432,000	444,000	447,000
74,700	342,000	345,000	382,000	385,000	407,000	410,000	432,000	435,000	447,000	450,000
75,750	345,000	348,000	385,000	388,000	410,000	413,000	435,000	438,000	450,000	453,000
76,800	348,000	351,000	388,000	391,000	413,000	416,000	438,000	441,000	453,000	456,000
77,850	351,000	354,000	391,000	394,000	416,000	419,000	441,000	444,000	456,000	459,000
78,900	354,000	357,000	394,000	397,000	419,000	422,000	444,000	447,000	459,000	462,000
79,950	357,000	360,000	397,000	400,000	422,000	425,000	447,000	450,000	462,000	465,000
81,000	360,000	363,000	400,000	403,000	425,000	428,000	450,000	453,000	465,000	468,000
82,050	363,000	366,000	403,000	406,000	428,000	431,000	453,000	456,000	468,000	471,000
83,100	366,000	369,000	406,000	409,000	431,000	434,000	456,000	459,000	471,000	474,000
84,150	369,000	372,000	409,000	412,000	434,000	437,000	459,000	462,000	474,000	477,000
85,300	372,000	375,000	412,000	415,000	437,000	440,000	462,000	465,000	477,000	480,000
86,500	375,000	378,000	415,000	418,000	440,000	443,000	465,000	468,000	480,000	483,000
87,700	378,000	381,000	418,000	421,000	443,000	446,000	468,000	471,000	483,000	486,000
88,900	381,000	384,000	421,000	424,000	446,000	449,000	471,000	474,000	486,000	489,000
90,100	384,000	387,000	424,000	427,000	449,000	452,000	474,000	477,000	489,000	492,000
91,300	387,000	390,000	427,000	430,000	452,000	455,000	477,000	480,000	492,000	495,000
92,500	390,000	394,000	430,000	434,000	455,000	459,000	480,000	484,000	495,000	499,000
94,100	394,000	398,000	434,000	438,000	459,000	463,000	484,000	488,000	499,000	503,000
95,700	398,000	402,000	438,000	442,000	463,000	467,000	488,000	492,000	503,000	507,000
97,300	402,000	406,000	442,000	446,000	467,000	471,000	492,000	496,000	507,000	511,000
98,900	406,000	410,000	446,000	450,000	471,000	475,000	496,000	500,000	511,000	515,000
100,500	410,000	414,000	450,000	454,000	475,000	479,000	500,000	504,000	515,000	519,000
102,100	414,000	418,000	454,000	458,000	479,000	483,000	504,000	508,000	519,000	523,000
103,700	418,000	422,000	458,000	462,000	483,000	487,000	508,000	512,000	523,000	527,000
105,300	422,000	426,000	462,000	466,000	487,000	491,000	512,000	516,000	527,000	531,000
106,900	426,000	430,000	466,000	470,000	491,000	495,000	516,000	520,000	531,000	535,000
108,500	430,000	434,000	470,000	474,000	495,000	499,000	520,000	524,000	535,000	539,000
110,100	434,000	438,000	474,000	478,000	499,000	503,000	524,000	528,000	539,000	543,000
111,700	438,000	442,000	478,000	482,000	503,000	507,000	528,000	532,000	543,000	547,000
113,300	442,000	446,000	482,000	486,000	507,000	511,000	532,000	536,000	547,000	551,000
114,900	446,000	450,000	486,000	490,000	511,000	515,000	536,000	540,000	551,000	555,000
116,500	450,000	454,000	490,000	494,000	515,000	519,000	540,000	544,000	555,000	559,000
118,100	454,000	458,000	494,000	498,000	519,000	523,000	544,000	548,000	559,000	563,000
119,700	458,000	462,000	498,000	502,000	523,000	527,000	548,000	552,000	563,000	567,000
121,300	462,000	466,000	502,000	506,000	527,000	531,000	552,000	556,000	567,000	571,000
122,900	466,000	470,000	506,000	510,000	531,000	535,000	556,000	560,000	571,000	575,000
124,500	470,000	474,000	510,000	514,000	535,000	539,000	560,000	564,000	575,000	579,000
126,100	474,000	478,000	514,000	518,000	539,000	543,000	564,000	568,000	579,000	583,000
127,700	478,000	482,000	518,000	522,000	543,000	547,000	568,000	572,000	583,000	587,000
129,300	482,000	486,000	522,000	526,000	547,000	551,000	572,000	576,000	587,000	591,000
130,900	486,000	490,000	526,000	530,000	551,000	555,000	576,000	580,000	591,000	595,000

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
除 及 び 生 命 保 險 料 控 除 後 の 給 与 の 金 額											
以 上		未 満		以 上		未 満		以 上		未 満	
610,000	614,000	625,000	629,000	640,000	644,000	655,000	659,000	670,000	674,000	685,000	689,000
614,000	618,000	629,000	633,000	644,000	648,000	659,000	663,000	674,000	678,000	689,000	693,000
618,000	622,000	633,000	637,000	648,000	652,000	663,000	667,000	678,000	682,000	693,000	697,000
622,000	626,000	637,000	641,000	652,000	656,000	667,000	671,000	682,000	686,000	697,000	701,000
626,000	630,000	641,000	645,000	656,000	660,000	671,000	675,000	686,000	690,000	701,000	705,000
630,000	634,000	645,000	649,000	660,000	664,000	675,000	679,000	690,000	694,000	705,000	709,000
634,000	638,000	649,000	653,000	664,000	668,000	679,000	683,000	694,000	698,000	709,000	713,000
638,000	642,000	653,000	657,000	668,000	672,000	683,000	687,000	698,000	702,000	713,000	717,000
642,000	646,000	657,000	661,000	672,000	676,000	687,000	691,000	702,000	706,000	717,000	721,000
646,000	650,000	661,000	665,000	676,000	680,000	691,000	695,000	706,000	710,000	721,000	725,000
650,000	654,000	665,000	669,000	680,000	684,000	695,000	699,000	710,000	714,000	725,000	729,000
654,000	658,000	669,000	673,000	684,000	688,000	699,000	703,000	714,000	718,000	729,000	733,000
658,000	662,000	673,000	677,000	688,000	692,000	703,000	707,000	718,000	722,000	733,000	737,000
662,000	666,000	677,000	681,000	692,000	696,000	707,000	711,000	722,000	726,000	737,000	741,000
666,000	670,000	681,000	685,000	696,000	700,000	711,000	715,000	726,000	730,000	741,000	745,000
670,000	675,000	685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000
675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000
680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000
685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000
690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000
695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000
700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000
705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000
710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000
715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000
720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000
725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000
730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000
735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000
740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000
745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000
750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000
755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000
760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000
765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000
770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000
775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000
780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000
785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000	860,000	865,000
790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000	865,000	870,000
795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000	870,000	875,000
800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000	860,000	865,000	875,000	880,000
805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000	865,000	870,000	880,000	885,000
810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000	870,000	875,000	885,000	890,000
815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000	860,000	865,000	875,000	880,000	890,000	895,000
820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000	865,000	870,000	880,000	885,000	895,000	900,000
825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000	870,000	875,000	885,000	890,000	900,000	905,000
830,000	835,000	845,000	850,000	860,000	865,000	875,000	880,000	890,000	895,000	905,000	910,000
835,000	840,000	850,000	855,000	865,000	870,000	880,000	885,000	895,000	900,000	910,000	915,000
840,000円		855,000円		870,000円		885,000円		900,000円		915,000円	

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

(五)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除、社会保険料控									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
132,500	490,000	494,000	530,000	534,000	555,000	559,000	580,000	584,000	595,000	599,000
134,100	494,000	498,000	534,000	538,000	559,000	563,000	584,000	588,000	599,000	603,000
135,700	498,000	502,000	538,000	542,000	563,000	567,000	588,000	592,000	603,000	607,000
137,300	502,000	506,000	542,000	546,000	567,000	571,000	592,000	596,000	607,000	611,000
138,900	506,000	510,000	546,000	550,000	571,000	575,000	596,000	600,000	611,000	615,000
140,500	510,000	514,000	550,000	554,000	575,000	579,000	600,000	604,000	615,000	619,000
142,100	514,000	518,000	554,000	558,000	579,000	583,000	604,000	608,000	619,000	623,000
143,700	518,000	522,000	558,000	562,000	583,000	587,000	608,000	612,000	623,000	627,000
145,300	522,000	526,000	562,000	566,000	587,000	591,000	612,000	616,000	627,000	631,000
146,900	526,000	530,000	566,000	570,000	591,000	595,000	616,000	620,000	631,000	635,000
148,500	530,000	534,000	570,000	574,000	595,000	599,000	620,000	624,000	635,000	639,000
150,100	534,000	538,000	574,000	578,000	599,000	603,000	624,000	628,000	639,000	643,000
151,700	538,000	542,000	578,000	582,000	603,000	607,000	628,000	632,000	643,000	647,000
153,300	542,000	546,000	582,000	586,000	607,000	611,000	632,000	636,000	647,000	651,000
154,900	546,000	550,000	586,000	590,000	611,000	615,000	636,000	640,000	651,000	655,000
156,500	550,000	555,000	590,000	595,000	615,000	620,000	640,000	645,000	655,000	660,000
158,500	555,000	560,000	595,000	600,000	620,000	625,000	645,000	650,000	660,000	665,000
160,500	560,000	565,000	600,000	605,000	625,000	630,000	650,000	655,000	665,000	670,000
162,500	565,000	570,000	605,000	610,000	630,000	635,000	655,000	660,000	670,000	675,000
164,500	570,000	575,000	610,000	615,000	635,000	640,000	660,000	665,000	675,000	680,000
166,750	575,000	580,000	615,000	620,000	640,000	645,000	665,000	670,000	680,000	685,000
169,000	580,000	585,000	620,000	625,000	645,000	650,000	670,000	675,000	685,000	690,000
171,250	585,000	590,000	625,000	630,000	650,000	655,000	675,000	680,000	690,000	695,000
173,500	590,000	595,000	630,000	635,000	655,000	660,000	680,000	685,000	695,000	700,000
175,750	595,000	600,000	635,000	640,000	660,000	665,000	685,000	690,000	700,000	705,000
178,000	600,000	605,000	640,000	645,000	665,000	670,000	690,000	695,000	705,000	710,000
180,250	605,000	610,000	645,000	650,000	670,000	675,000	695,000	700,000	710,000	715,000
182,500	610,000	615,000	650,000	655,000	675,000	680,000	700,000	705,000	715,000	720,000
184,750	615,000	620,000	655,000	660,000	680,000	685,000	705,000	710,000	720,000	725,000
187,000	620,000	625,000	660,000	665,000	685,000	690,000	710,000	715,000	725,000	730,000
189,250	625,000	630,000	665,000	670,000	690,000	695,000	715,000	720,000	730,000	735,000
191,500	630,000	635,000	670,000	675,000	695,000	700,000	720,000	725,000	735,000	740,000
193,750	635,000	640,000	675,000	680,000	700,000	705,000	725,000	730,000	740,000	745,000
196,000	640,000	645,000	680,000	685,000	705,000	710,000	730,000	735,000	745,000	750,000
198,250	645,000	650,000	685,000	690,000	710,000	715,000	735,000	740,000	750,000	755,000
200,500	650,000	655,000	690,000	695,000	715,000	720,000	740,000	745,000	755,000	760,000
202,750	655,000	660,000	695,000	700,000	720,000	725,000	745,000	750,000	760,000	765,000
205,000	660,000	665,000	700,000	705,000	725,000	730,000	750,000	755,000	765,000	770,000
207,250	665,000	670,000	705,000	710,000	730,000	735,000	755,000	760,000	770,000	775,000
209,500	670,000	675,000	710,000	715,000	735,000	740,000	760,000	765,000	775,000	780,000
211,750	675,000	680,000	715,000	720,000	740,000	745,000	765,000	770,000	780,000	785,000
214,000	680,000	685,000	720,000	725,000	745,000	750,000	770,000	775,000	785,000	790,000
216,250	685,000	690,000	725,000	730,000	750,000	755,000	775,000	780,000	790,000	795,000
218,500	690,000	695,000	730,000	735,000	755,000	760,000	780,000	785,000	795,000	800,000
220,750	695,000	700,000	735,000	740,000	760,000	765,000	785,000	790,000	800,000	805,000
223,000	700,000	705,000	740,000	745,000	765,000	770,000	790,000	795,000	805,000	810,000
225,250	705,000	710,000	745,000	750,000	770,000	775,000	795,000	800,000	810,000	815,000
227,500	710,000	715,000	750,000	755,000	775,000	780,000	800,000	805,000	815,000	820,000
229,750	715,000	720,000	755,000	760,000	780,000	785,000	805,000	810,000	820,000	825,000
232,000	720,000円		760,000円		785,000円		810,000円		825,000円	

て認められる扶養控除額を控除した残額が720,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10人をこえる場合には、当該扶養親族の数を乗じて計算した金額を控除し、扶養親族の数が10人である場合の「その年の給与所得控除、社会保険料控除されている金額

当 該 残 額	
720,000円超	1,070,000円未満
1,070,000円以上	2,070,000円未満
2,070,000円以上	3,070,000円未満
3,070,000円以上	5,070,000円未満
5,070,000円以上	

に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、6,000円)を、扶養親族

12,000円)

額を控除し、その残額を求める。

び生命保険料控除後の給与の金額」欄において(1)により求めた金額の該当する行の「税額」欄に記載されている金額(不
に当該金額から4,000円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける

を乗じて計算した金額を控除し、扶養親族が10人である場合の「その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険
具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(1)と同様に計算した金額)

者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(1)と同様に計算した金額)が、その求

位の扶養親族のないもの、(4)扶養親族の数が3人以下で、(1)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶
位の扶養親族のないもの)については、

控除及び生命保険料控除後の給与の金額)から申告された扶養親族の数及びその扶養親族についての第十一条の七第

会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額」欄において、(1)の残額の該当する行の「税額」欄に記載されている
金額)が、その求める税額である。

控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(1)と同様に計算した金額)が、その求め

(六)

上欄によつて税額が求められない場合	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額から、扶養親族の数に応じ				
	(イ) 与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額から、15,000 円に 10 人をこえる扶養除及び生命保険料控除後の給与の金額」欄において、その控除後の金額の該当する行の「税額」欄に記				
	上記の残額が 720,000 円をこえる場合には、当該残額について、次の区分に応じて計算した金額				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>税</th><th>額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ロ)</td><td> 当該残額に 45% を乗じて算出した金額から 92,000 円を控除した金額 当該残額に 50% を乗じて算出した金額から 145,500 円を控除した金額 当該残額に 55% を乗じて算出した金額から 249,000 円を控除した金額 当該残額に 60% を乗じて算出した金額から 402,500 円を控除した金額 当該残額に 65% を乗じて算出した金額から 656,000 円を控除した金額 </td></tr> </tbody> </table>	税	額	(ロ)	当該残額に 45% を乗じて算出した金額から 92,000 円を控除した金額 当該残額に 50% を乗じて算出した金額から 145,500 円を控除した金額 当該残額に 55% を乗じて算出した金額から 249,000 円を控除した金額 当該残額に 60% を乗じて算出した金額から 402,500 円を控除した金額 当該残額に 65% を乗じて算出した金額から 656,000 円を控除した金額
税	額				
(ロ)	当該残額に 45% を乗じて算出した金額から 92,000 円を控除した金額 当該残額に 50% を乗じて算出した金額から 145,500 円を控除した金額 当該残額に 55% を乗じて算出した金額から 249,000 円を控除した金額 当該残額に 60% を乗じて算出した金額から 402,500 円を控除した金額 当該残額に 65% を乗じて算出した金額から 656,000 円を控除した金額				
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 4,000 円（これらの一である不具者がある場合には、当該不具者 1 人につき 4,000 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額					

(備考 税額の求め方)

- (イ) 第四十条第一項の規定の適用を受ける者(ロに該当しない者)については、
- (1) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、
 - (イ) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (ロ) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (ハ) 申告された生命保険料の支払金額がある場合には、その金額（その金額が 12,000 円をこえる場合には、を控除した金額を求め、
 - (2) 次に、(1)により求めた金額から申告された扶養親族の数に応じて第十一条の七第一項の規定による扶養控除
 - (3) (2)の残額が 720,000 円以下である者については、
 - (イ) 扶養親族の数が 10 人以下であるときは、扶養親族の数に応じ「その年の給与所得控除、社会保険料控除及具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごと者である場合には、6,000 円)を控除した金額)
 - (ロ) 扶養親族の数が 10 人をこえるときは、(1)により求めた金額から 15,000 円に 10 人をこえる扶養親族の数料控除後の給与の金額」欄において、その控除後の金額の該当する行の「税額」欄に記載されている金額(不が、その求める税額である。
 - (4) (2)の残額が 720,000 円をこえる者については、当該残額に応じてこの表の(ロ)の「税額」欄に定める金額(不具める税額である。
- (ロ) 第四十条第六項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第 1 順養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が 4 人以上で、(イ)に該当するもの、第 2 順位の扶養親族のないもの又は第 8 順
- (1) その者に対する給与所得の収入金額につき(イ)の(1)により求めた金額(すなわち、給与所得控除、社会保険料二項各号の順位に応じ、同項の規定による扶養控除額を控除し、その残額を求める。
 - (2) (1)の残額が 720,000 円以下である者については、扶養親族が 0 人である場合の「その年の給与所得控除、社金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した
 - (3) (1)の残額が 720,000 円をこえる者については、当該残額に応じ、この表の(ロ)の「税額」欄に定める金額(不具者る税額である。

別表第六の附表

(一)

給与の金額		給与所得 控除後の 給 与 の 金 額	給与の金額		給与所得 控除後の 給 与 の 金 額	給与の金額		給与所得 控除後の 給 与 の 金 額	給与の金額		給与所得 控除後の 給 与 の 金 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
71,180円	71,500円	60,500円	93,000円	93,500円	79,050円	131,000円	132,000円	111,350円	176,000円	177,000円	149,600円
71,180円	71,500円	60,500円	93,500円	94,000円	79,475円	132,000円	133,000円	112,200円	177,000円	178,000円	150,450円
71,500円	72,000円	60,775円	94,000円	94,500円	79,900円	133,000円	134,000円	113,050円	178,000円	179,000円	151,300円
72,000円	72,500円	61,200円	94,500円	95,000円	80,325円	134,000円	135,000円	113,900円	179,000円	180,000円	152,150円
72,500円	73,000円	61,625円	95,000円	95,500円	80,750円	135,000円	136,000円	114,750円	180,000円	181,000円	153,000円
73,000円	73,500円	62,050円	95,500円	96,000円	81,175円	136,000円	137,000円	115,600円	181,000円	182,000円	153,850円
73,500円	74,000円	62,475円	96,000円	96,500円	81,600円	137,000円	138,000円	116,450円	182,000円	183,000円	154,700円
74,000円	74,500円	62,900円	96,500円	97,000円	82,025円	138,000円	139,000円	117,300円	183,000円	184,000円	155,550円
74,500円	75,000円	63,325円	97,000円	97,500円	82,450円	139,000円	140,000円	118,150円	184,000円	185,000円	156,400円
75,000円	75,500円	63,750円	97,500円	98,000円	82,875円	140,000円	141,000円	119,000円	185,000円	186,000円	157,250円
75,500円	76,000円	64,175円	98,000円	98,500円	83,300円	141,000円	142,000円	119,850円	186,000円	187,000円	158,100円
76,000円	76,500円	64,600円	98,500円	99,000円	83,725円	142,000円	143,000円	120,700円	187,000円	188,000円	158,950円
76,500円	77,000円	65,025円	99,000円	99,500円	84,150円	143,000円	144,000円	121,550円	188,000円	189,000円	159,800円
77,000円	77,500円	65,450円	99,500円	100,000円	84,575円	144,000円	145,000円	122,400円	189,000円	190,000円	160,650円
77,500円	78,000円	65,875円	100,000円	101,000円	85,000円	145,000円	146,000円	123,250円	190,000円	191,000円	161,500円
78,000円	78,500円	66,300円	101,000円	102,000円	85,850円	146,000円	147,000円	124,100円	191,000円	192,000円	162,350円
78,500円	79,000円	66,725円	102,000円	103,000円	86,700円	147,000円	148,000円	124,950円	192,000円	193,000円	163,200円
79,000円	79,500円	67,150円	103,000円	104,000円	87,550円	148,000円	149,000円	125,800円	193,000円	194,000円	164,050円
79,500円	80,000円	67,575円	104,000円	105,000円	88,400円	149,000円	150,000円	126,650円	194,000円	195,000円	164,900円
80,000円	80,500円	68,000円	105,000円	106,000円	89,250円	150,000円	151,000円	127,500円	195,000円	196,000円	165,750円
80,500円	81,000円	68,425円	106,000円	107,000円	90,100円	151,000円	152,000円	128,350円	196,000円	197,000円	166,600円
81,000円	81,500円	68,850円	107,000円	108,000円	90,950円	152,000円	153,000円	129,200円	197,000円	198,000円	167,450円
81,500円	82,000円	69,275円	108,000円	109,000円	91,800円	153,000円	154,000円	130,050円	198,000円	199,000円	168,300円
82,000円	82,500円	69,700円	109,000円	110,000円	92,650円	154,000円	155,000円	130,900円	199,000円	200,000円	169,150円
82,500円	83,000円	70,125円	110,000円	111,000円	93,500円	155,000円	156,000円	131,750円	200,000円	201,000円	170,000円
83,000円	83,500円	70,550円	111,000円	112,000円	94,350円	156,000円	157,000円	132,600円	201,000円	202,000円	170,850円
83,500円	84,000円	70,975円	112,000円	113,000円	95,200円	157,000円	158,000円	133,450円	202,000円	203,000円	171,700円
84,000円	84,500円	71,400円	113,000円	114,000円	96,050円	158,000円	159,000円	134,300円	203,000円	204,000円	172,550円
84,500円	85,000円	71,825円	114,000円	115,000円	96,900円	159,000円	160,000円	135,150円	204,000円	205,000円	173,400円
85,000円	85,500円	72,250円	115,000円	116,000円	97,750円	160,000円	161,000円	136,000円	205,000円	206,000円	174,250円
85,500円	86,000円	72,675円	116,000円	117,000円	98,600円	161,000円	162,000円	136,850円	206,000円	207,000円	175,100円
86,000円	86,500円	73,100円	117,000円	118,000円	99,450円	162,000円	163,000円	137,700円	207,000円	208,000円	175,950円
86,500円	87,000円	73,525円	118,000円	119,000円	100,300円	163,000円	164,000円	138,550円	208,000円	209,000円	176,800円
87,000円	87,500円	73,950円	119,000円	120,000円	101,150円	164,000円	165,000円	139,400円	209,000円	210,000円	177,650円
87,500円	88,000円	74,375円	120,000円	121,000円	102,000円	165,000円	166,000円	140,250円	210,000円	211,000円	178,500円
88,000円	88,500円	74,800円	121,000円	122,000円	102,850円	166,000円	167,000円	141,100円	211,000円	212,000円	179,350円
88,500円	89,000円	75,225円	122,000円	123,000円	103,700円	167,000円	168,000円	141,950円	212,000円	213,000円	180,200円
89,000円	89,500円	75,650円	123,000円	124,000円	104,550円	168,000円	169,000円	142,800円	213,000円	214,000円	181,050円
89,500円	90,000円	76,075円	124,000円	125,000円	105,400円	169,000円	170,000円	143,650円	214,000円	215,000円	181,900円
90,000円	90,500円	76,500円	125,000円	126,000円	106,250円	170,000円	171,000円	144,500円	215,000円	216,000円	182,750円
90,500円	91,000円	76,925円	126,000円	127,000円	107,100円	171,000円	172,000円	145,350円	216,000円	217,000円	183,600円
91,000円	91,500円	77,350円	127,000円	128,000円	107,950円	172,000円	173,000円	146,200円	217,000円	218,000円	184,450円
91,500円	92,000円	77,775円	128,000円	129,000円	108,800円	173,000円	174,000円	147,050円	218,000円	219,000円	185,300円
92,000円	92,500円	78,200円	129,000円	130,000円	109,650円	174,000円	175,000円	147,900円	219,000円	220,000円	186,150円
92,500円	93,000円	78,625円	130,000円	131,000円	110,500円	175,000円	176,000円	148,750円	220,000円	221,000円	187,000円

(二)

給与の金額		給与所得 控除後の 給与の 金額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の 金額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の 金額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の 金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
221,000	222,000	17,850	241,000	242,000	204,850	261,000	262,000	221,850	281,000	282,000	238,850
222,000	223,000	188,700	242,000	243,000	205,700	262,000	263,000	222,700	282,000	283,000	239,700
223,000	224,000	189,550	243,000	244,000	206,550	263,000	264,000	223,550	283,000	284,000	240,550
224,000	225,000	190,400	244,000	245,000	207,400	264,000	265,000	224,400	284,000	285,000	241,400
225,000	226,000	191,250	245,000	246,000	208,250	265,000	266,000	225,250	285,000	286,000	242,250
226,000	227,000	192,100	246,000	247,000	209,100	266,000	267,000	226,100	286,000	287,000	243,100
227,000	228,000	192,950	247,000	248,000	209,950	267,000	268,000	226,950	287,000	288,000	243,950
228,000	229,000	193,800	248,000	249,000	210,800	268,000	269,000	227,800	288,000	289,000	244,800
229,000	230,000	194,650	249,000	250,000	211,650	269,000	270,000	228,650	289,000	290,000	245,650
230,000	231,000	195,500	250,000	251,000	212,500	270,000	271,000	229,500	290,000	291,000	246,500
231,000	232,000	196,350	251,000	252,000	213,350	271,000	272,000	230,350	291,000	292,000	247,350
232,000	233,000	197,200	252,000	253,000	214,200	272,000	273,000	231,200	292,000	293,000	248,200
233,000	234,000	198,050	253,000	254,000	215,050	273,000	274,000	232,050	293,000	294,000	249,050
234,000	235,000	198,900	254,000	255,000	215,900	274,000	275,000	232,900	294,000	295,000	249,900
235,000	236,000	199,750	255,000	256,000	216,750	275,000	276,000	233,750	295,000	296,000	250,750
236,000	237,000	200,600	256,000	257,000	217,600	276,000	277,000	234,600	296,000	297,000	251,600
237,000	238,000	201,450	257,000	258,000	218,450	277,000	278,000	235,450	297,000	298,000	252,450
238,000	239,000	202,300	258,000	259,000	219,300	278,000	279,000	236,300	298,000	299,000	253,300
239,000	240,000	203,150	259,000	260,000	220,150	279,000	280,000	237,150	299,000	300,000	254,150
240,000	241,000	204,000	260,000	261,000	221,000	280,000	281,000	238,000	300,000	円以上	給与の金額 から45,000 円を控除し た金額

(備考 給与所得控除後の給与の金額の求め方)

給与所得の収入金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その一)

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この附則において、「新法」とは、この法律による改正後の所得税法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の所得税法をいう。
- 3 この附則において特別の定めのあるものを除く外、新法の規定は、

昭和二十九年分以後の所得税について適用し、昭和二十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4 昭和二十九年分の所得税については、左の表の各項の上欄に掲げる新法の規定中表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとす。

条 項	読み替へられる規定	読み替へる規定
第八条第一項	四万円	三万八千八百円
第八条第五項	七万円	六万七千五百円
第十一条の二第二項	七万円	六万七千五百円
第十一条の六	一万二千元	一万一千円
第十一条の七第一項	四万円	三万八千八百円
第十一条の七第二項	六万五千元	六万二千六百円
第十二条	四万円	八万六千四百円
第十二条	二万五千元	三万八千八百円
第十二条	七万円	二万三千八百円
第四十条第一項第一号	別表第六	六万七千五百円

- 5 新法第五條の二第一項及び第十條第四項並びに附則第二十五項の規定による改正後の資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)第四條の二、第八條第二項、第十六條第五項及び第二十九條の規定は、昭和二十九年一月一日以後に包括遺贈があつた場合について適用し、同日前に包括遺贈があつた場合については、なお従前の例による。
- 6 昭和二十九年分の所得税につい

て新法第二十一條の規定を適用する場合においては、昭和二十八年分の総所得金額に対する所得税につき旧法の第二十六條第一項前段の規定により確定申告書を提出する義務があつた者(附則第八項の規定による予定納税基準額が零となる者及び旧法第二十六條第二項の規定により確定申告書を提出することを要しなかつた者を除く)を、新法第二十一條第一項に規定する前年分の総所得金額に対する所

- 7 昭和二十九年分の所得税については、前年において特別農業所得者であつた場合には、昭和二十八年分の所得税については旧法第二十二條第一項第一号の規定により同項に規定する十一月予定申告書を提出する義務があつた場合とする。
- 8 昭和二十九年分の所得税については、新法第二十一條の二に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した残額とする。
- 9 一 納税義務者の昭和二十八年分の旧法の規定により計算した総所得金額(山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得の金額があつたときは、命令の定めるところにより、これらの金額を除外して計算したところによる)から、当該納税義務者の同年分の課税総所得金額算出の基礎となつた事実に基づき、附則第四項の規定により読み替へられた新法の規定による雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額(八千円を限度とする)、扶養控除額及び基礎控除額を控除し、その残額について命令の定めるところにより旧法第十三條から第十五條までの規定により計算した金額から、同年分の所得税額の計算上控除した不具者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額、配当控除額及び外国税控除額を控除した金額。
- 二 納税義務者が旧法第四十條に規定する支払者から受けた昭和二十八年中の支給に係る給与所得については、同条第一項第二号又は第六項第二号に掲げる金額の算出の基礎となつた事実に基づいて求めた附則第四項の規定により読み替へられた新法第四十條第一項第一号又は第六項第二号に掲げる税額。

- 三 前号に規定する給与所得以外の昭和二十八年中の支給に係る給与所得については、旧法第三十八條の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額。
- 四 昭和二十八年分の所得につき旧法第三十七條、第四十一條第一項又は第四十二條の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一條第二項の規定により納付された税額(新法第四十七條に規定する所得、退職所得又は雑所得に係るものを除く)前項の規定は、昭和三十年分の所得税に係る予定納税基準額について、準用する。この場合において、同項中「昭和二十八年」とあるのは「昭和二十九年」と、旧法の規定により計算した総所得金額」とあるのは「新法の規定により計算した総所得金額」と、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得の金額があつたときは、命令の定めるところにより」とあるのは「譲渡所得、一時所得又は雑所得の金額があつたときは、新法第二十一條の二第一項に規定する命令の定めるところにより」と、附則第四項の規定により読み替へられた新法とあるのは「新法」と、八千円を限度とする」とあるのは「一万一千円を限度とする」と、旧法第十三條から第十五條まで」とあるのは「新法第十三條から第十五條まで」と、旧法第四十條」とあるのは「附則第四項の規定により読み替へられた新法第四十條」と、旧法第三十八條」とあるのは「新

- 10 昭和二十九年分の所得税については、新法第二十六條の三第四項の規定による承認申請書の提出期限は、昭和二十九年四月三十日までで延期されるものとする。
- 11 昭和二十九年において純損失の金額がある場合における新法第三十六條の規定の適用については、旧法の規定により計算した昭和二十八年分の課税総所得金額(同年分の所得税について、旧法第十三條の二又は第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、これらの条に規定する調整所得金額、旧法第十四條の二第一項の規定の適用がある場合においては、同条に規定する第二次調整所得金額。以下本項において同じ)に対し旧法第十三條から第十五條までの規定により計算した所得税額と当該課税総所得金額から純損失の金額の全部又は一部を控除して旧法第十三條から第十五條までの規定により計算した所得税額との差額(旧法の規定により計算した同年分の総所得金額につき旧法第十三條の三から第十五條の入まで及び第二十八條又は第三十三條第三項の規定を適用して計算した税額をこえる場合には、当該税額)に相当する金額を新法第三十六條第一項の規定により還付の請求をなすことができる所得税額とし、昭和二十八年分の総所得金額に対する所得税額を同条第三項の規定により記載すべき総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額に対する所得税額とする。
- 12 昭和三十年において純損失の金額がある場合における新法第三十六條の規定の適用については、附則第四項の規定により読み替へられ

た新法の規定により計算した昭和二十九年分の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に対し新法第三十九条乃至第十五条の規定により計算した所得税額と当該課税総所得金額から純損失の金額の全部又は一部を控除して新法第十三条乃至第十五条の規定により計算した所得税額との差額(附則第四項の規定により計算せられた新法の規定により計算した同年分の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額につき同項の規定により読み替へられた新法第十一条の三から第十五条の八まで及び第十二条の規定を適用して計算した税額をこえる場合には、当該税額)に相当する金額を新法第三十六条第一項の規定により還付の請求をなすことができる所得税額とする。

13 新法第三十八条の規定並びに新法別表第三及び別表第四は、この法律の施行の日以後の支給に係る給与所得について適用し、同日前の支給に係る給与所得については、なお従前の例による。

14 新法第三十八条の二の規定及び新法別表第五は、昭和二十九年一月一日以後の支給に係る退職所得でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

15 昭和二十九年中の支給に係る退職所得で同年一月一日以後この法律の施行の日前日までこの法律の施行した退職所得につき旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額が、新法第三十八条の二の規定を適用した場合において徴収すべき所得税額をこえるときは、当該退職所得の支払を受けた者は、命令の定めるところにより、政府に対し、当該超過額の還付を請求することができる。

16 前項の還付を請求しようとする者は、命令の定めるところにより、三月以内に、旧法第三十八条の二の規定により徴収され、かつ、納付された所得税額を証する

書類を添え、政府に對し、請求書を提出しなければならぬ。

17 新法第四十一条第二項の規定は、この法律の施行の日以後に支払を受けるべき所得について適用し、同日前に支払を受けるべき所得については、なお従前の例による。

18 旧法第五十四条の規定は、この法律の施行の日の前日までに同条の規定による報告があつた場合について、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

19 新法第五十四条第二項及び第七項後段並びに第五十五条第二項の規定は、この法律の施行の日以後に確定申告書、損失申告書若しくは旧法第二十九条若しくは新法第二十九条の規定による申告書を修正する申告書、旧法第二十七条第五項において適用する同条第一項第二十七條第五項において適用する同条第一項の規定による申告書若しくは新法第二十七條第五項において適用する同条第一項の規定による申告書が提出される場合、同日後に更正の通知がなされる場合又は同日後に旧法第五十五条第一項若しくは新法第五十五条第一項に規定する所得税の納付（旧法第四十三条第一項又は新法第四十三条第一項の規定により国税徴収の例により納税の告知がなされる場合）は、当該の告知がなされる場合について適用し、同日前に当該提出、通知、納付又は告知があつた場合の例に類することについては、なお従前の例による。

20 この場合において、新法第五十四条第二項に規定する申告後一年経過日又は新法第五十五条第二項に規定する納税限後一年経過日がこの法律の施行前であるときは、これらの条の規定により利子税額の計算の基礎となる期間から控除する期間は、この法律の施行の日から当該提出、通知、納付又は告知があつた日までとする。

新法第五十六条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後旧法第五十七條第七項又は新法第五十六條第七項の規定により決定の通知をする過少申告加算税額に

21 分の所得税につき旧法第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書は提出した者及びこの法律施行前同年分の所得税につき旧法第四十六条第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律の施行前旧法第四十六条第五項において準用する同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の適用により異動を生ずることとなつたとき異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政府に対し、更正の請求をすることができ、

22 前項の規定による更正の請求は、新法第二十七条第七項及び第八項、第三十二条第三項並びに新法第七章の規定の適用については、新法第二十七条第六項の規定による更正の請求とみなす。

23 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる所得税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

24 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の二部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九条第一項に規定する総所得金額及び同項第六号に規定する退職所得につき一号の規定により計算した金額」と「第九条に規定する総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額」と、「同法第十二条の三の規定による控除」と「同法第十三条の三の規定による雑損控除額の控除」と、「第五十七条を」を「第五十六条」

に、「第五十七条の二」を「第五十七条に改め、同条次の二項を削る。
第三條第一項を次のように改める。
所得税法第二十一条、第二十三條の二又は第二十四條の二の規定により第一期分の予定納税額を納付する義務がある者がその年七月二日以後の日に災害に因り被害を受け、当該被害のあった日においてその年分の合計所得金額の見積額を計算した場合において前条の規定の適用を受けることができることとなり、且つ、その計算した合計所得金額の見積額を基礎とし、同条の規定を適用して計算した所得税額が第一期分の予定納税額の計算の基礎となつた予定納税基準額又は申告納税見積額に比し減少するものとなつたときは、その者は、同法第二十五条の規定に準じ、命令の定めるところにより、当該災害のあつた日から二月以内に、第一期分及び第二期分の予定納税額の更正の請求をなすことができる。
第三條第二項中「第九条第一項」を「第九条」に改め、同条第三項中「第二十六條第一項」を「第二十六條」に、「若しくは第二項を、乃至第三項に」、「第二十六條第二項」を「第二十六條第一項第一号及び第二号」に改める。
25 資産再評価法の 一部を次のように改める。
第四條の二中「取得したものの下に」及び基準日において包括遺贈者の有しては資産で昭和二十九年一月一日以後に包括遺贈に因るもの包括遺贈者の相続人以外の者が取得したもの」を加へ、「当該相続人が、当該財産を取得した者が基準日において」に改める。
第八條第二項中「被相続人」を「包括遺贈又は被相続人に改める。
第十六條第五項中「以下同じ。」を「第二十九條を除き以下同じ。」に改める。
第二十九條第十四号中「被相続人からの遺贈に因り取得したも

の」の下に、「昭和二十五年四月一日から昭和二十八年十二月三十一日までの間に被相続人以外の者からの包括遺贈に因り取得したものを」を加え、「被相続人以外の者からの遺贈を」被相続人以外の者からの特定遺贈」に改める。

第五十九条第一項中「第四十六条」を「第四十四条」に改める。

第八十八條第一項中「年分の總所得金額の下に、退職所得の金額又は山林所得の金額」を加え、「とせらるるときは」を「と当該退職所得の金額と当該山林所得の金額との合計額とするときは」に改める。

企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「第九条第一項第四号」を「第九条第四号」に改め、同条第五項中「所得税法第二十一条、第二十二条、第二十六条」を「所得税法第二十三条、第二十六条」に改める。

耐火建築促進法（昭和二十七年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第九条第一項」を「第九条」に改め、同条第三項中「第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十六條第一項若しくは第二十六條の二第二項に規定する申告書又は同法第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書」を「第二十三條、第二十六條、第二十六條の二又は第二十九條に規定する申告書」に改める。

連合国財産である株式の回復に關する政令（昭和二十四年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第四項及び附則第二十二項中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

四八

族		の		数		5		6		7		8		9		10	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
控除及び生命保険料控除後の給与の金額																	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
184,400	184,400	199,400	199,400	214,400	214,400	229,400	229,400	244,400	244,400	259,400	259,400	274,400	274,400	289,400	289,400	304,400	304,400
184,400	184,900	199,400	199,900	214,400	214,900	229,400	229,900	244,400	244,900	259,400	259,900	274,400	274,900	289,400	289,900	304,400	304,900
184,900	185,400	199,900	200,400	214,900	215,400	229,900	230,400	244,900	245,400	259,900	260,400	274,900	275,400	289,900	290,400	304,900	305,400
185,400	185,900	200,400	200,900	215,400	215,900	230,400	230,900	245,400	245,900	260,400	260,900	275,400	275,900	290,400	290,900	305,400	305,900
185,900	186,400	200,900	201,400	215,900	216,400	230,900	231,400	245,900	246,400	260,900	261,400	275,900	276,400	290,900	291,400	305,900	306,400
186,400	186,900	201,400	201,900	216,400	216,900	231,400	231,900	246,400	246,900	261,400	261,900	276,400	276,900	291,400	291,900	306,400	306,900
186,900	187,400	201,900	202,400	216,900	217,400	231,900	232,400	246,900	247,400	261,900	262,400	276,900	277,400	291,900	292,400	306,900	307,400
187,400	187,900	202,400	202,900	217,400	217,900	232,400	232,900	247,400	247,900	262,400	262,900	277,400	277,900	292,400	292,900	307,400	307,900
187,900	188,400	202,900	203,400	217,900	218,400	232,900	233,400	247,900	248,400	262,900	263,400	277,900	278,400	292,900	293,400	307,900	308,400
188,400	188,900	203,400	203,900	218,400	218,900	233,400	233,900	248,400	248,900	263,400	263,900	278,400	278,900	293,400	293,900	308,400	308,900
188,900	189,400	203,900	204,400	218,900	219,400	233,900	234,400	248,900	249,400	263,900	264,400	278,900	279,400	293,900	294,400	308,900	309,400
189,400	189,900	204,400	204,900	219,400	219,900	234,400	234,900	249,400	249,900	264,400	264,900	279,400	279,900	294,400	294,900	309,400	309,900
189,900	190,400	204,900	205,400	219,900	220,400	234,900	235,400	249,900	250,400	264,900	265,400	279,900	280,400	294,900	295,400	309,900	310,400
190,400	190,900	205,400	205,900	220,400	220,900	235,400	235,900	250,400	250,900	265,400	265,900	280,400	280,900	295,400	295,900	310,400	310,900
190,900	191,400	205,900	206,400	220,900	221,400	235,900	236,400	250,900	251,400	265,900	266,400	280,900	281,40				

附則別表 昭和 29 年分の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表(附則第四項の規定に

(一)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除、社会保険料									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円 0	円 68,000	円未満	円 106,800	円未満	円 130,600	円未満	円 154,400	円未満	円 169,400	円未満
75	68,000	68,500	106,800	107,300	130,600	131,100	154,400	154,900	169,400	169,900
150	68,500	69,000	107,300	107,800	131,100	131,600	154,900	155,400	169,900	170,400
225	69,000	69,500	107,800	108,300	131,600	132,100	155,400	155,900	170,400	170,900
300	69,500	70,000	108,300	108,800	132,100	132,600	155,900	156,400	170,900	171,400
375	70,000	70,500	108,800	109,300	132,600	133,100	156,400	156,900	171,400	171,900
450	70,500	71,000	109,300	109,800	133,100	133,600	156,900	157,400	171,900	172,400
525	71,000	71,500	109,800	110,300	133,600	134,100	157,400	157,900	172,400	172,900
600	71,500	72,000	110,300	110,800	134,100	134,600	157,900	158,400	172,900	173,400
675	72,000	72,500	110,800	111,300	134,600	135,100	158,400	158,900	173,400	173,900
750	72,500	73,500	111,300	112,300	135,100	136,100	158,900	159,900	173,900	174,900
900	73,500	74,500	112,300	113,300	136,100	137,100	159,900	160,900	174,900	175,900
1,050	74,500	75,500	113,300	114,300	137,100	138,100	160,900	161,900	175,900	176,900
1,200	75,500	76,500	114,300	115,300	138,100	139,100	161,900	162,900	176,900	177,900
1,350	76,500	77,500	115,300	116,300	139,100	140,100	162,900	163,900	177,900	178,900
1,500	77,500	78,500	116,300	117,300	140,100	141,100	163,900	164,900	178,900	179,900
1,650	78,500	79,500	117,300	118,300	141,100	142,100	164,900	165,900	179,900	180,900
1,800	79,500	80,500	118,300	119,300	142,100	143,100	165,900	166,900	180,900	181,900
1,950	80,500	81,500	119,300	120,300	143,100	144,100	166,900	167,900	181,900	182,900
2,100	81,500	82,500	120,300	121,300	144,100	145,100	167,900	168,900	182,900	183,900
2,250	82,500	83,500	121,300	122,300	145,100	146,100	168,900	169,900	183,900	184,900
2,400	83,500	84,500	122,300	123,300	146,100	147,100	169,900	170,900	184,900	185,900
2,550	84,500	85,500	123,300	124,300	147,100	148,100	170,900	171,900	185,900	186,900
2,700	85,500	86,500	124,300	125,300	148,100	149,100	171,900	172,900	186,900	187,900
2,850	86,500	87,500	125,300	126,300	149,100	150,100	172,900	173,900	187,900	188,900
3,000	87,500	88,500	126,300	127,300	150,100	151,100	173,900	174,900	188,900	189,900
3,200	88,500	89,500	127,300	128,300	151,100	152,100	174,900	175,900	189,900	190,900
3,400	89,500	90,500	128,300	129,300	152,100	153,100	175,900	176,900	190,900	191,900
3,600	90,500	91,500	129,300	130,300	153,100	154,100	176,900	177,900	191,900	192,900
3,800	91,500	92,500	130,300	131,300	154,100	155,100	177,900	178,900	192,900	193,900
4,000	92,500	93,500	131,300	132,300	155,100	156,100	178,900	179,900	193,900	194,900
4,200	93,500	94,500	132,300	133,300	156,100	157,100	179,900	180,900	194,900	195,900
4,400	94,500	95,500	133,300	134,300	157,100	158,100	180,900	181,900	195,900	196,900
4,600	95,500	96,500	134,300	135,300	158,100	159,100	181,900	182,900	196,900	197,900
4,800	96,500	97,500	135,300	136,300	159,100	160,100	182,900	183,900	197,900	198,900
5,000	97,500	98,500	136,300	137,300	160,100	161,100	183,900	184,900	198,900	199,900
5,200	98,500	99,500	137,300	138,300	161,100	162,100	184,900	185,900	199,900	200,900
5,400	99,500	100,500	138,300	139,300	162,100	163,100	185,900	186,900	200,900	201,900
5,600	100,500	101,500	139,300	140,300	163,100	164,100	186,900	187,900	201,900	202,900
5,800	101,500	102,500	140,300	141,300	164,100	165,100	187,900	188,900	202,900	203,900
6,000	102,500	103,500	141,300	142,300	165,100	166,100	188,900	189,900	203,900	204,900
6,200	103,500	104,500	142,300	143,300	166,100	167,100	189,900	190,900	204,900	205,900
6,400	104,500	105,500	143,300	144,300	167,100	168,100	190,900	191,900	205,900	206,900
6,600	105,500	106,500	144,300	145,300	168,100	169,100	191,900	192,900	206,900	207,900
6,800	106,500	107,500	145,300	146,300	169,100	170,100	192,900	193,900	207,900	208,900
7,000	107,500	108,500	146,300	147,300	170,100	171,100	193,900	194,900	208,900	209,900
7,200	108,500	109,500	147,300	148,300	171,100	172,100	194,900	195,900	209,900	210,900
7,400	109,500	110,500	148,300	149,300	172,100	173,100	195,900	196,900	210,900	211,900
7,600	110,500	111,500	149,300	150,300	173,100	174,100	196,900	197,900	211,900	212,900
7,800	111,500	112,500	150,300	151,300	174,100	175,100	197,900	198,900	212,900	213,900
8,000	112,500	113,500	151,300	152,300	175,100	176,100	198,900	199,900	213,900	214,900
8,200	113,500	114,500	152,300	153,300	176,100	177,100	199,900	200,900	214,900	215,900
8,400	114,500	115,500	153,300	154,300	177,100	178,100	200,900	201,900	215,900	216,900
8,600	115,500	116,500	154,300	155,300	178,100	179,100	201,900	202,900	216,900	217,900
8,800	116,500	117,500	155,300	156,300	179,100	180,100	202,900	203,900	217,900	218,900

族		の		数							
5	人	6	人	7	人	8	人	9	人	10	人
控除及び生命保険料控除後の給与の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
233,900	234,900	248,900	249,900	263,900	264,900	278,900	279,900	293,900	294,900	308,900	309,900
234,900	235,900	249,900	250,900	264,900	265,900	279,900	280,900	294,900	295,900	309,900	310,900
235,900	236,900	250,900	251,900	265,900	266,900	280,900	281,900	295,900	296,900	310,900	311,900
236,900	237,900	251,900	252,900	266,900	267,900	281,900	282,900	296,900	297,900	311,900	312,900
237,900	238,900	252,900	253,900	267,900	268,900	282,900	283,900	297,900	298,900	312,900	313,900
238,900	239,900	253,900	254,900	268,900	269,900	283,900	284,900	298,900	299,900	313,900	314,900
239,900	240,900	254,900	255,900	269,900	270,900	284,900	285,900	299,900	300,900	314,900	315,900
240,900	241,900	255,900	256,900	270,900	271,900	285,900	286,900	300,900	301,900	315,900	316,900
241,900	242,900	256,900	257,900	271,900	272,900	286,900	287,900	301,900	302,900	316,900	317,900
242,900	243,900	257,900	258,900	272,900	273,900	287,900	288,900	302,900	303,900	317,900	318,900
243,900	244,900	258,900	259,900	273,900	274,900	288,900	289,900	303,900	304,900	318,900	319,900
244,900	245,900	259,900	260,900	274,900	275,900	289,900	290,900	304,900	305,900	319,900	320,900
245,900	246,900	260,900	261,900	275,900	276,900	290,900	291,900	305,900	306,900	320,900	321,900
246,900	247,900	261,900	262,900	276,900	277,900	291,900	292,900	306,900	307,900	321,900	322,900
247,900	248,900	262,900	263,900	277,900	278,900	292,900	293,900	307,900	308,900	322,900	323,900
248,900	249,900	263,900	264,900	278,900	279,900	293,900	294,900	308,900	309,900	323,900	324,900
249,900	250,900	264,900	265,900	279,900	280,900	294,900	295,900	309,900	310,900	324,900	325,900
250,900	251,900	265,900	266,900	280,900	281,900	295,900	296,900	310,900	311,900	325,900	326,900
251,900	252,900	266,900	267,900	281,900	282,900	296,900	297,900	311,900	312,900	326,900	327,900
252,900	253,900	267,900	268,900	282,900	283,900	297,900	298,900	312,900	313,900	327,900	328,900
253,900	254,900	268,900	269,900	283,900	284,900	298,900	299,900	313,900	314,900	328,900	329,900
254,900	255,900	269,900	270,900	284,900	285,900	299,900	300,900	314,900	315,900	329,900	330,900
255,900	256,900	270,900	271,900	285,900	286,900	300,900	301,900	315,900	316,900	330,900	331,900
256,900	257,900	271,900	272,900	286,900	287,900	301,900	302,900	316,900	317,900	331,900	332,900
257,900	258,900	272,900	273,900	287,900	288,900	302,900	303,900	317,900	318,900	332,900	333,900
258,900	259,900	273,900	274,900	288,900	289,900	303,900	304,900	318,900	319,900	333,900	334,900
259,900	260,900	274,900	275,900	289,900	290,900	304,900	305,900	319,900	320,900	334,900	335,900
260,900	261,900	275,900	276,900	290,900	291,900	305,900	306,900	320,900	321,900	335,900	336,900
261,900	262,900	276,900	277,900	291,900	292,900	306,900	307,900	321,900	322,900	336,900	337,900
262,900	263,900	277,900	278,900	292,900	293,900	307,900	308,900	322,900	323,900	337,900	338,900
263,900	264,900	278,900	279,900	293,900	294,900	308,900	309,900	323,900	324,900	338,900	339,900
264,900	265,900	279,900	280,900	294,900	295,900	309,900	310,900	324,900	325,900	339,900	340,900
265,900	266,900	280,900	281,900	295,900	296,900	310,900	311,900	325,900	326,900	340,900	341,900
266,900	267,900	281,900	282,900	296,900	297,900	311,900	312,900	326,900	327,900	341,900	342,900
267,900	268,900	282,900	283,900	297,900	298,900	312,900	313,900	327,900	328,900	342,900	343,900
268,900	269,900	283,900	284,900	298,900	299,900	313,900	314,900	328,900	329,900	343,900	344,900
269,900	270,900	284,900	285,900	299,900	300,900	314,900	315,900	329,900	330,900	344,900	345,900
270,900	271,900	285,900	286,900	300,900	301,900	315,900	316,900	330,900	331,900	345,900	346,900
271,900	272,900	286,900	287,900	301,900	302,900	316,900	317,900	331,900	332,900	346,900	347,900
272,900	273,900	287,900	288,900	302,900	303,900	317,900	318,900	332,900	333,900	347,900	348,900
273,900	274,900	288,900	289,900	303,900	304,900	318,900	319,900	333,900	334,900	348,900	349,900
274,900	275,900	289,900	290,900	304,900	305,900	319,900	320,900	334,900	335,900	349,900	350,900
275,900	276,900	290,900	291,900	305,900	306,900	320,900	321,900	335,900	336,900	350,900	351,900
276,900	277,900	291,900	292,900	306,900	307,900	321,900	322,900	336,900	337,900	351,900	352,900
277,900	278,900	292,900	293,900	307,900	308,900	322,900	323,900	337,900	338,900	352,900	353,900
278,900	279,900	293,900	294,900	308,900	309,900	323,900	324,900	338,900	339,900	353,900	354,900
279,900	280,900	294,900	295,900	309,900	310,900	324,900	325,900	339,900	340,900	354,900	355,900
280,900	281,900	295,900	296,900	310,900	311,900	325,900	326,900	340,900	341,900	355,900	356,900
281,900	282,900	296,900	297,900	311,900	312,900	326,900	327,900	341,900	342,900	356,900	357,900
282,900	283,900	297,900	298,900	312,900	313,900	327,900	328,900	342,900	343,900	357,900	358,900
283,900	285,900	298,900	300,900	313,900	315,900	328,900	330,900	343,900	345,900	358,900	360,900
285,900	287,900	300,900	302,900	315,900	317,900	330,900	332,900	345,900	347,900	360,900	362,900
287,900	289,900	302,900	304,900	317,900	319,900	332,900	334,900	347,900	349,900	362,900	364,900
289,900	291,900	304,900	306,900	319,900	321,900	334,900	336,900	349,900	351,900	364,900	366,900
291,900	293,900	306,900	308,900	321,900	323,900	336,900	338,900	351,900	353,900	366,900	368,900

(二)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除、社会保険料									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
9,000	117,500	118,500	156,300	157,300	180,100	181,100	203,900	204,900	218,900	219,900
9,200	118,500	119,500	157,300	158,300	181,100	182,100	204,900	205,900	219,900	220,900
9,400	119,500	120,500	158,300	159,300	182,100	183,100	205,900	206,900	220,900	221,900
9,600	120,500	121,500	159,300	160,300	183,100	184,100	206,900	207,900	221,900	222,900
9,800	121,500	122,500	160,300	161,300	184,100	185,100	207,900	208,900	222,900	223,900
10,000	122,500	123,500	161,300	162,300	185,100	186,100	208,900	209,900	223,900	224,900
10,200	123,500	124,500	162,300	163,300	186,100	187,100	209,900	210,900	224,900	225,900
10,400	124,500	125,500	163,300	164,300	187,100	188,100	210,900	211,900	225,900	226,900
10,600	125,500	126,500	164,300	165,300	188,100	189,100	211,900	212,900	226,900	227,900
10,800	126,500	127,500	165,300	166,300	189,100	190,100	212,900	213,900	227,900	228,900
11,000	127,500	128,500	166,300	167,300	190,100	191,100	213,900	214,900	228,900	229,900
11,200	128,500	129,500	167,300	168,300	191,100	192,100	214,900	215,900	229,900	230,900
11,400	129,500	130,500	168,300	169,300	192,100	193,100	215,900	216,900	230,900	231,900
11,600	130,500	131,500	169,300	170,300	193,100	194,100	216,900	217,900	231,900	232,900
11,800	131,500	132,500	170,300	171,300	194,100	195,100	217,900	218,900	232,900	233,900
12,000	132,500	133,500	171,300	172,300	195,100	196,100	218,900	219,900	233,900	234,900
12,200	133,500	134,500	172,300	173,300	196,100	197,100	219,900	220,900	234,900	235,900
12,400	134,500	135,500	173,300	174,300	197,100	198,100	220,900	221,900	235,900	236,900
12,600	135,500	136,500	174,300	175,300	198,100	199,100	221,900	222,900	236,900	237,900
12,800	136,500	137,500	175,300	176,300	199,100	200,100	222,900	223,900	237,900	238,900
13,000	137,500	138,500	176,300	177,300	200,100	201,100	223,900	224,900	238,900	239,900
13,250	138,500	139,500	177,300	178,300	201,100	202,100	224,900	225,900	239,900	240,900
13,500	139,500	140,500	178,300	179,300	202,100	203,100	225,900	226,900	240,900	241,900
13,750	140,500	141,500	179,300	180,300	203,100	204,100	226,900	227,900	241,900	242,900
14,000	141,500	142,500	180,300	181,300	204,100	205,100	227,900	228,900	242,900	243,900
14,250	142,500	143,500	181,300	182,300	205,100	206,100	228,900	229,900	243,900	244,900
14,500	143,500	144,500	182,300	183,300	206,100	207,100	229,900	230,900	244,900	245,900
14,750	144,500	145,500	183,300	184,300	207,100	208,100	230,900	231,900	245,900	246,900
15,000	145,500	146,500	184,300	185,300	208,100	209,100	231,900	232,900	246,900	247,900
15,250	146,500	147,500	185,300	186,300	209,100	210,100	232,900	233,900	247,900	248,900
15,500	147,500	148,500	186,300	187,300	210,100	211,100	233,900	234,900	248,900	249,900
15,750	148,500	149,500	187,300	188,300	211,100	212,100	234,900	235,900	249,900	250,900
16,000	149,500	150,500	188,300	189,300	212,100	213,100	235,900	236,900	250,900	251,900
16,250	150,500	151,500	189,300	190,300	213,100	214,100	236,900	237,900	251,900	252,900
16,500	151,500	152,500	190,300	191,300	214,100	215,100	237,900	238,900	252,900	253,900
16,750	152,500	153,500	191,300	192,300	215,100	216,100	238,900	239,900	253,900	254,900
17,000	153,500	154,500	192,300	193,300	216,100	217,100	239,900	240,900	254,900	255,900
17,250	154,500	155,500	193,300	194,300	217,100	218,100	240,900	241,900	255,900	256,900
17,500	155,500	156,500	194,300	195,300	218,100	219,100	241,900	242,900	256,900	257,900
17,750	156,500	157,500	195,300	196,300	219,100	220,100	242,900	243,900	257,900	258,900
18,000	157,500	158,500	196,300	197,300	220,100	221,100	243,900	244,900	258,900	259,900
18,250	158,500	159,500	197,300	198,300	221,100	222,100	244,900	245,900	259,900	260,900
18,500	159,500	160,500	198,300	199,300	222,100	223,100	245,900	246,900	260,900	261,900
18,750	160,500	161,500	199,300	200,300	223,100	224,100	246,900	247,900	261,900	262,900
19,000	161,500	162,500	200,300	201,300	224,100	225,100	247,900	248,900	262,900	263,900
19,250	162,500	163,500	201,300	202,300	225,100	226,100	248,900	249,900	263,900	264,900
19,500	163,500	164,500	202,300	203,300	226,100	227,100	249,900	250,900	264,900	265,900
19,750	164,500	165,500	203,300	204,300	227,100	228,100	250,900	251,900	265,900	266,900
20,000	165,500	166,500	204,300	205,300	228,100	229,100	251,900	252,900	266,900	267,900
20,250	166,500	167,500	205,300	206,300	229,100	230,100	252,900	253,900	267,900	268,900
20,500	167,500	168,500	206,300	208,300	230,100	232,100	253,900	255,900	268,900	270,900
21,000	169,500	171,500	208,300	210,300	232,100	234,100	255,900	257,900	270,900	272,900
21,500	171,500	173,500	210,300	212,300	234,100	236,100	257,900	259,900	272,900	274,900
22,000	173,500	175,500	212,300	214,300	236,100	238,100	259,900	261,900	274,900	276,900
22,500	175,500	177,500	214,300	216,300	238,100	240,100	261,900	263,900	276,900	278,900

5人		6人		7人		8人		9人		10人	
控除及び生命保険料控除後の給与の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
293,900	295,900	308,900	310,900	323,900	325,900	338,900	340,900	353,900	355,900	368,900	370,900
295,900	297,900	310,900	312,900	325,900	327,900	340,900	342,900	355,900	357,900	370,900	372,900
297,900	299,900	312,900	314,900	327,900	329,900	342,900	344,900	357,900	359,900	372,900	374,900
299,900	301,900	314,900	316,900	329,900	331,900	344,900	346,900	359,900	361,900	374,900	376,900
301,900	303,900	316,900	318,900	331,900	333,900	346,900	348,900	361,900	363,900	376,900	378,900
303,900	305,900	318,900	320,900	333,900	335,900	348,900	350,900	363,900	365,900	378,900	380,900
305,900	307,900	320,900	322,900	335,900	337,900	350,900	352,900	365,900	367,900	380,900	382,900
307,900	309,900	322,900	324,900	337,900	339,900	352,900	354,900	367,900	369,900	382,900	384,900
309,900	311,900	324,900	326,900	339,900	341,900	354,900	356,900	369,900	371,900	384,900	386,900
311,900	313,900	326,900	328,900	341,900	343,900	356,900	358,900	371,900	373,900	386,900	388,900
313,900	315,900	328,900	330,900	343,900	345,900	358,900	360,900	373,900	375,900	388,900	390,900
315,900	317,900	330,900	332,900	345,900	347,900	360,900	362,900	375,900	377,900	390,900	392,900
317,900	319,900	332,900	334,900	347,900	349,900	362,900	364,900	377,900	379,900	392,900	394,900
319,900	321,900	334,900	336,900	349,900	351,900	364,900	366,900	379,900	381,900	394,900	396,900
321,900	323,900	336,900	338,900	351,900	353,900	366,900	368,900	381,900	383,900	396,900	398,900
323,900	325,900	338,900	340,900	353,900	355,900	368,900	370,900	383,900	385,900	398,900	400,900
325,900	327,900	340,900	342,900	355,900	357,900	370,900	372,900	385,900	387,900	400,900	402,900
327,900	329,900	342,900	344,900	357,900	359,900	372,900	374,900	387,900	389,900	402,900	404,900
329,900	331,900	344,900	346,900	359,900	361,900	374,900	376,900	389,900	391,900	404,900	406,900
331,900	333,900	346,900	348,900	361,900	363,900	376,900	378,900	391,900	393,900	406,900	408,900
333,900	335,900	348,900	350,900	363,900	365,900	378,900	380,900	393,900	395,900	408,900	410,900
335,900	337,900	350,900	352,900	365,900	367,900	380,900	382,900	395,900	397,900	410,900	412,900
337,900	339,900	352,900	354,900	367,900	369,900	382,900	384,900	397,900	399,900	412,900	414,900
339,900	341,900	354,900	356,900	369,900	371,900	384,900	386,900	399,900	401,900	414,900	416,900
341,900	343,900	356,900	358,900	371,900	373,900	386,900	388,900	401,900	403,900	416,900	418,900
343,900	345,900	358,900	360,900	373,900	375,900	388,900	390,900	403,900	405,900	418,900	420,900
345,900	347,900	360,900	362,900	375,900	377,900	390,900	392,900	405,900	407,900	420,900	422,900
347,900	349,900	362,900	364,900	377,900	379,900	392,900	394,900	407,900	409,900	422,900	424,900
349,900	351,900	364,900	366,900	379,900	381,900	394,900	396,900	409,900	411,900	424,900	426,900
351,900	353,900	366,900	368,900	381,900	383,900	396,900	398,900	411,900	413,900	426,900	428,900
353,900	355,900	368,900	370,900	383,900	385,900	398,900	400,900	413,900	415,900	428,900	430,900
355,900	357,900	370,900	372,900	385,900	387,900	400,900	402,900	415,900	417,900	430,900	432,900
357,900	359,900	372,900	374,900	387,900	389,900	402,900	404,900	417,900	419,900	432,900	434,900
359,900	361,900	374,900	376,900	389,900	391,900	404,900	406,900	419,900	421,900	434,900	436,900
361,900	363,900	376,900	378,900	391,900	393,900	406,900	408,900	421,900	423,900	436,900	438,900
363,900	365,900	378,900	380,900	393,900	395,900	408,900	410,900	423,900	425,900	438,900	440,900
365,900	367,900	380,900	382,900	395,900	397,900	410,900	412,900	425,900	427,900	440,900	442,900
367,900	369,900	382,900	384,900	397,900	399,900	412,900	414,900	427,900	429,900	442,900	444,900
369,900	371,900	384,900	386,900	399,900	401,900	414,900	416,900	429,900	431,900	444,900	446,900
371,900	373,900	386,900	388,900	401,900	403,900	416,900	418,900	431,900	433,900	446,900	448,900
373,900	375,900	388,900	390,900	403,900	405,900	418,900	420,900	433,900	435,900	448,900	450,900
375,900	377,900	390,900	392,900	405,900	407,900	420,900	422,900	435,900	437,900	450,900	452,900
377,900	379,900	392,900	394,900	407,900	409,900	422,900	424,900	437,900	439,900	452,900	454,900
379,900	381,900	394,900	396,900	409,900	411,900	424,900	426,900	439,900	441,900	454,900	456,900
381,900	383,900	396,900	398,900	411,900	413,900	426,900	428,900	441,900	443,900	456,900	458,900
383,900	386,900	398,900	401,900	413,900	416,900	428,900	431,900	443,900	446,900	458,900	461,900
386,900	389,900	401,900	404,900	416,900	419,900	431,900	434,900	446,900	449,900	461,900	464,900
389,900	392,900	404,900	407,900	419,900	422,900	434,900	437,900	449,900	452,900	464,900	467,900
392,900	395,900	407,900	410,900	422,900	425,900	437,900	440,900	452,900	455,900	467,900	470,900
395,900	398,900	410,900	413,900	425,900	428,900	440,900	443,900	455,900	458,900	470,900	473,900
398,900	401,900	413,900	416,900	428,900	431,900	443,900	446,900	458,900	461,900	473,900	476,900
401,900	404,900	416,900	419,900	431,900	434,900	446,900	449,900	461,900	464,900	476,900	479,900
404,900	407,900	419,900	422,900	434,900	437,900	449,900	452,900	464,900	467,900	479,900	482,900
407,900	410,900	422,900	425,900	437,900	440,900	452,900	455,900	467,900	470,900	482,900	485,900
410,900	413,900	425,900	428,900	440,900	443,900	455,900	458,900	470,900	473,900	485,900	488,900

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その一)

(三)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除、社会保険料									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
23,000	177,500	179,500	215,300	218,300	240,100	242,100	23,900	265,900	278,900	280,900
23,500	179,500	181,500	218,300	220,300	242,100	244,100	265,900	267,900	280,900	282,900
24,000	181,500	183,500	220,300	222,300	244,100	246,100	27,900	269,900	282,900	284,900
24,500	183,500	185,500	222,300	224,300	246,100	248,100	29,900	271,900	284,900	286,900
25,000	185,500	187,500	224,300	226,300	248,100	250,100	21,900	273,900	286,900	288,900
25,500	187,500	189,500	226,300	228,300	250,100	252,100	273,900	275,900	288,900	290,900
26,000	189,500	191,500	228,300	230,300	252,100	254,100	275,900	277,900	290,900	292,900
26,700	191,500	193,500	230,300	232,300	254,100	256,100	277,900	279,900	292,900	294,900
27,000	193,500	195,500	232,300	234,300	256,100	258,100	279,900	281,900	294,900	296,900
27,900	195,500	197,500	234,300	236,300	258,100	260,100	281,900	283,900	296,900	298,900
28,500	197,500	199,500	236,300	238,300	260,100	262,100	283,900	285,900	298,900	300,900
29,100	199,500	201,500	238,300	240,300	262,100	264,100	285,900	287,900	300,900	302,900
29,700	201,500	203,500	240,300	242,300	264,100	266,100	287,900	289,900	302,900	304,900
30,300	203,500	205,500	242,300	244,300	266,100	268,100	289,900	291,900	304,900	306,900
30,900	205,500	207,500	244,300	246,300	268,100	270,100	291,900	293,900	306,900	308,900
31,500	207,500	209,500	246,300	248,300	270,100	272,100	293,900	295,900	308,900	310,900
32,100	209,500	211,500	248,300	250,300	272,100	274,100	295,900	297,900	310,900	312,900
32,700	211,500	213,500	250,300	252,300	274,100	276,100	297,900	299,900	312,900	314,900
33,300	213,500	215,500	252,300	254,300	276,100	278,100	299,900	301,900	314,900	316,900
33,900	215,500	217,500	254,300	256,300	278,100	280,100	301,900	303,900	316,900	318,900
34,500	217,500	219,500	256,300	258,300	280,100	282,100	303,900	305,900	318,900	320,900
35,100	219,500	221,500	258,300	260,300	282,100	284,100	305,900	307,900	320,900	322,900
35,700	221,500	223,500	260,300	262,300	284,100	286,100	307,900	309,900	322,900	324,900
36,300	223,500	225,500	262,300	264,300	286,100	288,100	309,900	311,900	324,900	326,900
36,900	225,500	227,500	264,300	266,300	288,100	290,100	311,900	313,900	326,900	328,900
37,500	227,500	229,500	266,300	268,300	290,100	292,100	313,900	315,900	328,900	330,900
38,100	229,500	231,500	268,300	270,300	292,100	294,100	315,900	317,900	330,900	332,900
38,700	231,500	233,500	270,300	272,300	294,100	296,100	317,900	319,900	332,900	334,900
39,300	233,500	235,500	272,300	274,300	296,100	298,100	319,900	321,900	334,900	336,900
39,900	235,500	237,500	274,300	276,300	298,100	300,100	321,900	323,900	336,900	338,900
40,500	237,500	239,500	276,300	278,300	300,100	302,100	323,900	325,900	338,900	340,900
41,100	239,500	241,500	278,300	280,300	302,100	304,100	325,900	327,900	340,900	342,900
41,700	241,500	243,500	280,300	282,300	304,100	306,100	327,900	329,900	342,900	344,900
42,300	243,500	245,500	282,300	284,300	306,100	308,100	329,900	331,900	344,900	346,900
42,900	245,500	247,500	284,300	286,300	308,100	310,100	331,900	333,900	346,900	348,900
43,500	247,500	249,500	286,300	288,300	310,100	312,100	333,900	335,900	348,900	350,900
44,100	249,500	251,500	288,300	290,300	312,100	314,100	335,900	337,900	350,900	352,900
44,700	251,500	253,500	290,300	292,300	314,100	316,100	337,900	339,900	352,900	354,900
45,300	253,500	255,500	292,300	294,300	316,100	318,100	339,900	341,900	354,900	356,900
45,900	255,500	257,500	294,300	296,300	318,100	320,100	341,900	343,900	356,900	358,900
46,500	257,500	259,500	296,300	298,300	320,100	322,100	343,900	345,900	358,900	360,900
47,100	259,500	261,500	298,300	300,300	322,100	324,100	345,900	347,900	360,900	362,900
47,700	261,500	263,500	300,300	302,300	324,100	326,100	347,900	349,900	362,900	364,900
48,300	263,500	265,500	302,300	304,300	326,100	328,100	349,900	351,900	364,900	366,900
48,900	265,500	267,500	304,300	306,300	328,100	330,100	351,900	353,900	366,900	368,900
49,500	267,500	270,500	306,300	309,300	330,100	333,100	353,900	356,900	368,900	371,900
50,550	270,500	273,500	309,300	312,300	333,100	336,100	356,900	359,900	371,900	374,900
51,600	273,500	276,500	312,300	315,300	336,100	339,100	359,900	362,900	374,900	377,900
52,650	276,500	279,500	315,300	318,300	339,100	342,100	362,900	365,900	377,900	380,900
53,700	279,500	282,500	318,300	321,300	342,100	345,100	365,900	368,900	380,900	383,900
54,750	282,500	285,500	321,300	324,300	345,100	348,100	368,900	371,900	383,900	386,900
55,800	285,500	288,500	324,300	327,300	348,100	351,100	371,900	374,900	386,900	389,900
56,850	288,500	291,500	327,300	330,300	351,100	354,100	374,900	377,900	389,900	392,900
57,900	291,500	294,500	330,300	333,300	354,100	357,100	377,900	380,900	392,900	395,900
58,950	294,500	297,500	333,300	336,300	357,100	360,100	380,900	383,900	395,900	398,900

族		の		数	
5人	6人	7人	8人	9人	10人
除及び生命保険料控除後の給与の金額					
以上	未満	以上	未満	以上	未満
413,900	416,900	423,900	431,900	443,900	446,900
416,900	419,900	431,900	434,900	446,900	449,900
419,900	422,900	434,900	437,900	449,900	452,900
422,900	425,900	437,900	440,900	452,900	455,900
425,900	428,900	440,900	443,900	455,900	458,900
428,900	431,900	443,900	446,900	458,900	461,900
431,900	434,900	446,900	449,900	461,900	464,900
434,900	437,900	449,900	452,900	464,900	467,900
437,900	440,900	452,900	455,900	467,900	470,900
440,900	443,900	455,900	458,900	470,900	473,900
443,900	446,900	458,900	461,900	473,900	476,900
446,900	449,900	461,900	464,900	476,900	479,900
449,900	452,900	464,900	467,900	479,900	482,900
452,900	455,900	467,900	470,900	482,900	485,900
455,900	458,900	470,900	473,900	485,900	488,900
458,900	461,900	473,900	476,900	488,900	491,900
461,900	464,900	476,900	479,900	491,900	494,900
464,900	467,900	479,900	482,900	494,900	497,900
467,900	470,900	482,900	485,900	497,900	500,900
470,900	473,900	485,900	488,900	500,900	503,900
473,900	476,900	488,900	491,900	503,900	506,900
476,900	479,900	491,900	494,900	506,900	509,900
479,900	482,900	494,900	497,900	509,900	512,900
482,900	485,900	497,900	500,900	512,900	515,900
485,900	488,900	500,900	503,900	515,900	518,900
488,900	491,900	503,900	506,900	518,900	521,900
491,900	494,900	506,900	509,900	521,900	524,900
494,900	497,900	509,900	512,900	524,900	527,900
497,900	500,900	512,900	515,900	527,900	530,900
500,900	503,900	515,900	518,900	530,900	533,900
503,900	506,900	518,900	521,900	533,900	536,900
506,900	509,900	521,900	524,900	536,900	539,900
509,900	512,900	524,900	527,900	539,900	542,900
512,900	515,900	527,900	530,900	542,900	545,900
515,900	518,900	530,900	533,900	545,900	548,900
518,900	521,900	533,900	536,900	548,900	551,900
521,900	524,900	536,900	539,900	551,900	554,900
524,900	527,900	539,900	542,900	554,900	557,900
527,900	530,900	542,900	545,900	557,900	560,900
530,900	533,900	545,900	548,900	560,900	563,900
533,900	536,900	548,900	551,900	563,900	566,900
536,900	539,900	551,900	554,900	566,900	569,900
539,900	542,900	554,900	557,900	569,900	572,900
542,900	545,900	557,900	560,900	572,900	575,900
545,900	548,900	560,900	563,900	575,900	578,900
548,900	551,900	563,900	566,900	578,900	582,900
551,900	554,900	566,900	569,900	582,900	586,900
554,900	557,900	569,900	572,900	586,900	590,900
557,900	560,900	572,900	575,900	590,900	594,900
560,900	563,900	575,900	578,900	594,900	598,900
563,900	566,900	578,900	582,900	598,900	602,900
566,900	569,900	582,900	586,900	602,900	606,900
569,900	572,900	586,900	590,900	606,900	610,900
572,900	575,900	590,900	594,900	610,900	614,900
575,900	578,900	594,900	598,900	614,900	618,900
578,900	582,900	598,900	602,900	618,900	622,900
582,900	586,900	602,900	606,900	622,900	626,900
586,900	590,900	606,900	610,900	626,900	630,900
590,900	594,900	610,900	614,900	630,900	634,900
594,900	598,900	614,900	618,900	634,900	638,900
598,900	602,900	618,900	622,900	638,900	642,900
602,900	606,900	622,900	626,900	642,900	646,900
606,900	610,900	626,900	630,900	646,900	650,900
610,900	614,900	630,900	634,900	650,900	654,900
614,900	618,900	634,900	638,900	654,900	658,900
618,900	622,900	638,900	642,900	658,900	662,900
622,900	626,900	642,900	646,900	662,900	666,900
626,900	630,900	646,900	650,900	666,900	670,900
630,900	634,900	650,900	654,900	670,900	674,900
634,900	638,900	654,900	658,900	674,900	678,900
638,900	642,900	658,900	662,900	678,900	682,900
642,900	646,900	662,900	666,900	682,900	686,900
646,900	650,900	666,900	670,900	686,900	690,900
650,900	654,900	670,900	674,900	690,900	694,900
654,900	658,900	674,900	678,900	694,900	698,900
658,900	662,900	678,900	682,900	698,900	702,900
662,900	666,900	682,900	686,900	702,900	706,900
666,900	670,900	686,900	690,900	706,900	710,900
670,900	674,900	690,900	694,900	710,900	714,900
674,900	678,900	694,900	698,900	714,900	718,900
678,900	682,900	698,900	702,900	718,900	722,900
682,900	686,900	702,900	706,900	722,900	726,900
686,900	690,900	706,900	710,900	726,900	730,900
690,900	694,900	710,900	714,900	730,900	734,900
694,900	698,900	714,900	718,900	734,900	738,900
698,900	702,900	718,900	722,900	738,900	742,900
702,900	706,900	722,900	726,900	742,900	746,900
706,900	710,900	726,900	730,900	746,900	750,900
710,900	714,900	730,900	734,900	750,900	754,900
714,900	718,900	734,900	738,900	754,900	758,900
718,900	722,900	738,900	742,900	758,900	762,900
722,900	726,900	742,900	746,900	762,900	766,900
726,900	730,900	746,900	750,900	766,900	770,900
730,900	734,900	750,900	754,900	770,900	774,900
734,900	738,900	754,900	758,900	774,900	778,900
738,900	742,900	758,900	762,900	778,900	782,900
742,900	746,900	762,900	766,900	782,900	786,900
746,900	750,900	766,900	770,900	786,900	790,900
750,900	754,900	770,900	774,900	790,900	794,900
754,900	758,900	774,900	778,900	794,900	798,900
758,900	762,900	778,900	782,900	798,900	802,900
762,900	766,900	782,900	786,900	802,900	806,900
766,900	770,900	786,900	790,900	806,900	810,900
770,900	774,900	790,900	794,900	810,900	814,900
774,900	778,900	794,900	798,900	814,900	818,900
778,900	782,900	798,900	802,900	818,900	822,900
782,900	786,900	802,900	806,900	822,900	826,900
786,900	790,900	806,900	810,900	826,900	830,900
790,900	794,900	810,900	814,900	830,900	834,900
794,900	798,900	814,900	818,900	834,900	838,900
798,900	802,900	818,900	822,900	838,900	842,900
802,900	806,900	822,900	826,900	842,900	846,900
806,900	810,900	826,900	830,900	846,900	850,900
810,900	814,900	830,900	834,900	850,900	854,900
814,900	818,900	834,900	838,900	854,900	858,900
818,900	822,900	838,900	842,900	858,900	862,900
822,900	826,900	842,900	846,900	862,900	866,900
826,900	830,900	846,900	850,900	866,900	870,900
830,900	834,900	850,900	854,900	870,900	874,900
834,900	838,900	854,900	858,900	874,900	878,900
838,900	842,900	858,900	862,900	878,900	882,900
842,900	846,900	862,900	866,900	882,900	886,900
846,900	850,900	866,900	870,900	886,900	890,900
850,900	854,900	870,900	874,900	890,900	894,900
854,900	858,900	874,900	878,900	894,900	898,900
858,900	862,900	878,900	882,900	898,900	902,900
862,900	866,900	882,900	886,900	902,900	906,900
866,900	870,900	886,900	890,900	906,900	910,900
870,900	874,900	890,900	894,900	910,900	914,900
874,900	878,900	894,900	898,900	914,900	918,900
878,900	882,900	898,900	902,900	918,900	922,900
882,900	886,900	902,900	906,900	922,900	926,900
886,900	890,900	906,900	910,900	926,900	930,900
890,900	894,900	910,900	914,900	930,900	934,900
894,900	898,900	914,900	918,900	934,900	938,900
898,900	902,900	918,900	922,900	938,900	942,900
902,900	906,900	922,900	926,900	942,900	946,900
906,900	910,900	926,900	930,900	946,900	950,900
910,900	914,900	930,900	934,900	950,900	954,900
914,900	918,900	934,900	938,900	954,900	958,900
918,900	922,900	938,900	942,900	958,900	962,900
922,900	926,900	942,900	946,900	962,900	966,900
926,900	930,900	946,900	950,900	966,900	970,900
930,900	934,900	950,900	954,900	970,900	974,900
934,900	938,900	954,900	958,900	974,900	978,900
938,900	942,900	958,900	962,900	978,900	982,900
942,900	946,900	962,900	966,900	982,900	986,900
946,900	950,900	966,900	970,900	986,900	990,900
950,900	954,900	970,900	974,900	990,900	994,900
954,900	958,900	974,900	978,900	994,900	998,900
958,900	962,900	978,900	982,900	998,900	1002,900
962,900	966,900	982,900	986,900	1002,900	1006,900
966,900	970,900	986,900	990,900	1006,900	1010,900
970,900	974,900	990,900	994,900	1010,900	1014,900
974,900	978,900	994,900	998,900	1014,900	1018,900
978,900	982,900	998,900	1002,900	1018,900	1022,900
982,900	986,900	1002,900	1006,900	1022,900	1026,900
986,900	990,900	1006,900	1010,900	1026,900	1030,900
990,900	994,900	1010,900	1014,900	1030,900	1034,900
994,900	998,900	1014,900	1018,900	1034,900	1038,900
998,900	1002,900	1018,900	1022,900		

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その一)

(四)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除、社会保険料控									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
60,000	297,500	300,500	336,300	339,300	360,100	363,100	383,900	386,900	398,900	401,900
61,050	300,500	303,500	339,300	342,300	363,100	366,100	386,900	389,900	401,900	404,900
62,100	303,500	306,500	342,300	345,300	366,100	369,100	389,900	392,900	404,900	407,900
63,150	306,500	309,500	345,300	348,300	369,100	372,100	392,900	395,900	407,900	410,900
64,200	309,500	312,500	348,300	351,300	372,100	375,100	395,900	398,900	410,900	413,900
65,250	312,500	315,500	351,300	354,300	375,100	378,100	398,900	401,900	413,900	416,900
66,300	315,500	318,500	354,300	357,300	378,100	381,100	401,900	404,900	416,900	419,900
67,350	318,500	321,500	357,300	360,300	381,100	384,100	404,900	407,900	419,900	422,900
68,400	321,500	324,500	360,300	363,300	384,100	387,100	407,900	410,900	422,900	425,900
69,450	324,500	327,500	363,300	366,300	387,100	390,100	410,900	413,900	425,900	428,900
70,500	327,500	330,500	366,300	369,300	390,100	393,100	413,900	416,900	428,900	431,900
71,550	330,500	333,500	369,300	372,300	393,100	396,100	416,900	419,900	431,900	434,900
72,600	333,500	336,500	372,300	375,300	396,100	399,100	419,900	422,900	434,900	437,900
73,650	336,500	339,500	375,300	378,300	399,100	402,100	422,900	425,900	437,900	440,900
74,700	339,500	342,500	378,300	381,300	402,100	405,100	425,900	428,900	440,900	443,900
75,750	342,500	345,500	381,300	384,300	405,100	408,100	428,900	431,900	443,900	446,900
76,800	345,500	348,500	384,300	387,300	408,100	411,100	431,900	434,900	446,900	449,900
77,850	348,500	351,500	387,300	390,300	411,100	414,100	434,900	437,900	449,900	452,900
78,900	351,500	354,500	390,300	393,300	414,100	417,100	437,900	440,900	452,900	455,900
79,950	354,500	357,500	393,300	396,300	417,100	420,100	440,900	443,900	455,900	458,900
81,000	357,500	360,500	396,300	399,300	420,100	423,100	443,900	446,900	458,900	461,900
82,050	360,500	363,500	399,300	402,300	423,100	426,100	446,900	449,900	461,900	464,900
83,100	363,500	366,500	402,300	405,300	426,100	429,100	449,900	452,900	464,900	467,900
84,150	366,500	369,500	405,300	408,300	429,100	432,100	452,900	455,900	467,900	470,900
85,200	369,500	372,500	408,300	411,300	432,100	435,100	455,900	458,900	470,900	473,900
86,250	372,500	375,500	411,300	414,300	435,100	438,100	458,900	461,900	473,900	476,900
87,300	375,500	378,500	414,300	417,300	438,100	441,100	461,900	464,900	476,900	479,900
88,350	378,500	381,500	417,300	420,300	441,100	444,100	464,900	467,900	479,900	482,900
90,100	381,500	384,500	420,300	423,300	444,100	447,100	467,900	470,900	482,900	485,900
91,300	384,500	387,500	423,300	426,300	447,100	450,100	470,900	473,900	485,900	488,900
92,500	387,500	391,500	426,300	430,300	450,100	454,100	473,900	477,900	488,900	492,900
94,100	391,500	395,500	430,300	434,300	454,100	458,100	477,900	481,900	492,900	496,900
95,700	395,500	399,500	434,300	438,300	458,100	462,100	481,900	485,900	496,900	500,900
97,300	399,500	403,500	438,300	442,300	462,100	466,100	485,900	489,900	500,900	504,900
98,900	403,500	407,500	442,300	446,300	466,100	470,100	489,900	493,900	504,900	508,900
100,500	407,500	411,500	446,300	450,300	470,100	474,100	493,900	497,900	508,900	512,900
102,100	411,500	415,500	450,300	454,300	474,100	478,100	497,900	501,900	512,900	516,900
103,700	415,500	419,500	454,300	458,300	478,100	482,100	501,900	505,900	516,900	520,900
105,300	419,500	423,500	458,300	462,300	482,100	486,100	505,900	509,900	520,900	524,900
106,900	423,500	427,500	462,300	466,300	486,100	490,100	509,900	513,900	524,900	528,900
108,500	427,500	431,500	466,300	470,300	490,100	494,100	513,900	517,900	528,900	532,900
110,100	431,500	435,500	470,300	474,300	494,100	498,100	517,900	521,900	532,900	536,900
111,700	435,500	439,500	474,300	478,300	498,100	502,100	521,900	525,900	536,900	540,900
113,300	439,500	443,500	478,300	482,300	502,100	506,100	525,900	529,900	540,900	544,900
114,900	443,500	447,500	482,300	486,300	506,100	510,100	529,900	533,900	544,900	548,900
116,500	447,500	451,500	486,300	490,300	510,100	514,100	533,900	537,900	548,900	552,900
118,100	451,500	455,500	490,300	494,300	514,100	518,100	537,900	541,900	552,900	556,900
119,700	455,500	459,500	494,300	498,300	518,100	522,100	541,900	545,900	556,900	560,900
121,300	459,500	463,500	498,300	502,300	522,100	526,100	545,900	549,900	560,900	564,900
122,900	463,500	467,500	502,300	506,300	526,100	530,100	549,900	553,900	564,900	568,900
124,500	467,500	471,500	506,300	510,300	530,100	534,100	553,900	557,900	568,900	572,900
126,100	471,500	475,500	510,300	514,300	534,100	538,100	557,900	561,900	572,900	576,900
127,700	475,500	479,500	514,300	518,300	538,100	542,100	561,900	565,900	576,900	580,900
129,300	479,500	483,500	518,300	522,300	542,100	546,100	565,900	569,900	580,900	584,900
130,900	483,500	487,500	522,300	526,300	546,100	550,100	569,900	573,900	584,900	588,900

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
控 除 及 び 生 命 保 険 料 控 除 後 の 給 与 の 金 額											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
603,900	607,900	618,900	622,900	633,900	637,900	648,900	652,900	663,900	667,900	678,900	682,900
607,900	611,900	622,900	626,900	637,900	641,900	652,900	656,900	667,900	671,900	682,900	686,900
611,900	615,900	626,900	630,900	641,900	645,900	656,900	660,900	671,900	675,900	686,900	690,900
615,900	619,900	630,900	634,900	645,900	649,900	660,900	664,900	675,900	679,900	690,900	694,900
619,900	623,900	634,900	638,900	649,900	653,900	664,900	668,900	679,900	683,900	694,900	698,900
623,900	627,900	638,900	642,900	653,900	657,900	668,900	672,900	683,900	687,900	698,900	702,900
627,900	631,900	642,900	646,900	657,900	661,900	672,900	676,900	687,900	691,900	702,900	706,900
631,900	635,900	646,900	650,900	661,900	665,900	676,900	680,900	691,900	695,900	706,900	710,900
635,900	639,900	650,900	654,900	665,900	669,900	680,900	684,900	695,900	699,900	710,900	714,900
639,900	643,900	654,900	658,900	669,900	673,900	684,900	688,900	699,900	703,900	714,900	718,900
643,900	647,900	658,900	662,900	673,900	677,900	688,900	692,900	703,900	707,900	718,900	722,900
647,900	651,900	662,900	666,900	677,900	681,900	692,900	696,900	707,900	711,900	722,900	726,900
651,900	655,900	666,900	670,900	681,900	685,900	696,900	700,900	711,900	715,900	726,900	730,900
655,900	659,900	670,900	674,900	685,900	689,900	700,900	704,900	715,900	719,900	730,900	734,900
659,900	663,900	674,900	678,900	689,900	693,900	704,900	708,900	719,900	723,900	734,900	738,900
663,900	668,900	678,900	683,900	693,900	698,900	708,900	713,900	723,900	728,900	738,900	743,900
668,900	673,900	683,900	688,900	698,900	703,900	713,900	718,900	728,900	733,900	743,900	748,900
673,900	678,900	688,900	693,900	703,900	708,900	718,900	723,900	733,900	738,900	748,900	753,900
678,900	683,900	693,900	698,900	708,900	713,900	723,900	728,900	738,900	743,900	753,900	758,900
683,900	688,900	698,900	703,900	713,900	718,900	728,900	733,900	743,900	748,900	758,900	763,900
688,900	693,900	703,900	708,900	718,900	723,900	733,900	738,900	748,900	753,900	763,900	768,900
693,900	698,900	708,900	713,900	723,900	728,900	738,900	743,900	753,900	758,900	768,900	773,900
698,900	703,900	713,900	718,900	728,900	733,900	743,900	748,900	758,900	763,900	773,900	778,900
703,900	708,900	718,900	723,900	733,900	738,900	748,900	753,900	763,900	768,900	778,900	783,900
708,900	713,900	723,900	728,900	738,900	743,900	753,900	758,900	768,900	773,900	783,900	788,900
713,900	718,900	728,900	733,900	743,900	748,900	758,900	763,900	773,900	778,900	788,900	793,900
718,900	723,900	733,900	738,900	748,900	753,900	763,900	768,900	778,900	783,900	793,900	798,900
723,900	728,900	738,900	743,900	753,900	758,900	768,900	773,900	783,900	788,900	798,900	803,900
728,900	733,900	743,900	748,900	758,900	763,900	773,900	778,900	788,900	793,900	803,900	808,900
733,900	738,900	748,900	753,900	763,900	768,900	778,900	783,900	793,900	798,900	808,900	813,900
738,900	743,900	753,900	758,900	768,900	773,900	783,900	788,900	798,900	803,900	813,900	818,900
743,900	748,900	758,900	763,900	773,900	778,900	788,900	793,900	803,900	808,900	818,900	823,900
748,900	753,900	763,900	768,900	778,900	783,900	793,900	798,900	808,900	813,900	823,900	828,900
753,900	758,900	768,900	773,900	783,900	788,900	798,900	803,900	813,900	818,900	828,900	833,900
758,900	763,900	773,900	778,900	788,900	793,900	803,900	808,900	818,900	823,900	833,900	838,900
763,900	768,900	778,900	783,900	793,900	798,900	808,900	813,900	823,900	828,900	838,900	843,900
768,900	773,900	783,900	788,900	798,900	803,900	813,900	818,900	828,900	833,900	843,900	848,900
773,900	778,900	788,900	793,900	803,900	808,900	818,900	823,900	833,900	838,900	848,900	853,900
778,900	783,900	793,900	798,900	808,900	813,900	823,900	828,900	838,900	843,900	853,900	858,900
783,900	788,900	798,900	803,900	813,900	818,900	828,900	833,900	843,900	848,900	858,900	863,900
788,900	793,900	803,900	808,900	818,900	823,900	833,900	838,900	848,900	853,900	863,900	868,900
793,900	798,900	808,900	813,900	823,900	828,900	838,900	843,900	853,900	858,900	868,900	873,900
798,900	803,900	813,900	818,900	828,900	833,900	843,900	848,900	858,900	863,900	873,900	878,900
803,900	808,900	818,900	823,900	833,900	838,900	848,900	853,900	863,900	868,900	878,900	883,900
808,900	813,900	823,900	828,900	838,900	843,900	853,900	858,900	868,900	873,900	883,900	888,900
813,900	818,900	828,900	833,900	843,900	848,900	858,900	863,900	873,900	878,900	888,900	893,900
818,900	823,900	833,900	838,900	848,900	853,900	863,900	868,900	878,900	883,900	893,900	898,900
823,900	828,900	838,900	843,900	853,900	858,900	868,900	873,900	883,900	888,900	898,900	903,900
828,900	833,900	843,900	848,900	858,900	863,900	873,900	878,900	888,900	893,900	903,900	908,900
833,900円		848,900円		863,900円		878,900円		893,900円		908,900円	

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その一)

(五)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除、社会保険料									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
132,500	487,500	491,500	526,300	530,300	550,100	554,100	573,900	577,900	588,900	592,900
134,100	491,500	495,500	530,300	534,300	554,100	558,100	577,900	581,900	592,900	596,900
135,700	495,500	499,500	534,300	538,300	558,100	562,100	581,900	585,900	596,900	600,900
137,300	499,500	503,500	538,300	542,300	562,100	566,100	585,900	589,900	600,900	604,900
138,900	503,500	507,500	542,300	546,300	566,100	570,100	589,900	593,900	604,900	608,900
140,500	507,500	511,500	546,300	550,300	570,100	574,100	593,900	597,900	608,900	612,900
142,100	511,500	515,500	550,300	554,300	574,100	578,100	597,900	601,900	612,900	616,900
143,700	515,500	519,500	554,300	558,300	578,100	582,100	601,900	605,900	616,900	620,900
145,300	519,500	523,500	558,300	562,300	582,100	586,100	605,900	609,900	620,900	624,900
146,900	523,500	527,500	562,300	566,300	586,100	590,100	609,900	613,900	624,900	628,900
148,500	527,500	531,500	566,300	570,300	590,100	594,100	613,900	617,900	628,900	632,900
150,100	531,500	535,500	570,300	574,300	594,100	598,100	617,900	621,900	632,900	636,900
151,700	535,500	539,500	574,300	578,300	598,100	602,100	621,900	625,900	636,900	640,900
153,300	539,500	543,500	578,300	582,300	602,100	606,100	625,900	629,900	640,900	644,900
154,900	543,500	547,500	582,300	586,300	606,100	610,100	629,900	633,900	644,900	648,900
156,500	547,500	552,500	586,300	591,300	610,100	615,100	633,900	638,900	648,900	653,900
158,500	552,500	557,500	591,300	596,300	615,100	620,100	638,900	643,900	653,900	658,900
160,500	557,500	562,500	596,300	601,300	620,100	625,100	643,900	648,900	658,900	663,900
162,500	562,500	567,500	601,300	606,300	625,100	630,100	648,900	653,900	663,900	668,900
164,500	567,500	572,500	606,300	611,300	630,100	635,100	653,900	658,900	668,900	673,900
166,750	572,500	577,500	611,300	616,300	635,100	640,100	658,900	663,900	673,900	678,900
169,000	577,500	582,500	616,300	621,300	640,100	645,100	663,900	668,900	678,900	683,900
171,250	582,500	587,500	621,300	626,300	645,100	650,100	668,900	673,900	683,900	688,900
173,500	587,500	592,500	626,300	631,300	650,100	655,100	673,900	678,900	688,900	693,900
175,750	592,500	597,500	631,300	636,300	655,100	660,100	678,900	683,900	693,900	698,900
178,000	597,500	602,500	636,300	641,300	660,100	665,100	683,900	688,900	698,900	703,900
180,250	602,500	607,500	641,300	646,300	665,100	670,100	688,900	693,900	703,900	708,900
182,500	607,500	612,500	646,300	651,300	670,100	675,100	693,900	698,900	708,900	713,900
184,750	612,500	617,500	651,300	656,300	675,100	680,100	698,900	703,900	713,900	718,900
187,000	617,500	622,500	656,300	661,300	680,100	685,100	703,900	708,900	718,900	723,900
189,250	622,500	627,500	661,300	666,300	685,100	690,100	708,900	713,900	723,900	728,900
191,500	627,500	632,500	666,300	671,300	690,100	695,100	713,900	718,900	728,900	733,900
193,750	632,500	637,500	671,300	676,300	695,100	700,100	718,900	723,900	733,900	738,900
196,000	637,500	642,500	676,300	681,300	700,100	705,100	723,900	728,900	738,900	743,900
198,250	642,500	647,500	681,300	686,300	705,100	710,100	728,900	733,900	743,900	748,900
200,500	647,500	652,500	686,300	691,300	710,100	715,100	733,900	738,900	748,900	753,900
202,750	652,500	657,500	691,300	696,300	715,100	720,100	738,900	743,900	753,900	758,900
205,000	657,500	662,500	696,300	701,300	720,100	725,100	743,900	748,900	758,900	763,900
207,250	662,500	667,500	701,300	706,300	725,100	730,100	748,900	753,900	763,900	768,900
209,500	667,500	672,500	706,300	711,300	730,100	735,100	753,900	758,900	768,900	773,900
211,750	672,500	677,500	711,300	716,300	735,100	740,100	758,900	763,900	773,900	778,900
214,000	677,500	682,500	716,300	721,300	740,100	745,100	763,900	768,900	778,900	783,900
216,250	682,500	687,500	721,300	726,300	745,100	750,100	768,900	773,900	783,900	788,900
218,500	687,500	692,500	726,300	731,300	750,100	755,100	773,900	778,900	788,900	793,900
220,750	692,500	697,500	731,300	736,300	755,100	760,100	778,900	783,900	793,900	798,900
223,000	697,500	702,500	736,300	741,300	760,100	765,100	783,900	788,900	798,900	803,900
225,250	702,500	707,500	741,300	746,300	765,100	770,100	788,900	793,900	803,900	808,900
227,500	707,500	712,500	746,300	751,300	770,100	775,100	793,900	798,900	808,900	813,900
229,750	712,500	717,500	751,300	756,300	775,100	780,100	798,900	803,900	813,900	818,900
232,000	717,500円		756,300円		780,100円		803,900円		818,900円	

て認められる扶養控除額を控除した残額が717,500円以下で、且つ、扶養親族の数が10人をこえる場合には、当該扶養親族の数を乗じて計算した金額を控除し、扶養親族の数が10人である場合の「その年の給与所得控除、社会保険料控除されている金額

	当	該	残	額
	717,500 円超		1,067,500 円未満	
	1,067,500 円以上		2,067,500 円未満	
	2,067,500 円以上		3,067,500 円未満	
	3,067,500 円以上		5,067,500 円未満	
			5,067,500 円以上	

に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、6,000円)を、扶養親族

11,000円)

えられたところによる。以下同じ。)第一項の規定による扶養控除額を控除し、その残額を求める。

及び生命保険料控除後の給与の金額」欄において(1)により求めた金額の該当する行の「税額」欄に記載されている金額ごとに当該金額から4,000円(これらの控除が認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受

を乗じて計算した金額を控除し、扶養親族が10人である場合の「その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額)

具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額)が、その

位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の順位の扶養親族のないもの)については、

除及び生命保険料控除後の給与の金額)から申告された扶養親族の数及びその扶養親族についての第十一条の七第二

会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額」欄において、(1)の残額の該当する行の「税額」欄に記載されている金額)が、その求める税額である。

者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額)が、その求

(六)

上欄によつて税額が求められない場合	その年の給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額から、扶養親族の数に応じ			
	(イ) 給与所得控除、社会保険料控除及び生命保険料控除後の給与の金額から、15,000 円に10 人をこえる扶養親族及び生命保険料控除後の給与の金額欄において、その控除後の金額の該当する行の「税額」欄に記			
	上記の残額が717,500 円をこえる場合には、当該残額について、次の区分に応じて計算した金額			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>税</th><th>額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ロ)</td><td> 当該残額に45%を乗じて算出した金額から90,875 円を控除した金額 当該残額に50%を乗じて算出した金額から144,250 円を控除した金額 当該残額に55%を乗じて算出した金額から247,625 円を控除した金額 当該残額に60%を乗じて算出した金額から401,000 円を控除した金額 当該残額に65%を乗じて算出した金額から654,375 円を控除した金額 </td></tr> </tbody> </table>	税	額	(ロ)
税	額			
(ロ)	当該残額に45%を乗じて算出した金額から90,875 円を控除した金額 当該残額に50%を乗じて算出した金額から144,250 円を控除した金額 当該残額に55%を乗じて算出した金額から247,625 円を控除した金額 当該残額に60%を乗じて算出した金額から401,000 円を控除した金額 当該残額に65%を乗じて算出した金額から654,375 円を控除した金額			

その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに4,000 円（これらの一である不具者がある場合には、当該不具者1 人につき4,000 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(備考 税額の求め方)

(一) 第四十条第一項の規定の適用を受ける者(二)に該当しない者)については、

- (1) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、
 - (イ) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (ロ) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (ハ) 申告された生命保険料の支払金額がある場合には、その金額（その金額が11,000 円をこえる場合には、を控除した金額を求め、
- (2) 次に、(1)により求めた金額から申告された扶養親族の数に応じて第十一条の七（附則第四項において読み替
- (3) (2)の残額が717,500 円以下である者については、
 - (イ) 扶養親族の数が10 人以下であるときは、扶養親族の数に応じ「その年の給与所得控除、社会保険料控除（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるける者である場合には、6,000 円)を控除した金額)
 - (ロ) 扶養親族の数が10 人をこえるときは、(1) により求めた金額から15,000 円に10 人をこえる扶養親族の数除料控除後の給与の金額欄において、その控除後の金額の該当する行の「税額」欄に記載されている金額(不が、その求める税額である。
- (4) (2)の残額が717,500 円をこえる者については、当該残額に応じてこの表の(ロ)の「税額」欄に定める金額（不求める税額である。

- (二) 第四十条第六項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1 順扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が4 人以上で、(ハ)に該当するもの、第2 順位の扶養親族のないもの又は第3
- (1) その者に対する給与所得の収入金額につき(一)の(1)により求めた金額(すなわち、給与所得控除、社会保険料控項各号の順位に応じ、同項の規定による扶養控除額を控除し、その残額を求める。
 - (2) (1)の残額が717,500 円以下である者については、扶養親族が0 人である場合の「その年の給与所得控除、社金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した
 - (3) (1)の残額が717,500 円をこえる者については、当該残額に応じ、この表の(ロ)の「税額」欄に定める金額（不具める税額である。

附則別表の附表

(一)

給与の金額		給与所得 控除後の 給与の 金額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の 金額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の 金額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の 金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
71,180	円未満	60,500円未満	93,000	93,500	79,050	131,000	132,000	111,350	176,000	177,000	149,600
71,180	71,500	60,500	93,500	94,000	79,475	132,000	133,000	112,200	177,000	178,000	150,450
71,500	72,000	60,775	94,000	94,500	79,900	133,000	134,000	113,050	178,000	179,000	151,300
72,000	72,500	61,200	94,500	95,000	80,325	134,000	135,000	113,900	179,000	180,000	152,150
72,500	73,000	61,625	95,000	95,500	80,750	135,000	136,000	114,750	180,000	181,000	153,000
73,000	73,500	62,050	95,500	96,000	81,175	136,000	137,000	115,600	181,000	182,000	153,850
73,500	74,000	62,475	96,000	96,500	81,600	137,000	138,000	116,450	182,000	183,000	154,700
74,000	74,500	62,900	96,500	97,000	82,025	138,000	139,000	117,300	183,000	184,000	155,550
74,500	75,000	63,325	97,000	97,500	82,450	139,000	140,000	118,150	184,000	185,000	156,400
75,000	75,500	63,750	97,500	98,000	82,875	140,000	141,000	119,000	185,000	186,000	157,250
75,500	76,000	64,175	98,000	98,500	83,300	141,000	142,000	119,850	186,000	187,000	158,100
76,000	76,500	64,600	98,500	99,000	83,725	142,000	143,000	120,700	187,000	188,000	158,950
76,500	77,000	65,025	99,000	99,500	84,150	143,000	144,000	121,550	188,000	189,000	159,800
77,000	77,500	65,450	99,500	100,000	84,575	144,000	145,000	122,400	189,000	190,000	160,650
77,500	78,000	65,875	100,000	101,000	85,000	145,000	146,000	123,250	190,000	191,000	161,500
78,000	78,500	66,300	101,000	102,000	85,850	146,000	147,000	124,100	191,000	192,000	162,350
78,500	79,000	66,725	102,000	103,000	86,700	147,000	148,000	124,950	192,000	193,000	163,200
79,000	79,500	67,150	103,000	104,000	87,550	148,000	149,000	125,800	193,000	194,000	164,050
79,500	80,000	67,575	104,000	105,000	88,400	149,000	150,000	126,650	194,000	195,000	164,900
80,000	80,500	68,000	105,000	106,000	89,250	150,000	151,000	127,500	195,000	196,000	165,750
80,500	81,000	68,425	106,000	107,000	90,100	151,000	152,000	128,350	196,000	197,000	166,600
81,000	81,500	68,850	107,000	108,000	90,950	152,000	153,000	129,200	197,000	198,000	167,450
81,500	82,000	69,275	108,000	109,000	91,800	153,000	154,000	130,050	198,000	199,000	168,300
82,000	82,500	69,700	109,000	110,000	92,650	154,000	155,000	130,900	199,000	200,000	169,150
82,500	83,000	70,125	110,000	111,000	93,500	155,000	156,000	131,750	200,000	201,000	170,000
83,000	83,500	70,550	111,000	112,000	94,350	156,000	157,000	132,600	201,000	202,000	170,850
83,500	84,000	70,975	112,000	113,000	95,200	157,000	158,000	133,450	202,000	203,000	171,700
84,000	84,500	71,400	113,000	114,000	96,050	158,000	159,000	134,300	203,000	204,000	172,550
84,500	85,000	71,825	114,000	115,000	96,900	159,000	160,000	135,150	204,000	205,000	173,400
85,000	85,500	72,250	115,000	116,000	97,750	160,000	161,000	136,000	205,000	206,000	174,250
85,500	86,000	72,675	116,000	117,000	98,600	161,000	162,000	136,850	206,000	207,000	175,100
86,000	86,500	73,100	117,000	118,000	99,450	162,000	163,000	137,700	207,000	208,000	175,950
86,500	87,000	73,525	118,000	119,000	100,300	163,000	164,000	138,550	208,000	209,000	176,800
87,000	87,500	73,950	119,000	120,000	101,150	164,000	165,000	139,400	209,000	210,000	177,650
87,500	88,000	74,375	120,000	121,000	102,000	165,000	166,000	140,250	210,000	211,000	178,500
88,000	88,500	74,800	121,000	122,000	102,850	166,000	167,000	141,100	211,000	212,000	179,350
88,500	89,000	75,225	122,000	123,000	103,700	167,000	168,000	141,950	212,000	213,000	180,200
89,000	89,500	75,650	123,000	124,000	104,550	168,000	169,000	142,800	213,000	214,000	181,050
89,500	90,000	76,075	124,000	125,000	105,400	169,000	170,000	143,650	214,000	215,000	181,900
90,000	90,500	76,500	125,000	126,000	106,250	170,000	171,000	144,500	215,000	216,000	182,750
90,500	91,000	76,925	126,000	127,000	107,100	171,000	172,000	145,350	216,000	217,000	183,600
91,000	91,500	77,350	127,000	128,000	107,950	172,000	173,000	146,200	217,000	218,000	184,450
91,500	92,000	77,775	128,000	129,000	108,800	173,000	174,000	147,050	218,000	219,000	185,300
92,000	92,500	78,200	129,000	130,000	109,650	174,000	175,000	147,900	219,000	220,000	186,150
92,500	93,000	78,625	130,000	131,000	110,500	175,000	176,000	148,750	220,000	221,000	187,000

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その一)

(二)

給与の金額		給与所得 控除後の 給与の 金額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の 金額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の 金額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の 金額
以 上	未 満	金 額	以 上	未 満	金 額	以 上	未 満	金 額	以 上	未 満	金 額
221,000	222,000	187,850	241,000	242,000	204,850	261,000	262,000	221,850	281,000	282,000	238,850
222,000	223,000	188,700	242,000	243,000	205,700	262,000	263,000	222,700	282,000	283,000	239,700
223,000	224,000	189,550	243,000	244,000	206,550	263,000	264,000	223,550	283,000	284,000	240,550
224,000	225,000	190,400	244,000	245,000	207,400	264,000	265,000	224,400	284,000	285,000	241,400
225,000	226,000	191,250	245,000	246,000	208,250	265,000	266,000	225,250	285,000	286,000	242,250
226,000	227,000	192,100	246,000	247,000	209,100	266,000	267,000	226,100	286,000	287,000	243,100
227,000	228,000	192,950	247,000	248,000	209,950	267,000	268,000	226,950	287,000	288,000	243,950
228,000	229,000	193,800	248,000	249,000	210,800	268,000	269,000	227,800	288,000	289,000	244,800
229,000	230,000	194,650	249,000	250,000	211,650	269,000	270,000	228,650	289,000	290,000	245,650
230,000	231,000	195,500	250,000	251,000	212,500	270,000	271,000	229,500	290,000	291,000	246,500
231,000	232,000	196,350	251,000	252,000	213,350	271,000	272,000	230,350	291,000	292,000	247,350
232,000	233,000	197,200	252,000	253,000	214,200	272,000	273,000	231,200	292,000	293,000	248,200
233,000	234,000	198,050	253,000	254,000	215,050	273,000	274,000	232,050	293,000	294,000	249,050
234,000	235,000	198,900	254,000	255,000	215,900	274,000	275,000	232,900	294,000	295,000	249,900
235,000	236,000	199,750	255,000	256,000	216,750	275,000	276,000	233,750	295,000	296,000	250,750
236,000	237,000	200,600	256,000	257,000	217,600	276,000	277,000	234,600	296,000	297,000	251,600
237,000	238,000	201,450	257,000	258,000	218,450	277,000	278,000	235,450	297,000	298,000	252,450
238,000	239,000	202,300	258,000	259,000	219,300	278,000	279,000	236,300	298,000	299,000	253,300
239,000	240,000	203,150	259,000	260,000	220,150	279,000	280,000	237,150	299,000	300,000	254,150
240,000	241,000	204,000	260,000	261,000	221,000	280,000	281,000	238,000	300,000	円以上	給与の金額 から45,000 円を控除し た金額

(備考 給与所得控除後の給与の金額の求め方)

給与所得の収入金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

法人税法の一部を改正する法律案 法人税法の一部を改正する法律 法人税法(昭和二十二年法律第二 十八号)の一部を次のように改正する。 目次を次のように改める。 第一章 総則(第一条―第七条の 三) 第二章 課税標準及び税額控除 (第八条―第十六条) 第三章 税率(第十七条・第十七 条の二) 第四章 申告(第十八条―第二十 五条の二) 第五章 納付及び還付(第二十六 条―第二十八条) 第六章 更正及び決定(第二十九 条―第三十三条の三) 第七章 再調査、審査及び訴訟(第 三十四条―第三十八条) 第八章 雑則(第三十九条―第四 十七条) 第九章 罰則(第四十八条―第五 十二条) 附則 左に掲げる各条の前に、それぞれ 下欄に掲げる見出しを附する。 第一条 (納税義務者) 第五条の二 (清算中の所得に ついての各事業年 度の所得に対する 法人税の非課税) 第六条 (重要財産の製造等に ついての免税) 第七条 (事業年度) 第七条の三 (実質課税の原則) 第九条の二 (額面超過金及び 払込剰余金の益金 不算入) 第九条の三 (加入金の益金不 算入) 第九条の四 (減資益金の益金 不算入) 第九条の五 (合併減資益金等 の益金不算入)	第九条の七 (たな卸資産の評 価方法) 第九条の八 (減価償却の方法) 第十条の二 (各事業年度の所 得に対する法人税 額からのみなし配 当金額の一部の控 除) 第十条の三 (外国税額の控除) 第十一条 (外国法人の所得の 計算) 第十二条 (信託財産に関する 各事業年度の所得の 計算) 第二十二條の三 (残余財産の 一部分配の場合 の申告) 第二十二條の四 (解散した法 人の清算所得の 確定申告) 第二十二條の五 (被合併法人 の清算所得の 確定申告) 第二十六條の二 (期限後申告 又は修正申告 による納付) 第二十六條の三 (徴収猶予) 第二十六條の四 (欠損の繰戻 による還付) 第二十六條の五 (所得税額の 還付) 第二十六條の六 (みなし配当 金額の一部の 還付) 第二十六條の七 (外国税額の 還付) 第二十八條 (督促) 第三十條 (決定) 第三十一條 (再更正) 第三十二條 (更生又は決定の 通知) 第三十四條 (再調査) 第三十五條 (審査) 第三十六條 (訴訟法の適用) 第三十七條 (訴訟)
--	---

所得及び積立金に対する」を「当該所得に対する第十七条の二の規定を適用しないで計算した」に改め、同条第四項中「積立金額並びに」を削り、同条第五項中「及び積立金額」及び

「及び積立金」を削り、同条第七項を次のように改める。

第一項及び第二項の月数は、曆に従いこれを計算し、一月に満たないときは、一月とし、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第二十条に見出しとして「(新設法人等の中間申告の特例)」を附し、同条第一項中「第九乃至第十二条及び第十三条乃至第十五条」と及び第九乃至第十二条に「及び積立金額を計算し、これを計算し、及び積立金額並びに当該所得及び積立金を「及び当該所得」に改め、「提出しなければならない」の下に「この場合においては、第十七条の二の規定は、これを適用しない」を加える。

第二十一条に見出しとして「(中間申告を要する法人の確定申告)」を附し、同条第一項中「及び積立金額並びに当該所得及び積立金」を「及び当該所得」に改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

第二十三條に見出しとして「(期限後申告)」を附し、同条第一項中「第二十二條第一項」を削り、同条第三項中「第二十二條第三項」を削る。

第二十四條に見出しとして「(修正申告)」を附し、同条第一項中「第十八条乃至の二」に「第二十一條又は第二十二條の二乃至」を加え、「若しくは積立金額」を削り、同条第二項中「若しくは積立金額」及び「積立金額」を削る。

第二十五條に見出しとして「(青色申告)」を附し、同条第一項中「第十八条乃至の二」に「第二十一條又は第二十二條の二乃至」を加え、同条第二項中「積立金並びに」を削り、同条

第七項第四号中「第十八条乃至の二」に「第二十一條又は第二十二條の二乃至」を加える。

第二十五條の二に見出しとして「(代表者等の自署押印)」を附し、同条第一項及び第四項中「第十八条乃至の二」に「第二十一條又は第二十二條の二乃至」を加える。

第二十六條に見出しとして「(期限内申告による納付)」を附し、同条第一項中「第二十二條第一項」を削る。

第二十六條の八に見出しとして「(清算中の予納額等の還付)」を附し、同条第一項中「納付すべき税額」の下に「(以下本条、第三十三條、第三十三條の三及び第四十二條において清算中の予納額という)」を加え、

「この場合においては、国税徴収法第三十一條六の規定は、これを適用しない」を「この場合においては、未納の清算中の予納額があるときは、還付すべき清算中の予納額をこれに充当する」に改め、同条第二項中「第二十六條第五項第一号及び第二号に掲げる納付すべき税額を」を「清算中の予納額に改め、又は法人税額を」又は「清算中の予納額」に改め、同条に次の一項を加える。

前条第二項の規定は、第一項の規定により清算中の予納額の還付をなす場合について、これを準用する。

第二十六條の八を第二十六條の九とし、第二十六條の七の次に次の一條を加える。

(中間納付額の還付)
第二十六條の八 法人が第二十一條の規定による申告書(第二十三條の規定する事項を記載したものを含む)を提出した場合において、当該申告書に記載された法人税額が当該法人税額に係る第十九條又は第二十條の規定による申告書に記載された又は記載されるべきで

あつた法人税額(以下本条、第三十三條、第三十三條の二及び第四十二條において中間納付額という)に満たないときは、政府は、命令の定めるところにより、その満たない金額に相当する中間納付額を還付する。

政府は、前項の規定による中間納付額の還付をなす場合において、中間納付額について納付された第四十二條の規定による利子税額があるときは、当該利子税額のうち還付すべき中間納付額に相当するものとして命令の定めるところにより計算した金額をあわせて還付する。

前二項の規定による還付をなす場合において、未納の国税及び滞納処分費があるときは、命令の定めるところにより、その還付すべき金額(第四項の規定により加算すべき金額を含む)をこれに充当する。

政府は、第一項の規定による中間納付額の還付をなす場合においては、命令の定めるところにより、当該中間納付額(中間納付額の全部又は一部について未納の金額がある場合には、当該未納の金額に相当する金額を控除した金額)につき、当該中間納付額の納付の日(当該中間納付額が第十九條又は第二十條の規定による申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限)の翌日からその還付すべき金額の支出をなし又は前項の規定による充当をなす日までの期間に及び、第四十二條の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額を当該還付すべき金額に加算しなければならぬ。但し、前項の規定により当該中間納付額に係る事業年度分の法人税額に充当する場合には、この限りでない。

第二十七條に見出しとして「(清算

人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者の連帯責任)」を附し、同条第一項中「若しくは積立金」を削る。

第二十九條に見出しとして「(更正)」を附し、同条第一項中「第十八条乃至の二」に「第二十一條若しくは第二十二條の二乃至第二十三條又は第二十四條」を加える。

第三十一條の二に見出しとして「(更正又は決定の期間)」を附し、同条第一項本文「又は第二十一條乃至の二」を「第二十一條又は第二十二條の二乃至」に改める。

第三十一條の三に見出しとして「(同族会社等の行為又は計算の否認)」を附し、同条第一項中「又は欠損金額」を「若しくは欠損金額又は法人税額」に改める。

第三十一條の四に見出しとして「(更正又は決定のための調査)」を附し、同条第一項但書「第十八条乃至の二」に「第二十一條及び第二十二條の二乃至」を加え、「及びこれに添附」を「並びにこれに添附」に改め、同条第五條を「第十二條」に改め、同条第二項中「又は積立金額」を削る。

第三十三條に見出しとして「(税額の追徴)」を附し、同条第一項中「その不足税額又は決定による税額を」を「正により増加した税額又は決定した税額(第二十一條の規定による申告書提出すべき法人がその申告書を提出しなかつたことに因る決定の場合には当該税額に係る中間納付額を、第二十二條の二又は第二十二條の三の規定による申告書を提出した又は提出すべきであつた法人が第二十二條の四の規定による申告書を提出しなかつたことに因る決定の場合には当該税額に係る清算中の予納額を控除した税額)」に改め、第六章中同条の次に次の二條を加える。

(更正又は決定の場合の中間納付額の還付)
第三十三條の二 第十九條第一項又は第二十二條第一項の規定に該当する法人(第二十條第一項の規定に該当する法人)は、且つ、当該申告書を提出しなかつたことに因る決定を受けなかつた法人を除くが、第二十一條の規定による申告書を提出しなかつた場合において、第三十條の規定により決定した法人税額が当該法人税額に係る中間納付額に満たないときは、政府は、その満たない金額に相当する中間納付額を還付する。

政府は、前項に規定する法人が提出した第二十一條第一項の規定による申告書に記載した法人税額又は当該法人が当該申告書を提出しなかつたため決定を受けた法人税額についてこれを減額する更正をなした場合において、その更正後の法人税額が当該法人税額に係る中間納付額に満たないときは、その満たない金額に相当する中間納付額を、その更正後の法人税額がないときは当該法人税額に係る中間納付額の全額を還付する。

前項の規定による還付をなす場合において、当該中間納付額のうちに既に第二十六條の八第一項又は前項の規定により還付されるものが確定したものであるときは、当該中間納付額は、その還付されたものが確定した金額だけ減額されたものとみなして同項の規定を適用する。

第二十六條の八第二項乃至第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による中間納付額の還付をなす場合については、これを準用する。

る法人(第二十條第一項の規定による申告書を提出せず、且つ、当該申告書を提出しなかつたことに因る決定を受けなかつた法人を除く)が第二十一條の規定による申告書を提出しなかつた場合において、第三十條の規定により決定した法人税額が当該法人税額に係る中間納付額に満たないときは、政府は、その満たない金額に相当する中間納付額を還付する。

政府は、前項に規定する法人が提出した第二十一條第一項の規定による申告書に記載した法人税額又は当該法人が当該申告書を提出しなかつたため決定を受けた法人税額についてこれを減額する更正をなした場合において、その更正後の法人税額が当該法人税額に係る中間納付額に満たないときは、その満たない金額に相当する中間納付額を、その更正後の法人税額がないときは当該法人税額に係る中間納付額の全額を還付する。

前項の規定による還付をなす場合において、当該中間納付額のうちに既に第二十六條の八第一項又は前項の規定により還付されるものが確定したものであるときは、当該中間納付額は、その還付されたものが確定した金額だけ減額されたものとみなして同項の規定を適用する。

第二十六條の八第二項乃至第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による中間納付額の還付をなす場合については、これを準用する。

(更正又は決定の場合の清算中の予納額の還付)
第三十三條の三 第二十二條の二第一項又は第二十二條の三第一項の規定に該当する法人(これらの規定により提出すべき申告書のいずれをも提出せず、且つ、これらの申告書を提出しなかつたことに因

る法人(第二十條第一項の規定による申告書を提出せず、且つ、当該申告書を提出しなかつたことに因る決定を受けなかつた法人を除く)が第二十一條の規定による申告書を提出しなかつた場合において、第三十條の規定により決定した法人税額が当該法人税額に係る中間納付額に満たないときは、政府は、その満たない金額に相当する中間納付額を還付する。

政府は、前項に規定する法人が提出した第二十一條第一項の規定による申告書に記載した法人税額又は当該法人が当該申告書を提出しなかつたため決定を受けた法人税額についてこれを減額する更正をなした場合において、その更正後の法人税額が当該法人税額に係る中間納付額に満たないときは、その満たない金額に相当する中間納付額を、その更正後の法人税額がないときは当該法人税額に係る中間納付額の全額を還付する。

前項の規定による還付をなす場合において、当該中間納付額のうちに既に第二十六條の八第一項又は前項の規定により還付されるものが確定したものであるときは、当該中間納付額は、その還付されたものが確定した金額だけ減額されたものとみなして同項の規定を適用する。

第二十六條の八第二項乃至第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による中間納付額の還付をなす場合については、これを準用する。

(更正又は決定の場合の清算中の予納額の還付)
第三十三條の三 第二十二條の二第一項又は第二十二條の三第一項の規定に該当する法人(これらの規定により提出すべき申告書のいずれをも提出せず、且つ、これらの申告書を提出しなかつたことに因

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その一)

る決定を受けなかつた法人を除く。が第二十二條の四の規定による申告書を提出しなかつた場合において、第三十條の規定により決定した法人税額が当該法人税額に係る清算中の予納額に満たないときは、政府は、その満たない金額に相当する清算中の予納額を還付する。

政府は、前項に規定する法人が提出した第二十二條の四第一項の規定による申告書に記載した法人税額又は当該法人が当該申告書を提出しなかつたため決定を受けた法人税額についてこれを減額する更正をなした場合には、その更正後の法人税額が当該法人税額に係る清算中の予納額に満たないときはその満たない金額に相当する清算中の予納額を、その更正後の法人税額が当該法人税額に係る清算中の予納額に満たないときはその満たない金額に相当する清算中の予納額を還付する。

第二十六條の八第二項及び第二十六條の九第一項後段の規定は、前二項の規定により清算中の予納額の還付をなす場合について、前二項の規定は、前項の規定により清算中の予納額の還付をなす場合について、これを適用する。

第四十條及び第四十一條 削除
第四十二條に見出しとして「(利子税額)を附し、同条第一項第三号中「第二十二條第一項、」を削り、同条第二項中「前項を、」を削り、同条第四項中「第三項及び第七項」を「前二項及び第八項」に改め、同条第六項中「第二項乃至第四項」を「第三項乃至第五項」に改め、「徴収する。」の下に「この場合において、第三十二條の規定により更正又は決定の通知をなした日が第十八條乃至第二十二條の規定による申告書の提出の日

(これらの申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過した日後であるときは、詐欺その他不正の行為により法人税を免れ又は第二十六條の四第四項の規定による金額の還付を受けた法人について追徴税額又は当該金額に係る法人税額を徴収する場合を除く外、当該一年を経過した日から当該通知をなした日までの期間を利子税額計算の基礎となる期間から控除するものとする。

第二十六條の八第二項若しくは第三十三條の二第一項若しくは第二項の規定による中間納付額の還付をなす場合において、当該中間納付額を当該中間納付額に係る事業年度分の未納の法人税額に充当するときは、又は第二十六條の九第一項若しくは第三十三條の三第一項若しくは第二項の規定による清算中の予納額の還付をなす場合において、当該清算中の予納額を未納の法人税額に充当するときは、政府は、当該充当に係る未納の法人税額又は清算中の予納額についての利子税額を免除する。

第四十二條第一項の次に次の一項を加える。
法人が第十八條乃至第二十一條又は第二十二條の二乃至第二十三條の規定による申告書を提出した日(これらの申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過した日後に第二十四條の規定による修正申告書を提出した場合においては、当該一年を経過した日から当該修正申告書を提出した日までの期間を前項第三号又は第四号に掲げる期間から控除して同項の規定を適用する。

第四十三條に見出しとして「(過少申告加算税額及び無申告加算税額)を附し、同条第一項中「又は第二十二條の二、」を削り、第二十一條又は第二十二條の二に改め、「当該更正若しくは決定又は修正申告前の申告書若しくは修正申告に係る法人税額(納付すべき法人税額のない旨の申告書を提出した場合に、その旨の申告に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認められる場合には、)を削り、「(これらの税額の計算の基礎となつた事実のうち、当該更正、決定又は修正申告前の税額の計算の基礎となつていないと認められるものがある場合は、その正当な事由があるものと認められる事実)に基き税額を控除した税額」を加え、同条第二項中「又は第二十二條の二、」を削り、第二十一條又は第二十二條の二に改め、同条第四項中「第三項及び第四項」を「第二項及び第五項」に改め、同条第四十三條の二に見出しとして「(重加算税額)を附し、同条第一項中「若しくは第二十二條の二、」を削り、第二十一條若しくは第二十二條の二に改め、同条第二項第一号中「又は第二十二條の二、」を削り、第二十一條又は第二十二條の二に改め、同条第三号中「若しくは第二十二條の二、」を削り、第二十一條若しくは第二十二條の二に改め、同条第四項中「第三項及び第四項」を「第二項及び第五項」に改め、同条第四十八條第一項中「第二十二條第一項、」を削り、第四十八條の二中「第二十二條第一項、」を削り、第五十三條を第五十二條とする。

この附則において特別の定めがあるものを除く外、法人の昭和二十九年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後における解散又は合併に因る清算所得に対する法人税並びにこの法律の施行の際清算中の法人(昭和二十五年四月一日前に解散した法人及び同日以後解散した法人で昭和二十八年八月六日までの残余財産の分配額が当該法人の新法第二十二條の二第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものを除く。)でこの法律の施行の日以後に残余財産が確定するものの清算所得に対する法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税、この法律の施行前に合併に因り消滅した法人の清算所得に対する法人税及びこの法律の施行前に解散した法人でこの法律の施行前に残余財産が確定したものの清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

新法第四十二條第二項及び第七項の規定は、この法律の施行の日以後に第三十三條に規定する納期限の到来する法人税額に係る利子税額について適用し、同日前にこれら納期限の到来した法人税額に係る利子税額については、なお従前の例による。
第二項の規定によりなお従前の例によることとされる法人の各事業年度の積立金に対する法人税について、この法律による改正前の法人税法(以下「旧法」という。)第二十四條の規定による修正申告書の提出又は同法第二十九條若しくは第三十一條の規定による更正若しくは納付すべき法人税がない旨の申告書の提出があつたことに因る同法第三十條の規定による決定が、この法律の施行後になされた場合において、当該修正申告書の提出の日又は当該更正若しくは決定の通知をした日が旧法第十八條、第十九條、第二十一條、第二十二條又は第二十三條の規定による申告書の提出の日(これらの申告書がその提出期限前に提出されていた場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過した日の後であるときは、当該修正申告書の提出又は当該更正若しくは決定により納付すべき法人税に係る利子税額の計算については、新法第四十二條第二項又は第七項の規定を適用する。
前二項の場合において、旧法第十八條から第二十三條までの規定による申告書の提出の日(これらの申告書がその提出期限前に提出されていた場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過した日がこの法律の施行の前日であるときは、新法第四十二條第二項又は第七項の規定により適用する場合を含む。この規定により利子税額の計算の基礎となる期間から控除すべき期間は、この法律の施行の日から起算するものとする。
新法第四十三條第一項の規定は、この法律の施行の日以後決定の通知をする過少申告加算税額について適用し、同日前に決定の通知がなされた過少申告加算税額については、なお従前の例による。
この法律の施行前に旧法第四十條に規定する報告をした者に対する報償金の交付については、同条の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第二項の規定により従前の例によることとされる法人税に係る違反行為に対する罰則の適用については、旧法第四十八條から第五十條まで、第五十一條及び第五十三條の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

官報

号外

昭和二十九年三月二十七日

○第十九回 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律

酒税法(昭和二十八年法律第六号)

の一部を次のように改正する。

第二十二条第一号中「六万二千五百円」を「六万八千五百円」に、「四千六百九十円」を「五千四百四十円」に、「四万六千五百円」を「四万九千円」に、「三千四百九十円」を「三千六百八十円」に改め、同条第七号中「一万九千円」を「二万円」に改め、同条第九号中「十五万円」を「十六万五千円」に、「四千九百九十円」を「四千六百四十円」に改める。

第三十条第一項及び第二項中「利子税額」の下に「及び延滞加算税額」を加える。

第五十条第一項各号列記以外の部分中「酒類製造者」の下に「又は酒類販売業者」を、「左に掲げる場合」の下に「(酒類販売業者については、第一号、第二号及び第四号に掲げる場合を除く。)」を、「製造場」の下に「又は販売場」を、「所在地」の下に「(酒類販売業者が販売場を設けていない場合には、住所を)」を加える。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
2 この法律の施行前に課した、又

は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3 酒税法第二十八条第一項又は第二十九条第二項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた酒類がその承認の際税務署長又は税関長が指定した期間内にその承認を受けた移入先に移入され、若しくは引取先に引き取られたことの証明書又は当該期間内に輸出されたことを証明する書類その他必要な書類の提出がない場合(当該期間がこの法律の施行の日の前日までを終る場合を除く)及び当該酒類がこの法律の施行後に同条第六項但書の規定による承認を受けて消費され、又は譲り渡された場合における酒税の徴収については、改正後の酒税法第二十二条の規定を適用する。

4 この法律の施行の際、酒類の製造場及び保税地域以外の場所(酒税法附則第二十項の規定により酒類の製造場とみなされる場所(以下「指定販売場」という。を含む。))で、清酒特級若しくは第一級、ビール又は雑酒特級(以下「特級酒等」と総称する。)(次項又は第六項の規定に該当するものを除く。)

を、各種類を通じて合計二石以上所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合においては、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれをこの法律の施行の日に製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。この場合においては、改正後の酒税法第二十二条の税率により算出した金額と改正前の同条の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

5 この法律の施行の際、酒税法附則第十九項の規定により国税庁長の指定を受けた酒類販売業者で、同項の規定により改正前の酒税法第二十二条の規定による税額に百分の七十を乗じて得た金額の酒税を課せられた特級酒等(次項の規定に該当するものを除く。))を、指定販売場において各種類を通じて合計二石以上所持するものがある場合においては、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれをこの法律の施行の日に製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。この場合においては、改正後の酒税法第二十二条の税率により算出した金額と改正前の同条の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

6 この法律の施行の際、酒類の製造場及び保税地域以外の場所(指定販売場を含む。))で、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二十五条第一項の規定により改正前の酒税法第二十二条の規定による税額に百分の七十を乗じて得た金額の酒税を課せられた特級酒等を、各種類を通じて合計二石以上所持する酒類の販売業者がある場合においては、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれをこの法律の施行の日に製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。この場合においては、改正後の酒税法第二十二条の税率により算出した金額と改正前の同条の税率により算出した金額との差額に百分の七十を乗じて得た金額をその税額とする。

7 第四項から前項までに規定する税額が三万円以下のときは、昭和二十九年四月三十日限り、三万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。
税額三万円をこえるとき
昭和二十九年四月及び五月
税額十万円をこえるとき
同年四月から六月まで
税額三十万円をこえるとき
同年四月から七月まで
税額五十万円をこえるとき
同年四月から八月まで

8 第四項から第六項までに規定する者は、その所持するこれらの規定に該当する特級酒等の貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとの該当する規定別、種類別、品目別、級別及びアルコール分別の石数を、この法律の施行後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

9 第五項又は第六項の規定により製造場から移出したものとみなされた酒類が、酒税法附則第二十一項若しくは第二十二項又は租税特別措置法第二十五条第二項の規定に該当することとなる場合には、これらの規定をさらに適用する。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 印紙税法の一部を改正する法律案
印紙税法の一部を改正する法律
印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号から第五号まで中「記載金高一万円以下ノモノ」
同三万円以下ノモノ
「三円」を「記載金高三万円以下ノモノ」に、「同千円ヲ超ユルモノ」を「同五千円ヲ超ユルモノ」に改め、同項第七号中「二円」を「五円」に改め、同項第八号から第三十二号まで中「二円」を「十円」に改め、同項第三十三号中「四円」を「二十円」に改め、同項第三十四号中「四十円」を「二百円」に改める。
第五号第七号、第九号、第九号ノ三、第九号ノ三ノ二、第九号ノ四、

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

第十二号、第十四号及び第二十五号
中「千円」を「三千円」に改める。
第六条ノ二中「二円」を「十円」に改
める。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十九年四月
一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に納めた、又
は納めるべきであつた印紙税につ
いては、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

砂糖消費税法の一部を改正する法
律案

法律

砂糖消費税法(明治三十四年法律
第十三号)の一部を次のように改正
する。

第三条第一号中「八百円」を「九百
五十円」に、「千七百円」を「二千五
百円」に、「二千三百五十円」を「二千八
百円」に、「三千円」を「三千五百五十
円」に、「二百円」を「二百五十円」に、
「六百五十円」を「七百五十円」に改
め、同条第二号中「九百五十円」を
「千五百十円」に、「三百五十円」を「四
百二十円」に改め、同条第三号中「千
八百円」を「二千五百五十円」に改め
る。

第十二条ノ二中「命令ノ定ムル所
ニ依リ其ノ原料トシテ使用シタル砂
糖ニ付課セラレタル消費税ノ額ニ相
当スル金額以下ノ交付金ヲ交付スル
コトヲ得」と其ノ者方其ノ原料トシ
テ使用シタル砂糖ニ付課セラレタル
消費税ヲ納付シタルモノト看做シ命
令ノ定ムル所ニ依リ当該消費税ノ額

(利子税額及延滞加算税額ヲ除ク)ニ
相当スル金額ヲ還付ス」に改める。
第十二条ノ三中「交付」を「還付」に
改める。

第十四条第一項中「交付金ノ交付」
を「還付金ノ還付」に改め、同条第二
項中「交付金」を「還付金」に改める。
第十七条ノ三中「交付金ヲ交付」
を「還付金ヲ還付」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十九年四月
一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に課した、又
は課すべきであつた砂糖消費税に
ついては、なお従前の例による。

3 砂糖消費税法第五条第一項の規
定による承認を受けてこの法律の
施行前に製造場又は保税地域から
引き取つた砂糖、糖みつ、若しくは
糖水がその引取後六月の期間内に
輸出されたことの証明がない場合
(当該期間がこの法律の施行の日
の前日までに終る場合を除く)又は
当該砂糖、糖みつ、若しくは糖水
がこの法律の施行後に砂糖消費税
法第五条ノ二第一項但書の規定に
よる承認を受けて消費され、若し
くは譲渡された場合における消費
税の徴収については、改正後の同
法第三条の規定を適用する。

4 砂糖消費税法第七条第一項若し
くは第十一条第一項の規定による
承認を受けてこの法律の施行前に
製造場若しくは保税地域から引き
取つた砂糖、糖みつ、若しくは糖水
又は同項の規定による承認を受け
てこの法律の施行前に製造場若し
くは保税地域から引き取つた砂糖
を原料として製造した菓子、糖果

その他同項第三号の命令で定める
物品が、その承認の際政府が指定
した期間(砂糖消費税法第十一条
第三項の規定の適用を受けるもの
については、その引取後六月の期
間)内にその承認を受けた引取先
に移入され、若しくはその承認を
受けた用途に供され、又は輸出さ
れたことの証明がない場合(当該
期間がこの法律の施行の日の前日
までに終る場合を除く)における
消費税の徴収については、改正後
の砂糖消費税法第三条の規定を適
用する。

5

この法律の施行前に消費税を課
せられた砂糖消費税法第三条第一
号の第二種の砂糖(第八項の規定
に該当するもの及び次項又は第七
項の規定の適用を受けたものを除
く)をもつて製造した同号の第三
種の砂糖で、この法律の施行後に
製造場から引き取られるものにつ
いては、改正後の同条の規定にかか
わらず、その税率は、氷砂糖につ
いては百斤につき八百五十円、そ
他のものについては百斤につき千
二百円とする。

6

消費税を課せられた砂糖、糖みつ
又は糖水でこの法律の施行前に製
造場にもどし入れられ、又は移入
されたもの(第八項の規定に該当
するものを除く)をこの法律の施
行後にその製造場から引き取る場
合においては、砂糖消費税法第十
二条第一項の規定にかかわらず、
消費税を徴収する。この場合にお
いては、改正後の同法第三条の税
率により算出した金額と改正前の

同条の税率により算出した金額と
の差額をその税額とする。

7 この法律の施行前に消費税を課
せられた砂糖、糖みつ、又は糖水を
原料として製造した砂糖、糖みつ
又は糖水(砂糖消費税法第三条第
一号の第三種の砂糖、同条第二号
の第一種の糖みつ及び次項の規定
に該当するものを除く)をこの法
律の施行後にその製造場から引き
取る場合において、当該砂糖、糖
みつ又は糖水について改正後の砂
糖消費税法第三条の税率により算
出した金額がその原料たる砂糖、
糖みつ又は糖水に課せられた消費
税額をこえるときは、同法第十二
条第二項の規定にかかわらず、そ
のこえる金額に相当する消費税を
徴収する。

8 この法律の施行の際製造場(消
費税を課せられた砂糖、糖みつ、又
は糖水を移入して分つししない砂
糖を製造する場所を除く)及び保
税地域以外の場所所砂糖(砂糖消
費税法第三条第一号の第一種甲類
の砂糖を除く)、糖みつ又は糖水
(同条第三号の第一種の糖水を除
く)を各種類を通じて合計三千斤
以上所持する者がある場合におい
ては、当該砂糖、糖みつ又は糖水
については、その者が、この法律
の施行の日これを製造場から引き
取つたものとみなして、消費税
を課する。この場合においては、改
正後の同条の税率により算出した
金額と改正前の同条の税率により
算出した金額との差額をその税額
として、その税額が三万円以下の
ときは、昭和二十九年四月三十日

限り、三万円をこえるときは、左
の区分によりその税額を各月に等
分して、その月の末日限り、これ
を徴収する。

税額三万円をこえるとき

昭和二十九年四月及び五月
税額十万円をこえるとき

同年四月から六月まで
税額三十万円をこえるとき

同年四月から七月まで
税額五十万円をこえるとき

同年四月から八月まで

9 前項に規定する者は、その所持
する砂糖、糖みつ又は糖水で同項
の規定に該当するものの貯蔵所並
びに貯蔵場所ごとの種別、類別及
び数量を、この法律の施行後一月
以内に、その貯蔵場所の所在地の
所轄税務署長に書面で申告しなけ
ればならない。

10 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

揮発油税法の一部を改正する法律
案

揮発油税法(昭和二十四年法律第
四十四号)の一部を次のように改正
する。

第四条中「二万四千円」を「一万三千
円」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十九年四月
一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に課した、又
は課すべきであつた揮発油税につ
いては、なお従前の例による。

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

3 揮発油税法第七條第一項若しくは

は第八條第一項又は租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二十六條第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場又は保税地域から引き取つた揮発油がその承認の際政府が指定した期間内にその承認を受けた引取先に移入され、若しくは輸出されたこと証明がない場合(当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。)及びこの法律の施行後に揮発油税法第九條第一項但書の規定による承認を受けて揮発油が消費され、又は譲渡された場合における揮発油税の徴収については、改正後の同法第四條の規定を適用する。

4 揮発油税を課せられた揮発油で

この法律の施行前に製造場にもどし入れられ、又は移入されたものをこの法律の施行後にその製造場から引き取る場合においては、揮発油税法第十二條の規定にかかわらず、揮発油税を徴収する。この場合においては、改正後の同法第四條の税率により算出した金額と改正前の同條の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

5 この法律の施行の際製造場及び

保税地域以外の場所合計十キロリットル以上の揮発油を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合においては、当該揮発油については、その者がこの法律の施行の日にこれを製造場から引き取つたものとみなして、揮発油税を

課する。この場合においては、改正後の揮発油税法第四條の税率により算出した金額と改正前の同條の税率により算出した金額との差額をその税額として、その税額が三万円以下のときは、昭和二十九年四月三十日限り、三万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額三万円をこえるとき
昭和二十九年四月及び五月
税額十万円をこえるとき
同年四月から六月まで
税額三十万円をこえるとき
同年四月から七月まで
税額五十万円をこえるとき
同年四月から八月まで

6 前項に規定する者は、その所持

する揮発油の貯蔵場所及び貯蔵場所ごとの数量を、この法律の施行後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

7 この法律の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

米國対日援助物資等処理特別会計

法等を廃止する法律案

米國対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律

計法等を廃止する法律

左に掲げる法律は、廃止する。

一 米國対日援助物資等処理特別会計法(昭和二十五年法律第六十五号)

二 一般会計の歳出の財源に充てるための米國対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に關する法律(昭和二十七年法律第六十四号)

する法律(昭和二十七年法律第六十四号)

三 一般会計の歳出の財源に充てるための米國対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に關する法律(昭和二十八年法律第二百八十二号)

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 米國対日援助物資等処理特別会計の昭和二十八年度分の収入支出並びに昭和二十七年及び昭和二十八年度の決算に關して、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際米國対日援助物資等処理特別会計に屬する資産(現金及び昭和二十八年度分の収入金に係る権利を除く。)及び負債(昭和二十八年度中に支払義務が生じた支出金でこの法律施行前に支出済とならなかつたものに係る負債を除く。)は、この法律の施行の際、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定による一般会計に帰属するものの外、米國対日援助物資等処理特別会計の昭和二十八年度の出納の完結の際同会計に屬する資産及び負債は、その出納の完結の際、一般会計に帰属するものとする。

5 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「米國対日援助物資等処理特別会計、一を削る。

6 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を

次のように改正する。

第七條第一項第五号及び第六号中、「米國対日援助物資等処理特別会計」を削る。

第九條第十六号中「引取、」を削り、同條第十七号を削る。

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

第二十一条の五中

二十万以下	百分の二十
二十万をこえる金額	百分の二十五
五十万をこえる金額	百分の三十
百万をこえる金額	百分の三十五
二百万をこえる金額	百分の四十
三百万をこえる金額	百分の四十五
四百万をこえる金額	百分の五十
五百万をこえる金額	百分の五十五
六百万をこえる金額	百分の六十
七百万をこえる金額	百分の六十五
八百万をこえる金額	百分の七十
九百万をこえる金額	百分の七十五
一千万をこえる金額	百分の八十
一千万以上	百分の八十五

二十万以下	百分の十五
二十万をこえる金額	百分の二十
五十万をこえる金額	百分の二十五
百万をこえる金額	百分の三十
二百万をこえる金額	百分の三十五
三百万をこえる金額	百分の四十
四百万をこえる金額	百分の四十五
五百万をこえる金額	百分の五十
六百万をこえる金額	百分の五十五
七百万をこえる金額	百分の六十
八百万をこえる金額	百分の六十五
九百万をこえる金額	百分の七十
一千万をこえる金額	百分の七十五
一千万以上	百分の八十

第二十四条第五項中「恩給法の規定による扶助料に關する権利その他を」第三條第一項第六号に規定するに改める。

第三十條第二十六條の次に次の一条を加える。

(立木の評價)

第二十六條の二 相続に因り取得した立木の価額は、当該立木を取得した時における立木の価額に百分の八十五の割合を乗じて算出した金額による。

第三十五條の二 第一項中「期限内申告書の提出期限」の下に「第五十五條但書の場合における更正については、同条但書に規定する財産の分割があつた日の翌日から四月を経過した日」を加える。

第四十一条第三項第三号中「及び投資信託を」並びに証券投資信託(証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以下同じ。)又は貸付信託(貸付信託法(昭和

二十七年法律第九十五号)第二条第一項に規定する貸付信託をいうに改める。

第五十條を次のように改める。

第五十條 削除

第五十一条第一項第三号中「納付の日までの日数」の下に「(期限内申告書又は期限後申告書を提出した者(期限内申告書の提出期限前に第三十五條の規定による決定の通知を受けた者を含む。)が修正申告書を期限内申告書の提出期限(期限後申告書を提出した者については、その提出の日)の翌日から一年を経過した日の後に提出した場合においては、当該一年を経過した日から修正申告書の提出の日までの日数を控除した日数)」を加え、同条第二項第二号中「六月を経過した日」の下に「(以下本号において「起算日」という。))」を、「納付の日までの日数」の下に「(修正申告書が起算日の翌日から一年を経過した日の後に提出された場合においては、当該一年を経過した日から

修正申告書の提出の日までの日数を控除した日数)」を加え、同条の次に次の一号を加える。

三 第五十五條の規定により分割されていない財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたため当該分割に因り取得した財産を基礎として申告書を提出したときは、当該分割があつた日の翌日から四月を経過した日(以下本号において「起算日」という。))から当該申告書の提出に因り第三十三條第二項又は第三項の規定により納付すべき相続税額の納付の日までの日数(修正申告書が起算日の翌日から一年を経過した日の後に提出された場合においては、当該一年を経過した日から修正申告書の提出の日までの日数を控除した日数)を加え、同条の次に次の一号を加える。

第五十一条第三項本文中「納付の日までの日数」の下に「(当該追徴税額が期限内申告書又は期限後申告書を提出した者(期限内申告書の提出期限前に第三十五條の規定による決定の通知を受けた者を含む。))についてなされた更正に係るものである場合において、当該更正の通知が期限内申告書の提出期限(期限後申告書を提出した者については、その提出の日)の翌日から一年を経過した日の後に提出されたときは、当該更正が詐偽その他の不正の行為により相続税又は贈与税を免れた者についてなされたものである場合を除く外、当該一年を経

過した日から当該更正の通知がなされた日までの日数を控除した日数)」を加え、同条第二号中「六月を経過した日」の下に「(以下本号において「起算日」という。))」を、「納付の日までの日数」の下に「(当該更正の通知が起算日から一年を経過した日の後になされた場合においては、当該更正が詐偽その他の不正の行為により贈与税を免れた者についてなされたものである場合を除く外、当該一年を経過した日から当該更正の通知がなされた日までの日数を控除した日数)」を加え、同条の次に次の一号を加える。

三 第五十五條の規定により分割されていない財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたため当該分割に因り取得した財産を基礎として第三十五條の規定による更正又は決定があつたときは、当該分割があつた日の翌日から四月を経過した日(以下本号において「起算日」という。))から当該更正又は決定に係る追徴税額の納付の日までの日数(当該追徴税額が更正に係るものである場合において、当該更正の通知が起算日から一年を経過した日の後になされたときは、当該更正が詐偽その他の不正の行為により相続税を免れた者についてなされたものである場合を除く外、当該一年を経

過した日から当該更正の通知がなされた日までの日数を控除した日数)」

第五十二条第一項第一号イ中「(前条第二項第二号又は同条第三項第二号の規定に該当するときは、当該各号に規定する日数の起算日)」を「(前条第二項第二号若しくは第三号又は同条第三項第二号若しくは第三号の規定に該当する場合において、当該各号に規定する起算日前に当該各号に規定する事由に因る申告書の提出、更正又は決定があつたときは、当該起算日)」に改め、同条ハ中「(第二号)の下に若しくは第三号)」を加え、「日数の起算日」を「起算日」に、「(前条第一項第一号)」を「(前条第一項第三号、同条第二項第二号若しくは第三号又は同条第三項本文若しくは同項第二号若しくは第三号の規定により控除すべき日数がある場合には、これを控除した日数とし、同条第一項第一号)」に改め、「合計日数」の下に「とする。」を加える。

第五十三条第一項中「当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る課税価格又は相続税額若しくは贈与税額に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、」を削り、「納付すべき相続税額若しくは贈与税額」の下に「(これらの税額の計算の基礎となつた事実のうち、当該更正前又は修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な事由がある」と認められるものがあるときは、その正当な事由があると認められる事実に基づき税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額)」を加える。

第五十九条第一項第三号中「証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)第二十一条に規定する」を削る。

第七十三条を削り、第七十四条を第七十三条とする。

附 則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の相続税法(以下「新法」という。)の規定(第三十五条の二の規定を除く。)は、この附則において特別の定めのあるものを除く外、昭和二十九年一月一日以後に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税又は贈与税は、贈与税から適用し、同日前に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

3 新法第五十一条及び第五十二条の規定は、この法律の施行の日以後に相続税法第三十三条第一項から第三項まで又は第三十七条に規定する納期限の到来する相続税額又は贈与税額に係る利子税額について適用し、同日前にこれらの納期限の到来した相続税額又は贈与税額に係る利子税額については、なお従前の例による。この場合において、新法第五十一条第一項第三号又は第三項本文に規定する一年を経過した日がこの法律の施行の日前であるとき、及び同条第二項第二号若しくは第三号又は同条第三項第二号若しくは第三号に規定する起算日の翌日から一年を経過した日がこの法律の施行の日前であるときにおけるこれらの規定の適用については、利子税額の計算の基礎となる日数から控除すべき日数は、この法律の施行の日から起算するものとする。

4 新法第五十三条の規定は、この法律の施行の日以後に決定の通知をする過少申告加算税額について適用し、同日前に決定の通知がされた過少申告加算税額については、なお従前の例による。

5 昭和二十九年一月一日以後に相続(包括遺贈及び被相続人からの相続人に對する遺贈を含む。)に因り財産を取得した者又はその相続人若しくは包括受遺者がこの法律の施行の日前に相続税法第二十七条の規定により申告書を提出すべき場合であつて、且つ、これらの者が同日前に同法の規定による申告書を提出し、又は同法第三十五条の規定による決定を受けている場合において、その申告又は決定に係る課税価格又は相続税額が新法第三條、第十二條、第十八條又は第二十六條の二の規定に因り過大となることとなつたときは、これらの者は、この法律の施行後二月以内に限り、当該申告書を提出した税務署長又は当該決定をした税務署長に對し、その過大となつた事項につき更正をなすべき旨の請求をすることができ、

6 前項の規定による更正の請求は、相続税法第三十二条の規定による更正の請求とみなす。

7 この法律の施行前にこの法律による改正前の相続税法(以下「旧法」という。)第五十条第一項に規定する報告をした者に対する報償金の交付及び罰則の適用については、旧法第五十条及び第七十三條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

骨牌税法の一部を改正する法律案
骨牌税法の一部を改正する法律案
骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項を次のように改める。

骨牌税ノ税率左ノ如シ
第一種 麻雀(紙製ノ麻雀及之ニ類スルモノヲ除ク)
甲類 象牙用ヒタルモノ
一組ニ付 六千円
乙類 牛骨ヲ用ヒタルモノ
一組ニ付 四千円
丙類 其ノ他ノモノ
一組ニ付 二千円
第二種 第一種ノ骨牌以外ノ骨牌
一組ニ付 六十円

附 則
1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた骨牌の税については、なお従前の例による。

3 骨牌税法第十二條の規定による骨牌の税の免除を受けてこの法律の施行前に製造所から引き取つた骨牌は、その免除を受けた日から六月の期間内に輸出されなかつた場合(当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。)又は当該骨牌がこの法律の施行後に骨牌税法第十四條第一項但書の規定による承認を受けて引き渡され、引き取られ、若しくは譲渡された場合における骨牌の税の徴収については、改正後の同法第四条の規定を適用する。

4 骨牌の税を課せられた骨牌は、この法律の施行前に製造所にもどし入れられ、又は移入されたものを、この法律の施行後にその製造所から引き取る場合においては、骨牌税法第十一條ノ二第一項本文の規定にかかわらず、骨牌の税を課する。この場合においては、改正後の同法第四条の税率により算出した金額と改正前の同法の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

5 この法律の施行の際製造所及び保税地域以外の場所において骨牌の製造者又は販売業者が販売のために骨牌を所持する場合においては、当該骨牌については、その者がこの法律の施行の日これを骨牌の製造所から引き取つたものとみなして、骨牌の税を課する。この場合においては、改正後の骨牌税法第四条の税率により算出した金額と改正前の同法の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

6 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

骨牌税法の一部を改正する法律案
骨牌税法の一部を改正する法律案に對する修正
骨牌税法の一部を改正する法律案に對する修正
骨牌税法の一部を改正する法律案に對する修正

骨牌税法の一部を改正する法律案に對する修正
骨牌税法の一部を改正する法律案に對する修正
骨牌税法の一部を改正する法律案に對する修正

骨牌税法の一部を改正する法律案に對する修正
骨牌税法の一部を改正する法律案に對する修正
骨牌税法の一部を改正する法律案に對する修正

骨牌税法の一部を改正する法律案に對する修正
骨牌税法の一部を改正する法律案に對する修正
骨牌税法の一部を改正する法律案に對する修正

骨牌税法の一部を改正する法律案に對する修正
骨牌税法の一部を改正する法律案に對する修正
骨牌税法の一部を改正する法律案に對する修正

第四条の改正規定中「四千円」を「二千五百円」に、「二千円」を「千八百円」に改める。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四十三條第一項に次の但書を加える。

但し、その定め、又は変更しようとする内容が、当該酒類業組合がその直接又は間接の構成員である第七十九條に規定する連合会又は第八十條に規定する中央会において大蔵大臣の認可を受けた協定の内容と同一であるときは、この限りでない。

第四十三條に次の一項を加える。

酒類業組合は、第一項但書の規定により大蔵大臣の認可を受けないうで協定を定め、又は変更したときは、總會において協定を定め、又は変更することを議決した日から二週間以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案
物品税法(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一種第六号を同種第七号とし、同種第五号の次に次の一号を加える。

六 高級毛皮製品

第一条第一項第二種甲類第四号中「但し第四十八号ニ掲グルモノヲ除ク」を削り、同類第五号を次のように改める。

五 高級普通乗用自動車(輪距百二十吋又ハ気筒容積四千立方糎ヲ超ユルモノニ限ル)

第一条第一項第二種戊類第五十一号から已類第六十四号までをそれぞれ当該類に属するものとして四号ずつ繰り下げ、同種戊類第五十号を次のように改める。

五十四 毛皮製品但し第一種

第六号ニ掲グルモノヲ除ク

第一条第一項第二種戊類第四十八号中「同部分品」の下に「但し第四号又ハ第十七号ニ掲グルモノトシテ物品税ヲ課セラルモノヲ除ク」を加え、同類第四十七号から第四十九号までを四号ずつ繰り下げ、同種丁類中第四十六号を次のように改める。

五十 小型普通乗用四輪自動車(電気ヲ動力源トスルモノ

ノニ在リテハ輪距百吋以下其ノ他ノモノニ在リテハ輪距百吋以下ニシテ気筒容積千五百立方糎以下又ハ四輪駆動式ノモノニ限ル)

第一条第一項第二種丁類第四十五号中「第五十八号」を「第六十二号」に改め、同類中第二十八号から第四十五号までを四号ずつ繰り下げ、同類第二十七号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 オルゴール又ハ之ヲ用ヒタル製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

第一条第一項第二種丙類第二十六号中「第四十六号及第六十号」を「第五号、第五十号及第六十四号」に改め、同類中第十九号から第二十六号までを三号ずつ繰り下げ、第十八号を削り、同類第十七号中「第四十四号」を「第十一号及第四十八号」に改め、同号を同類第二十一号とし、同類第十四号中「第五十五号」を「第五十九号」に改め、同類中同号から第十六号までを四号ずつ、第十号から第十三号までを二号ずつそれぞれ繰り下げ、同類中第十六号及び第十七号として次の二号を加える。

十六 テレビジョン受像機及同部分品但し第六十二号及第六十三号ニ掲グルモノヲ除ク

十七 高級時計但し第四号ニ掲グルモノヲ除ク

第一条第一項第二種乙類中第九号の次に次の二号を加える。

十 電気冷蔵庫、瓦斯冷蔵庫

及同部分品

十一 電気、瓦斯又ハ液体燃

料ヲ使用スルラジエーター(室内用ノモノニ限ル)又ハルームクーラー

第二条第二項の次に次の二項を加える。

内容積四立方呎以下ノ電気冷蔵庫及瓦斯冷蔵庫ニシテ前条第一項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ三十ノ税率ニ依ル

前条第一項第二種第五十号ニ掲グル物品ニシテ同項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ十五ノ税率ニ依ル

第三条ノ二を第三条ノ三とし、第三条の次に次の一条を加える。

第三条ノ二 小売業者ノ販売シタル第一種ノ物品ニシテ第一項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ物品税ヲ課スル価格ノ最低限(以下本条中課税最低限ト謂フ)ヲ定メタルモノノ対価タル金額ガ当該物品ノ課税最低限ノ額以上ニシテ当該課税最低限ノ額ト当該課税最低限ノ額ニ第二項ノ税率ヲ乗ジテ算出シタル金額トノ合計額ニ滿タザル場合ニ於テハ同条ノ規定ニ拘ラズ其ノ対価タル金額ト当該課税最低限ノ額トノ差額ヲ当該物品ノ税額トス

第七條第一項第二号及び同条第二項中「第三十二号又ハ第四十七号」を「第三十六号又ハ第五十一号」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 昭和三十年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるテレビジョン受像機で十四インチ(政令で定めるところにより通常の取引において使用される測定方法により測定した長さによる。)以下のブラウン管を使用したもの及びその部分品(ブラウン管及びテレビジョン受像機に限る。)については、改正後の物品税法第一條第一項の規定にかかわらず、その価格の百分の十五の税率による。

3 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

4 物品税法第十一條第一項、第十二條第一項又は第十三條第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた物品がその承認の際政府が指定した期間内にその承認を受けた移出先若しくは引取先に移入され、若しくは輸出され、又はその承認を受けた用途に供されたことの証明がない場合(当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。)における物品税の徴収については、改正後の物品税法第一條及び第二條の規定を適用する。

5 物品税法第十二條第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた物品について、この法律の施行後にその用途が変更された場合における同条第二項の規定による物品税の徴収については、改正後の物品税法第一

条及び第二條の規定を適用する。

6 この法律の施行前より引き続いて改正後の物品税法第一條第一項第一種第六号に掲げる物品の小売業を営み、又は同項第二種第十六号に掲げる物品若しくはオルゴール若しくはこれを用いた製品を製造する者は、この法律の施行後一月以内に、その旨及びその販売場又は製造場の位置をその所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならぬ。

7 前項の規定による申告をした者は、この法律の施行の日において物品税法第十五條の規定による申告をした者とみなす。

8 第六項及び物品税法第十八條第一項第一号の規定は、この法律の施行前より引き続いて改正後の物品税法第一條第一項第一種第六号に掲げる物品の小売業を営み、又は同項第二種第十六号に掲げる物品若しくはオルゴール若しくはこれを用いた製品を製造する者で、この法律の施行後一月以内に小売業又は製造を廃止するものについては、適用しない。

9 この法律の施行の際製造場及び保税地域以外の場所左に掲げる物品(第二号又は第三号に掲げるものについては三個以上、第五号に掲げるものについてはその所持する数量全部の価格が十万円以上のものに限る。)を所持する当該物品の製造者又は販売者がある場合においては、当該物品については、その者が製造者としてこれをこの法律の施行の日製造場から移出したものとみなして、物品税

を課する。この場合においては、第一号及び第五号に掲げる物品についてはその価格の百分の二十、第二号及び第四号に掲げる物品についてはその価格の百分の十、第三号に掲げる物品についてはその価格の百分の三十（テレビジョン受像機のうち、第二項に掲げるものについては百分の十五）の税率により算出した金額をその税額とする。

一 改正後の物品税法第一条第一項第二種第五号に掲げる物品
二 改正後の物品税法第一条第一項第二種第十号に掲げる物品
（同法第二条第三項の規定の適用を受ける物品を除く。）及び同種第十一号に掲げる物品
三 テレビジョン受像機
四 改正後の物品税法第一条第一項第二種第二十九号に掲げる物品（総重量百十インチをこえるものを除く。）
五 改正後の物品税法第一条第一項第二種第十七号に掲げる物品

10 前項に規定する税額が三万円以下るときは、昭和二十九年四月三十日限り、三万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末日限り、これを徴収する。
税額三万円をこえるとき
昭和二十九年四月及び五月
税額十万円をこえるとき
同年四月から六月まで
税額三十万円をこえるとき
同年四月から七月まで
税額五十万円をこえるとき
同年四月から八月まで

11 第九項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに品目別の数量及び価格を、この法律の施行後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

12 この法律の施行の際製造場以外の場所において物品の販売者が所持する改正後の物品税法第一条第一項第一種第六号に掲げる物品については、政令で定めるところにより、物品税法第四条の規定にかかわらず、物品税を免除する。

13 第六項、第九項及び前項の規定は、これらの項に規定する物品が改正後の物品税法第一条第一項の規定に基づき政令で定められた物品に該当する場合に限り、適用する。

14 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

物品税法の一部を改正する法律案に対する修正案
物品税法の一部を改正する法律案に対する修正

物品税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
（一）第一条第一項第二種戊類第五十号から己類第六十四号までの改正に関する部分中、「四号ずつ繰り下げ」を「二号ずつ繰り下げ」に、「五十四」を「五十二」に改める。
（二）第一条第一項第二種戊類第四十七号から第四十九号までの改正に関する部分中、「但し第四号又ハ第

十七号ニ掲グルモノトシテ物品税ヲ課セラルモノヲ除ク」を「但し第四号ニ掲グルモノヲ除ク」に、「四号ずつ繰り下げ」を「二号ずつ繰り下げ」に、同種丁類第四十六号の改正に関する部分中、「五十」を「四十八」に改める。
（三）第一条第一項第二種丁類第二十七号から第四十五号までの改正に関する部分中、「四号ずつ繰り下げ」を「二号ずつ繰り下げ」に改める。
（四）第一条第一項第二種丙類の改正に関する部分中、「四号ずつ繰り下げ」を「二号ずつ繰り下げ」に改める。
（五）第一条第一項第二種丙類第二十六号中「第四十六号及第六十号」を「第五号、第四十八号及第六十二号」に改め、同類中第十九号から第二十六号までを「二号ずつ繰り下げ、第十八号を削り、同類第十七号中「第四十四号」を「第十一号及第四十六号」に改め、同類第十四号中「第二十号とし、同類第十四号中「第五十五号」を「第五十七号」に改め、同類中同号から第十六号までを「三号ずつ、第十号から第十三号までを「二号ずつそれぞれ繰り下げ、同類第十六号として次の一号を加える。
十六 テレビジョン受像機及同部分品但し第六十号及第六十一号ニ掲グルモノヲ除ク
（六）第二条の改正に関する部分中、「第五十号」を「第四十八号」に改める。

（七）第七条の改正に関する部分の次に次のように加える。
第十三条の次に次の一条を加える。
第十三条ノ二 前条第一項第一号ノ適用ヲ受ケタル物品ハ之ヲ本法施行地ニ於テ使用シ（同条第四項ニ規定スル手續ニ依リ購入シタル物品ヲ当該購入者ガ使用スル場合ヲ除ク）若ハ消費シ又ハ輸出以外ノ目的ニ充ツル為ニ譲渡シ若ハ譲受タルコトヲ得ズ但シ当該物品ニ付同条第一項第一号ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場ヨリ移出シタル者又ハ同条第四項ニ規定スル手續ニ依リ購入シタル者ガ命令ノ定ムル手續ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前条第一項第二号又ハ第三号ノ適用ヲ受ケタル物品ハ其ノ物品税ノ免除ヲ受ケタル日ヨリ二年間其ノ用途以外ノ用途ニ供シ又ハ其ノ用途以外ノ用途ニ供スル為ニ譲渡シ若ハ譲受タルコトヲ得ズ但シ同項第二号又ハ第三号ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場ヨリ移出シ若ハ保税地域ヨリ引取リタル者又ハ此等ノ者（第一種ノ物品ニ付テハ小売業者）ヨリ当該物品ヲ購入シタル者ガ命令ノ定ムル手續ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前二項ノ承認ヲ受ケタル物品ニ

（八）附則第二項中「百分の十五」を「百分の十二」に改める。
（九）附則第十四項を附則第十六項とする。
（十）附則第十三項中「第六項、第九項」を「第八項、第十一項」に改め、同項を附則第十五項とする。
（十一）附則第十二項を附則第十四項とする。
（十二）附則第十一項中「第九項」を「第十一項」に改め、同項を附則第十三項とする。
（十三）附則第十項を附則第十二項とする。
（十四）附則第九項中「第五号に掲げるものについてはその所持する数量全部の価格が十万円以上」及び

付テハ其ノ承認ヲ受ケタル者ヨリ当該承認ヲ受ケタル時ニ於ケル価格（前条第一項第一号ノ適用ヲ受ケタル物品ニシテ同条第四項ノ適用ヲ受ケタル物品以外ノ物品ニ付テハ同条第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場ヨリ移出シタル時ニ於ケル価格）ニ応ジ直ニ物品税ヲ徴取ス此ノ場合ニ於テハ前条第二項及第四項本文ノ規定ヲ適用セズ
第十八条第一項に次の一号を加える。
三 第十三条ノ二第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタル者
第十八条第三項を次のように改める。
第一項ノ場合ニ於テハ犯人ヨリ直ニ其ノ物品税ヲ徴取ス此ノ場合ニ於テハ同項第三号ノ規定ニ該当スルトキハ第十三条第二項又ハ第四項本文ノ規定ヲ適用セズ
附則第二項中「百分の十五」を「百分の十二」に改める。
附則第十四項を附則第十六項とする。
附則第十三項中「第六項、第九項」を「第八項、第十一項」に改め、同項を附則第十五項とする。
附則第十二項を附則第十四項とする。
附則第十一項中「第九項」を「第十一項」に改め、同項を附則第十三項とする。
附則第十項を附則第十二項とする。
附則第九項中「第五号に掲げるものについてはその所持する数量全部の価格が十万円以上」及び

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

「及び第五号」を削り、「百分の十五」を「百分の十二」に、「第二十九号」を「第二十八号」に改め、第五号を削り、同項を附則第十一項とする。

(15) 附則第八項中「第六項」を「第八項」に、「若しくはオルゴール若しくはこれを用いた製品」を削り、「廃止するもの」の下に「及び昭和二十九年九月一日前から引き続き第四項に掲げる物品を製造する者で、同日以後一月以内に製造を廃止するもの」を加え、同項を附則第十項とする。

(16) 附則第七項中「この法律の施行の日」の下に「(その者が第四項に掲げる物品を製造する者である場合には、昭和二十九年九月一日)」を加え、同項を附則第九項とする。

(17) 附則第六項中「若しくはオルゴール若しくはこれを用いた製品」を削り、「一月以内に」の下に「昭和二十九年九月一日前から引き続き第四項に掲げる物品を製造する者は、同日以後一月以内に」を加え、同項を附則第八項とする。

(18) 附則第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の二項を加える。

3 当分の間、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる改正後の物品税法第一条第一項第二種第三十四号に掲げる物品のうち果実を原料とした果実じゅう、果実水及び果実みつに課せられるべき物品税の税率は、同法第二条第一項の規

定にかかわらず、その価格の百分の十とする。

4 昭和二十九年六月一日から同年八月三十一日までの間に製造場から移出される前項に掲げる物品のうち、うんしゅうみかん、夏みかん(ひらが夏みかん、伊予みかん、なるとみかん、三宝かん及びはつさくを含む)、りんご又はぶどうのさくじゅう、濃縮しないものを原料とし、且つ、乳化剤又は乳化香料を使用しないで製造した果実水については、前項の規定にかかわらず、物品税を課さない。

関税法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和二十九年三月二十四日

衆議院議長 河井 彌八
衆議院議長 堤康次郎殿

関税法案

関税法(明治三十二年法律第六十一号)の全部を改正する。

目次
第一章 総則(第一条、第二条)

第二章 賦課及び徴収(第三条、第十四条)

第三章 船舶及び航空機(第十五条、第二十八条)

第四章 保税地域
第一節 総則(第二十九条、第三十六条)

第二節 指定保税地域(第三十七、七条、第四十一条)

第三節 保税上屋(第四十二、条、第四十九条)

第四節 保税倉庫(第五十条、第五十五条)

第五節 保税工場(第五十六条、第六十二条)

第六章 運送(第六十三条、第六十六、七条)

第七章 通関(第六十七、七条、第七十八、九条)

第八章 収容及び留置(第七十九、八条、第八十条)

第九章 異議の申立、審査の請求及び訴訟(第八十一条、第九十五、九条)

第十章 雑則(第九十六、九条、第一百八、九条)

第十一章 罰則(第九十九、九条、第一百八、九条)

分
第一節 犯罪事件の調査及び処分(第一百九、九条、第一百三十六、七条、第一百四十、七条)

第二節 犯罪事件の処分(第一百九、九条、第一百三十六、七条、第一百四十、七条)

附則
第一章 総則

(趣旨)
第一条 この法律は、関税の賦課及び徴収並びに貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)
第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、左の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

一 「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨物(外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。)又は輸出の許可を受けた貨

物を本邦に(保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に)引き取ることをいう。

二 「輸出」とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。

三 「外国貨物」とは、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物(外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。)で輸入が許可される前のものをいう。

四 「内国貨物」とは、本邦にある貨物で外国貨物でないもの及び本邦の船舶により公海で採捕された水産物をいう。

五 「外国貿易船」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往來する船舶をいう。

六 「外国貿易機」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往來する航空機をいう。

七 「沿海通航船舶」とは、本邦と外国との間を往來する船舶以外の船舶をいう。

八 「国内航空機」とは、本邦と外国との間を往來する航空機以外の航空機をいう。

九 「船舶用品」とは、燃料、飲食物その他の消耗品及び帆布、網、じょうろその他これらに類する貨物で、船舶において使用するものをいう。

十 「機用品」とは、航空機において使用する貨物で、船舶用品に準ずるものをいう。

十一 「開港」とは、別表第一に掲げる港をいう。但し、第九十六条第二項(開港の開鎖)の規定により開港でなくなつたものを除く。

十二 「税関空港」とは、別表第二

に掲げる空港をいう。

十三 「不開港」とは、港、空港その他これらに代り使用される場所、開港及び税関空港以外のものをいう。

第二章 賦課及び徴収
(課税物件)
第三条 輸入貨物には、この法律及び関税法(明治四十三年法律第五十四号)により、関税を課する。但し、条約中に関税について特別の規定があるときは、当該規定による。

(課税物件の確定)
第四条 関税は、輸入申告の時に附ける輸入貨物の性質及び数量により課する。但し、左の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる時におけるその性質及び数量により課する。

一 保税倉庫に置かれた外国貨物で、第五十三条(外国貨物を入れる際の検査)の規定により、保税倉庫に入れた際、税関の検査を受けたもの(第二号、第三号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。第五十二条第一項(外国貨物を入れることの承認)の規定により保税倉庫に入れたことが承認された時

二 第五十六条(保税工場の許可)に規定する保税作業による製品である外国貨物で、第六十二条(保税工場)において準用する第五十二条第一項(保税倉庫に外国貨物を入れることの承認)の規定によりその原料である外国貨物を保税工場に入れることが承認された時の性質及び数量により課税を受けることについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けたもの(第七

に掲げる空港をいう。

七に掲げる空港をいう。

七に掲げる空港をいう。

七に掲げる空港をいう。

七に掲げる空港をいう。

七に掲げる空港をいう。

七に掲げる空港をいう。

七に掲げる空港をいう。

七に掲げる空港をいう。

七に掲げる空港をいう。

七に掲げる空港をいう。

七に掲げる空港をいう。

号及び第八号に掲げるものを除く。外国貨物を保税工場に入れたことが承認された時

三 第六十一条第一項(保税工場外における保税作業)の規定により指定された場所と同項の規定により指定された期間を経過した後置かれていた外国貨物(前号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。同項の規定により外国貨物又はその原料である外国貨物を保税工場から出すことが許可された時

四 保税上屋、保税倉庫若しくは保税工場に置かれた外国貨物又は第三十条第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定により税関長の許可を受けた外国貨物で、亡失し、又は滅却されたもの(第一号、第二号、第五号及び第八号に掲げるものを除く。亡失又は滅却の時

五 第六十三条第一項(保税運送)又は第六十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物で、その指定された運送の期間内に運送先に到着しないもの(第一号、第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。運送が承認された時

六 郵便物(第七号及び第八号に掲げるものを除く。陸揚又は取卸の時

七 収容され、若しくは留置された貨物、差押物件又は領置物件で、公売に付され、又は隨意契約により売却されるもの、公売又は売却の時

八 第一百八条第三項(犯罪貨物)についての関税の徴収)の規定により関税を徴収すべき貨物犯罪が行われた時

(適用法令)

第五条 関税は、輸入申告の日において適用される法令により課する。但し、左の各号に掲げる貨物については、当該各号に掲げる日において適用される法令により課する。

一 前条第三号から第八号までに掲げる貨物(前条第三号に掲げる貨物にあつては、同条第二号に掲げる貨物を除かないものとす。同条第四号及び第五号に掲げる貨物にあつては、同条第一号及び第二号に掲げる貨物を除かないものとする。当該各号に掲げる時の属する日

二 保税倉庫に置かれた外国貨物(前号に掲げるものを除く。輸入が許可された日(第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取)の規定により引き取ることを承認された貨物については、その承認がされた日)

(納税義務者)

第六条 関税は、この法律又は関税法に別段の規定がある場合を除く外、輸入申告をした者から徴収する。

(徴収の順位)

第七条 関税は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の法令の規定にかかわらず、当該関税を徴収すべき外国貨物について、他の公課及び債権に先だつて徴収する。

2 税関は、関税が納付されていない外国貨物について国税徴収法の規定による滞納処分(他の法令においてその例によるものとされる場合を含む)、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の規定

による強制執行若しくは破産法(大正十一年法律第七十一号)の規定による破産手続がされ、又は競売法(明治三十一年法律第十五号)の規定による競売の開始があつたときは、これらの処分をする行政機関、公共団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人又は破産管財人に對し、当該貨物についての関税の交付を求めることができる。

3 国税徴収の例により徴収する場合における関税及びその滞納処分費の徴収の順位については、国税徴収法第二十一条第一項(徴収の順位)に規定する国税及びその滞納処分費の順位による。

(納税の告知)

第八条 関税を徴収しようとするときは、納税義務者に対し、その納金額及び納付場所を指定して、納税の告知をしなければならない。

2 第六十一条第五項(保税工場外における保税作業の場合の関税の徴収)若しくは第六十五条第一項(運送の期間の経過に因る関税の徴収)若しくは第六十六条第三項(製造用原料品についての関税の徴収)、第十七条第三項(再輸出免税を受けた貨物についての関税の徴収)第十八条第三項(船舶の建造又は修繕用貨物についての関税の徴収)若しくは第十九条第四項(輸出貨物の製造用原料品についての関税の徴収)の規定により関税を徴収する場合において担保の提供があつたときは、又は第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取)の規定により承認を受けた貨物について関税を徴収するときの納税の告知は、前項の規定による外、その納期日をあわせて指定しなければならない。

(担保)

第九条 この法律又は関税法の規定により提供する関税の担保の種類は、左に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 税関長が確実と認める仕債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)

四 税関長が確実と認める保証人の保証

2 前項の担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

(担保を提供した場合の充当又は徴収)

第十条 関税の担保として金銭を提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて関税の納付に充てることができる。

2 関税の担保が提供された場合において、第八条第二項(納税の告知)の規定により指定された納期日までに関税が完納されるときは、政令で定めるところにより、担保として提供された金銭をもつて直ちに関税に充て、若しくは金銭以外の担保物を公売してその代金をもつて公売に要した費用及び関税に充て、又は保証人にその旨を通知して関税を納付させる。

3 前項の規定により、担保として提供された金銭をもつて関税に充て、又は公売の代金をもつて公売に要した費用及び関税に充てたお不足額があるときは、納税義務者から、国税徴収の例により、その不足額を徴収する。

4 第二項に規定する保証人が関税を完納しないときは、納税義務者から、国税徴収の例により徴収し、その徴収した金額をもつて徴収すべき関税及び滞納処分費に充ててなお不足額があるときは、保証人から、国税徴収の例により、その不足額を徴収する。

5 前項の保証人は、国税徴収法第三十二条(財産をかくす等の罪)の規定の適用については、納税者とみなす。

(担保を提供しない場合の徴収)

第十一条 第四十五条第一項(保税上屋の許可を受けた者の関税の納付義務(第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)、第五十五条(保税倉庫)及び第六十二条(保税工場)において準用する場合を含む。)、第四十七条第三項(保税上屋の許可が消滅した場合の取扱(第五十五条及び第六十二条において準用する場合を含む。))若しくは第一百八条第三項(犯罪貨物)についての関税の徴収)若しくは関税法第九條第二項(不當廉売者等からの関税の徴収)、第十五条第二項(特定用途免税を受けた貨物についての関税の徴収)若しくは第十六条第二項(外交官用貨物等についての関税の徴収)の規定による関税の徴収又は関税の徴収に不足額があつた場合におけるその不足額の徴収については、国税徴収の例による。第六十一条第五項(保税工場外における保税作業の場合の関税の徴収)若しくは第六十五条第一項(運送の期間の経過に因る関税の徴収)又は関税法第十三条第六項(製造用原料品についての関税の徴収)、第十七条第三項(再輸出免税を受けた貨物についての関税の

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

徴収)、第十八条第三項(船舶の建造又は修繕用貨物についての関税の徴収)若しくは第十九条第四項(輸出貨物の製造用原料品についての関税の徴収)の規定による関税の徴収について担保の提供がなかつた場合も、また同様とする。

(利子税額)

第十二条 関税を徴収する場合において、納税義務者が第八条第二項(納税の告知の規定により指定された納期日又は国税徴収の例により徴収する場合において指定された納期日までに関税を完納しないときは、その未納に係る関税額に對し、当該納期日の翌日から当該関税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相當する利子税額をあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る関税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる関税額は、同項の未納に係る関税額からその一部納付に係る関税額を控除した額による。

3 利子税額計算の基礎となる関税額が千円未満である場合においては、第一項の規定を適用せず、当該関税額に千円未満の端数がある場合においては、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合においては、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において

て、その納税義務者が納付した税額が同項の未納に係る関税額に達するまでは、その納付した税額は、当該関税額に充てられたものとする。但し、国税徴収の例により徴収する場合における国税徴収法第二十八条(公売代金等の充當又は配分)の規定の適用を妨げない。

(還付加算金)

第十三条 納税義務者が納付した関税又は滞納処分費に過誤納があつたため当該過誤納額を還付する場合においては、当該関税又は滞納処分費が納付された日の翌日から還付のため支払う日までの期間(還付のため過誤納金があることを納税義務者に通知した日後三十日以内)に当該過誤納金の還付の請求をしない場合においては、当該通知をした日後三十日を経過した日から還付の請求があつた日までの期間を除く)に應じ、当該過誤納額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額(以下この条において「還付加算金」という)をその還付すべき金額に加算する。

2 前項の規定は、還付加算金の計算の基礎となる過誤納額が千円未満である場合においては適用せず、当該過誤納額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てる。

3 前二項の規定により計算した還付加算金の額が三百円未満である場合においては、還付加算金は加算せず、還付加算金の額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てる。

4 二回以上に分けて納付した関税又は滞納処分費について過誤納を生じた場合における第一項の規定の適用については、過誤納額に相當する関税又は滞納処分費は、最後の納付の日に納付があつたものとし、当該過誤納額がその日の納付額をこえる場合においては、過誤納額に達するまで順次にさかのぼつてそれぞれの納付の日にその納付があつたものとする。

(時効)

第十四条 関税の徴収権は、これを行使することができるときから二年を経過したときは、時効に因り消滅する。但し、詐欺その他不正の行為により関税を免かれ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合の関税の徴収権は、この限りでない。

2 関税の過誤納に因り生ずる請求権は、その納付の日から二年を経過したときは、時効に因り消滅する。

3 前二項の期間内にした納税の告知又は支払の請求は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百三十三条(催告と時効の中断)の規定にかかわらず、時効を中断する。

第三章 船舶及び航空機
(入港手続)

第十五条 外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、入港の時から二十四時間(その時間が日曜日又は政令で定める休日(以下「休日」という)に含まれる場合においては、これらの日に含まれる時間を除いて計算する。以下第十八

条第一項(入出港の簡易手続)において同じ)以内に入港届、積荷目録、船用品目録、旅客氏名表及び乗組員氏名表を税関に提出するとともに、船舶国籍証書及び最近の仕出港の出港許可書又はこれらに代る書類を税関職員に呈示しなければならない。

2 外国貿易船が税関空港に入港したときは、機長は、直ちに積荷目録、旅客氏名表、乗組員氏名表その他政令で定める事項を総括した入港届を税関に提出するとともに、最近の出港地の出港許可書又はこれに代る書類を税関職員に呈示しなければならない。

(貨物の積卸)

第十六条 外国貿易船又は外国貿易機(以下「外国貿易船等」という)に對する貨物の積卸は、あらかじめ税関長の承認を受けた場合を除く外、積荷目録の提出前には行ならない。但し、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

2 船舶又は航空機に外国貨物の積卸をしようとする者は、政令で定めるところにより、積卸についての書類を税関職員に呈示しなければならない。外国貿易船等に内国貨物の積卸をしようとする者も、また同様とする。

(出港手続)

第十七条 外国貿易船等が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、税関に出港届を提出してその許可を受けなければならない。

(入出港の簡易手続)

第十八条 外国貿易船が開港に入港した場合において、その船用品以外の貨物の積卸をしないで入港の時から二十四時間以内に再出港するときは、第十五条第一項(外国貿易船の入港手続)及び前条の規定を適用しない。但し、船長は、入港届及び出港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。

2 外国貿易船が税関空港に入港した場合において、その機用品以外の貨物の積卸をしないで出港するときは、第十五条第二項(外国貿易機の入港手続)及び前条の規定を適用しない。但し、機長は、その旨を出港の時までに税関に届け出なければならない。

(執務時間外の貨物の積卸)

第十九条 日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関の執務時間外において、外国貨物を積んでいる船舶若しくは航空機に貨物の積卸をし、又は船舶若しくは航空機に外国貨物を積み込もうとするときは、税関長の許可を受けなければならない。但し、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

(不開港への出入)

第二十条 外国貿易船等の船長又は機長は、税関長の許可を受けた場合を除く外、当該外国貿易船等を不開港に出入させてはならない。但し、検査のみを目的として検査区域に出入する場合又は避難その他やむを得ない事故がある場合は、この限りでない。

2

外国貿易船等が前項但書の事故に因り不開港に入港したときは、船長又は機長は、直ちにその事由を附してその旨を税関職員に（税関職員がいなければ警察官に）届け出なければならない。

(外国貨物の仮陸揚)

第二十一条 外国貨物を仮に陸揚（取卸を含む。以下同じ。）しようとするときは、船長又は機長は、税関に（税関が設置されていない場所においては税関職員に、税関職員がいなければ警察官に）あらかじめその旨を届け出なければならない。但し、遭難その他やむを得ない事故に因りあらかじめ届け出ることができない場合においては、陸揚した後直ちにその旨を届け出なければならない。

(沿海通航船等の外国寄港の届出等)

第二十二條 沿海通航船又は国内航空機（以下「沿海通航船等」という。）が遭難その他やむを得ない事故に因り外国に寄港して本邦に帰つたときは、船長又は機長は、直ちにその旨を税関に届け出るとともに、外国においてその船用品又は機用品を積み込んだ場合においては、その目録を税関に提出しなければならない。

(船用品又は機用品の積込)

第二十三條 本邦と外国との間を往來する船舶又は航空機にその船用品又は機用品を積み込むときは、船長又は機長は、税関に（税関が設置されていない場所においては税関職員に）届け出てその承認を受けなければならない。

但し、遭難その他やむを得ない事故に因り不開港に入港し、その船用品又は機用品を積み込むことについて緊急な必要がある場合において、税関職員がいなければ、警察官にあらかじめその旨を届け出なければならない。

2 前項の承認は、当該承認に係る船用品又は機用品の種類及び数量が船舶又は航空機の種類、トン数又は自重、航海又は航行の日数並びに旅客及び乗組員の数等を勘案して適当と認められるときは、これをしなければならぬ。

(船舶又は航空機と陸地との交通等)
第二十四條 本邦と外国との間を往來する船舶又は航空機と陸地との間の交通又は貨物の積卸は、税関長の許可を受けた場合を除く外、その指定した場所を経て行わなければならない。

2 本邦と外国との間を往來する船舶又は航空機と沿海通航船等との間の交通は、税関長の許可を受けた場合を除く外、行つてはならない。

(船舶又は航空機の資格の変更)
第二十五條 外国貿易船等以外の船舶又は航空機を外国貿易船等として使用しようとするときは、船長又は機長は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。

外国貿易船等を外国貿易船等以外の船舶又は航空機として使用しようとするときも、また同様とする。
(船長又は機長の行為の代行)
第二十六條 第二十条（不開港への

出入）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚）、第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込）又は前条の規定により船長又は機長がなすべき行為は、これらの条に規定する船舶又は航空機の所有者若しくは管理者又はこれらの者の代理人も行うことができる。

(船長又は機長の職務代行者)

第二十七條 この章の規定で船長又は機長に適用されるものは、船長又は機長がその職務を行うことができない場合においては、船長又は機長に代つてその職務を行う者に適用する。

(税関職員に対する便宜供与)

第二十八條 税関職員が職務を執行するため船舶又は航空機に乗り込む場合においては、船長又は機長は、税関職員に対し職務の執行に必要な場所の提供その他の便宜を与えなければならない。

第四章 保税地域

第一節 総則

(保税地域の種類)

第二十九條 保税地域は、指定保税地域、保税上屋、保税倉庫及び保税工場の四種とする。

(外国貨物を置く場所の制限)

第三十條 外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。但し、左の各号に掲げるものについては、この限りでない。

- 一 難破貨物
- 二 保税地域に置くことが困難又は著しく不適当であると認め税関長が期間及び場所を指定して許可した貨物

三 郵便物、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定により押収された物件その他政令で定める貨物（貨物の出し入れ）

第三十一条 外国貨物、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物を保税地域に入れ、又は保税地域から出そうとする者は、あらかじめ税関に届け出なければならない。

2 前項に規定する貨物を保税地域に入れ、又は保税地域から出そうとするときは、税関職員の立会を受けなければならない。但し、税関長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(見本の一時持出)
第三十二条 保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。

(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)
第三十三条 日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関の執務時間外において、外国貨物、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物を保税地域に入れ、若しくは保税地域から出し、又は保税地域においてこれらの貨物の取扱をしようとするときは、税関長の許可を受けなければならない。但し、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

(外国貨物の廃棄)

第三十四条 保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。但し、第四十五条第一項但書（保税上屋の許可を受けたる者の関税の納付義務の免除）（第三十六条（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）、第五十五条（保税倉庫）及び第六十二条（保税工場）において準用する場合を含む。）の規定により減却について承認を受けた場合は、この限りでない。

はじめその旨を税関に届け出なければならない。但し、第四十五条第一項但書（保税上屋の許可を受けたる者の関税の納付義務の免除）（第三十六条（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）、第五十五条（保税倉庫）及び第六十二条（保税工場）において準用する場合を含む。）の規定により減却について承認を受けた場合は、この限りでない。

(税関職員の派出)
第三十五条 税関長は、保税地域に税関職員を派出して、税関の事務の一部を処理させることができる。

(保税地域についての規定の準用)
第三十六条 第三十一条第二項（税関職員の立会）、第三十二条から第三十四条まで（見本の一時持出・執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱・外国貨物の廃棄）、第四十条（指定保税地域における貨物の取扱）（第一項第三号及び第四号を除く。）及び第四十五条（保税上屋の許可を受けた者の関税の納付義務）の規定は、第三十条第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が指定した場所」と読み替えるものとする。

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

第二節 指定保税地域

(指定保税地域の指定又は取消)

第三十七条 指定保税地域とは、
一 国、地方公共団体又は日本国有鉄道が所有し、又は管理する土地又は建設物その他の施設で、開港又は税関空港における税関手続の簡易、且つ、迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所として大蔵大臣が指定したものをいう。

2 大蔵大臣は、指定保税地域を利用して行われる外国貿易の減少その他の事由に因りその全部又は一部を存置する必要があると認めるときは、これについて前項の指定を取り消すことができる。

3 大蔵大臣は、指定保税地域の指定をしようとするときは、あらかじめ当該指定をしようとする土地又は建設物その他の施設の所有者及び管理者に協議し、且つ、公開による聴聞を行い、輸出入業者その他の当該指定について利害関係がある者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。指定保税地域の指定の取消をしようとするときも、また同様とする。

4 大蔵大臣は、指定保税地域の指定又は指定の取消をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

(指定保税地域の処分等)

第三十八条 指定保税地域の指定を受けた土地又は建設物その他の施設の所有者又は管理者は、左の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ税関長に協議し

なければならない。但し、所有者又は管理者が、国、地方公共団体及び日本国有鉄道以外の者である場合においては、税関長の承認を受けなければならない。

一 当該土地又は建設物その他の施設の譲渡、交換、貸付その他の処分又はその用途の変更
二 当該土地の工事又は当該土地内における建設物その他の施設の建築

三 当該建設物その他の施設の改築、移転、撤去その他の工事
2 前項の場合において、税関長は、同項の協議又は承認の申請に係る行為が指定保税地域の利用を妨げず、且つ、この法律の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、これについて同意し、又は承認しなければならない。

3 税関長は、指定保税地域において税関の事務を能率的に執行するため必要があると認めるときは、その所有者及び管理者の同意を得て、当該指定保税地域と当該指定保税地域以外の場所とを区別するため、当該指定保税地域にしよう壁その他これに類する施設を設けることができる。

4 指定保税地域の指定を受けた土地又は建設物その他の施設の所有者又は管理者は、正当な事由がなければ、外国貨物又は輸出しようとする貨物の積卸若しくは運搬をし、又はこれを置くことを拒むことができる。

第三十九条 税関長は、指定保税地域の目的を達成するため必要があ

ると認めるときは、指定保税地域に入れることができる貨物の種類を定めることができる。

(貨物の取扱)

第四十条 指定保税地域においては、外国貨物、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物については、その積卸若しくは運搬をし、又はこれを置くことの外、左の各号に掲げる行為で税関長の許可を受けたものに限り行うことができる。

一 内容の点検
二 改築、仕分その他の手入
三 見本の展示
四 簡単な加工
五 前各号に掲げるものに類する行為で税関長が指定したもの

2 税関長は、指定保税地域の利用を妨げず、且つ、この法律の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の許可をしなければならない。

(指定の取消後における外国貨物)
第四十一条 指定保税地域の指定が取り消された場合において、その取消の際、当該指定保税地域に外国貨物があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その指定が取り消された場所を指定保税地域とみなす。

第三節 保税上屋

(保税上屋の許可)

第四十二条 保税上屋とは、外国貨物の積卸若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものを用いる。

2 前項の許可の期間は、十年をこえることができない。但し、政令で定めるところにより、十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。

3 税関長は、第一項の許可又は前項但書の更新をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

(許可の要件)

第四十三条 税関長は、左の各号の一に該当する場合においては、前条第一項の許可をしないことができる。

一 前条第一項の許可を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)が保税上屋の許可を取り消された者であつて、その取り消された日から三年を経ない場合
二 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経ない場合

三 申請者がこの法律以外の法令の規定に違反して禁以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない場合
四 申請者が前三号の一に該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合
五 申請者の資力が薄弱であるためこの法律の規定により課される負担にたえないと認められる場合その他保税上屋の業務を遂行するのに十分な能力がないと認められる場合

六 前条第一項の許可を受けようとする場所の位置又は設備が保税上屋として不適当であると認められる場合
七 前条第一項の許可を受けようとする場所について保税上屋としての利用の見込又は価値が少いと認められる場合

(貨物の収容能力の増減等)
第四十四条 保税上屋の許可を受けた者は、当該保税上屋の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改築、移転その他の工事をしようとするときは、税関長の承認を受けなければならない。

2 第三十八条第二項(指定保税地域の処分等)の規定は、前項の承認(許可を受けた者の関税の納付義務)について準用する。

第四十五条 保税上屋にある外国貨物が亡失し、又は滅却されたときは、当該保税上屋の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。但し、外国貨物が災害その他やむを得ない事由に因り亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 税関長は、保税上屋にある外国貨物が腐敗し、若しくは変質し、又は他の外国貨物を害する虞がある等の事由に因りこれを滅却することがやむを得ないと認めるとき

は、前項但書の承認をしなければならぬ。

(休業又は廃業の届出)

第四十六條 保税上屋の許可を受けた者は、許可の期間内に当該保税上屋の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならぬ。

(許可の消滅)

第四十七條 保税上屋の許可は、左の各号に掲げる場合において消滅する。

- 一 許可を受けた者が当該保税上屋の業務を廃止したとき。
- 二 許可を受けた者が死亡し、又は解散したとき。
- 三 許可を受けた者が破産の宣告を受けたとき。
- 四 許可の期間が満了したとき。
- 五 税関長が許可を取り消したとき。

2 保税上屋の許可が消滅したときは、税関長は、直ちにその旨を公告しなければならない。

3 保税上屋の許可が消滅した場合において、その消滅の際、当該保税上屋に外国貨物があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その許可が消滅した場所を保税上屋とみなす。この場合において、当該許可を受けていた者又はその相続人（許可を受けていた法人が合併に因り消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人）は、外国貨物を出し終るまでは、保税上屋についての義務を免れることができない。

(許可の取消)

第四十八條 税関長は、左の各号の一に該当する場合においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税上屋に入れることを停止させ、又は保税上屋の許可を取り消すことができる。

- 一 許可を受けた者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が保税上屋の業務についてこの法律の規定に違反したとき。
- 二 許可を受けた者について第四十三條第三号から第七号まで（保税上屋の許可をしないことができる場合）のいずれかに該当することとなつたとき。

2 税関長は、前項の処分をしようとするときは、当該処分に係る保税上屋の許可を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて聴聞し、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。

(指定保税地域についての規定の準用)

第四十九條 第四十條（指定保税地域における貨物の取扱）（第一項第三号及び第四号を除く。）の規定は、保税上屋について準用する。

第四節 保税倉庫

(保税倉庫の許可)

第五十條 保税倉庫とは、外国貨物を置くことができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

(外国貨物を置くことができる期間)

第五十一條 保税倉庫に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を最初に保税倉庫に入れることが承認された日から二年とする。

(外国貨物を入れることの承認)

第五十二條 保税倉庫に外国貨物を入れようとする者は、政令で定めるところにより、税関の承認を受けなければならない。

2 税関は、保税倉庫に外国貨物を入れることが他の法令の規定によりできない場合及び保税倉庫の利用を妨げる場合を除く外、前項の承認をしなければならない。

(外国貨物を入れる際の検査)

第五十三條 外国貨物を自家用の保税倉庫に入れるときは、政令で定めるところにより、税関の検査を受けなければならない。

2 外国貨物を営業用の保税倉庫に入れるときは、政令で定めるところにより、税関の検査を受けることができる。

(記帳義務)

第五十四條 保税倉庫の許可を受けた者は、当該保税倉庫にある外国貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

(指定保税地域及び保税上屋についての規定の準用)

第五十五條 第四十條（指定保税地域における貨物の取扱）（第一項第四号を除く。）、第四十二條第二項及び第三項（保税上屋の許可の期間及び公告）並びに第四十三條から第四十八條まで（保税上屋の許可の要件・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の消滅・許可の取消）の規定は、保税倉庫について準用する。

可の要件・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の消滅・許可の取消）の規定は、保税倉庫について準用する。

第五節 保税工場

(保税工場の許可)

第五十六條 保税工場とは、外国貨物についての加工若しくはこれを原料とする製造（混合を含む。）又は外国貨物に係る改装、仕分その他の手入（以下これらの加工若しくは製造又は改装、仕分その他の手入を「保税作業」という。）をすることができるところとして、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

(外国貨物を置くことができる期間)

第五十七條 保税工場に保税作業のため外国貨物を置くことができる期間は、当該保税工場に入れることが承認された日から一年とする。

2 税関長は、特別の事由があると認めるときは、申請により、前項の期間を延長することができる。但し、通じて三年をこえることができない。

(保税作業の届出)

第五十八條 保税工場において保税作業をしようとする者は、その開始及び終了の際、その旨を税関に届け出なければならない。但し、第四十條第二号（原料課税）の規定により承認を受けた場合における保税作業の開始については、この限りでない。

(国内貨物の使用等)

第五十九條 保税工場における保税作業（改装、仕分その他の手入を除く。）に外国貨物と国内貨物とを使用したときは、これによつてできた製品は、外国から本邦に到着した外国貨物とみなす。

2 政令で定めるところにより、税関長の承認を受けて、外国貨物と国内貨物とを混じて使用したときは、前項の規定にかかわらず、これによつてできた製品のうち当該外国貨物の数量に対応するものを外国から本邦に到着した外国貨物とみなす。

(加算税額)

第六十條 第四十條第二号（原料課税）の規定により承認を受けた外国貨物で、その承認の日の翌日から百日を経過した日後輸入されるものについては、その関税を徴収する際、当該関税額の外、その経過した日から輸入の許可の日までの日数に依り当該関税額百四につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する加算税額をあわせて徴収する。

2 第十二條第三項及び第四項（利子税額についての端数の切捨）の規定は、前項の加算税額について準用する。

(保税工場外における保税作業)

第六十一條 税関長は、加工貿易の振興に資し、且つ、この法律の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、政令で定めるところにより、期間及び場所を指定し、保税工場にある外国貨物について保税作業をするため、これを

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

- 1 保税工場以外の場所に出すことを許可することができる。
 - 2 税関長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、その許可に係る外国貨物の関税額に相当する担保を提供させることができる。
 - 3 第一項の規定により許可を受けて保税工場から出さうとする外国貨物が第四号第二号(原料課税)に規定する承認に係る貨物以外のものである場合には、これを、これを輸出するに、税関の検査を受けなければならない。
 - 4 第一項の許可を受けて同項の規定により指定された場所に出されている外国貨物は、同項の規定により指定された期間が満了するまでは、その出された保税工場にあるものとみなす。
 - 5 第一項の規定により指定された期間が経過した場合において、その指定された場所と同項の規定により許可を受けた外国貨物又はその製品があるときは、当該貨物がその指定された場所に出された保税工場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。
- (保税上屋及び保税倉庫についての規定の準用)
- 第六十二条 第四十二条第二項(保税上屋の許可の期間)、第四十三条から第四十八条まで(保税上屋の許可の要件・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の消滅・許可の取消)第五十二條(保税倉庫に外国貨物を入れること)の承認、第五十三條第一項(保税倉庫に外国貨物を入れる際の検査)及び第五十四條(保税倉庫の記載義務)の規定は、保税工場について準用する。この場合において、第四十八条第一項中「保税上屋に入れることを停止せしめ」とあるのは「保税工場に入れ、

- 若しくは保税工場において保税作業をすることを停止せしめ」と、第五十三條第一項中「自家用の保税倉庫」とあるのは「保税工場」と読み替へるものとする。
- 第五章 運送
- 第六十三条 外国貨物(郵便物及び政令で定めるその他の貨物を除く。以下この章において同じ。)は、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び第三十條第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定により税関長が指定した場所相互間に限り、外国貨物のまま運送することができる。この場合においては、その運送をしようとする者は、税関に申告し、貨物の検査を経て、その承認を受けなければならない。
- 2 税関長は、前項の場合において必要があると認めるときは、関税額に相当する担保を提供させることができる。
- 3 第一項の運送に際しては、政令で定めるところにより、運送目録を税関に呈示し、その確認を受けなければならない。
- 4 税関は、第一項の承認をする場合において、相当と認められる運送の期間を指定しなければならない。この場合において、その指定後災害その他やむを得ない事由が生じたため必要があると認めるときは、税関は、その指定した期間を延長することができる。
- 5 第一項の規定により承認を受けた外国貨物が運送先に到着したときは、その承認を受けた者は、第三項の規定により確認を受けた運送目録を、直ちに到着地の税関に提出しなければならない。
- (離散貨物等の運送)
- 第六十四条 左の各号に掲げる外国貨物は、前条第一項前段の規定にかかわらず、そのある場所から開

- 港、税関空港、保税地域又は税関官署に外国貨物のまま運送することができる。この場合においては、その運送をしようとする者は、税関(税関が設置されていない場所においては税関職員)の承認を受けなければならない。但し、税関が設置されていない場所から運送をしようとするに際して緊急な必要がある場合には、税関職員がいなければ、警察官にあらかじめその旨を届け出なければならない。
- 一 離散貨物
- 二 運航の自由を失つた船舶又は航空機に積まれていた貨物
- 三 仮に陸揚された貨物
- 2 前条第四項の規定は、前項の承認について準用する。
- 3 第一項の承認を受け、又は同項の届出をした外国貨物が運送先に到着したときは、その承認を受け、又は届出をした者は、当該承認又は届出を証する書類を、直ちに到着地の税関に提出しなければならない。
- (運送の期間の経過に因る関税の徴収)
- 第六十五条 第六十三條第一項(保税運送)又は前条第一項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物がその指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、運送の承認を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。但し、当該貨物が災害その他やむを得ない事由に因り亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。
- 2 第四十五條第二項(保税上屋の許可を受けた者の関税の納付義務の免除)の規定は、前項但書の承認について準用する。
- (内国貨物の運送)
- 第六十六条 内国貨物を外国貿易船

- 等に積んで本邦内の場所相互間を運送しようとする者は、税関に申告してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けた貨物が運送先に到着したときは、その承認を受けた者は、当該承認を証する書類を、直ちに到着地の税関に提出しなければならない。
- 第六章 通関
- (輸出又は輸入の許可)
- 第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、税関に申告し、貨物の検査を経て、その許可を受けなければならない。
- (輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)
- 第六十八条 輸出申告又は輸入申告に際しては、仕入書を税関に提出しなければならない。但し、税関においてこれを提出することができない事由があるとき、税関は、この限りでない。
- 2 前項の仕入書により輸入貨物の課税価格を決定することが困難であると認められるときは、又は同項但書に該当するときは、税関は、契約書その他課税価格の決定のために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。
- (貨物の検査場所)
- 第六十九条 第六十七條(輸出又は輸入の許可)の検査は、税関長が指定した場所で行うものとする。
- 2 前項の規定により指定された場所以外の場所で行う検査を受けようとする者は、税関長の許可を受けなければならない。
- 3 税関長は、貨物の性質又は数量により税関長が指定した場所での検査をすることが不適当であり、且つ、検査を能率的に行うのに支障がないと認めるときは、前項の許可をしなければならぬ。

- (証明又は確認)
- 第七十条 他の法令の規定により輸出又は輸入に關して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの(以下この項において「許可、承認等」という)を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けようとする旨を税関に証明しなければならない。
- 2 他の法令の規定により輸出又は輸入に關して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、第六十七條(輸出又は輸入の許可)の検査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。
- 3 第一項の証明がされず、又は前項の確認を受けられない貨物については、輸出又は輸入を許可しない。
- (原産地を偽つた表示がされている貨物の輸入)
- 第七十一条 原産地について直接又は間接に偽つた表示がされている外国貨物については、輸入を許可しない。
- 2 税関は、前項の外国貨物については、その原産地の表示に偽りがある旨を輸入申告をした者に、直ちに通知し、期間を指定して、その者の選択により、その表示を消させ、若しくは訂正させ、又は当該貨物を積みもどさせなければならない。
- (関税の納付と輸入の許可)
- 第七十二条 関税を納付すべき外国貨物については、関税が納付された後(第十條第二項担保を提供した場合の充當又は徴収)の規定により担保として提供された金銭又は金銭以外の担保物の公売の代金をもつて関税に充てる場合においては、その手続が完了した後でなければ、輸入を許可しない。

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

(輸入の許可前における貨物の引取)

第七十三条 外国貨物を輸入申告の後輸入の許可前に引き取らうとする者は、関税額に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。

2 輸入の許可を与えることができない場合(前条の規定による場合を除く)においては、税関長は、前項の承認をしてはならない。

3 第一項の承認を受けた外国貨物は、この法律の適用については、第四條課税物件の確定、第五條(適用法令)、第三十一条(貨物の出し入れ)、第三十二条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)、第四十条(指定保税地域における貨物の取扱)(第四十九条(保税上屋)及び第五十五条(保税倉庫)において準用する場合を含む。)、前条、第五十六条(税関職員の特権)及び第六六条(特別の場合における税関長の権限)を除く外、内国貨物とみなす。

(輸入を許可された貨物とみなすもの)

第七十四条 外国貨物で、郵政官署から交付された郵便物(政令で定めるものを除く)、第八十四条第一項から第三項まで(収容貨物の公売又は売却)(第八十八条(留置貨物)及び第九十二条第三項(留置物件又は差押物件)において準用する場合を含む。若しくは第三十三條第二項(留置物件又は差押物件の公売)の規定により公売に付され、若しくは隨意契約により売却されて買受人が買受けたもの、第六十八條第一項(没収)若しくは関税法第二十一條第二項(輸入禁制品の処分)の規定により没収されたもの、第六三十四條第三項(留置物件又は差押物件の帰属)の規定により国庫に帰属したもの又は第六三十八條第一項

(通告処分)の規定により納付されたものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

(外国貨物の積みもどし)

第七十五条 本邦から外国に向けて行つた外国貨物(仮に陸揚された貨物を除く)の積みもどしは、第六十七條から第七十條まで(輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・証明書の提出)の貨物の輸入・関税の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取)及び前条の規定は、郵便物については適用しない。但し、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物は、政令で定めるところにより、税関の検査を受けるものとする。

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六條 第六十七條から第七十條まで(輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・証明書の提出)の貨物の輸入・関税の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取)及び前条の規定は、郵便物については適用しない。但し、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物は、政令で定めるところにより、税関の検査を受けるものとする。

2 税関職員は、前項但書の検査をするに際しては、信書の秘密を侵してはならない。

3 郵政官署は、第一項但書の規定により検査を受けるべき郵便物を受取つたときは、その旨を税関に通知しなければならない。

4 第七十條(証明又は確認)の規定は、第一項但書の規定により検査を受ける郵便物について準用する。この場合において、同条第一項中「輸出申告又は輸入申告」とあり、又は同条第二項中「第六十七條(輸出又は輸入の許可)の検査」とあるのは、「第七十六條第一項但書の検査」と、同条第三項中「輸出又は輸入を許可しない」とあるのは、「郵政官署は、その郵便物を発送し、又は名あて人に交付し

ない。」と読み替へるものとする。

(郵便物の関税の納付等)

第七十七條 関税を納付すべき物と内容とする郵便物があるときは、税関は、その関税額を郵政官署に通知しなければならない。

2 郵政官署は、前項の通知を受けるときは、郵便物を交付する前に、その関税額を名あて人に通知しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取らうとする者は、政令で定める場合を除く外、郵政官署に申し出て、印紙をもつてその関税を納付しなければならない。

(原産地を偽つた表示がされている郵便物)

第七十八條 輸入される郵便物中にある信書以外の物にその原産地について直接又は間接に偽つた表示がされているときは、税関は、その旨を郵政官署に通知しなければならない。

2 郵政官署は、前項の通知を受けたときは、名あて人に、その選択により、同項の表示を消させ、又は訂正せよと指示しなければならない。

3 名あて人が第一項の表示を消し、又は訂正しないときは、郵政官署は、その郵便物を交付してはならない。

第七章 収容及び留置

(貨物の収容)

第七十九條 税関は、保税地域の利用についてその障害を除き、又は関税の徴収を確保するため、左の各号に掲げる貨物を収容することができ、この場合においては、税関は、故意又は過失に因り損害を与えた場合を除く外、その危険を負担しない。

一 指定保税地域又は保税上屋にある外国貨物で、当該指定保税地域又は保税上屋に入れた日から十五日を経過したもの

二 保税倉庫にある外国貨物で、

第五十一条(保税倉庫に外国貨物を置くことができる期間)に規定する期間を経過したもの

三 保税工場にある外国貨物で、第五十七條(保税工場に外国貨物を置くことができる期間)に規定する期間を経過したもの

四 第四十一条(指定保税地域の指定の取消後における外国貨物)又は第四十七條第三項(保税上屋の許可の消滅後における外国貨物)(第五十五条(保税倉庫)及び第六十二条(保税工場)において準用する場合を含む。)の規定により指定保税地域又は保税上屋、保税倉庫若しくは保税工場とみなされた場所にある外国貨物で、これらの規定により税関長が指定する期間を経過したもの

五 第三十条第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定により許可を受け、指定された場所にある外国貨物で、同号の規定により指定された期間を経過したもの

六 保税地域にある貨物のうち、第六六条第一号(特別の場合における税関長の権限)の規定により当該保税地域から出すことを命ぜられたもので、同号の規定により税関長が指定した期間を経過したもの

七 第八十三条第一項(収容の解除)の規定による承認を受け、その際置かれていた場所にある貨物で、その承認の日から三日(その期間中に日曜日又は休日がある場合においては、これらの日を除く。)を経過したもの(第八十条第三項但書(収容された貨物の保管)の規定により保管された外国貨物で、第六十七條(輸出又は輸入の許可)の許可又は第七十三條第一項(輸入の許可前における貨物の引取)の承認を受けたものを除く。)

許可前における貨物の引取)の承認を受けたものを除く。

2 前項各号に掲げる貨物が生活力を有する動植物であるとき、腐敗し、若しくは変質したとき、腐敗若しくは変質の虞があるとき、又は他の外国貨物を害する虞があるときは、同項各号に掲げる期間は、短縮することができる。

3 税関は、第一項又は前項の規定により貨物を収容したときは、政令で定めるところにより、直ちにその旨を公告しなければならない。この場合において、前項の規定による期間の短縮があるときは、税関は、収容された貨物の知れている所有者、管理者その他の利害関係者にその旨を通知しなければならない。

(収容の方法)

第八十条 収容は、税関が貨物を占有して行つたものとする。

2 収容される貨物の質権者又は留置権者は、他の法令の規定にかかわらず、その貨物を税関に引き渡さなければならない。

3 収容された貨物は、税関が管理する場所に保管する。但し、その場所に保管することが困難又は不適当であると認められる貨物については、その貨物が置かれていた場所の管理者の承諾を得て、その者に保管させることができる。この場合においては、税関は、封印その他の方法でその貨物が収容されたものであることを明らかにしなければならない。

(収容の効力)

第八十一条 収容の効力は、収容された貨物から生ずる天然の果実に及ぶものとする。

2 収容は、裁判上の仮差押又は仮処分によつてその執行を妨げられない。

(収容課金)

第八十二条 収容された貨物につい

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

ては、貨物の種類、容積又は重量及び収容期間を基準として政令で定める額の収容課金を課する。

(収容の解除)

第八十三条 収容された貨物についてその解除を受けようとする者は、政令で定めるところにより、収容に要した費用及び収容課金を税関に納付してその承認を受けなければならない。

2 税関は、収容された貨物の引取が確定であると認められるときは、前項の承認をしなければならない。

(収容貨物の公売又は売却等)

第八十四条 収容された貨物が最初収容された日から四月を経過してなお収容されているときは、税関は、政令で定めるところにより、公告した後当該貨物を公売に付する。この場合において、公売に付される貨物については第二項の規定による期間の短縮があるときは、第七十九条第三項後段(収容の通知)の規定を準用する。

2 収容された貨物が生活力を有する動植物であるとき、腐敗し、若しくは変質したとき、腐敗若しくは変質の虞があるとき、又は他の外国貨物を害する虞があるときは、前項の期間は、短縮することができ。

3 税関長は、収容された貨物が公売に付することができないものであるとき、又は公売に付された場合において買受人がないときは、政令で定めるところにより、これを隨意契約により売却することができ。

4 第一項若しくは第二項又は前項の規定により第七十一条第一項(原産地を偽った表示がされている貨物)の貨物を公売に付し、又は隨意契約により売却する場合においては、税関は、原産地を偽った表示を消さなければならない。

5 税関長は、収容された貨物で人

の生命又は財産を害する急迫した危険を生ずる虞があるものを廃棄することができ。

6 第八十一条第二項(収容と仮差押又は仮処分)の規定は、第一項若しくは第二項又は第三項の規定による公売又は隨意契約による売却について準用する。

(公売代金等の充当及び供託)

第八十五条 前条第一項若しくは第二項又は第三項の規定により貨物を公売に付し、又は隨意契約により売却した場合においては、その代金をもつて公売又は隨意契約による売却に要した費用、収容に要した費用、収容課金、関税及びその他の国税に、順次に充て、なお残金があるときは、政令で定めるところにより、公売又は隨意契約による売却の際における当該貨物の所有者のために、これを供託する。

2 前条第一項若しくは第二項又は第三項の規定により公売に付され、又は隨意契約により売却された貨物について、その収容の際、質権又は留置権を有していた者は、前項の規定により供託された残金について、他の債権者に先だつて、当該貨物について要した保管料、立替金その他の費用の弁済を受けることができる。この場合においては、その者は、民法第三百三十条(動産の先取特権の順位)に掲げる第一順位の先取特権者と同一順位の権利を有する。

(旅客等の携帯品の留置)

第八十六条 旅客又は乗組員の携帯品が第七十条第三項(証明又は確認ができない貨物)の規定に該当する貨物であるときは、税関は、留置証と引換にこれを留置することができ。

2 前項の規定により留置された貨物の返還を受けようとする者は、その留置に要した費用を税関に納付しなければならない。

(原産地を偽った表示がされている貨物の留置)

第八十七条 税関は、第七十一条第一項(原産地を偽った表示がされている貨物)の貨物について当該貨物の輸入申告をした者が同条第二項の規定により指定された期間内に原産地を偽った表示を消し、若しくは訂正し、又は当該貨物を積みもどさないときは、これを留置する。

2 前項の規定により留置された貨物は、政令で定めるところにより、原産地を偽った表示が消され、若しくは訂正され、又は当該貨物が積みもどされると認められる場合に限り返還する。

3 前条第二項の規定は、前項の返還について準用する。

(収容についての規定の準用)

第八十八条 第七十九条第一項後段(収容貨物についての危険の負担)第八十一条(収容の方法)、第八十二条(収容の効力)、第八十三条(収容貨物の公売又は売却等)及び第八十五条(公売代金等の充当及び供託)の規定は、前二条の留置について準用する。

第八章 異議の申立、審査の請求及び訴訟

(審査の請求において同じ)に対して異議の申立をすることができ。

2 税関長は、通信、交通その他の状況に因り前項の期間内に異議の申立をすることができないことについてやむを得ない事由があると認める者については、同項の期間を延長することができる。

3 税関長は、第一項の異議の申立があつたときは、当該申立があつた日から一月以内に、その申立をした者又はその代理人の出頭を求めて聴聞し、又はその他の方法により、不服の事由を説明する機会を与えて、当該申立に対する決定をし、その理由を附記した書面に通知しなければならない。

(審査の請求)

第九十条 関税の賦課若しくは徴収に関する処分又は滞納処分(国税徴収の例により関税を徴収する場合における滞納処分をいう。以下同じ)について不服がある者は、当該処分に係る通知を受けた日から(処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日)から一月以内に、政令で定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該処分をした税関長に対して審査の請求をすることができ。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による審査の請求について準用する。

3 税関長は、第一項の審査の請求があつた場合において、その請求の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定してその補正をさせることができる。

(審査の決定)

第九十一条 税関長は、前条第一項の審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該請求があつた日から一月

以内に、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面に通知し、これをその請求をした者に通知しなければならない。

一 審査の請求が前条第一項の期間の経過後にされたとき、又は同条第三項の規定により税関長が補正を求めた場合において同項の期間内に補正がなかつたとき、当該請求を却下する決定

二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるとき、当該請求を棄却する決定

三 審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるとき、当該請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

(審査の請求と処分の執行)

第九十二条 審査の請求は、関税についての処分の執行を停止しない。但し、税関長は、相当の事由があると認めるときは、関税の全部若しくは一部の徴収を停止することとできる。

(訴訟)

第九十三条 第九十一条(審査の決定)の規定による決定に對し不服がある者は、決定の通知を受けた日から一月以内に、不服の事由を記載した書面をもつて、大蔵大臣に對して訴訟をすることができ。

2 第八十九条第二項(異議の申立の期間の延長)、第九十条第三項(審査の請求の方式等の補正)及び前条の規定は、前項の訴訟について準用する。

(訴訟の裁決)

第九十四条 大蔵大臣は、前条第一項の訴訟があつたときは、関税訴訟審査会に諮問して裁決する。

(関税訴訟審査会)

第九十五条 前条の規定による諮問に應じ訴訟について調査審議するため、大蔵省の附屬機関として、関税訴訟審査会を置く。

2 関税訴訟審査会は、会長及び委員八人以上で組織する。

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

- 3 会長及び委員は、学識経験がある者又は関係行政機関の職員のうちから大蔵大臣が任命し、その任期は二年とする。但し、欠員が生じた場合の後任の会長又は補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 会長及び委員は、再任することができる。
 - 5 会長は、関税訴訟審査会の会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
 - 6 会長及び委員は、非常勤とする。
 - 7 会長及び委員は、自己の利害に關係する議事に参与することができない。
 - 8 前各項に規定するものを除く外、関税訴訟審査会の運営について必要な事項は、政令で定める。
- 第九章 雑則
- (開港及び税関空港)
- 第九十六条 開港の港域は、政令で定めるものを除く外、港域法(昭和二十三年法律第百七十五号)で定めるところにより、税関空港の港域は、政令で定めるところによる。

- 十五隻に達しないことが引き続く二年に及んだとき。
- 3 前項各号の期間は、一月一日を起算日として計算する。
 - 4 開港が第二項の規定により開港でなくなつたときは、最近の機会において別表第一の整理をするものとする。
- (警察官等の通報)
- 第九十七条 警察官は、第二十条第二項(事故に因る不開港への入港)、第二十一条(外国貨物の仮陸揚)、第二十三条第一項(船舶用品又は機用品の積込)又は第六十四条第一項(但書)(難破貨物等の運送)の規定による届出を受理したときは、直ちにその旨を税関に通報しなければならない。
- 2 市町村長が、水難救護法(明治三十二年法律第九十五号)の規定により公売し、売却を認可し、又は引き渡す場合、警察署長が、遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の規定により返還し、売却し、又は引き取り取捨する場合その他税関職員以外の公務員が物件を処分する場合に外国貨物があるときは、あらかじめその旨を税関に通知しなければならない。
- (臨時開港)
- 第九十八条 日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関の執務時間外において、税関の政令で定める臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受けなければならない。
- 2 税関長は、税関の事務の執行上支障がないと認めるときは、前項の承認をしなければならない。
- (承認又は許可の基準)
- 第九十九条 第十六条第一項(積荷目録提出前の貨物の積卸)、第五十条第二項(保税工場における外国貨物と内国貨物とを混用する使用)、第六十三条第一項(保税運送)、第六十四条第一項(難破貨物等の運送)若しくは第六十六条第一項(内国貨物の運送)の承認又は第十七条(出港手続)、第十九条(執

- 務時間外の貨物の積卸)、第二十条第一項(不開港への出入)、第二十四条(船舶又は航空機と陸地との交通等)、第三十条第二号(許可)を受けて保税地域外に置く外国貨物(第三十二条(見本の一時持出))第三十六条(許可)を受けて保税地域外に置く外国貨物)において準用する場合は、若しくは第三十三条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱(第三十六条において準用する場合を含む))の許可は、この法律の実施を確保する上に支障がないと認められるときは、これをしなければならない。
- (手数料)
- 第一百条 左の各号に掲げる許可又は承認を受ける者は、当該各号に規定する事項を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。
- 第十九条(執務時間外の貨物の積卸)若しくは第三十二条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱(第三十六条(許可)を受けて保税地域外に置く外国貨物)において準用する場合を含む))の許可又は第九十八条第一項(臨時開港)の承認、日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関の執務時間外において税関職員が当該許可又は承認により執務する時間
- 二 第二十條第一項(不開港への出入)の許可、外国貿易船の純トン数又は外国貿易船の自重
- 三 第四十二条第一項(保税上屋)、第四十三条(保税倉庫)又は第五十六条(保税工場)の許可
- 四 当該許可に係る保税上屋、保税倉庫又は保税工場の種別、延坪数及び許可の期間並びに当該保税上屋、保税倉庫又は保税工場において行つた税関の事務の種別(第六十九条第二項(指定地外検査(第七十五条(外国貨物の積込を含む))の許可)当該許可に係る検査に要する時間

- (手数料の軽減又は免除)
- 第一百一条 税関長は、指定保税地域の利用の増加を図り、又は輸出の振興に資するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、指定保税地域について第三十三条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)の許可を受けたる者又は第四十二条第一項(保税上屋)、第五十六条(保税倉庫)若しくは第五十六条(保税工場)の許可を受けた者が前条の規定により納付すべき手数料を軽減し、又は免除することができる。
- 2 税関長は、第四十二条第一項(保税上屋)、第五十六条(保税倉庫)又は第五十六条(保税工場)の許可を受けた者が第四十六条(保税上屋の休業又は廃業の届出)(第五十五条(保税倉庫)及び第六十二条(保税工場)において準用する場合を含む)の規定により業務の休止を届け出たときは、政令で定めるところにより、前条の規定により納付すべき手数料を免除することができる。
- (証明又は計表の交付及び統計)
- 第一百二条 税関は、税関の事務に於ける証明書類又は左の各号に掲げる事項についての計表の交付を請求する者があるときは、これを交付しなければならない。
- 一 輸出され、又は輸入された貨物
- 二 入港し、又は出港した外国貿易船等
- 三 前二号に掲げるものを除く外、外国貿易についての事項で政令で定めるもの
- 2 前項の証明書類又は計表の交付を請求する者は、政令で定めるところにより、証明書類又は計表の枚数を基準として定められる手数料を納付しなければならない。
- 3 税関は、第一項各号に掲げる事項についての統計を作成しなければならない。
- 4 大蔵大臣は、前項の統計を集計し、政令で定めるところにより、

- 定期的に公表しなければならない。
- (買受人の制限)
- 第一百三條 関税の担保物、収容された留置物、若しくは没収された貨物、留置物件又は差押物件で、税関において公売に付され、又は隨意契約により売却されるものについては、税関職員及びその所有者は、いづれの方法によつてもこれを買い受けることができない。
- (武器の携帯及び使用)
- 第一百四條 税関職員は、この法律の規定に基いて貨物の輸出若しくは輸入についての取締又は犯罪事件についての調査を行うに当り、特に必要があるときは、自分の間、小型の武器を携帯することができ
- 2 税関職員は、前項の取締又は調査を行うに当り、特に自己若しくは他人の生命若しくは身体の保護又は公務の執行に対する抵抗の抑止のため、やむを得ない必要があると認めるときは、その事由がある場合において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、同項の武器を使用することができる。
- (税関職員の権限)
- 第一百五條 税関職員は、この法律(第一章(犯罪事件の調査及び処分)を除く)又は関税定率法の規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、左の各号に掲げる行為をすることができ
- 一 外国貿易船等、外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機若しくは車両で外国貨物を積んでいるもの、これらに積まれている貨物保税地域にあり、若しくは保税地域に出し入れされる貨物又はこれらの貨物以外の外国貨物について、所有者、占有者、管理者、船長、機長、運送人その他の関係者に質問し、若しくは検査し、又はこれらに代えて

関係書類を呈示させ、若しくは提出させること

二 前号に掲げる貨物についての帳簿書類を検査し、又は当該貨物若しくはそのある場所に封かんを施すこと

三 第五十三条(保税倉庫に外国貨物を入れる際の検査)(第六十二條(保税工場)において準用する場合を含む)、第六十一条第三項(保税作業のため保税工場から出す外国貨物の検査)、第六十三条第一項(保税運送)、第六十七條(輸出又は輸入の許可)(第七十五條(外国貨物の積み込み)において準用する場合を含む)又は第七十六條第一項但書(郵便物の検査)に規定する検査に際し、見本を採取し、又は提供させること

四 外国貿易船等若しくは外国貨物を積み、若しくは積み込むものとして、若しくは積込み場として、若しくは航空機に乗り込み、又は保税地域に出入する車両の運行を一時停止させること

五 関税定率法第十三条第一項(製造用原料品の減税又は免税)、第十八条第一項(船舶の建造又は修繕用貨物の免税)又は第十九条第一項(輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税)の規定により関税の軽減若しくは免除を受けた貨物、その製品若しくは製造用機械器具又はこれらについての帳簿書類を検査すること

六 関税定率法第九条第一項(不相当廉売関税)に規定する不相当廉売された貨物の輸入又は輸入された貨物の不相当廉売について、

その輸入者、不相当廉売者その他の関係者に質問し、又はこれらの貨物若しくはこれらの貨物についての帳簿書類を検査すること

2 税関職員は、前項の規定により職務を執行するときは、制服を着用し、且つ、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(特別の場合における税関長の権限)

第六六条 税関長は、この法律の実施を確保するためやむを得ない必要があると認める相当の事由があるときは、左の各号に掲げる行為をすることができ、

一 外国貿易船等若しくは外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機で外国貨物を積んでいゝものへの貨物の積卸若しくは保税地域にある貨物の取扱を一時停止させ、又は期間を指定して保税地域にある貨物を出させること

二 船舶又は航空機の出発を一時延期させ、又は航行を一時停止させること

(税関長の権限の委任)

第六七条 税関長は、政令で定めるところにより、その権限の一部を税関支署長に委任することができる。

(外国とみなす地域)

第六八条 この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、当分の間、外国とみなす。

第十章 罰則

第九九条 関税定率法第二十一条第一項(輸入禁制品)に掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

第一百条 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 詐偽その他不正の行為により関税を免かれ、又は関税の払いもどしを受けた者

二 関税を納付すべき貨物について詐偽その他不正の行為により関税を納付しないで輸入した者

2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

3 前二項の犯罪に係る関税又は関税の払いもどしの額(当該犯罪に係る貨物が関税定率法別表輸入税率表第二百一十一号第二項に掲げる貴石である場合においては、その貨物について同法第四条(課税価格)の規定により計算した価格とする。以下この項及び第二百一十二条第二項(密輸貨物の運搬等をする罪)において同じ。)の十倍が五十万円をこえる場合においては、情状により、前二項の罰金は、五十万円をこえ、当該関税又は関税の払いもどしの額の十倍に相当する金額以下とすることができ、

第一百一条 許可を受けずに貨物を輸出(本邦から外国に向けて行つた外国貨物(仮に陸揚された貨物を除く)の積みもどしを含む)し、又は輸入した者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

第一百二条 第九九条第一項(禁制品を輸入する罪)又は第一百条第一項(関税を免かれる等の罪)の犯罪に係る貨物について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分した者若しくはあつせん(以下この条においてこれらの行為を「運搬等」という)をした者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る貨物についての第百十條第一項(関税を免かれる等の罪)の犯罪に係る貨物について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分した者若しくはあつせん(以下この条においてこれらの行為を「運搬等」という)をした者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前条第一項の犯罪に係る貨物について情を知つて運搬等をした者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百三条 第二十条第一項(不相当廉売の許可)の規定に違反した船長又は機長(船長又は機長に代つてその職務を行つる者を含む。以下

第二百一十四条第一号及び第三号(貨物と符合しない積荷目録を提出する等の罪)並びに第二百一十五条第一号(入出港の簡易手続の規定に違反する罪)において同じ。)は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二百一十四条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十五条(入港手続)の規定により積荷目録を提出すべき場合において、貨物と符合しない積荷目録を提出した船長又は機長

二 第六十七條(輸出又は輸入の許可)(第七十五條(外国貨物の積み込み)において準用する場合を含む)の申告若しくは検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、若しくは偽つた書類を提出した者又は第七十六條第一項但書(郵便物の検査)の検査に際し、偽つた証明をした者

三 第十五条(入港手続)、第十七條(出港手続)、第二十条第二項(事故に因り不開港に入港したときの出港)、第二十一条(外国貨物の仮陸揚)、第二十二條(沿海通航船等の外国寄港の出港等)、第二十三條第一項(船用品又は機用品の積込)又は第二十五條(船舶又は航空機の資格の変更)の規定に違反した船長又は機長

四 第十六條(貨物の積卸)、第十九條(執務時間外の貨物の積卸)、第二十四條(船舶又は航空機と陸地との交通等)、第三十三條(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)第三十六條(許可を受けて保税地域外に置く外

第二百一十五條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十五条(入港手続)の規定により積荷目録を提出すべき場合において、貨物と符合しない積荷目録を提出した船長又は機長

二 第六十七條(輸出又は輸入の許可)(第七十五條(外国貨物の積み込み)において準用する場合を含む)の申告若しくは検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、若しくは偽つた書類を提出した者又は第七十六條第一項但書(郵便物の検査)の検査に際し、偽つた証明をした者

三 第十五条(入港手続)、第十七條(出港手続)、第二十条第二項(事故に因り不開港に入港したときの出港)、第二十一条(外国貨物の仮陸揚)、第二十二條(沿海通航船等の外国寄港の出港等)、第二十三條第一項(船用品又は機用品の積込)又は第二十五條(船舶又は航空機の資格の変更)の規定に違反した船長又は機長

四 第十六條(貨物の積卸)、第十九條(執務時間外の貨物の積卸)、第二十四條(船舶又は航空機と陸地との交通等)、第三十三條(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)第三十六條(許可を受けて保税地域外に置く外

国貨物)において準用する場合を含む。)、第六十三条第一項、第三項若しくは第五項(保税運送)、第六十四条第一項若しくは第三項(難破貨物等の運送)又は第六十六条(内国貨物の運送)の規定に違反した者

五 第五十五条第一項(税関職員の特権)の規定による税関職員の間、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第六十六条(特別の場合における税関長の権限)の規定による税関長(第六十七条(税関長の権限の委任)の規定により権限の一部を委任された税関支署長を含む。)、又は忌避した者

第七百十五条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十八条(入出港の簡易手続)の規定に違反した船長又は機長

二 第三十二条(見本の一時持出)

(第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)において準用する場合を含む。))若しくは

第五十二条第一項(保税倉庫に外国貨物を入れることの承認(第六十二条(保税工場)において準用する場合を含む。))の規定に違反した者又は第六十一条第一項(保税工場外における保税作業)の許可を受けずに外国貨物を保税作業のため保税工場から出した者

三 第四十条第一項(指定保税地域における貨物の取扱)(第三十六

条(許可を受けて保税地域外

に置く外国貨物)、第四十九条

(保税上屋及び第五十五条(保

税倉庫)において準用する場合

を含む。))の規定に違反した者

四 第五十四条(保税倉庫につ

いての記載義務)(第六十二条(保

税工場)において準用する場合

を含む。))の規定による帳簿の記

載を怠り、若しくは偽り、又は

帳簿をかくした者

第七百十六条 過失に因り第七百十三

条(許可を受けずに不開港に出入

する罪)、第七百十四条(貨物と符

合しない積荷目録を提出する等

の罪)(第五号を除く。))又は前条(第

四号を除く。))の罪を犯した者は、

当該各条の例による。

第七百十七条 法人の代表者又は法人

若しくは人の代理人、使用人その他

の従業員がその法人又は人の業

務又は財産について、第七百九条

から第七百十二条まで(禁制品を輸

入する罪・関税を免れる等の罪・

許可を受けずに輸出する罪・

密輸貨物の運搬等をする罪)、第

百十四条第二号若しくは第四号

から第六号まで(偽った申告をする

等の罪)、第七百十五条第二号

から第四号まで(許可を受けずに見

本を一時持ち出す等の罪)又は前

条に該当する違反行為(前条中第

百十三条(許可を受けずに不開

港に出入する罪)、第七百十四条

第一号及び第三号(貨物と符合しな

い積荷目録を提出する等の罪)並

びに第七百十五条第一号(入出港

の簡易手続の規定に違反する罪)に

係るものを除く。))をしたときは、

その行為者を罰する外、その法人

又は人に対して当該各条の罰金刑

を科する。

第七百十八条 第七百九条から第七百一

条まで(禁制品を輸入する罪・関

税を免れる等の罪・許可を受け

ずに輸出する罪)の犯罪に係る

貨物、その犯罪行為の用に供した

船舶若しくは航空機又は第七百十二

条(密輸貨物の運搬等をする罪)の

犯罪に係る貨物(以下この条にお

いて「犯罪貨物等」という)は、没

収する。但し、犯罪貨物等の犯人

以外の者の所有に係り、且つ、そ

の者が左の各号の一に該当する場

合は、この限りでない。

一 第七百九条から第七百十二条まで

の犯罪が行われることをあらかじめ

知らずしてその犯罪が行われ

た時から引き続き犯罪貨物等

を所有していると認められると

き。

二 前号に掲げる犯罪が行われた

後、その情を知らずに犯罪貨

物等を取扱したと認められると

き。

2 前項の規定により没収すべき犯

罪貨物等を没収することができな

い場合又は同項第二号の規定によ

り犯罪貨物等を没収しない場合に

おいては、その没収することがで

きないもの又は没収しないものの

犯罪が行われた時の価格に相当す

る金額を犯人から追徴する。

3 第一項第一号の規定により犯罪

貨物等を没収しない場合において

て、これについて関税を徴収すべ

きときは、その関税は、直ちにそ

の所有者から徴収する。但し、犯

罪貨物等が税関長の指定する期間

内に外国貨物として保税地域に入

れられた場合においては、輸入が

なかつたものとみなす。

第七百九条から第七百一

条まで(禁制品を輸入する罪・関

税を免れる等の罪・許可を受け

ずに輸出する罪)の犯罪に係る

貨物、その犯罪行為の用に供した

船舶若しくは航空機又は第七百十二

条(密輸貨物の運搬等をする罪)の

犯罪に係る貨物(以下この条にお

いて「犯罪貨物等」という)は、没

収する。但し、犯罪貨物等の犯人

以外の者の所有に係り、且つ、そ

の者が左の各号の一に該当する場

合は、この限りでない。

一 第七百九条から第七百十二条まで

の犯罪が行われることをあらかじめ

知らずしてその犯罪が行われ

た時から引き続き犯罪貨物等

を所有していると認められると

き。

二 前号に掲げる犯罪が行われた

後、その情を知らずに犯罪貨

物等を取扱したと認められると

き。

2 前項の規定により没収すべき犯

罪貨物等を没収することができな

い場合又は同項第二号の規定によ

り犯罪貨物等を没収しない場合に

おいては、その没収することがで

きないもの又は没収しないものの

犯罪が行われた時の価格に相当す

る金額を犯人から追徴する。

3 第一項第一号の規定により犯罪

貨物等を没収しない場合において

て、これについて関税を徴収すべ

きときは、その関税は、直ちにそ

の所有者から徴収する。但し、犯

罪貨物等が税関長の指定する期間

内に外国貨物として保税地域に入

れられた場合においては、輸入が

なかつたものとみなす。

第七百九条から第七百一

条まで(禁制品を輸入する罪・関

税を免れる等の罪・許可を受け

ずに輸出する罪)の犯罪に係る

貨物、その犯罪行為の用に供した

船舶若しくは航空機又は第七百十二

条(密輸貨物の運搬等をする罪)の

犯罪に係る貨物(以下この条にお

いて「犯罪貨物等」という)は、没

収する。但し、犯罪貨物等の犯人

以外の者の所有に係り、且つ、そ

の者が左の各号の一に該当する場

合は、この限りでない。

一 第七百九条から第七百十二条まで

の犯罪が行われることをあらかじめ

知らずしてその犯罪が行われ

た時から引き続き犯罪貨物等

を所有していると認められると

き。

二 前号に掲げる犯罪が行われた

後、その情を知らずに犯罪貨

物等を取扱したと認められると

き。

2 前項の規定により没収すべき犯

罪貨物等を没収することができな

い場合又は同項第二号の規定によ

り犯罪貨物等を没収しない場合に

おいては、その没収することがで

きないもの又は没収しないものの

犯罪が行われた時の価格に相当す

る金額を犯人から追徴する。

3 第一項第一号の規定により犯罪

貨物等を没収しない場合において

て、これについて関税を徴収すべ

きときは、その関税は、直ちにそ

の所有者から徴収する。但し、犯

罪貨物等が税関長の指定する期間

内に外国貨物として保税地域に入

れられた場合においては、輸入が

なかつたものとみなす。

第七百九条から第七百一

条まで(禁制品を輸入する罪・関

税を免れる等の罪・許可を受け

ずに輸出する罪)の犯罪に係る

貨物、その犯罪行為の用に供した

船舶若しくは航空機又は第七百十二

条(密輸貨物の運搬等をする罪)の

犯罪に係る貨物(以下この条にお

いて「犯罪貨物等」という)は、没

収する。但し、犯罪貨物等の犯人

以外の者の所有に係り、且つ、そ

の者が左の各号の一に該当する場

合は、この限りでない。

一 第七百九条から第七百十二条まで

の犯罪が行われることをあらかじめ

知らずしてその犯罪が行われ

た時から引き続き犯罪貨物等

を所有していると認められると

き。

二 前号に掲げる犯罪が行われた

後、その情を知らずに犯罪貨

物等を取扱したと認められると

き。

2 前項の規定により没収すべき犯

罪貨物等を没収することができな

い場合又は同項第二号の規定によ

り犯罪貨物等を没収しない場合に

おいては、その没収することがで

きないもの又は没収しないものの

犯罪が行われた時の価格に相当す

る金額を犯人から追徴する。

3 第一項第一号の規定により犯罪

貨物等を没収しない場合において

て、これについて関税を徴収すべ

きときは、その関税は、直ちにそ

の所有者から徴収する。但し、犯

罪貨物等が税関長の指定する期間

内に外国貨物として保税地域に入

れられた場合においては、輸入が

なかつたものとみなす。

第七百九条から第七百一

条まで(禁制品を輸入する罪・関

税を免れる等の罪・許可を受け

ずに輸出する罪)の犯罪に係る

貨物、その犯罪行為の用に供した

船舶若しくは航空機又は第七百十二

条(密輸貨物の運搬等をする罪)の

犯罪に係る貨物(以下この条にお

いて「犯罪貨物等」という)は、没

収する。但し、犯罪貨物等の犯人

以外の者の所有に係り、且つ、そ

の者が左の各号の一に該当する場

合は、この限りでない。

一 第七百九条から第七百十二条まで

の犯罪が行われることをあらかじめ

知らずしてその犯罪が行われ

た時から引き続き犯罪貨物等

を所有していると認められると

き。

二 前号に掲げる犯罪が行われた

後、その情を知らずに犯罪貨

物等を取扱したと認められると

き。

2 前項の規定により没収すべき犯

罪貨物等を没収することができな

い場合又は同項第二号の規定によ

り犯罪貨物等を没収しない場合に

おいては、その没収することがで

きないもの又は没収しないものの

犯罪が行われた時の価格に相当す

る金額を犯人から追徴する。

3 第一項第一号の規定により犯罪

貨物等を没収しない場合において

て、これについて関税を徴収すべ

きときは、その関税は、直ちにそ

の所有者から徴収する。但し、犯

罪貨物等が税関長の指定する期間

内に外国貨物として保税地域に入

れられた場合においては、輸入が

なかつたものとみなす。

第七百九条から第七百一

条まで(禁制品を輸入する罪・関

税を免れる等の罪・許可を受け

ずに輸出する罪)の犯罪に係る

貨物、その犯罪行為の用に供した

船舶若しくは航空機又は第七百十二

条(密輸貨物の運搬等をする罪)の

犯罪に係る貨物(以下この条にお

いて「犯罪貨物等」という)は、没

収する。但し、犯罪貨物等の犯人

以外の者の所有に係り、且つ、そ

の者が左の各号の一に該当する場

合は、この限りでない。

一 第七百九条から第七百十二条まで

の犯罪が行われることをあらかじめ

知らずしてその犯罪が行われ

た時から引き続き犯罪貨物等

を所有していると認められると

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

なければならぬ。但し、通知によつて犯則事件の調査が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

(現行犯事件の臨検、捜索又は差押)

第二百二十三条 税関職員は、現に犯則を行ひ、又は現に犯則を行ひ終つた際に発見した事件について、その証拠となる認められるものを取り集めるため必要であつて、且つ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その犯則の現場において第二百三十一条第一項(臨検、捜索又は差押)の処分をすることができ。

2 税関職員は、現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顯著な犯則の跡があつて犯則を行つてから間がないと明らかに認められる者がある場合において、その証拠となる認められるものを取り集めるため必要であつて、且つ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その者の所持する物件に對して第二百三十一条第一項(臨検、捜索又は差押)の処分をすることができ。

(臨検、捜索又は差押の夜間執行の制限)

第二百二十四条 臨検、捜索又は差押は、許可状に夜間でも執行することができ旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、してはならない。但し、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することがのできる場所である公衆の出入する時間内これらの処分をする場合及び前条の規定により処分をする場合は、この限りでない。

2 日没前に開始した臨検、捜索又は差押は、必要がある認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の呈示)

第二百二十五条 臨検、捜索又は差押の許可状は、これらの処分を受ける者に呈示しなければならない。

(身分の証明)

第二百二十六条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索若しくは差押をし、又は開示を求めるときは、その身分を示す証書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(臨検、捜索又は差押に際しての必要な処分)

第二百二十七条 税関職員は、臨検、捜索又は差押をするに於て必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができ。

2 前項の処分は、差押物件又は領置物件についても、することができ。

(処分中の出入の禁止)

第二百二十八条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索若しくは差押をし、又は開示を求めるときは、何人に対して、許可を受けないでその場所に入出入することを禁止することができ。

(責任者等の立会)

第二百二十九条 税関職員は、船舶、航空機、車両又は倉庫その他の場所、臨検、捜索又は差押をするときは、その所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代るべき者を含む)又は成年に達したこれらの者の使用人若しくは同居の親族を立ち会わせなければならない。

2 前項の場合において同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

3 第二百三十三条(現行犯事件の臨検、捜索又は差押)の規定により臨検、捜索又は差押をする場合において、急速を要するときは、前二項の規定によることを要しない。

4 女子の身体について捜索するとき、成年の女子を立ち会わせなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

(警察官等の援助)

第二百三十条 税関職員は、臨検、捜索又は差押をするに際し必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。

(調書の作成)

第二百三十一条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押をしたときは、その調書を作り、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。但し、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を附記すれば足りる。

(領置目録又は差押目録)

第二百三十二条 税関職員は、領置又は差押をしたときは、その目録を作り、領置物件又は差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代るべき者にその謄本を交付しなければならない。

2 前項の場合において同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

有者若しくは所持者又はこれらの者に代るべき者にその謄本を交付しなければならない。

(領置物件又は差押物件の処置)

第二百三十三条 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者その他税関職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。この場合において、その保管証について印紙税を納めなくてはならない。

2 税関長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質の虞があるときは、政令で定めるところにより、公告した後これを公売に付し、その代金を保管することができ。

3 第八十四条第三項及び第四項(収容貨物の隨意契約による売却等)の規定は、前項の公売について、同条第五項の規定は、領置物件又は差押物件について準用する。

(領置物件又は差押物件の返還等)

第二百三十四条 税関長は、領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを返付しなければならない。

2 税関長は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由に因りこれを還付することができない場合において、その旨を公告しなければならない。

4 前条第二項の規定により公売に付され、又は同条第三項において準用する第八十四条第三項(収容貨物の隨意契約による売却)の規定により売却された領置物件又は差押物件の代金を第一項の規定により返還を受けるべき者に還付する場合において、これらの物件について関税その他の国税が納付されていなければ、当該代金をもつて関税その他の国税に充てらる。

(管轄区域外における職務の執行)

第二百三十五条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があると認めるときは、その所屬する税関の管轄区域外においてその職務を執行することができる。

(税関職員以外の公務員の通知)

第二百三十六条 税関職員以外の公務員は、犯則嫌疑事件を発見し、又は捜査したときは、直ちにこれを税関に通知しなければならない。

第二節 犯則事件の処分

(税関職員の報告又は告発)

第二百三十七条 税関職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査の結果を税関長に報告しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、直ちに檢察官に告発しなければならない。

一 犯則嫌疑者の居所が明らかでないとき。

二 犯則嫌疑者が逃走する虞があるとき。

三 証拠となる認められるものをかくし、又はなくしてしまふ虞があるとき。

(税関長の通告処分又は告発)

第二百三十八条 税関長は、犯則事件

の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額及び没収に該当する物件又は追徴金に相当する金額を税関に納付すべき旨を通告しなければならぬ。但し、左の各号の一に該当すると認めるときは、直ちに検査官に告発しなければならぬ。

一 情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。

二 犯則者が通告の旨を履行する資力がないうとき。

2 犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告書の受領を拒んだため、又はその他の事由に因り通告をすることができないときも、また前項但書と同様とする。

3 第一項の規定により通告があつたときは、公訴の時効は、中断する。

4 犯則者は、第一項の通告の旨を履行した場合においては、同一事件について公訴を提起されない。(通告処分の不履行と告発)

第百三十九条 犯則者が前条第一項の通告を受けた場合において、二十日以内に通告の旨を履行しないときは、税関長は、検査官に告発しなければならぬ。但し、二十日を過ぎても告発前に履行した場合、この限りでない。

(検査官への引継)

第百四十条 犯則事件は、第百三十七条但書(税関職員(の告発)の規定による税関職員(の告発)又は第百三十八条第一項但書若しくは第二項(税関長の告発)若しくは前条の規定による税関長の告発をまつて、これを論ずる。

2 前項の告発は、文書をもつて行い、第百三十一條(調書の作成)に規定する調書を添付し、償還物件又は差押物件があるときは、これを償還目録又は差押目録とともに検査官に引き継がなければならぬ。

3 前項の償還物件又は差押物件が第百三十三條第一項(償還物件又は差押物件の所有者等による保管)の規定による保管に係るものである場合においては、同項の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同項の保管者に通知しなければならぬ。

4 第二項又は前項の規定により償還物件又は差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定により検査官によつて押収されたものとみなす。

5 第一項の告発は、取り消すことができないう。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 左に掲げる法律は、廃止する。
保稅倉庫法(明治三十年法律第十五号)
保稅工場法(昭和二年法律第四十五号)

3 この法律の施行前に課した、又は課することができた関税については、なお従前の例による。

4 改正前の関税法(以下「旧法」といふ)、旧保稅倉庫法又は旧保稅工場法の規定によつてした申告、届出、免許、承認、許可、認許、特許、指定その他の手続又は処分は、改正後の関税法(以下「新法」といふ)の相当規定によつてした

相当の手続又は処分とみなす。

5 旧保稅倉庫法第十八條第一項(保稅倉庫の特許)の規定によつてした特許で前項の規定により新法第五十條(保稅倉庫の許可)の規定によつてした許可とみなされるものの期限で、この法律の施行の際、まだ経過していない期間があるもの(新法第五十五條(保稅倉庫)において準用する新法第四十二條第二項(保稅上屋の許可)の期間)の期間は、同項の規定にかかわらず、そのまだ経過していない期間の末日までとする。

6 この法律の施行前に保稅倉庫に入れた外国貨物を保稅倉庫に置くことができる期間は、新法第五十一條(保稅倉庫に外国貨物を置くことができる期間)の規定にかかわらず、最初に保稅倉庫に入れた日から三年とする。

7 旧保稅工場法第五條第一項但書(原料課税の検査を受けた外国貨物は、新法第四條第二号(原料課税)の承認を受けた外国貨物とみなす。この場合における新法第六十條第一項(加算税額)の規定の適用については、同項中「その承認の日」の翌日から百日を経過した日」とあるのは「その検査の日の翌日から百日を経過した日」と、

8 この法律の施行前に旧法第三十九條第一項(外国貨物の運送)の免許を受けて運送された外国貨物に

ついての新法第六十三條第五項(運送目録の提出)の規定の適用については、同項中「第三項の規定により確認を受けた運送目録」とあるのは「運送目録」とする。

9 新法第十二條(利子税額)の規定は、この法律の施行前に納税の告知がされた関税については、適用しない。

10 新法第十三條(還付加算金)の規定は、この法律の施行前に納付した関税又は滞納処分費に過額納があつた場合においては、適用しない。

11 この法律の施行前に旧法第八十五條ノ二(犯則嫌疑物件の差出及び引渡)の規定により差し出され、又は引き渡された物件については、同法第八十六條ノ二(償還物件の還付等)並びに第九十八條第三項及び第四項(犯則嫌疑物件の差出についての報償金)の規定は、この法律の施行後において、なおその効力を有する。

12 この法律の施行前に旧法第九十八條第一項(第三者通報)に規定する報告をした者に対する報償金の交付については、同条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 この法律の施行前にされた旧法第七十四條第一項(禁制品を輸入する罪)、第七十五條第一項(関税を免れる等の罪)又は第七十六條第一項(免許を受けないうで輸出入する罪)の犯罪に係る貨物は、新法第九十九條第一項(禁制品を輸入する罪)、第百十條第一項(関税を

免れる等の罪)又は第百十一條第一項(許可を受けないうで輸出入する罪)の犯罪に係る貨物とみなして、新法第百十二條(密輸貨物の運搬等をする罪)の規定を適用する。

15 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基き行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「関税法(明治三十二年法律第六十一号)」を「関税法(昭和二十九年法律第 号)」に改める

第五条第一項中「関税法第十條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第十七條及び第十九條から第二十一條まで」を「関税法第十五條から第十九條まで、第二十一條から第二十三條まで及び第二十五條に、同法第十條第一項を「同法第十五條第一項」に、「入港申告書」を「入港届」に、「同法第十三條に規定する出港届及び出港申告書」を「同法第十七條に規定する出港届」に、同法第三項中「関税法第十八條」を「関税法第二十條」に改める。

第七條中「但し」の下に「保稅工場において製造された物品及び」を加える。

第九條中「関税法第三十一條」を「関税法第六十七條」に改める。

第十條第一項中「税関長の承認した倉庫又は工場」を「税関長が期間を指定して承認した倉庫又は工場」に改め、同条第二項中「関税法第百一條ノ二第三項、第百一條ノ八及び第百一條ノ九を「関税法第三十五條、第百條第三号並びに第

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

百五十五条第一項第五号、第二項及び第三項に、「前項に規定する倉庫又は工場」を「前項に規定する物品又は倉庫若しくは工場」に改める。

第十一條第一項中「免許」を「許可」に改め、同条第二項中「免許」を「許可」に、「関税法第七十六條」を「関税法第一百十一條」に改め、同条第三項中「関税法第八十四條、第八十五條、第八十六條、第八十七條、第八十八條及び第六項を除く。」及び第八十六條ノ三から第九十七條ノ二までを「関税法第九十九條から第四百四十條まで」に改める。

第十二條第一項中「第六條の規定の適用を受けた物品」の下に「(当該物品を使用して製造された物品及びその副産物を含む。)」を加え、同条第二項中「関税法第三十一條」を「関税法第六十七條」に、「免許」を「許可」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定の適用を受ける物品は、関税法の適用については、同法の外国貨物とみなす。

第十四條第一項中「保管」を「留置」に改める。

附則第三項を次のように改める。

3 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族及び契約者等以外の者が、第六條又は前項の規定の適用を受けた自動車を持ち運搬した場合には、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七條又は第十三條の規定に基いて当該自動車の新規登録又は移転登録の申請をするときは、当該自動車について

第十二條第一項の規定により適用することとされる関税法第六十七條の規定による輸入の許可を証する書類を提出しなければならぬ。

16 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第一條中「関税法(明治三十二年法律第六十一号)」を「関税法(昭和二十九年法律第 号)」に改める。

第三條第三項中「保税倉庫法(明治三十二年法律第十五号)」を削る。

17 酒税等ノ徴収ニ關スル法律(明治四十四年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條中「関税法第三十九條」を「関税法第六十三條」に改める。

18 物品税法(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十條第四項中「関税法第三十四條但書」を「関税法第七十三條第一項」に改め、同項中「輸入免許」を「輸入ノ許可」に改める。

第十條ノ二第一項中「輸入免許」を「輸入ノ許可」に改める。

19 揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「関税法(明治三十二年法律第六十一号)」を「関税法(昭和二十九年法律第 号)」に改める。

20 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三條第十三号中「関税法(明治三十二年法律第六十一号)第二十條ノ二」を「関税法(昭和二十九年法律第 号)第二十九條」に改める。

21 い、い、繊維品の課税に関する法律(昭和二十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「関税法(明治三十二年法律第六十一号)第二十九條ノ二(保税地域の定義)」を「関税法(昭和二十九年法律第 号)第二十九條(保税地域の種類)」に改める。

22 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第六号を次のように改める。

六 指定保税地域、保税上屋、保税倉庫及び保税工場に関する審査会の項を次のように改める。

第十七條第一項の表中「関税訴訟審査会」を「大蔵大臣の諮問に應じて、関税に関する訴訟について調査審議すること。」に改める。

山	広	広	広	岡	島	鳥	和	和	兵	兵	大	京	京	三	愛	愛	静	福	石	富	新	神	神	東	千	山	秋	宮	岩	岩	青	青	北	北	北	北
口	島	島	島	山	根	取	山	山	庫	庫	阪	都	都	重	知	知	岡	井	川	山	瀧	川	川	京	葉	形	田	城	手	手	森	森	道	道	道	道
岩	広	具	尾	宇	浜	境	和	田	神	尼	大	舞	宮	四	名	武	清	敦	七	伏	新	横	京	千	酒	船	塩	釜	釜	八	青	稚	留	小	函	室
国	島	島	崎	野	田	津	辺	戸	崎	阪	鶴	津	市	屋	豊	水	賀	尾	山	瀧	賀	浜	葉	田	川	釜	石	古	戸	森	内	萌	樽	館	蘭	

山	東	都	鹿	鹿	宮	宮	大	大	熊	長	長	長	長	佐	佐	福	福	高	愛	愛	愛	香	德	福	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第五条中「又ハ稅務署」を「稅務署又ハ稅關」に改める。

第二章中第九条の次に次の一条を加える。

第九条ノ二 納税人其ノ未納ノ國稅及滯納処分費ヲ納付スルコトノ委託ヲ為ス為メ輸入ノ納付ニ使用シ得ル証券以外ノ有價証券ヲ取稅官吏ニ提供シタル場合ニ於テハ取稅官吏ハ該証券ニ依リ最近ニ於テ取立ノ確實ト認めラルルトキニ限リ其ノ取立ヲ為シ得ル金額ヲ以テ當該納付ヲ為スコトノ委託ヲ受タルコトヲ得此ノ場合ニ於テ取立ノ為費用ヲ要スルモノニ在リテハ納税人ハ當該費用ニ相當スル金額ヲ併セテ提供スベシ

取稅官吏前項ノ委託ヲ受ケタルキハ納付受託証券ヲ納税人ニ交付スベシ

取稅官吏第一項ノ委託ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アルトキハ確實ト認めル金融機關ニ再委託スルコトヲ得

取稅官吏第一項ノ委託ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ委託ニ係ル有價証券ニ依リ取立ヲ為シ得ル金額ニ相當スル國稅及滯納処分費ニ付テハ其ノ委託ヲ受ケタル間督促又ハ滯納処分ヲ為スコトヲ得ズ

第一項ノ委託ノ日前ニ財産ノ差押アリタル場合ニ於テ該委託ニ因リ其ノ必要ナシト認めラルルニ到リタルトキハ其ノ認メラルル限度ニ於テ該差押ヲ解除スベシ

第二十二條第一項の次に次の一項を加える。

前項ニ依リ有價証券ノ差押ヲ為シタルトキハ政府ハ當該有價証券ニ

係ル債權ニ付債權者ニ代位スルコトヲ得

第二十七條中「ニ關スル費用及」を「及第二十二條第一項ノ代位ニ關スル費用並」に改める。

第二十八條第一項中「及第二十三條ノ一」を「並第二十二條第二項及第二十三條ノ一第二項」に改める。

第三十一條本文中「所轄國稅局又ハ稅務署」を「納稅地ノ所轄國稅局、稅務署又ハ稅關」に改め、同條但書中「又ハ稅務署」を「稅務署又ハ稅關」に改める。

第三十一條ノ六第二項中「百圓」を「千圓」に改め、同條第三項中「十圓未滿ナルトキ」を「三百圓未滿ナルトキ」に改め、同條第五項中但書を削る。

附 則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 改正後の國稅徵收法(以下「改正法」という)第九條ノ二の規定の適用については、當分の間、督促手数料及び延滞金は、滯納処分費とみなす。

3 改正法第三十一條ノ六第二項及び第三項の規定は、昭和二十九年四月一日以後生ずる過誤納金について適用し、昭和二十九年四月一日前に生じた過誤納金については、なお従前の例による。

4 改正法第三十一條ノ六第五項の規定は、昭和二十九年分以後の所得稅又は昭和二十九年四月一日以前に終了した事業年度分の法人稅については、なお従前の例による。

關稅定率法の一部を改正する法律案

關稅定率法の一部を改正する法律案

關稅定率法(明治四十三年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

(趣旨)

第一條 この法律は、關稅の稅率、關稅を課する場合における課稅價格及び關稅の減免その他關稅制度について定めるものとする。

(定義)

第二條 この法律又はこの法律に基く命令において「輸入」、「船用品」又は「機用品」とは、關稅法(昭和二十九年法律第 号)第二條第一號、第九號又は第十號(定義)に掲げる定義に従ふものとし、「輸出」とは、同條第二號に規定する行為その他貨物を特定の國(公海で採捕された水産物については、これを採捕したその國の船舶を含む)から他の國に向けて送り出すことをいう。

(稅率)

第三條 輸入貨物に課する關稅の稅率は、別表による。

(課稅價格)

第四條 輸入貨物の課稅價格は、當該貨物の輸出の際にその輸出國において當該貨物又は同種の貨物が通常の卸取引の量及び方法によつて販売される價格(その輸出の際に軽減、免除又は払いもどしを受けるべき国内消費稅の額を除く)に當該貨物の輸出港における積込までに要する通常の費用(課稅金

を課せられる場合においては、その課稅金の額を含む)並びに輸入港に到着するまでに要する通常の運賃及び保險料(航空機で運送された貨物で政令で定めるものについては、航空機以外の通常の運送方法による運賃及び保險料)を加えた價格とする。

2 前項の課稅價格は、輸入申告に際し提出された仕入書その他の書類により決定することができる場合においては、これらの書類により決定する。

3 輸入申告に際し仕入書その他の書類が提出されない場合又はこれらの書類に記載された事實が真実と認められない場合その他これらの書類により難い事由があると認められる場合において、最近に輸入港に到着した同種又は類似の貨物について前項の規定により決定された課稅價格があるときは、これに基き、又は當該貨物の性質、輸入の時期その他の事情の差異による價格の相違があるものについてはその相違を勘案し合理的に必要と認められる調整をこれに加えて、課稅價格を決定する。

4 輸入港に到着の時から輸入の許可(關稅法第七十三條第一項)輸入の許可前における貨物の引取)の規定により引き取ることを承認された場合においては、當該承認をする時までの期間が長期にわたつた貨物で、その價格が當該期間中に著しく変動し、第二項の規定により課稅價格を決定することが著しく不適当であると認められるときは、

課稅價格も、また前項と同様とする。

5 前各項の規定により課稅價格を決定することができないときは、同種又は類似の貨物の本邦における卸賣價格から關稅その他の課稅金及び輸入港から卸賣市場に至るまでの通常の費用を控除した額に當該貨物の性質等の差異による價格の相違を勘案し合理的に必要と認められる調整を加えた額を課稅價格とする。

6 第一項から第四項までの規定により課稅價格を決定する場合において、外國通貨により表示された價格の本邦通貨への換算は、關稅法第五條(適用法合)に規定するところに従ひ定められる法令の適用の日において大蔵大臣により定められてゐる外國為替相場によるものとする。

(便宜關稅)

第五條 關稅についての条約の特別の規定による便宜を受けない國(その一部である地域を含む)以下この条から第八條までにおいて同じ)の生産物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、國及び貨物を指定し、當該規定による便宜の限度をこえない範圍で、關稅についての便宜を与えることができる。

(複關稅)

第六條 本邦の生産物について關稅に關する最惠國待遇の便宜を与えない國の生産物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、貨物を指定し、別表の稅率による關稅の外、當該貨物の價格と

同額以下の関税を課することができ。

(報復関税)

第七条 本邦の船舶若しくは航空機又は本邦から輸出され、若しくは本邦を通過する貨物について、他国の船舶若しくは航空機又は他国から輸出され、若しくは他国を通過する貨物よりも不利な取扱をする国から輸出され、又はその国を通過する貨物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、別表の税率による関税の外、その貨物の価格と同額以下の関税を課することができ。

(相殺関税)

第八条 外国において生産又は輸出について直接又は間接に奨励金又は補助金を受ける貨物の輸入が本邦の産業に損害を与え、若しくは与える虞があり、又は本邦の産業の確立を妨げると認められるときは、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、別表の税率による関税の外、当該奨励金又は補助金と同額以下の関税を課することができ。

(不当廉売関税)

第九条 不当廉売された貨物の輸入又は輸入された貨物の不当廉売が本邦の産業に損害を与え、若しくは与える虞があり、又は本邦の産業の確立を妨げる旨の申出があつた場合において、政府が不当廉売の事実を確認し、且つ、当該産業を保護するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、当該

貨物の正当価格による関税を課する外、その正当価格と当該貨物の不当廉売価格との差額に相当する額の関税を課することができ。

2 前項の規定により指定された貨物で既に輸入され、当該貨物の輸入者若しくは不当廉売者又はこれらの者の代理人その他これらの者と政令で定める密接な関係にある者の所有又は所持に係るものについて、同項の規定に準じ、当該輸入者、不当廉売者、代理人又は政令で定める密接な関係にある者から、同項の規定により課する関税の額の合計額から当該貨物について既に納付された関税の額を控除した額に相当する関税を徴収することができ。

(変質又は損傷に因る減税)

第十条 輸入貨物が輸入の許可前に変質し、又は損傷した場合においては、政令で定めるところにより、当該貨物の変質若しくは損傷に因る価値の減少に基づく価格の低下率を基準として、その関税を軽減し、又はその関税の額とその変質若しくは損傷後における性質及び数量により課税した場合における関税の額との差額以内において、その関税を軽減することができ。

(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)

第十一条 加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から一年以内に輸入される貨物で、本邦においてその加工又は修繕をすることが困難であると認められるものについては、政令で定

めるところにより、その輸出の許可の際の性質及び形状により当該貨物が輸入される場合における課税価格を当該貨物の課税価格として算出した関税の額以内において、その関税を軽減することができ。

(主要食糧の減税又は免税)

第十二条 輸入される米、もみ、大麦又は小麦については左の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、これらの貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができ。

一 輸入されるこれらの貨物の第四号第一項の課税価格にその関税及び輸入港から卸売市場に至るまでの通常の費用を加算したものが一般に本邦において生産された同等品の本邦における卸売価格よりも高価であるとき。

二 凶作の場合又は天災、事変その他の緊急の場合において必要があるとき。

(製造用原料品の減税又は免税)

第十三条 左の各号の一に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に掲げる製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

一 配合飼料のうち政令で定めるもの又はコーンスターチの製造に使用するためのこうりやん及びとうもろこし

二 油の製造に使用するための落花生

三 機械用又は工業用に供するために形作つた貴石製品の製造に使用するための貴石

四 アセトン及びブタノールの製造に使用するための変性糖みつ

税関長は、この法律又は関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の承認をしななければならない。

3 第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合において、税関長は、その軽減又は免除に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

4 第一項各号に掲げる製造を行うに際しては、税関長が第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品(以下この条において「製造用原料品」という。)による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除く外、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。

5 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け出て、その製品について検査を受けなければならない。この場合においては、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、その検査に要する費用の額に相当する手数料を納付しなければならない。

6 左の各号の一に該当する場合においては、第一項の規定により軽減又は免除を受けた関税を、直ちに

徴収する。但し、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない事由に因り亡失した場合又は税関長の承認を受けて没却された場合は、この限りでない。

一 第一項各号に掲げる製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供したとき、又はその輸入の許可の日から一年以内に前項に規定する届出をせず、若しくはその製造を終えなかつたとき。

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所製造用原料品を製造に供し、又は第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

(無条件免税)

第十四条 左の各号に掲げる貨物で輸入されるものについては、その関税を免除する。

一 天皇及び内廷にある皇族の用に供される物品

二 本邦に來遊する外国の元首若しくはその家族(配偶者、直系尊属、直系卑属及びこれらに準ずる地位にあると認められる親族をいう。以下同じ。)又はこれらの者の随員に属する物品

三 外国若しくはその行政区画である公共団体、国際機関又は大蔵大臣が指定する団体若しくは基金その他これらに準ずるものから本邦に居住する者に贈与される勲章、賞状、その他これらに準ずる表彰品及び記章

四 記録文書その他の書類
五 国の専売品で政府、日本専売

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

公社又はこれらの委託を受けた者が輸入するもの
六 商品の見本。但し、見本用のみ適用すると認められるものに限る。

七 本邦に住所を移転するため以外の目的で本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品(自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品を除く。)のうちその個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具で、その入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関が適当と認めるもの

八 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品(自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品を除く。)のうちその個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具で、その入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関が適当と認めるもの

九 本邦の在外公館から送還された公用品
十 本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の日から二年以内に輸入され、その許可の際の性質及び形状が変つていないもの。但し、第十七条第一項の規定により関税の免除を受けた貨物、第十九条第一項の規定により関税の軽減若しくは免除又は払い戻しを受けた貨物を原料として製造した貨物及び第二十条の規定により関税の払い戻しを受けた貨物を除く。

十一 本邦から輸出された貨物の容器のうち政令で定めるところで当該輸出の際に使用されたもの。但し、第十七条第一項第三号の規定により関税の免除を受けた貨物を除く。
十二 本邦から出漁した本邦の船舶によつて、外国で採捕された水産物及び当該船舶内で製造されたその製品。但し、当該船舶又はこれに附属する船舶によつて到着したものに限る。
十三 遭難した本邦の船舶又は航空機の解体材及びび製品
十四 本邦から出港した船舶又は航空機によつて輸出された貨物で当該船舶又は航空機の事故により本邦に積みもどされたもの。但し、第十七条第一項の規定により関税の免除を受けた貨物、第十九条第一項の規定により関税の軽減若しくは免除又は払い戻しを受けた貨物を原料として製造した貨物及び第二十条の規定により関税の払い戻しを受けた貨物を除く。

定により関税の免除を受けた貨物、第十九条第一項の規定により関税の軽減若しくは免除又は払い戻しを受けた貨物を原料として製造した貨物及び第二十条の規定により関税の払い戻しを受けた貨物を除く。
十一 本邦から輸出された貨物の容器のうち政令で定めるところで当該輸出の際に使用されたもの。但し、第十七条第一項第三号の規定により関税の免除を受けた貨物を除く。
十二 本邦から出漁した本邦の船舶によつて、外国で採捕された水産物及び当該船舶内で製造されたその製品。但し、当該船舶又はこれに附属する船舶によつて到着したものに限る。
十三 遭難した本邦の船舶又は航空機の解体材及びび製品
十四 本邦から出港した船舶又は航空機によつて輸出された貨物で当該船舶又は航空機の事故により本邦に積みもどされたもの。但し、第十七条第一項の規定により関税の免除を受けた貨物、第十九条第一項の規定により関税の軽減若しくは免除又は払い戻しを受けた貨物を原料として製造した貨物及び第二十条の規定により関税の払い戻しを受けた貨物を除く。
十五 増殖用の動物(増殖された動物又は当該動物からする生産品が主として輸出されるものに限る。)で大蔵大臣が指定したもの(特定用途免除)
第十五条 左の各号に掲げる貨物で

輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。
一 国、公共企業体(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第一項第一号(定義)に掲げる公共企業体をいう。若しくは地方公共団体が経営する学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所その他これらに類する施設又は政令で指定する私立のこれらの施設に陳列する標本若しくは参考品又はこれらの施設において使用する学術研究用品(新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難と認められるものに限る。)
二 学術研究又は教育のため前号に掲げる施設に寄贈された物品
三 慈善又は救済の目的のために寄贈された給付品及び救護施設又は養老施設その他の社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で給付品以外のものうちこれらの施設の用に直接社会福祉の用に供するものと認められるもの
四 儀式又は礼拝の用に直接供するため宗教団体に寄贈された物品で大蔵大臣が指定したもの
五 赤十字国際機関又は外国赤十字社から日本赤十字社に寄贈された機械及び器具で、日本赤十字社が直接医療用に使用するものと認められるもの
六 本邦と外国との間を往來する

船舶に引き渡される船用品で、船舶の種類、トン数、航海日数、旅客及び乗組員の数その他の事情を勘案して税関が適当と認めるもの
七 本邦と外国との間を往來する航空機に引き渡される機用品で、航空機の種類、自重、航行日数、旅客及び乗組員の数その他の事情を勘案して税関が適当と認めるもの並びに当該航空機に引き渡される修繕用品
八 航空機の発着又は航行を安全にするため使用する機械及び器具並びにこれらの部分品で政令で指定するもの
九 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品で当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの。但し、その入国前六ヶ月以上これらの者が使用したものに限り。
2 前項各号の規定により関税の免除を受けた貨物がその輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供された場合においては、同項の規定により免除を受けた税額を、直ちに徴収する。但し、変質、損傷その他やむを得ない事由に因り当該各号に掲げる用途以外の用途に供する場合においては、第十条の規定に準じてその関税を軽減することができ。

(外交官用貨物等の免税)
第十六条 左の各号に掲げる貨物で輸入されるものについては、その関税を免除する。
一 本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属する公用品。但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。
二 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これらに準ずる使節及びこれらの者の家族に属する自用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。
三 本邦にある外国の領事館その他これに準ずる機関に属する物品で専ら公用に供されるもの。但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。
四 本邦にある外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関の職員(名誉総領事及び名誉領事を除く。)のうち政令で指定するもの及びその家族(本邦の国籍を有する者を除く。)に属する自用品で、当該職員が輸入するもの。但し、外国にある本邦のこれに相当する職員及びその家族に属する自用品についての関税の免除に制限を附する

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

九〇

国については、相互条件による。

2 前項の規定により関税の免除を受けた貨物のうち政令で指定するものがその輸入の許可の日から二年以内に同項に規定する用途以外の用途に供された場合(政令で定めるやむを得ない事由に因り同項に規定する用途以外の用途に供された場合を除く。)においては、その供させた者から、同項の規定により免除を受けた関税を徴収する。但し、使用に因る減価その他の事由に因り価値の減少があつた場合においては、第十条の規定に準じてその関税を軽減することができる。

(再輸出免税)

第十七条 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に輸出されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

- 一 加工される貨物又は加工材料となる貨物で政令で定めるもの
- 二 輸入貨物の容器で政令で定めるもの
- 三 輸出貨物の容器として使用される貨物で政令で定めるもの
- 四 修繕される貨物
- 五 學術研究用品
- 六 試験品
- 七 注文の取集め若しくは製作のための見本又はこれに代る用途のみを有する写真、フィルム、模型その他これらに類するもの
- 八 本邦に入国する巡回興行者の興行用物品
- 九 博覧会、展覧会、共進会、品

評会その他これらに類するものに出品するための物品

十 本邦に住所を移転するため以外に本邦に入国する者がその個人的な使用に供するためその入国の際の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品

2 第十三条第三項の規定は、前項の規定により関税を免除する場合について準用する。

3 第一項の規定により関税の免除を受けた貨物がその輸入の許可の日から一年以内に輸出されないこととなつた場合又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供される場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。この場合においては、第十三条第六項但書の規定を準用する。

(船舶の建造又は修繕用貨物の免税)

第十八条 船舶の建造若しくは修繕に使用される鉄鋼材又は、部品若しくは機関若しくはこれらの部分品のうち政令で定めるもので輸入され、税関長の承認を受けた期間内に、その承認を受けた工場で当該建造又は修繕が完了し、その完了した日から二年以内に当該船舶の用以外の用に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

2 第十三条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の規定により

関税を免除する場合について準用する。

3 左の各号の一に該当する場合においては、第一項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、同項の規定により関税の免除を受けた貨物が同項の規定により船舶の建造若しくは修繕に使用され、当該建造若しくは修繕を完了した日から二年を経た場合、災害その他やむを得ない事由に因り亡失した場合又は政令で定めるところにより他の船舶の用に供された場合は、この限りでない。

一 第一項の規定により関税の免除を受けた貨物を同項に規定する用途以外の用途に供したとき。

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた期間内に、第二項において準用する第十三条第五項の規定による届出をせず、又は第一項の規定により関税の免除を受けた貨物を同項に規定する用途に供せず、若しくは当該貨物による建造若しくは修繕を完了しなかつたとき。

三 第一項の規定により関税の免除を受けた貨物を同項の規定により税関長の承認を受けた工場以外の場所で使用したとき。

(輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又はもどし税)

第十九条 輸出貨物の製造に使用される原料品のうち政令で定めるところで輸入され、その輸入の許可の日から二年(第三項の規定により製造されたものについては、一年

以内において税関長が指定する期間)以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該製造がされてその製品が輸出されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、若しくは免除し、又はその関税の全部若しくは一部の払いもどしをする。

2 第十三条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合について準用する。

3 前項において準用する第十三条第四項の規定により税関長の承認を受けて、第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品(以下この条で「輸出製造用原料品」という。)にこれと同種の原料品を混じりて使用し、当該輸出製造用原料品のみを原料として製造した場合の製品と等質の製品を製造し、その輸入の許可の日から一年以内において税関長が指定する期間内にこれを輸出した場合においては、政令で定めるところにより、当該輸出製造用原料品の数量を限度として、当該輸出貨物の製造に必要な数量の輸出製造用原料品がその製造に使用されたものとみなす。

4 左の各号の一に該当する場合においては、第一項の規定により軽減又は免除を受けた関税を、直ちに徴収する。この場合においては、第十三条第六項但書の規定を準用する。

一 輸出製造用原料品を第一項に

規定する用途以外の用途に供したとき、又はその製品を輸出以外の目的に供したとき。

二 輸出製造用原料品の輸入の許可の日から二年(第三項の規定により製造されたものについては、第一項の規定により税関長が指定した期間)以内に、第二項において準用する第十三条第五項の規定による届出をせず、又はその製品を輸出しなかつたとき。

三 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所から輸出製造用原料品を製造に供し、又は第二項において準用する第十三条第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

(還約品の返送の場合のもどし税)

第二十条 輸入された貨物の品質又は数量等が契約の内容と相違するためこれを返送することがやむを得ないと認められる場合において、その輸入のときの性質及び形状に変更を加えないで当該貨物を返送のため本邦から輸出するとき、その輸入の許可の日から三月以内にこれを保税地域に入れた場合により、その関税を払いもどすことができる。

(輸入禁制品)

第二十一条 左の各号に掲げる貨物は、輸入してはならない。
一 あへんその他の麻薬及びあへん吸煙具。但し、政府が輸入するもの及び政府の許可を受けた者が輸入するものを除く。

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

- 二 貨幣、紙幣若しくは銀行券又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品
 - 三 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品
 - 四 特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権を侵害する物品
 - 2 税関は、前項各号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積みもどしを命ずることが出来る。
 - (関税率審議会)
 - 第二十二條 大蔵大臣の諮問に応じ、別表の改正その他の関税率に関する重要な事項を調査審議するため、大蔵省の附屬機關として、関税率審議会を置く。
 - 2 関税率審議会は、関税率に関する事項について大蔵大臣に建議することが出来る。
 - 3 関税率審議会は、大蔵大臣及び委員四十五人以内で組織する。
 - 4 委員は、財政、産業、貿易等に関し学識経験がある者及び関係行政機關の職員のうちから大蔵大臣が任命し、その任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。
 - 5 大蔵大臣は、会長として会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
 - 6 委員は、非常勤とする。
 - 7 前各項に規定するものを除く
- 外、関税率審議会の組織及び運営について必要な事項は、政令で定める。
- (外国とみなす地域)
- 第二十三條 この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、当分の間、外国とみなす。
- 附則第二項から第六項までを削る。
- 附則
- 1 この法律は、公布の日から起算して百日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。但し、関税率法附則の改正規定及び附則第二項中同法附則第四項に係る部分並びに附則第三項及び第十七項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行する。
 - 2 この法律の施行前に、改正前の関税率法(以下「旧法」という。)第七條、第八條、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項又は附則第二項若しくは第四項の規定により関税の軽減若しくは免除を受けた、又は関税の軽減、免除若しくは払いもどしを受けることができた貨物については、なお従前の例による。
 - 3 附則第一項の政令で定める日の前日までにおける旧法附則第二項の規定の適用については、同項中「昭和二十九年三月三十一日」とあるのは、「関税率法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第一号)附則第一項の政令で定める日の前日」とする。
 - 4 この法律による改正後の関税率法(以下「法」という。)第二十三條の規定によつて外国とみなされる地域の生産物(政令で定めるものを除く。)で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当分の間、その関税を免除する。
 - 5 法の別表に掲げる物品のうち、左に掲げる要件を備え、政令で定める事業の用に供される機械類で昭和三十年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から五年以内に当該事業の用以外の用に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。
 - 一 新式又は高性能の産業用機械類で、本邦において製作することが困難であること。
 - 二 本邦の経済の自立達成に資する産業の用に供する機械類であること。
 - 6 前項の規定により関税の免除を受けた機械類をその輸入の許可の日から五年以内に同項に規定する事業の用以外の用に供した場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、政令で定めるところによりその事業の用以外の用に供した場合は、この限りではない。
 - 7 前項の規定により関税を徴収する場合において、使用に因る減
 - も、その他の事由に因り価値の減少があつたときは、法第十條の規定に準じてその関税を軽減することが出来る。
 - 8 小学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは保育所の児童の給食の用に供する乾燥脱脂ミルクで、昭和三十年三月三十一日までに輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。
 - 9 前項の規定により関税の免除を受けた乾燥脱脂ミルクを同項に規定する用途に供しない場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、変質その他の事由に因り、同項に規定する給食の用以外の用に供した場合において、税関長の承認を受けたとき、又は災害その他やむを得ない事由に因り亡失した場合は、この限りでない。
 - 10 法の別表に掲げる物品のうち、別表甲号に掲げるもので昭和三十年三月三十一日までに輸入されるものについては、法の別表の税率による関税を免除する。
 - 11 法の別表に掲げる物品のうち、別表乙号に掲げるもので昭和三十年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の税率は、法の別表によらないで、別表乙号による。
 - 12 附則第六項又は第九項の規定による関税の徴収については、国税徴収の例による。
 - 13 関税法(昭和二十九年法律第一号)第五百条第一項第五号(税関職員の権限)の規定は、附則第五項又は第八項の規定により関税を免除した場合について準用する。
 - 14 関税率法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第百十号)の一部を次のように改正する。
附則第四項から第八項までを削る。
 - 15 関税率法等の一部を改正する等の法律(昭和二十八年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
附則第五項及び第六項を削る。
 - 16 この法律の施行前に、この法律による改正前の関税率法の一部を改正する法律(以下「旧一部改正法」という。)附則第六項の規定により関税の免除を受けた、又は受けることができた貨物については、当該貨物の輸入の許可の日において附則第五項の規定により関税の免除を受けたものとみなして、附則第六項及び第七項の規定を適用し、その他の事項についてはなお従前の例による。
 - 17 旧一部改正法附則第五項及び第六項並びにこの法律による改正前の関税率法等の一部を改正する等の法律附則第六項の規定の第一項の政令で定める日の前日までの

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

適用については、これらの項中「昭和二十九年三月三十一日」とあるのは「関稅定率法の一部を改正

する法律(昭和二十九年法律第 号)附則第一項の政令で定める日の前日」とし、旧一部改正法

附則第五項の別表甲号中

「二六八六 機械(別号に掲げるものを除く。のうちせん孔カード式統計會計機械(せん孔機、せん孔検査機、分類機、製表機、照合機、翻訳機等当該統計會計機械を構成する機械を含む。))と

あるのは、

一六八六 機械(別号に掲げるものを除く。のうちせん孔カード式統計會計機械(せん孔機、せん孔検査機、分類機、製表機、照合機、翻訳機等当該統計會計機械を構成する機械を含む。))木材

とする。

一七〇九 木材
一 単に切り、ひき、又は割つたもの
甲 バイン、フアー、シダーその他の針葉樹
ロ その他
ロののうちヘムロックその他のものが属のもの(厚さが二百ミリメートルをこえないものに限る。))

18 砂糖消費税法(明治三十四年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
第十七条ノ三中「関稅定率法第七条第十七号」を「関稅定率法第十四条第十号」に改める。
19 繊維品の課税に関する法律(昭和二十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第七条第六項中「関稅定率法第二條第二項」を「関稅定率法第四條第二項」に改める。

別表甲号

關稅定率法別表の番号	品 名
二二一	豆類 一のうち大豆
五一九	炭化水素油(別号に掲げるものを除く。) 一 原油、重油及び粗油
六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。のうちビグメントレジンカラー用のエキステンダー(ビグメントレジンカラーペースとともに輸入するものに限る。及び四エチル鉛染料及び顔料(別号に掲げるものを除く。のうちビグメントレジンカラーペース
七三三	コークスのうち石油コークス
一一二八	鉄鋼(別号に掲げる特殊鋼を除く。)
一四〇五	五 板のうち厚さ〇・六ミリメートルをこえない発生品(板の製造工程中において生じたきずものをいう。)であつてきずでないもの
一六四七	航空機及びその部分品(原動力機を除く。)
一六五八	内燃機関
一六八六	二 その他のうち航空機用のもの 機械(別号に掲げるものを除く。のうちせん孔カード式統計會計機械(せん孔機、せん孔検査機、分類機、製表機、照合機、翻訳機等当該統計會計機械を構成する機械を含む。))
一七〇九	木材 一 単に切り、ひき、又は割つたもの 甲 バイン、フアー、シダーその他の針葉樹 ロ その他 ロののうちヘムロックその他のものが属のもの(厚さが二百ミリメートルをこえないものに限る。))

別表乙号

關稅定率法別表の番号	品 名	税率
五一九	炭化水素油(別号に掲げるものを除く。) 二 その他(動植物性油脂、石けん、アルコール等を加えたものを含む。) 甲 摂氏十五度における比重が〇・八四九八をこえないもの 乙 その他	一割 備考の税率
七〇五	合成染料 六 建築染料 乙 その他	一割五分
七一九	カーボンブラック	一割
一一〇一	印刷用紙 二 その他(一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。) 甲 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)	七分五厘

備考

この表の炭化水素油の項乙その他に該当するものについての税率は、摂氏十五度における比重が〇・八七六二をこえず、且つ、引火点が摂氏百十五度をこえないもので、一般に燃料として使用されるものについては、一割とし、その他のものについては、二割とする。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案

1 政府は、農業共済再保険特別会計農業勘定の歳入不足を補てんするため、昭和二十九年四月において、一般会計から、五十五億円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六條第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案
資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案

資金運用部特別会計法(昭和二十六年法律第一号)の一部を次のように改正する。
附則第六項中「当該剰余の額を」の下に「当該年度の郵便貯金特別会計の歳入不足を補てんするため、当

該不足額を限度として、予算の定めるところにより、当該年度の同会計の歳入に繰り入れるものとし、当該剰余の額から同会計に繰り入れる金額を控除してなお剰余があるときは、その剰余を」を加え、「繰入」を「一般会計に対する繰入」に、「当該剰余の額に」を「当該剰余に」に改める。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。
7 前項の規定により、この会計から郵便貯金特別会計に繰入が行われたときは、当該繰入金に相当する金額が、郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第三十三号)附則第二項の規定により一般会計から繰り入れられたものとみなし、同法附則第三項の規定を適用する。

附則
この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案
国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「百七十五億円」を「百九十五億円」に改める。
第十條第二項中「八人」を「九人」に改め、同條第三項第一号を次のように改める。
一 大蔵省銀行局及び中小企業庁を代表する者各一人

附則
この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第一條中「貯蔵又は検査」を「貯蔵並農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)ノ規定ニ依ル農産物ノ検査」に改める。
第四條ノ二中「二千四百億円」を「二千六百億円」に改める。
第六條第一項中「食糧及農産物等ノ充渡代金」の下に「農産物検査法ニ規定スル農産物検査印紙(以下農産物検査印紙ト謂フ)ノ充渡収入」を加え、「検査、農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)ノ規定ニ依ル農産物ノ検査ヲ含ム」及「運搬ニ關スル諸費、農産物検査印紙ノ充捌手数料」に改め、同條第二項中「及農産物検査法ノ規定ニ依ル農産物ノ検査経費」を削る。

附則
この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

国税収納金整理資金に關する法律案
国税収納金整理資金に關する法律案

第一条 この法律は、国税収納金整理資金を設置し、国税収納金等はこの資金に受け入れ、過誤納金の還付金等は、この資金から支払

い、その支払つた金額を除いた国税収納金等の額を国税収入その他の収入とするところによつて、国税収入に關する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払に關する事務処理の円滑化を図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「国税収納金等」とは、現金証券を以てする歳入納付に關する法律(大正五年法律第十号)により現金に代えて納付される証券を含むものを、つて收納された国税、滞納処分費及び第三条の資金からする支払金の返納金をいう。

2 この法律において「過誤納金の還付金等」とは、過誤納に係る国税の還付金その他これに類する国税に關する支払金で政令で定めるもの及び過誤納に係る滞納処分費の還付金をいう。

3 この法律において「還付加算金」とは、法令の規定により過誤納金の還付金等に加算すべき金額をいう。

4 この法律において「償還金」とは、第十条に規定する国税資金支払命令官が振り出した小切手に係る償還金をいう。

(資金の設置)
第三条 この法律の目的を達成するため、国税収納金整理資金(以下「資金」という)を設置する。

(資金の管理)
第四条 資金は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(資金への受入)
第五条 国税収納金等は、その收納された時に、すべて資金に受け入れられるものとする。

(資金からの支払及び組入)
第六条 過誤納金の還付金等及び償還金は、この法律で定めるところにより、資金から支払うものとする。

2 資金に属する現金は、前項の規定により支払に充てらるべき金額を除き、この法律で定めるところにより、一般会計又は交付税及び歳入配付金特別会計(以下「特別会計」という)の歳入に組み入れるものとする。

(資金の経理)
第七条 資金に属する現金の受入、支払及び組入は、歳入歳出外とする。

(国税収納命令官)
第八条 大蔵大臣は、国税収納金等となるべき国税、滞納処分費又は資金からする支払金の返納金(以下「国税等」という)の徴収に關する事務を所屬の職員に委任することができる。

2 大蔵大臣は、国税収納命令官(前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ)に事故がある場合(国税収納命令官が第四項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む)において必要があるときは、所屬の職員にその事務を代理させることができる。
3 大蔵大臣は、必要があるときは、所屬の職員に国税収納命令官

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

の事務の一部を分掌させることができる。

4 前三項の場合において、大蔵大臣は、大蔵省に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理させ、又は分掌させることができる。

5 第二項の規定により国税収納命令官の事務を代理する職員は、代理国税収納命令官といひ、第三項の規定により国税収納命令官の事務の一部を分掌する職員は、分任国税収納命令官といひ。

(国税等の徴収及び収納)
第九条 国税等は、法令で定めるところにより、徴収し、又は収納するものとする。

2 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第五条から第八条までの規定は、国税等の徴収又は収納について準用する。この場合において、これらの規定中「徴入」とあるのは「国税等」と、同法第五条及び第六条中「徴入徴収官」とあるのは「国税収納命令官」と読み替へるものとする。

(国税資金支払命令官)

第十条 大蔵大臣は、資金からする支払のための小切手の振出又は国庫金振替書の交付(以下「支払命令」といふ。)に關する事務を所屬の職員に委任することができる。

2 大蔵大臣は、国税資金支払命令官(前項の規定により委任された職員をいふ。以下同じ。)に事故がある場合(国税資金支払命令官が第三項において準用する第八条第四項の規定により指定された官職

にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む。)において必要があるときは、所屬の職員にその事務を代理させることができる。

3 第八条第四項の規定は、前二項の場合について準用する。

4 第二項の規定により国税資金支払命令官の事務を代理する職員は、代理国税資金支払命令官といひ。

(資金の支払計画等)
第十一条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、国税資金支払命令官ごとに、資金の支払計画を定め、これを国税資金支払命令官に示達しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の事務の一部を国税庁長官に行わせることができる。

3 国税資金支払命令官は、第一項の規定により示達された資金の支払計画に定める金額をこえて支払命令をしてはならない。

4 会計法第十六条、第二十一条第一項、第二十六条及び第二十八条の規定は、国税資金支払命令官がする支払命令について準用する。この場合において、同法第二十六条中「徴出の支出」とあるのは「支払命令」と、同法第二十八条中「支出官」とあるのは「国税資金支払命令官」と読み替へるものとする。

(還付加算金等の繰入)
第十二条 大蔵大臣又は特別会計を管理する内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、還付加算金及び還付加算金に係る償還金を資金から支払わせるため、必要な金

額を、一般会計又は特別会計からの徴出として資金に繰り入れることができる。

(郵政官署への委託)
第十三条 大蔵大臣は、過額納金の還付金等、還付加算金及び償還金の支払に關する事務の一部を郵政官署に取り扱わせることができる。

2 前項の規定による支払をする場合においては、大蔵大臣は、郵政官署を指定して、これにその支払を委託するとともに、その旨をその支払を受けるべき者に通知しなければならない。

3 大蔵大臣は、前項に規定する支払の委託(以下「支払委託」といふ。)に關する事務を所屬の職員に委任することができる。

4 大蔵大臣は、国税資金支払委託官(前項の規定により委任された職員をいふ。以下同じ。)に事故がある場合(国税資金支払委託官が第五項において準用する第八条第四項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む。)において必要があるときは、所屬の職員にその事務を代理させることができる。

5 第八条第四項の規定は、前二項の場合について準用する。

6 第四項の規定により国税資金支払委託官の事務を代理する職員は、代理国税資金支払委託官といひ。

7 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、国税資金支払委託官ごとに、支払委託をすることができ

る金額を定め、これを国税資金支払委託官に示達しなければならない。

8 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、前項の事務の一部を所屬の職員に行わせることができる。

9 国税資金支払委託官は、第七項の規定により示達された金額をこえて支払委託をしてはならない。

10 大蔵大臣は、第一項の規定による支払に必要な金額を郵政大臣の指定する出納官吏に交付することができる。

11 前各項に規定するものの外、第一項の規定による支払について必要な事項は、政令で定める。

(徴入への組入)
第十四条 大蔵大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、当該年度の初日から翌年度の四月三十日までの期間内において資金に受け入れた国税収納金等(資金からする支払金の返納金で政令で定めるものを除く。)で当該年度に所屬するものの額から当該年度において支払の決定をした過額納金の還付金等の額を控除した額を、当該年度の一般会計又は特別会計の徴入に組み入れるものとする。

2 前項に規定する国税収納金等の所屬する年度の区分については、政令で定める。

3 過額納金の還付金等又は過額納金の支払の決定をした年度の翌年度以後において、時効の完成その他の事由に因り、その支払を要しなくなったときは、その支払を要し

なくなつた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、資金から一般会計又は特別会計の徴入に組み入れるものとする。

(帳簿及び報告書等)
第十五条 国税収納命令官、国税資金支払命令官及び国税資金支払委託官は、政令で定めるところにより、帳簿を備え、且つ、報告書及び計算書を作製し、これは大蔵大臣又は会計検査院に送付しなければならない。

2 出納官吏、出納員及び日本銀行は、政令で定めるところにより、資金に属する現金でその出納したものについて、国税収納命令官又は国税資金支払命令官に報告しなければならない。

(国税収納金整理資金受払計算書)
第十六条 大蔵大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、国税収納金整理資金受払計算書を作製しなければならない。

2 内閣は、前項の国税収納金整理資金受払計算書を、翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

3 内閣は、前項の規定により会計検査院の検査を経た国税収納金整理資金受払計算書を、一般会計の徴入・徴出決算とともに、国会に提出しなければならない。

(職員の責任)
第十七条 国税資金支払命令官、代理国税資金支払命令官、国税資金支払委託官及び代理国税資金支払委託官並びにこれらの者からその補助者としてその事務の一部を処

理することを命ぜられた職員の実任については、これらの職員を予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)に規定する予算執行職員とみなし、これらの職員がする支払命令又は支払委託に関する行為を同法に規定する支出等の行為とみなして、同法を適用する。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるものの外、この法律の施行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
- 2 第二条第一項及び第二項並びに第八条第一項の規定の適用については、当分の間、国税に対する督促手数料及び延滞金は、滞納処分費とみなす。
- 3 国税収納金等、過誤納金の還付金等又は還付加算金で、この法律による改正前の会計法及びこれに基づく命令の規定により昭和二十八年年度所属の歳入金又は歳出金となるべきものについては、なお従前の例による。但し、昭和二十八年年度の出納の完結の時点でに収納され、又は支払われないものについては、この限りでない。
- 4 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条ノ六第一項中「支出シ」を「支払決定ヲ為シ」に改め、

「(第三十一条ノ七ニ依り支払ヲ為ス場合ニ在リテハ政府ニ於テ其ノ支払フ旨ノ通知書ヲ納税義務者ニ発シタル日)」を削る。

第三十一条ノ七を削る。

5 証券を以てする歳入納付に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条中「租税其ノ他ノ」を「租税及」に改める。

6 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項、第三十六条第七項及び第五十四条第一項第二号中「支出」を「支払決定」に改める。

7 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の四第六項、第二十六條の五第四項、第二十六條の八第四項及び第四十二条第一項第四号中「支出」を「支払決定」に改める。

8 会計法の一部を次のように改正する。

第三条及び第五条から第七条までの規定中「租税その他の」を削る。

9 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「租税その他の」を「租税及び」に改める。

10 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第七條中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 国税収納金整理資金を管理すること。

国税収納金整理資金に関する法律案に対する修正案

国税収納金整理資金に関する法律案に対する修正

国税収納金整理資金に関する法律の一部を次のように修正する。

附則第十項の次に次の一項を加える。

11 関税法(昭和二十九年法律第号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「支払日」を「支払決定をする日」に改める。

昭和二十九年三月二十七日 衆議院會議録第二十八号附録(その二)

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円
(送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段三三三三
振替東京一九〇〇官報課